令和６年11月定例会会議録

令和６年11月22日開会
令和６年12月10日閉会

宮 崎 県 議 会

令和六年十一月定例会会議録

宮崎県議会

令和６年11月宮崎県議会定例会会議録　目　次

11月22日（金曜日）

１．出席議員 ---------- 3

１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 3

１．開　　会 ---------- 4

１．会議録署名議員指名 ---------- 4

１．議会運営委員長審査結果報告 ---------- 4

日髙陽一議会運営委員長 ---------- 4

１．会期決定 ---------- 4

１．議案第１号から第22号まで上程 ---------- 5

１．知事提案理由説明 ---------- 5

自11月23日（土曜日）
至11月26日（火曜日）　　**休　　会**

11月27日（水曜日）

１．出席議員 ---------- 11

１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 11

１．一般質問 ---------- 12

坂口博美議員質問 ---------- 12

・知事の政治姿勢について

・気候変動が農林水産業等に与える影響について

丸山裕次郎議員質問 ---------- 26

・台湾との交流について

・囲碁名人戦について

・国土強靭化について

・畜産行政について

・医療行政について

・警察行政ついて

・人口減少問題について

・森林行政について

川添　博議員質問 ---------- 41

・知事の政治姿勢について

・南海トラフ地震対策について

・スポーツランドみやざきへの取組について

・県病院の経営改善について

・グリーン成長プロジェクトについて

・県内の交通渋滞の現状と対策について
・有害鳥獣対策について
永山敏郎議員質問 ---------- 52
・知事の政治姿勢について
・日米共同統合演習について
・投票率向上について
・防災について
・民生委員・児童委員について
・空き家対策について
11月28日（木曜日）
１．出席議員 ---------- 67
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 67
１．一般質問 ---------- 68
福田新一議員質問 ---------- 68
・農業振興について
・観光促進について
・道路行政について
・危機管理について
・福祉行政について
・教育行政について
重松幸次郎議員質問 ---------- 80
・全国知事会地方税財政常任委員長の要望について
・令和７年度当初予算編成について
・防災・避難者支援について
・多様性を尊重する社会づくりについて
・労働者の環境整備について
・福祉保健行政について
・食品ロスの削減について
・主食用米の現状について
・教育行政について
・犯罪被害者支援について
前屋敷恵美議員質問 ---------- 92
・知事の政治姿勢について
・現行（紙）保険証の存続について
・ケア現場の諸課題について

・いじめ・不登校の現状と対策・支援策について
・障がい者の生存権の保障について
安田厚生議員質問 ---------- 103
・観光対策について
・風力発電について
・人手不足について
・学校教育について
・子供の貧困について
・救急安心センター事業について
・国民スポーツ大会について
・農林水産業について
・地震・津波対策について
11月29日（金曜日）
1．出席議員 ---------- 121
1．地方自治法第121条による出席者 ---------- 121
1．一般質問 ---------- 122
脇谷のりこ議員質問 ---------- 122
・知事の政治姿勢について
・災害対策について
・多死社会を迎えて
・スポーツ全般について
・地域公共交通について
・デジタルの力を活用した地方創生について
山口俊樹議員質問 ---------- 135
・公共施設等の活用について
・港湾について
・博物館について
・個別施設計画について
・財政・業務効率化について
・ふるさと納税について
・ペーパーレスについて
・運転免許及び交通について
・子育て環境について
下沖篤史議員質問 ---------- 152
・農畜産業の振興について

・消防行政について
・教育行政について
・福祉保健行政について
・再生可能エネルギーについて
・土木行政について
二見康之議員質問 ---------- 165
・農業施策について
・ジビエの取扱いについて
・事業承継について
・再生可能エネルギーについて
・収入事務について
・教育施策について
自11月30日（土曜日）
至12月１日（日曜日） **休　　会**
12月２日（月曜日）
１．出席議員 ---------- 181
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 181
１．一般質問 ---------- 182
荒神　稔議員質問 ---------- 182
・日本一挑戦プロジェクトに向けた取組について
・脱炭素に向けた取組について
・中山間地域の少子高齢化に伴う課題について
・宮崎国スポ・障スポについて
山内いっとく議員質問 ---------- 193
・人口減少対策について
・日本一挑戦プロジェクトについて
・仲間と助け合う安心・安全の宮崎について
井本英雄議員質問 ---------- 206
・知事の基本姿勢について
・失われた30年と財政均衡論について
・きのくに子どもの村学園について
・オープンダイアローグについて
・鹿児島県警のメディア捜査について
・用水路上の道路崩壊について
・地元の課題について

岩切達哉議員質問 ---------- 218
・人口社会減対策について
・高等特別支援学校等教育の課題について
・労働者支援、子育て支援の課題について
・県職員の雇用について
・個々の課題について
12月３日（火曜日）
１．出席議員 ---------- 235
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 235
１．議案第23号から第33号まで追加上程 ---------- 236
１．知事提案理由説明 ---------- 236
１．一般質問 ---------- 237
工藤隆久議員質問 ---------- 237
・教育施策について
・障がい者福祉について
・林業施策について
・防災対策について
・子育て支援について
黒岩保雄議員質問 ---------- 251
・国内外の政治の変化について
・災害対策について
・漁業及び農業の振興について
・学校給食の充実について
・安心な地域づくりについて
・県職員の働き方改革について
佐藤雅洋議員質問 ---------- 265
・知事の政治姿勢等について
・農業振興について
・中山間地域振興について
・農業用電力について
・防災対策について
・県土行政について
・商工業振興について
・外国人材について
・林業振興について

・教育振興について
・スポーツ振興について
・宮崎国スポ・障スポについて
１．議案第22号採決 ---------- 279
１．議案第１号から第21号まで及び第23号から第33号まで並びに請願委員会付託 -------- 279
自12月４日（水曜日） 至12月５日（木曜日） 常任委員会
12月６日（金曜日） 特別委員会
自12月７日（土曜日） 至12月９日（月曜日） 休　　会
12月10日（火曜日）
１．出席議員 ---------- 283
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 283
１．議席の一部変更 ---------- 284
１．常任委員長審査結果報告 ---------- 284
川添　博総務政策常任委員長 ---------- 284
山内佳菜子厚生常任委員長 ---------- 285
山下　寿商工建設常任委員長 ---------- 287
内田理佐環境農林水産常任委員長 ---------- 288
重松幸次郎文教警察企業常任委員長 ---------- 290
１．討　　論 ---------- 291
前屋敷恵美議員 ---------- 291
１．議案第１号、第６号、第20号及び第33号採決 ---------- 293
１．議案第２号から第５号まで、第７号から第19号まで、第21号及び第23号から第32号まで採決 ---------- 293
１．請願第12号採決 ---------- 293
１．請願第８号及び第10号採決 ---------- 294
１．請願第９号採決 ---------- 294
１．閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 ---------- 294
１．議員発議案送付の通知 ---------- 294
１．議員発議案第１号及び第２号追加上程、採決 ---------- 295
１．議員派遣の件 ---------- 295
１．選挙管理委員及び同補充員の選挙 ---------- 295
１．閉　　会 ---------- 296

１．資　　料 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― 297
令和６年11月定例会日程 ―――――――――――――――――――――――――――――― 299
議案送付文書 ―――――――――――――――――――――――――――――――――― 300
一般質問時間割 ―――――――――――――――――――――――――――――――――― 302
議案・請願委員会審査結果表 ―――――――――――――――――――――――――――― 303
閉会中の継続審査・調査申出一覧 ―――――――――――――――――――――――――― 305
１．議案議決件名一覧表 ―――――――――――――――――――――――――――――― 307
１．議員発議案等 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 311
避難所生活改善等に対する意見書 ―――――――――――――――――――――――― 313
民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書 ―――――――――――――――――― 314
議員派遣（令和６年度九州各県議会議員交流セミナー） ―――――――――――――― 315
１．請願一覧表 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 317
１．議事経過 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 331

11月22日（金）

令和６年11月22日（金曜日）

午前10時０分開会

出席議員（38名）

２番	渡辺正剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
３番	永山敏郎	(県民連合立憲)
４番	工藤隆久	(公明党宮崎県議団)
５番	荒神稔	(宮崎県議会自由民主党)
６番	福田新一	(同)
７番	本田利弘	(同)
８番	山内いっとく	(同)
９番	山口俊樹	(同)
10番	下沖篤史	(同)
11番	齊藤了介	(同)
12番	黒岩保雄	(同)
13番	濵砂守	(同)
14番	脇谷のりこ	(親和会)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	山内佳菜子	(同)
17番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
18番	坂本康郎	(同)
19番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日高博之	(同)
21番	後藤哲朗	(同)
22番	佐藤雅洋	(同)
23番	日髙陽一	(同)
24番	安田厚生	(同)
25番	内田理佐	(同)
26番	川添博	(同)
27番	図師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山下寿	(同)
34番	外山衛	(同)
35番	武田浩一	(同)
36番	丸山裕次郎	(同)
37番	中野一則	(同)
38番	山下博三	(同)
39番	野﨑幸士	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎　開　　会

○濵砂　守議長　これより令和６年11月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、２点申し上げます。

まず、先月21日から23日にかけての大雨により、２名の方が貴い命を落とされました。ここに謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

次に、三笠宮妃百合子殿下におかれましては、15日に薨去されました。ここに謹んで哀悼の意を表するとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

◎　会議録署名議員指名

○濵砂　守議長　それでは、これより議事に入ります。

会議録署名議員に、佐藤雅洋議員、今村光雄議員を指名いたします。

◎　議会運営委員長審査結果報告

○濵砂　守議長　まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、日髙陽一委員長。

○日髙陽一議員〔登壇〕　おはようございます。御報告いたします。

11月15日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました令和６年11月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計22件、その内訳は、補正予算２件、条例７件、予算・条例以外13件であります。このほか１件の報告があります。

また、職員の給与改定等に係る議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から12月10日までの19日間とすることに決定いたしました。

会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、11月27日から５日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。

12月４日から５日までの２日間で各常任委員会を開催し、12月10日、最終日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

さらに、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濵砂　守議長　議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎　会期決定

○濵砂　守議長　会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月10日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎　議案第１号から第22号まで上程

○濵砂　守議長　次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第１号から第22号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎　知事提案理由説明

○濵砂　守議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。

令和６年11月県議会定例会の開会に当たり、まず冒頭に、三笠宮妃百合子殿下の薨去の報に接し、謹んでお悔やみ申し上げます。

妃殿下には、昭和54年に本県で開催された国民体育大会秋季大会に両殿下で御来県いただき、多くの県民と親しく接していただくなど、大変温かいお心遣いを賜りました。

私も先般の上京の折、皇居にて弔問の記帳を申し上げたところであり、改めまして、県民の皆様とともに心から哀悼の意を表します。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、２点御報告を申し上げます。

１点目は、先月の大雨による被害についてであります。

10月21日から23日にかけて、本県では、線状降水帯の発生により局地的に猛烈な雨が降るなど、長時間にわたる記録的な大雨に見舞われました。

この大雨により、延岡市では土砂災害により住家１棟が全壊し、日南市では自動車ごと川に流されたことで、合わせて２名の方が亡くなられました。また、県全体で、住家の床上浸水が73棟、床下浸水が227棟に上るなど、大きな被害をもたらしました。

亡くなられた方々とその御遺族に対し、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害対応に当たりましては、自衛隊をはじめ、国土交通省や地元の建設業など、多くの関係機関の皆様に多大なる御尽力を賜り、迅速かつ精力的に捜索活動や災害現場の復旧に取り組んでいただきました。改めて深く感謝申し上げます。

私は、被災地の状況をじかに確認するため、延岡市の土砂災害や門川町の農業用ハウスなどへの浸水被害、串間市の土砂災害に伴う道路・鉄道被害の現場をそれぞれ視察し、関係者と意見交換を行いました。大きな被害を目の当たりにし、命を守るための情報共有やハード面の対策強化の重要性などを改めて痛感したところです。

今年は、最大震度６弱を観測した日向灘沖の地震や、竜巻や突風をもたらした台風第10号による被害が相次ぐ中で、今回の大雨災害に見舞われました。

本県は南海トラフ地震の発生も懸念されておりますので、県民の皆様には、いま一度、防災意識を高めていただき、災害時の避難経路の確認や必要な物資の備蓄などの備えを、日常生活を送る上での、いわば「標準装備」として取り

組んでいただきますようお願いいたします。

県としましても、国や市町村、関係機関と連携しながら、被災された方々が一日も早く日常を取り戻していただけるよう、迅速な復旧を進めるとともに、様々な災害から県民の命を守るため、防災対策の強化に万全を尽くしてまいります。

２点目は、台湾の台中市との友好交流協定締結についてであります。

台中市は人口280万人を超える台湾第二の都市であり、近年、同市との間では、宮崎県議会日台友好議員連盟の皆様や民間における交流が進んでおります。また、昨年11月には、駅名の漢字表記が同じである本県の日南駅と台中市のリーナン（日南）駅との間で、姉妹駅協定も締結されたところであります。

県としましても、台中市で宮崎フェアを開催するなど、友好関係の構築に努めてきた中で、同市の様々な団体から協定締結を望む声をいただきました。そこで、今後も継続的な交流を促進していくことを目指し、来月12日に台中市と友好交流協定を締結することとなりました。

締結式には、本県から、濵砂議長、宮崎県議会日台友好議員連盟会長の丸山議員をはじめとする関係者の皆様とともに、私も出席する予定です。待望の台湾との直行便が再開するこのタイミングで、今回の友好交流協定を締結することにより、本県と台中市との間で、観光やスポーツ分野をはじめ、民間団体同士の経済交流等がより一層深まることを期待しております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計18億4,954万9,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,798億1,047万5,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金100万円、国庫支出金６億4,142万1,000円、繰入金５億8,842万8,000円、県債６億1,870万円であります。

続きまして、今回の一般会計補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明いたします。

初めに、災害対策関係であります。

これは、先般の台風第10号等により発生した被害の早期復旧を図るため、15億円余の追加補正を行うものであります。

まず、社会基盤の復旧・復興に向けて、漁港や治山施設のほか、県庁舎などの県有施設の災害復旧に取り組みます。

また、海岸に漂着した流木の撤去や被災した山地の復旧、さらには、県管理道路の補修・修繕や河川に堆積した土砂の掘削除去などに要する経費も計上しております。

あわせて、台風により被災した社会福祉施設等の復旧、農水産業の経営再開に必要な諸資材や種苗の購入、養殖施設の復旧等に要する費用を支援してまいります。

次に、災害復旧以外の主な事業であります。

まず、ツール・ド・九州開催事業は、令和７年10月に本県で開催される同大会の準備等に要する経費について、ツール・ド・九州の実行委員会に対し、負担金を支出するものです。

次に、ひなたの獣医師確保修学資金給付事業は、県職員の獣医師を確保するため、宮崎県畜産協会等に対し、修学資金給付に要する費用を補助するものです。

最後に、主な債務負担行為についてであります。

東京ビル再整備事業は、宮崎県東京ビルの県

施設分の取得に係る経費について、建物売買契約の締結に伴い、26億円余の債務負担を設定するものです。

また、議案第２号「えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算」は、アイススケート場の倉庫増築工事に係る予算の繰越しを計上するものです。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第３号は、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託財産に係る寄附金を県民税所得割の税額控除の対象とするため、関係規定の改正を行うものです。

議案第４号は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に伴う工事許可申請等の手数料の新設と、旅券法施行令の改正に伴う一般旅券発給手数料の改正を行うものです。

議案第５号は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る手数料を新設するほか、運転免許試験手数料等の改正を行うものです。

議案第６号は、雇用保険法の改正に伴い、就業手当の廃止や地域延長給付に係る措置期間の延長が行われること等に対応するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第７号は、宮崎県男女共同参画センターの所在地変更に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第８号は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町に権限を移譲するための改正を行うものです。

議案第９号は、厚生労働省令の改正により、救護施設及び更生施設の運営基準が変更されることに伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第10号は、椎葉村の国道265号十根川工区（仮称）十根川２号トンネル工事の請負契約の締結について、議会の議決に付するものです。

議案第11号は、北浦漁港衛生管理型荷捌き所建設主体工事の請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第12号から第14号までは、都城市の新宮崎県陸上競技場建設主体工事及び電気工事の請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第15号は、外国籍の船舶が平成31年に福島港の岸壁を損傷させた事故に係る民事訴訟事件の和解について、議会の議決に付するものです。

議案第16号は、高原町の高千穂峰狭野線狭野工区の用地取得に係る共有物分割請求の訴えを提起することについて、議会の議決に付するものです。

議案第17号から第20号までは、宮崎県建設技術センターなど７つの施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決に付するものです。

議案第21号は、令和７年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、議会の議決に付するものです。

議案第22号は、収用委員会委員、上村哲生氏が令和６年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、古清水賢一氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

今回提案いたしました議案の概要については以上であります。

ここで、職員の不祥事についておわびを申し上げます。

昨日公表いたしましたとおり、知事部局にお

いて、酒気帯び運転によるものなど、職員３名について、免職等の懲戒処分としました。そのほか、職員によるわいせつ事件や盗撮事件なども発生しており、事件の推移も踏まえ、事実確認を進めているところであります。

職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底については、これまでも組織を挙げて取り組んできたところでありますが、今回このような事案が続発したことは、県政に対する信頼を大きく失墜させるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に心よりおわび申し上げます。

今後、非違行為の再発防止など、改めて綱紀粛正の徹底を図り、職員一丸となって県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、最後になりますが、国の経済対策を踏まえた補正予算につきましては、本県として迅速かつ適切に対応すべく、国の動向を注視し、提案時期等も含めて今後検討してまいります。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○濵砂　守議長　知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日23日から26日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時18分散会

11月27日（水）

令和６年11月27日（水曜日）

午前10時０分開議

出席議員（38名）

２番	渡辺正剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
３番	永山敏郎	(県民連合立憲)
４番	工藤隆久	(公明党宮崎県議団)
５番	荒神稔	(宮崎県議会自由民主党)
６番	福田新一	(同)
７番	本田利弘	(同)
８番	山内いっとく	(同)
９番	山口俊樹	(同)
10番	下沖篤史	(同)
11番	齊藤了介	(同)
12番	黒岩保雄	(同)
13番	濵砂守	(同)
14番	脇谷のりこ	(親和会)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	山内佳菜子	(同)
17番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
18番	坂本康郎	(同)
19番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日高博之	(同)
21番	後藤哲朗	(同)
22番	佐藤雅洋	(同)
23番	日髙陽一	(同)
24番	安田厚生	(同)
25番	内田理佐	(同)
26番	川添博	(同)
27番	図師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山下寿	(同)
34番	外山衛	(同)
35番	武田浩一	(同)
36番	丸山裕次郎	(同)
37番	中野一則	(同)
38番	山下博三	(同)
39番	野﨑幸士	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
選挙管理委員長	茂雄二
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	青野奈月

◎　一般質問

○濵砂　守議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。

質問に入ります前に、三笠宮妃百合子様の薨逝の報に接し、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、去る10月22日に発生した線状降水帯により、都農町では１時間雨量86ミリを記録しました。また、レーダー観測では、日南市付近及び延岡市付近で１時間に120ミリの雨が降ったとの解析がなされております。

今回の雨では２名が犠牲となり、住宅や農地などでの大きな被害も発生しました。亡くなられた方と御遺族に対し、衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方たちへ心からお見舞い申し上げます。

実はこのとき、都農町の友人から「農地が冠水した。すぐに来てくれ」との連絡があり、そこへと車で向かいました。ところが、前方が見えなくなるほどの大雨で、路面の水位も急速に上昇していく状況にあり、しばらく進むと、前方を走っていた車数台が既に走行不能となっておりました。文字どおり全身を震盪させるほどの怖さすら感じました。

ところで、線状降水帯とは、西暦2000年頃に日本でつくられた気象用語だと聞いておりますが、もしこの線状降水帯発生の裏に地球温暖化の関与があるとすれば、今後の農林水産業の在り方は、これまでの考え方の延長線上では駄目であろうとの思いを強く持ちました。今回は、そのような思いをベースに県の考え方を伺います。

それでは、通告に従って順次尋ねてまいります。

先月27日に行われた衆議院議員選挙は、与党の合計議席数が過半数を下回る結果となりました。この選挙では、政治資金問題が最大の争点となりましたが、国民生活に大きな影響を及ぼしている物価高騰の長期化や金融政策などに関する論争は、あまり耳にできませんでした。

また、今後の国のありようを左右する人口減少・少子化対策や防衛力強化策についても同じでありました。ましてや、これからの日本国の姿を決めることにもつながる憲法改正や選択的夫婦別姓などの課題について、それに値するだけの十分な政策論議やいかにと考えるとき、残念ながらその答えは、投票率53.85％の戦後３番目の低さという結果が明確に示していると受け止めております。

なおまた、米国大統領選挙及び連邦議会選挙では、米国第一主義を掲げ、移民政策の強化や大型減税の実施に加え、輸入品への高い関税などを主張するトランプ氏が当選し、上下両院の多数派も共和党が占めるという結果に終わりました。

まずは、これら衆議院議員選挙及び大統領選挙の結果が、我が国及び地方に及ぼす影響をどう捉えておられるか、知事の御所見を伺います。

続けて、部分連合による政権運営について伺います。

自民党と公明党の連立与党が過半数割れをし

た結果として、現在、政権運営に当たり、個々の政策について個別の政党ごとに協議を行い、政策を実現させていく部分連合が構築されております。部分連合は、連立政権や閣外協力に比べ、政党間の結びつきが強固でないことから、政策決定の先行きが見通しづらくなるものと思います。

そのような中にあって、国においては、これから年末にかけ、補正予算や当初予算の編成、さらには税制改正や地方財政対策の決定等が控えており、地方への影響がどうなるかを大きく懸念しております。

今後の部分連合下における政権運営について、知事はどう考えておられるのか、以上２点を伺い、あとは質問者席から尋ねます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。お答えします。

まず、衆議院議員選挙及び米国の大統領選挙の結果が及ぼす影響についてであります。

さきの衆議院議員総選挙では、与党の議席数が過半数を下回る結果となり、少数与党となった自公政権が国政を担うという新たな局面を迎えております。

このような状況においては、法律や予算の成立に当たり野党の協力を得る必要があるなど、不安定な政権運営となる一方で、より幅広い意見の集約や政治の緊張感の大切さが見直されることにより、政治決定過程の透明化と丁寧な国会審議が行われるといった側面もあると考えております。

また、米国大統領選挙で再任が決定したトランプ氏は、安全保障や経済対策、地球温暖化対策などで自国主義を主張しており、早速関税の引上げなどの方針が示されているというような状況でございますが、我が国や地方に対して、経済や産業政策をはじめ、多方面で影響を及ぼす可能性があるものと認識しております。

おととい、ＥＵ10数か国の大使と知事会の10人程度でありますが、昼食を取りながらの懇談会を行ったところであります。アメリカがこういう状況になる中で、ＥＵと日本の関係というのも極めて重要なものになり、地方としても役割を果たしてまいりたい、そのような思いでございます。

国内外で将来への不透明感が増す中にあっても、国政や県政の停滞は許されず、国民や県民の生活に影響が及ばないよう、しっかりと対処することが政治の責務であると考えております。私としましても、今後の国際情勢や国政の動向を常に注視し、県政を預かるリーダーとして的確な対応に全身全霊で取り組んでまいります。

次に、部分連合の状況下における政権運営についてであります。

与野党が政策ごとに協議し、合意した個別分野でのみ政権運営に協力する部分連合の状況下におきましては、予算案や法案、政策ごとに与野党間の調整が必要となり、意思決定に時間を要するなど不安定な政権運営となることによって、本県においても、これまでと同様の見通しを持って県政運営を行うことが難しくなるものと認識しております。

私としては、今後の国政の動きを注視しつつ、人口減少対策や地方創生をはじめ、物価高への対応や地方税財源の確保・充実、国土強靭化への取組などが後退しないよう、全国知事会地方税財政常任委員長という立場も最大限に活用し、本県をはじめ、地方において必要な予算の確保や施策の実現に向けて、全力で取り組ん

でまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員　いずれにせよ、主権者は国民であり県民であるということを忘れずに、他の会派も政党も含めてですけれども、３党がしっかり国民のために尽くしていくんだということに尽きるかなと思います。

現在、今伺いました部分連合のキャスティングボートを握っているのが国民民主党であります。国民民主党は今回の選挙において、減税や生活費の引下げを行い、国民の手取りを増やし、消費拡大を図るとする考え方を国民に強く訴えてきました。

具体的には、所得税の基礎控除額を178万円に引き上げ、所得税と個人住民税の減税を行う103万円の壁の見直しや、ガソリン税や軽油引取税におけるトリガー条項の凍結解除であります。

税の問題に関し、まずは政府が検討している年収の壁の引上げ及びトリガー条項の凍結解除が実施された場合の国及び本県の税収等への影響はいかほどになる見込みなのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君）　まず、年収の壁につきましては、仮に75万円の引上げとなった場合、政府においては、国税である所得税が約３～４兆円の減収と試算しております。

また、引き上げ後の消費動向等を考慮せず、令和５年度の課税状況等を基に試算しますと、本県の個人県民税が最大142億円、県内市町村の個人市町村民税が最大213億円の減となり、県全体で最大355億円の減収となる見込みであります。

次に、トリガー条項につきましては、凍結が解除された場合、政府は、国と地方合わせて約１兆5,000億円の減収と試算しております。このうち、本県への影響につきましては、今年度当初予算をベースに試算しますと、軽油引取税で約46億円の減収となる見込みであります。

また、国から交付される地方揮発油譲与税につきましては、県では約３億円、県内市町村では約２億円の減となり、県全体で合わせて約51億円の減収となる見込みであります。

○坂口博美議員　減収は避けられないということですけれども、こういった措置の実施というのが、確実に消費の拡大につながるのであれば、税収の減はある程度は抑えられるかもしれませんが、景気や物価の先行きが不透明な中、貯蓄に回ってしまう懸念もあります。

また、税制以外の社会保険料や事業主負担の在り方のほか、中小企業を含めて、継続的に賃上げを実施できるような価格転嫁対策等も並行して実行しなければ、抜本的な解決にはつながらないとの意見もあるところであります。

そしてまた、我が国が抱える喫緊の課題には、さきにも述べましたもののほか、防災・減災、国土強靱化対策や気候変動対策、あるいはこれまで先延ばしにしてきた財政健全化の取組も待ったなしであります。

これらへの対応を含め、必要な財源はどのような形で確保されるのか、仮に国債頼みとなれば、将来世代に及ぼす影響が極めて心配であります。国民の安全・安心を守るためには、将来負担の増など決して認められず、健全性が見通せる中での安定した財源の確保が不可欠であります。

基礎控除額引上げなどの措置が実施された場合、国の税収がかなり減ってしまうとの試算を先ほどの答弁で示されましたが、その場合の国の重要政策への影響について、知事はどうお考えか伺います。

○知事（河野俊嗣君）　現在進んでいるこうい

う議論につきまして、社会経済情勢の変化等を踏まえて、雇用や所得環境の改善等のために、基礎控除の引上げなど、将来のあるべき制度や施策の方向性について議論を行うこと自体は、私は大変意義があるものと考えております。

しかしながら、我が国の置かれた現状を見ますと、長引く物価高騰の克服と確かな経済成長、少子化・人口減少に立ち向かうための地方創生の再起動に加え、国民の安心・安全の確保に向けた防災・減災、国土強靱化の推進、災害からの復旧・復興、さらには財政健全化など、早急に対策を講じなければならない重要課題が山積しております。

このような中、税収減に伴い、仮に大幅な財源不足が生じますと、予算編成に支障を来し、国民の暮らしや社会経済活動に深く関わるこれらの施策構築にも、多大な影響が懸念されるところであります。

昨日、全国730人の市町村長が参加して安全・安心の道づくりを求める全国大会が行われ、私は地方代表として意見発表を行いました。仮にこのような議論が進展し、地方の税収減につながると、道づくりをはじめとする重要なインフラ整備、国土強靱化の取組にも支障を来しかねない、地方財政に影響が及ばないよう丁寧に議論を進めていただきたい、そのようなことも改めて確認したところであります。

国の重要施策は、地方にとっても、国と一体となって取り組むべき待ったなしの課題でありまして、その影響は、国・地方全体に広く及ぶものと考えております。

○坂口博美議員　これらの措置というのは、答弁にもありましたように、本県の税収にも大きな影響があります。

財政基盤が脆弱な宮崎県は、今後さらに社会保障関係費が増加する中、知事の重点施策である宮崎再生や日本一挑戦プロジェクトの取組のほか、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会の開催等に多額の財政負担が見込まれております。

これらの措置が実施された場合の本県の令和７年度当初予算編成や財政健全化など、今後の財政運営への影響についての考え方を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　６月に策定されました骨太の方針2024では、地方の一般財源総額を今後３年間、実質的に今年度と同水準に維持するとされておりまして、本県の税収等の減に対しては、仮にそういったものが生じた場合は、現行制度上、普通交付税等により、一定の財源保障がなされるものと考えております。

また、所得税の減収に伴う交付税総額の減により、本県では普通交付税が約137億円の減となる可能性がありますが、これについても、何らかの地方財政対策が講じられるものと想定はしております。

ただ注意すべきは、国の財源も一定の限りがあるわけでありまして、仮に国債発行により、こうした財源措置が賄われるという場合には、将来世代に対するツケを回すことになりかねない、また、それが巡り回っては、国の財政のみならず、地方の財政にも大きな影響を及ぼしかねない、そのことも危惧しております。

また、これらはあくまでも想定でありまして、現時点で国の制度設計や地方財政計画は明らかとなっておりませんので、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税が大幅な減となる懸念もあります。

本県歳入の約３割を占める交付税の減は、令和７年度当初予算編成はもとより、将来にわた

る財政の健全性維持にも大きな影響があり、人口減少対策等の重要施策のみならず、様々な行政サービスを含めて、大幅な事業費削減を迫られる可能性もあります。

おとどい行われました全国知事会においても、これが重要な議論となりまして、その後に行われました政府主催の全国知事会議の場におきましても、恒久的な減税となされるのであれば、地方の減収分については、臨財債など地方の借金ではなく、恒久的な財源により補填をしていただきたいと強く求めたところでありまして、健全な財政運営、また各種施策の実現に必要となる財源の確保というものを国へ強く求めてまいります。

○坂口博美議員　今回の見直しについて、確かに減税が行われればガソリン代が下がる、そうなれば、生活への負担が減ること、あるいは年収の壁を意識して就業調整を行っている方々が、それを気にすることなく働くことができ、人手不足の解消も期待できることから、国民や県民には賛成する声が多くあります。

しかしながら、県政運営に当たっては、仮に税収が減ることになっても、必要な行政サービスを将来にわたり維持・充実していく姿勢は貫かねばなりません。

答弁では、今後３年間の一般財源総額は維持すると骨太方針に書かれているとのことでありました。ただ、これを決めたのは選挙前の閣議であり、その後に政権運営の形が変わりました。閣議決定は継続されるものだとは信じつつも、私は幾ばくかの心配を持たないわけでもありません。このことについては、いかなることが起きようとも、政府には実行を求めるべきであります。

それがためにも知事は、減税措置の実施について、政府に対し、地方の意見を十分に聞くなどの慎重な検討を強く求めるべきであります。そしてまた、仮に実施するのであれば、地方財政に影響を生じさせないことを強く求めるべきであります。御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君）　令和７年度の地方財政を考えますと、社会保障費の一層の増加に加え、人事院勧告の引上げ改定に伴う人件費の大幅増や、物価上昇の影響への対応がある中で、地方創生の再起動をはじめ、子供・子育て政策、国土強靱化といった重要課題の財源を確保する必要があり、大変厳しい状況にあります。

このような中でも地方は、責任を持って福祉や教育など欠かすことのできない行政サービスを維持する必要があるため、その基盤となる財政運営に支障が生じないよう、全国知事会地方税財政常任委員長として、地方一般財源総額を増額して十分に確保することを国に強く求めているところであります。

この状況下において、大幅な減収の可能性がある年収の壁やトリガー条項の見直しについては、こうした議論が本格化するその前の段階から、地方財政への影響を考慮しながら、丁寧に議論を進めるべきであるということを、あらゆる機会を通じて、多くの政府・与党関係者に訴えてきたところであります。

今後も議論の動向を注視し、地方財政に影響が生じないよう、随時、国に対して強く求めてまいります。

○坂口博美議員　それからまた、先週閣議決定された「日本経済・地方経済の成長」「物価高の克服」「国民の安心・安全の確保」を柱とする総合経済対策に基づき、石破総理が今後、特に力を入れる旨を表明している地方創生のための新たな交付金の創設、さらには低所得世帯向

けの給付の財源となる重点支援地方交付金の増額や電気・ガス料金の低減、そしてまた、防災体制の強化等が盛り込まれた補正予算が編成される見込みであります。

しかしながら、これまでも交付金を財源に、様々な物価高騰対策や地方創生の取組が実施されてきましたが、今もなお、それらの効果を十分に実感できる状況にはありません。

今回の国の経済対策のための補正予算において、本県の現状やこれまでの取組の検証も踏まえ、どのような対策が必要と考えておられるのか、県の補正予算の編成についての考え方と併せ、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　これまでコロナ禍等からの宮崎再生に取り組んできているところでありまして、昨日も台北線の約４年９か月ぶりの再開、観光面でも明るい兆しが広がっているところであり、本県経済は回復基調にあると考えておりますが、一方で、足元では、県民の暮らしや事業者の経済活動への物価高騰等の影響が続いております。

このため、厳しい状況に置かれている県民や事業者の負担軽減措置を講じつつ、持続的な賃上げが実現するよう経済の足腰の強化を図りますとともに、県勢のさらなる発展に向けて、新たな地方創生の展開や一層の県土強靭化等にもしっかり取り組んでいく必要があると認識しております。

現在、各部局には、国の動向に対する情報収集に努めながら、スピード感を持って事業構築に取り組むよう指示しているところであります。県民生活の安全・安心や地域経済の再生に資する事業については、速やかに着手する必要があることから、タイミングを失することなく補正予算を編成できるよう準備を着実に進めてまいります。

○坂口博美議員　ぜひ補正予算のことをよろしくお願いしておきます。

では次に、新幹線整備に関して伺います。

昨年の11月議会において、私は、本県が本気で新幹線整備の実現を目指すのであれば、新八代から九州を横断するルートを検討することが有効的ではないかとする提案を行いました。

その際、知事は、「国において「基本計画路線等につき、地域の実情に応じた今後の方向性について調査・検討する」との方針が示され、隣県においても独自ルート検討が進められる中、本県でも新八代ルートを含め調査研究に取り組んでいく」と答えられ、本年度、東九州新幹線等調査事業に取り組まれております。

そしてその後、その結果については、11月定例議会において報告したいとする考え方も示されましたが、結果の概要を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木　清君）　調査結果の概略を申し上げますと、まず、所要時間につきましては、宮崎市から博多駅までの区間を見ますと、現在、鹿児島を経由し、九州新幹線を利用して３時間51分を要しているところ、大分を経由する日豊本線ルートが１時間38分、鹿児島を経由する鹿児島中央先行ルートが２時間12分、新八代ルートが１時間24分となっており、それぞれ約１時間30分から２時間30分の短縮が見込まれております。

次に、整備費用につきましては、日豊本線ルートが小倉から鹿児島までで約３兆8,100億円、鹿児島中央先行ルートが約１兆600億円、新八代ルートが約１兆5,000億円という結果になっております。

最後に費用対効果でありますが、これまでの

平均成長率が将来も継続するという前提の下、社会的割引率を１％と設定した場合で、日豊本線ルートが1.2、鹿児島中央先行ルートが1.0、新八代ルートが1.2となっており、各ルートともに便益が費用を上回る算定結果が得られております。

○坂口博美議員　答弁中のいずれのルートも所要時間については大幅短縮が図られ、費用対効果も確保できる見込みでありますが、一方では多額の整備費用を要し、現在の国の整備方式では、地方負担も相当なものとなります。

そしてまた、現在整備が進められている北陸新幹線や西九州新幹線などの整備新幹線を見ると、整備計画決定から最初の部分開通までに、おおむね30年から40年を要しております。

このような困難な課題がある中、本県が何としても新幹線整備を実現しようとするには、地域の関心を高めながら粘り強く取り組んでいく必要があろうかと考えます。

大都市から遠くに位置するという地理的ハンディを抱える本県の将来像を知事はどう描こうとなさっているのか、大変気にしております。

そしてまた同時に、恐らく知事は、時間的短縮効果や大量輸送性に優れる新幹線は、本県の経済活性化や県民の暮らしの向上を図り、本県が繁栄していくための重要なインフラであるとお見通しであろうとも思っております。

今回の調査を踏まえ、宮崎の将来の礎とするべく新幹線整備をどのようにお考えか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　今回の調査結果では、博多駅までの鉄道移動で約１時間半から２時間半といった大幅な時間短縮が見込まれることが明らかとなりました。

このように優れた時間短縮効果や大量輸送力を持つ新幹線は、大都市圏から遠隔地にある本県にとりまして、インバウンドを含めた観光等の経済活性化や県民の暮らしの向上に大きなインパクトを与えるものと考えております。

今年の夏の全国知事会は北陸新幹線が開通した福井で開催され、また、秋の九州地方知事会は長崎で開催され、それぞれ私も新幹線に乗車し、インバウンドも含めた観光誘客の大きな効果というもの、さらには新幹線開通を見据えた駅前開発等による経済効果というものを目の当たりにしたところであります。

加えて、南海トラフ地震等の自然災害に備えた代替経路の確保といった災害対策にも大きな役割を果たすものであり、改めて整備実現に向けた思いを強くしたところであります。

一方で、開業までに長期間を要することや、多額の財政負担などの課題もありますことから、まずは、県民の新幹線への関心を高めていくことが何より重要であると考えております。

このため、来年１月には今回の調査結果を踏まえたシンポジウムを開催することとしており、引き続き、新幹線整備に向けた機運醸成に取り組むとともに、国に対しては、早期整備や財政負担の在り方の見直しなどについて、関係自治体と連携しながら、しっかりと要望を行ってまいります。

○坂口博美議員　県民大会の開催なども今後必要になるかも分かりません。ぜひよろしくお願いします。

今伺いました今回の調査結果を踏まえますと、新八代ルートは本県にとり有力な選択肢になり得ると思います。九州を横断する形で九州新幹線と接続すれば、東九州新幹線と九州新幹線とを結ぶ短絡線として、新たな機能も期待できます。

国は基本計画路線について、「地域の実情に応じた今後の方向性について調査・検討する」として、現状からの変更を示唆しております。また、石破首相も新たな地方創生を打ち出しています。これらに鑑みると、地方に大きなメリットを創生できる新幹線のネットワークについても議論すべきだと信じます。

新八代ルートを含めた新幹線ネットワークについての所見を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　新幹線の整備は、長い年月をかけて行う国家プロジェクトでありまして、東九州新幹線につきましても、基本計画の決定から約50年が経過しております。

このような中、御質問にありましたように、昨年、国は基本計画路線について、「地域の実情に応じた今後の方向性を調査・検討する」との方針を示しておりまして、今後の動きをしっかりと注視していく必要があると考えております。

県として東九州新幹線の実現を目指す基本方針は変わりませんが、御指摘のように、新八代ルートについては、東九州新幹線と九州新幹線とを九州の中央で接続し、九州の各都市をきめ細かに結ぶ新幹線ネットワークの形成につながるものでありまして、本県のみならず、九州全体に大きなメリットをもたらすものと考えております。

新幹線整備には長い時間軸の中で取り組んでいくことを考えますと、あらゆる可能性を将来につなげていくことは大変重要であり、また私の責務であると考えておりますので、県民の様々な声に耳を傾けながら、新八代ルートを含めた新幹線ネットワークについて議論を深めてまいります。

○坂口博美議員　ぜひ力を入れて頑張っていただきたいと思います。

では次に、異常気象について、環境森林部長に伺います。

様々な国や地域における異常気象発生に係る情報等に最近、数多く接しますが、そもそも異常気象とはどのようなものなのか、その定義をお尋ねし、それが近年、多発してきている背景には何があるのか、地球温暖化との関係などにつきお尋ねいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　気象庁では、気温や降水量などの異常を判断する場合、原則として、特定の地域や時期において30年に１回以下の頻度で発生する現象を異常気象と定義しております。

また、世界各地で発生している熱波などの異常気象の多くは、熱帯地域の対流活動が遠い場所に影響するなど、地球の大気と海洋の自律的な変動による自然のゆらぎが大きく振れることが原因と分析されております。

さらに、大気中の温室効果ガス濃度の増加に伴い、世界各地で平年の気温そのものが高くなっていることから、自然のゆらぎが同程度であったとしても、著しい高温が発生する確率が高まると考えられ、その発生頻度の長期的な増加傾向は、地球温暖化の影響であるとされております。

○坂口博美議員　つまり異常気象というのは、気温が高くなると発生しやすくなるが、温室効果ガスによる現象とされる気象パターンの長期的なシフトに従うものではなく、同一地域における発生頻度は30年に一度あるやなしといったように、非常に低いとの理解でよろしいのかなと思っております。そう受け止めました。

そうなりますと、異常気象時における農業や水産業などの豪雨対策、強風対策につきまして

は、栽培管理などソフト面の在り方も当然重要ではありますが、それにも増して、水や風から作物などが守れるだけの条件を満たした農地や施設の確保は不可欠であります。

突風や竜巻あるいは豪雨被害の状況を十分に把握されている知事に、これからの異常気象と農業との在り方をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　本県では、昭和35年に防災営農計画をスタートさせ、畜産や施設園芸など、台風被害を回避する営農方式を推進することで、我が国有数の食料供給基地として発展してまいりました。

しかしながら、近年は毎年のように異常気象が発生し、本年も８月の突風や10月の大雨により被害が生じるなど、農業に大きな影響を及ぼしております。

私は、災害発生直後、現場を視察した際に、その被害を目の当たりにし、農業共済など農業者を支えるセーフティーネット対策はもとより、農地や農業用ハウス、畜舎などの被害を軽減するハード対策も重要との思いを強くしたところであります。

県では、第八次農業・農村振興長期計画に基づき、「新防災」をキーワードに、農地の排水能力を高める基盤整備や強度の高いハウスの導入などの対策を進めてきましたが、異常気象の常態化を踏まえ、農業者が安心して営農できるよう、より強靭で、災害に強い生産基盤づくりを積極的に進めてまいります。

○坂口博美議員　今、答弁で、毎年のように異常気象が発生しているということでありましたけれども、30年に１回以下の確率を異常気象と定義しているということで、これは恒常的な気象という具合に受け止めるべきではないか、いつでも起こり得る気象なんだと受け止めるべきではないかなと思っております。

そこで、農業共済などの対策が重要という答弁でありました。県内農家の共済加入の状況はどうなっているのか、また、農業共済の農家の掛金の額と共済金との相関についてはどうなっているのか、さらに、より強靭なハウスなど異常気象にも安心できる基盤づくりに向けての現況及び課題はどうなっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　ＮＯＳＡＩ宮崎の調査によりますと、農業共済のうち、施設園芸農家が加入する園芸施設共済は、令和５年度で88.6％と全国で２番目に高い加入率となっております。

また、共済掛金は、加入者が過去20年間に受け取った共済金の額を基に41段階の等級で決定されるため、災害等で共済金を受け取って等級が上がれば、掛金が高くなります。

次に、ハウスの強靭化につきましては、50メートル以上の風速に耐える強度を持つハウスの普及に取り組んでおりますが、その普及率は10％以下であり、さらなる普及には導入コストが課題と認識しております。

また、農業用施設の浸水に備えた基盤づくりでは、排水機場の機能強化や農地のかさ上げ、圃場整備と併せたハウスの集約に取り組んでおりますが、集約に伴うハウスの移転費用の農家負担が課題と考えております。

県としましては、今後とも農家に寄り添いながら、安心して農業経営を続けられるよう、しっかりと対応してまいります。

○坂口博美議員　加入率は全国で２番目ということでしたけれども、それだけ入らなければしようがないという被災の割合、率ですね。物すごく大変なんだということの現れだと思いま

す。でなければ掛けないと思います。

共済の仕組み上、被災して共済金を受け取り、等級が上がると掛金が高くなるとの答弁でありましたが、今でさえ掛金の支払いに苦労している農家は本当に少なくありません。大方の農家がそうです。避けられる被害は避けさせるための基盤づくりを強く求めておきます。

地球温暖化の進行に関してであります。

西南暖地に位置する農業県として、温暖なる地の利を最大限に生かし、他産地に対し有利な条件を維持してこられた本県でありますが、気温が年々高まっていく今の流れは、地球温暖化という気象パターンに従って、今後も長期にわたり続いていくと考えるべきであります。これによる本県の１次産業への影響は極めて気がかりであります。

地球温暖化が将来及ぼすであろう本県１次産業への影響に関し、関係部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　国の研究機関である森林総合研究所においては、台風の巨大化や短時間強雨の頻度の増加によって、森林が有する土砂災害防止等の機能が低下し、山地災害に結びつく可能性が高まることや、気温上昇と降水パターンの変化により乾燥期間の長期化が進み、人工林の成長に影響を与えることなどが予測されております。

特に、本県林業の主要な樹種である杉については、気温上昇や降雨量の違いなどにより、地域によって成長量に大きな差が生じる可能性が指摘されています。

このため林業技術センターでは、同研究所と連携し、杉の系統ごとの環境適応性の評価や、将来予測される気候に適応した杉の選抜などに向けた調査を継続して行っているところであります。

○農政水産部長（殿所大明君）　地球温暖化に伴う高温や日照不足等により、農作物の生育不良が発生しており、農業経営へのリスクが高まってきていると認識しております。

特に近年は、高温により、米の一部が白く濁る現象や、温州ミカン、日向夏などの果実の日焼けが発生しております。

また、連続した雨天や曇天による日照不足で、ホウレンソウ、ゴボウの発芽不良や、キュウリ、ピーマンの実が育たない現象などが見られております。

今後さらに地球温暖化が進行した場合には、高温障害や発芽不良などに伴う品質や収量の低下が深刻化し、産地の維持が厳しくなるのではないかと懸念しております。

○坂口博美議員　杉の木も年輪がだんだんだんだん広くなって、長期的に見れば、将来ラワン材と同じになるといいます。やはり将来を見据えた試験・研究とかが必要になってきていると思います。

今、高温障害といったものについて尋ねたんですが、例えば高温障害による凶作でありますけれども、作付された時点での種子は、遺伝的には収穫時の最大収穫量が決まっており、仮に種子が持つ潜在収穫量を100としますと、その種子が発芽から収穫に至るまでの間に受ける様々なストレスにより、収穫量は減少することとなります。いわゆるストレスに起因する収穫量ギャップの発生であります。

温暖化の進行は、病気や害虫あるいは高温障害などの様々なストレスをより大きいものとして作物に及ぼすこととなり、それへの対応は、本県が今後ともこれらの作物の優良産地として生き残っていくためには、これらのストレスを

克服できる資質を作物に持たせることが不可欠だと言えます。

しかしながら、急激に進み行く温暖化の中にあって、これらのストレスに耐性を持つ作物となると、その作出は、現在の改良方法では、急激に進み行く気象の変化に間に合うとはとても考えられないのであります。

ところで、これらの時間的課題をクリアできる手法としては、遺伝子組換え技術がありますが、現場への導入や消費者理解には大きな障壁があると察せられます。

そのような理由から、私は極めて有望な手段として、ＤＮＡの塩基配列を変えずに、つまり遺伝子を操作することなくストレス耐性が高められるエピジェネティック変異を品種育成に活用することが極めて有望だと考えます。県の考え方及び現在の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　生物の遺伝は、以前は遺伝子によってのみ受け継がれると考えられてきましたが、議員御指摘のとおり、生物が高温等のストレスを感じてストレス耐性ができると、遺伝子の変化を伴わないまま遺伝する現象が新たに確認され、これがエピジェネティック変異と呼ばれております。

この遺伝の仕組みは、現在、大学等で研究が進められており、農業分野では、稲に低温ストレスを与え、低温でも品質が低下しない性質を受け継ぐ育種方法などが研究されております。

県としましては、この技術が実用化されれば、本県の米の主力品種であるヒノヒカリに高温耐性を持たせるなど、地球温暖化に対応した品種育成が可能になると考えられることから、引き続き情報収集や調査を進めてまいります。

○坂口博美議員　ダーウィンかラマルクかですけれども、ラマルクもようやく眠りにつけるかも分かりません。進化論ですね。

それで、引き続き情報収集や調査を進めるとのことでしたが、具体的にはこれまでにどのような実績を積み上げてきているのか、また、この先、必要としている情報などにはどのようなものがあるのか、そしてこれらを育種に移すために、県はソフト及びハードの面でどのような準備を予定されているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　地球温暖化による高温や長雨などが農業に及ぼす影響が懸念されます中、食料供給基地としての気候の変化に強い農業を実現するためには、県においても、御指摘のようなエピジェネティクスのような新しい科学分野の知見を取り入れていくことが大変重要であると考えております。

このため、現在、総合農業試験場において、エピジェネティック変異の活用に向けた研究を行う場合に求められる研究者のスキル、必要となる設備や経費、作物ごとの技術などについて、日本エピジェネティクス研究会、大学等からの情報収集や国の研究機関との意見交換を行っております。

今後、本県の主力品目であるピーマンやキュウリ、全国有数の生産量を誇るスイートピーなどについて、大学等との連携によります人材育成や共同研究なども含め、この科学分野の導入についての調査を行うなど、新しい技術や知見を活用した環境ストレスに強い品種の育成を進めてまいります。

○坂口博美議員　エピジェネティクスは、医療とか畜産とか水産とかいろいろ幅広く、むしろ医療あたりは、この研究なんかがもっと進んでいるのかも分からないですね。

次に水産業ですけれども、水産業において

は、海水温の上昇というのが、全国的に様々な変化や影響をもたらしていると理解しております。

気象庁が令和６年３月に発表した海面水温の長期変化傾向においては、日本近海における2023年までの約100年間にわたる平均海面水温の上昇率はプラス1.28度Ｃであり、中でも日向灘沖合が含まれる四国・東海沖周辺海域ではプラス1.34度Ｃとされております。

劇的な海水温の上昇と言えるものであり、日向灘の状況も大きく変化しているのではないかと思料いたします。

日向灘における長期的な海水温の状況と、それに伴う水産業への影響について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　水産試験場が実施している調査によりますと、日向灘の海面水温は、この50年間で1.16度Ｃ上昇していることが確認されております。

このような中、養殖業においては、夏場の水温が高くなり過ぎることにより、餌を食べる量が減少して養殖魚が成長不良になるとともに、免疫機能が低くなり、疾病の発生が増加するなど、生産量の低下につながる影響が生じています。

また、沿岸漁業においては、日向灘よりも南の海域が主な生息域であるハタ類などの漁獲が増加する一方、従来から生息するヒラメなどが減るとともに、様々な水産資源を育む藻場の衰退を引き起こすなどの影響が見られております。

○坂口博美議員　海面においても様々な変化が起きているんですが、特に養殖においては、例えば極端に成長が早いトビと呼ばれるものが出現することや、ウナギでは雄・雌の割合すら変化してしまうことなどが知られております。これらの現象は、魚における遺伝的形質の多様さであるとか、環境ストレスへの応答の多彩さを示しているように思えます。

したがいまして、劇的とも言える海水温上昇をはじめとする海洋環境の変化に対応するための手段としては、水産業においても、今後、育種技術の導入が有効ではないかと考えます。

本県における水産業での育種技術開発に関する現在と今後の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　現在、水産試験場では、カワハギについて、成長がよい個体を選抜し、その遺伝情報を特定して育種に活用する研究に取り組んでおります。

今後は、新たに整備する研究施設を活用し、本県養殖業の主力であるブリやカンパチにおいても育種技術の開発に取り組むなど、成長の早さ、病気への強さ、さらには水温上昇など環境変化への適応といった観点から、本県養殖業の強みとなる優良な系統の開発を目指してまいります。

さらに、先ほどの質問にありましたエピジェネティック変異などの最新の知見についても、将来の水産業における活用を念頭に置き、情報収集や調査を行ってまいります。

○坂口博美議員　温暖化や海水温上昇など、劇的に変化している現状において、水産分野では他の分野以上に早急なる対応が待たれます。

その対応を講じるに際しては、今回、一連の質問で取り上げましたエピジェネティック変異を活用した育種技術や今後開発される新しい技術についても、その有効性や本県の生産現場への導入について、思い込みや先入観にとらわれることなく、まずは柔軟で挑戦的な視点から検

討してみることが重要であると考えております。

折しも現在、水産試験場の再編整備による機能強化が進められているところでありますが、農林水産業の試験・研究、技術開発機能を一層強化し、新しい技術を早期に現場へ展開することで、西南暖地に立地する本県が、温暖化や海水温上昇への対応の先進県として、国内をリードする存在になることを期待し、次に、温暖化の進行と植栽工事に関し伺います。

今年９月、東京日野市の並木において、木の枝の落下による死亡事故が発生しました。全国各地でこのような倒木や木の折損による死亡事故や負傷事故などが相次いでおり、これを受け、国では公園や街路樹を対象に、これらに係る実態調査を行うこととしたようであります。

なお、近年このような事故が増えてきている背景には、年々激化する異常時の雨や風があるわけでありますが、これらに鑑みるとき、私は、少なくとも県が関与する親しみや癒やしなどのための植栽工事においては、今後一層の多発化が予測される異常気象を考慮した上での設計とすべきだと考えております。知事の御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君）　議員から指摘のありました東京日野市で発生した歩行者の貴い命が失われた事故は、大変痛ましいものであり、心よりお悔やみ申し上げるものであります。このように枝の落下や倒木等によって県民の命が失われることは、決してあってはならないと改めて思いを強くしたところであります。

近年、竜巻や線状降水帯など、想定を超えた気象現象が県内でも多発しております。これまでの植栽に関する安全対策が通用しない事態も危惧されますことから、設計段階から異常気象をも考慮することは、大変重要であると考えております。

このため、道路や公園の植栽につきましては、定期的な点検など、適切な維持管理を行うとともに、植栽に関する様々な知見や調査・研究結果を参考に、異常気象による影響を踏まえた安全面への配慮や地球温暖化対策など、新たな視点を加えた指針を作成し、これに沿った設計を行うこととしております。

今後とも、激甚化・頻発化する自然災害から県民の命と暮らしを守るため、異常気象への対応を積極的に進めてまいります。

○坂口博美議員　そういった中で、これらの現象をいち早く捉まえての公益的機能の発揮を声高に訴えた、再造林率日本一への挑戦としているわけであります。

県が発注するような植栽事業については、今後も温暖化が進むことを見据えて、CO_2やCH_4の固定、安心や安全、投資費用や維持費用、利用者満足度などにつき専門的かつ総合的に評価した上でのスペースづくり、景観づくりとすべきだと考えます。

予定されている宮崎病院や宮崎港における植栽工事については、それを満たした宮崎モデル事業とすべきではないか、県土整備部長及び病院局長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　宮崎港では、カーフェリーの乗客や港を訪れる利用者に対して、憩いの場や南国らしい景観を提供するため、フェニックスなどの植栽を行っております。

これまでに植栽した樹木は、現在大きく成長し、強風による枝葉の落下などが見受けられるとともに、害虫駆除や高所作業等の維持管理コストが増えている状況もあります。

今後の植栽工事は、現状を調査し把握した上で、異常気象による影響を考慮した安全面への配慮や維持管理コスト、二酸化炭素吸収量はもとより、日向灘に面する厳しい自然条件にあることを踏まえ、潮風による塩害や強風への耐性など、港湾特有の条件も加味した上で総合的に評価し、設計してまいります。

○病院局長（吉村久人君）　県立宮崎病院は、現在、令和７年夏頃のグランドオープンを目指して、旧病院跡地に玄関ひさしや屋外駐車場、植栽等の整備を行っております。

植栽工事につきましては、基幹災害拠点病院としての機能を最優先とした上で、近年の強風による倒木事故や地球温暖化等の状況を踏まえ、県民の皆様が安全で安心して療養いただける環境づくりを目指しているところです。

具体的には、療養空間としての景観の形成、維持管理コストの低減、強風耐性などのある樹種の選定、二酸化炭素吸収量の多い樹種の選定について総合的に評価し、方針を決定しております。

○坂口博美議員　50年、100年というスパンで考えなきゃならない事業ですから、ぜひそこらをずっと考えて、今後に生かしていただきたいと思います。

さて、今回が初めてではないとはいえ、日本国内では、衆議院選挙での与党の過半数割れが起こり、その結果、これを受けての部分連合による政権運営となりました。

そして米国では、「アメリカ・ファースト」と強力な自国主義を訴えたトランプ氏が返り咲きを果たし、同時に上下両院の選挙でも共和党が勝利し、いわゆるトリプルレッドの下での政治が動き始めます。

そのような中で、我が国や我が県が前へと進むための第一歩は、まさしく未知なる世界への第一歩となるのではないかと、私にはそう思えてなりません。

そのような観点から、今議会では、まず国や地方の財源などの問題について尋ねました。

そしてまた、気候と暮らしに関する質問もいたしましたが、これは例えば、今年は亥の子の日を過ぎてからも真夏日があったり、さらにはクアドラプル台風が存在したりなど、その裏にあるであろう温暖化の進行などは、果たして人類の暮らしや生命のみならず、生きとし生けるもの全ての将来にどう関わってくるのかなどと推測するとき、「農は国の基なり、農栄えて国能く治まり、食足りて人は平和なり」と評されておりますところの農あるいは食は、今の農政の考え方や手法のままで将来も本当に大丈夫なのか、現在のままの農政が続いていけば、いかなるところへと農畜水産業は導かれるのかなどの不安が私には絶えないのであります。

杞憂やもしれませんが、それを手のひらで握り締め、あるいは脳内に閉じ込めておくこともかなわず、これらの問題につきましても今回ただしてみました。

ところで、「虎穴虎子」ということわざでありますが、これは、中国後漢時代の武将、班超の言葉であり、日本では、「虎穴に入らずんば虎子を得ず」として広く引用されております。しかし、実際に虎の巣穴に入って母親虎から子供を奪うなんてことをしようものなら、その場で食い殺されてしまうに決まっております。あまりにも無謀な話であります。

ですが、この話は、大変小規模な班超の軍と大勢力の敵軍との戦いがいよいよ始まろうとしたときに、我が軍の兵に対し、虎穴虎子の気迫を持って戦えば、この戦には必ず勝利し、無事

生き残れると、部下を勇気づけるために班超自らが放った言葉だと伝わっております。何事も命をかければ道は開けると言いたかったのでありましょうか。

今回の質問は、その大半が、これまでの行政対応のように前例を尊重することを当たり前とする考え方などから大きく方向を変えること、あるいは大きく隔たった思考での取組を行うことなどを求める類いのものであったかと思います。にもかかわらず、質問に至るまでの議論の場などにおいて、職員の方々は極めて意欲的かつ前向きな姿勢で意見を交わしてくれました。

ある意味、県職の皆さんからすれば、まさに親子虎の住む穴に入って子供を奪いに行くのと変わらないほどの勇気を持って結論を出してくれたようにも感じております。その努力たるや極めて多であったと察します。

ところで知事、班超は、虎の子については虎そのものを言っているのかもしれませんが、今の私たちは、「虎の子をはたく」のように、虎の子とは、現金など自分にとって何よりも大切なもののことを表します。そしてまた、申すまでもなく、知事にとっての虎の子とは、知事にとって最も大切なもの、何よりも大切なものとは、それは県民であるべきであります。

県民のためなら、たとえ虎に食い殺されようとも、私、河野俊嗣は前に進むんだとする腹決めを常に持ち、「私自らが先頭に立って」なる言葉は、重く重く発していただきたいと感じております。

虎穴虎子を英語では「Nothing ventured,nothing gained」と言うそうであります。冒険なきところに実りなしというようなところでありましょうか。

冒険は常に危険と隣り合わせであります。ですから、当然指導者にはリスクヘッジが求められます。気の休まらない大変さが伴うとは思いますが、渡らないための石橋たたきではよろしくありません。安全に渡る目的での石橋たたきにて、しっかりとリスクを払いつつ、宮崎を大きく前に進めてくださることを願いまして質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濵砂　守議長　次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手)　自由民主党の丸山裕次郎です。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。知事はじめ、関係部長等の明快な答弁をお願いいたします。

まず初めに、台湾との交流についてお伺いいたします。

私は11月14日から18日にかけて、チャーター便を使い、昨年に引き続き台湾を訪問し、交流協定を結んで７年を経過した桃園市を訪問し、張市長と面会し、中村地平氏等の映画上映のお礼や、桃園空港と宮崎空港直行便の再開による交流促進等について話ができました。

また、台中市鄭副市長にも面会し、来月の友好協定について楽しみにしているという話も伺いました。

また、11月16日の鯉のぼりフェスタｉｎ台中市に参加してきました。宮崎県、台中市の関係者の皆様のおかげで盛大に開催され、宮崎県と台中市との交流のあかしになったのではと思っております。

そこで、11月定例県議会の知事の提案理由の中でも表明された、台中市との友好交流協定締結により、どのような効果を期待しているのか、知事にお伺いいたします。

また、チャーター便を利用して台湾を訪問された佐藤副知事に、台湾訪問の所感をお伺いい

たします。

本県の国際便、インバウンドの回復が遅れており、心配しておりましたが、昨日、４年９か月ぶりに宮崎－台北線が再開され、私も日台友好議員連盟の会長として就航式典に参加させていただきました。タイガーエア台湾をはじめ、関係者の皆様方に感謝申し上げます。

しかし、週１便だと県民としては使いづらいという声を聞いており、コロナ前のように週２便に早期になってほしいと考えております。週２便にしてもらうためには、県民の利用促進も重要だと思っております。

これまで県議会にしかなかった日台友好議員連盟を、26市町村の議会に呼びかけ、現在10の市町に議連を立ち上げていただきました。県議会と市町の議連で日台友好議員連盟連絡会議を発足したのは全国初と聞いております。これからは、県議会と市町の議会とも連携しながら、利用促進に努めていきたいと考えております。

そこで、台北線の利便性拡大のためには増便が不可欠であると考えておりますけれども、今後のアウトバウンド対策にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、囲碁名人戦についてお伺いいたします。

９月４日から５日にかけまして、第49期囲碁名人戦第２局が、私の地元高原町の奥霧島温泉郷の極楽温泉で開催されました。芝野名人と一力棋聖の息詰まる対局だけでなく、高原町の農産物を使っての勝負飯、勝負スイーツなどがユーチューブや新聞等で報じられ、高原町、宮崎県のＰＲができたと思いました。

対局は、１目半という僅差で一力棋聖が勝利しました。勝利した一力棋聖は、次の日には中国で行われた世界囲碁大会の対局に向かい、高原での勢いを生かし勝利して、日本人として19年ぶりに見事世界チャンピオンに輝きました。

宮崎でキャンプをすると験がいいと知事がよく言われておりましたが、一力棋聖も宮崎での名人戦に勝ち、験を担いだのではないかと思っております。

囲碁を全く知らなかった私ですが、身近で対局の様子を見ることができ、囲碁に大変興味を持ちました。囲碁に不可欠な囲碁盤やはまぐり碁石など、囲碁との関わりの深い県でもあり、以前は宮崎の囲碁盤や宮崎の碁石は重宝されていたと改めて認識しました。

ところで、今回、囲碁名人戦を高原町で行うきっかけとなっていただいたのは、コロナ前に高原町の極楽温泉を訪れた高尾九段に気に入っていただき、その後、年に数回訪問していただいたときに、高原町で名人戦ができないかという一声から始まりました。高尾九段には心から感謝と敬意を壇上からも述べさせていただきます。

今年に入り、囲碁名人戦実行委員会を高原町で立ち上げ、日本棋院、商工会、観光協会、温泉組合、高原町等が協力していただき、無事に成功に終えることができました。関係された皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。今回の囲碁名人戦を機に、囲碁を活用した観光、地域おこしにつながってほしいと思っております。

第49期名人戦は６局目まで行われ、一力棋聖が芝野名人を４勝２敗で破り、一力棋聖が名人のタイトルを獲得され、四冠になりました。

12年ぶりに第49期囲碁名人戦が宮崎で行われました。今回の囲碁名人戦の開催は、観光振興にもつながると考えておりますけれども、知事の所感をお伺いいたします。

次に、国土強靱化についてお伺いいたします。

県議会の防災減災・県土強靱化対策特別委員会で、１月１日に発生した能登半島地震で被災した石川県を10月に調査させていただきました。

地震が発生して10か月が過ぎているにもかかわらず、なかなか復旧・復興が進まない状況を目の当たりにしました。

特に、のと里山空港から金沢市内に向けての基幹道である高速道路の状況は、どうにか対面通行は可能なものの、段差があったり、くねっている区間が多く、スピードを落とさないと走れない状況でした。また、盛土区間は軒並み海側に地滑りを起こしており、ガードレールが宙づりの状態でありました。

あの光景を見た瞬間、宮崎で南海トラフ巨大地震が起きると、宮崎から延岡にかけての東九州道も同じような被害が出てしまうのではないかと思いました。

高速道路のミッシングリンク解消は大前提でありますが、東九州道の清武から延岡までの４車線化の早期完成が必要だと感じました。

そこで、現在の東九州自動車道の４車線化の進捗状況と早期完成に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終え、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

まず、台中市との友好交流協定締結による効果についてであります。

台湾は本県と歴史的なつながりも深いことから、平成29年には新竹県及び桃園市と友好交流協定を締結し、様々な分野で交流を行ってまいりました。

今回、協定を締結します台中市は、台湾第２の人口規模を誇る都市でありまして、昨年11月には、駅名の漢字表記が同じである本県の日南駅と台中市の日南（リーナン）駅との間で姉妹駅協定が締結され、また、宮崎県議会日台友好議員連盟の皆様や民間における交流も進んでおりますことなどから、今回の協定締結につながったところであります。

締結後の計画としましては、まずは、台中市内の飲食店をターゲットに、宮崎フェアを開催し、県産品の販路拡大に取り組む予定としております。

また、台中市に拠点を置きます世界的な自転車メーカー、ジャイアントの元ＣＥＯとも昨年お会いし、様々な交流を進めてきたところでありますが、今、九州全体でツール・ド・九州を行うなど、サイクルツーリズムの振興に努めているところでありまして、台中市との御縁により、さらにそういった面で本県が力を入れていくことも考えられようかと考えております。

私としましても、引き続きトップセールス等によりまして、本県の食や観光の魅力をアピールするとともに、交流人口の拡大による定期便の増便などにも努め、様々な分野で台湾とのつながりをさらに発展させてまいります。

次に、囲碁名人戦の開催についてであります。

囲碁名人戦は、囲碁の七大タイトル戦の一つであり、12年ぶりに本県で開催されました。

県内外から多くの囲碁ファンが訪れる中、タイトル保持者同士の白熱した勝負が展開されるとともに、開催地である高原町の魅力も様々なメディアで発信されるなど、大いに盛り上がる対局となったと伺っております。

議員からも御指摘がありましたが、私も面白いなと思いましたのは、その直後に、一力棋士が国際大会で日本棋士として19年ぶりに勝利を遂げられたというのは、この宮崎で勝ち運を持っていかれたのではないかと、そのような話題にもつながるところであろうかと思います。

今回、名人戦の開催に合わせて高原町が取り組んだ、地元食材を使用した勝負飯のメニュー開発や、一般参加者を対象とした対局の解説、また、プロ棋士による囲碁の指導などの様々な関連イベントの開催は、地域の魅力発信や誘客につながる新たな観光コンテンツとして、大いに可能性があるものと考えております。

こうした観光面では、効果的に情報発信をしていくことが改めて大事だなと考えましたのは、おとどい、政府主催の全国知事会議におきまして、総理との意見交換が終わった後に、分刻みで大変お忙しい中でありますけれども、石破総理がテーブルを全部回られて、全ての知事に声をかけられました。

私のところに参りましたときに、「そういえば、宮崎は以前、小林市がフランス語と方言が似ているということで面白い動画をつくられて、地方創生のユニークな取組として、これを紹介したいと思っているんだよ」と、そんな話もしていただいたところであります。

県としましても、今回の高原町の取組に対して補助等の支援を行ったところでありまして、今後とも、市町村等と連携しながら、効果的な情報発信も含めて、魅力ある観光地域づくりを推進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（佐藤弘之君）〔登壇〕　お答えします。

11月14日から18日にかけて、チャーター便を利用して台湾を訪問してまいりました。

訪問中、本県と友好交流協定を締結している桃園市の張市長や、12月に本県との友好交流協定締結を予定している台中市の鄭副市長との意見交換を行いました。

桃園市長からは、学校同士の交流やスポーツ交流に力を入れていきたいとのお話や、台中市副市長からは、台中市での宮崎県産品のＰＲ等、経済分野での交流を深めていきたいなどのお話をいただきました。

また、台中市では、民間団体が本県と台湾との友好のために企画したイベントに参加してまいりましたが、台中市の方々から熱い歓迎を受け、本県への親しみの気持ちを感じることができました。

台湾との定期便の再開、それから台中市との友好交流協定の締結を通じて、今後、様々な分野で本県と台湾の交流が一層深まり、相互の友好関係がさらに発展していくことを期待しています。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（重黒木　清君）〔登壇〕　お答えします。台北線のアウトバウンド対策についてであります。

台北線につきましては、航空会社が、本県と福岡や佐賀の路線とを組み合わせて、九州を周遊する台湾からのツアーの需要が見込めると判断し、まずは週１便で就航したと伺っております。

議員御指摘のとおり、週１便の運航は、県民が利用する上で利便性向上が課題であり、早期の増便を図るために、アウトバウンドの促進が重要となります。

このため県では、県民等のグループ利用やパスポート取得などへの従来の支援に加え、片道でも台北線を利用していただけるよう、本県と他空港との移動費用の補助制度を新たに設けた

ところであります。

あわせて、今後は、メディアやイベント等を活用した路線ＰＲによりアウトバウンドの増加を図り、早期の増便を目指して、インバウンドも含めた双方向での利用促進に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（桑畑正仁君）〔登壇〕　お答えします。

県内では、約8.4キロメートルの４車線化事業がＮＥＸＣＯ西日本において実施されており、宮崎西－清武間では、橋梁工事など全ての工事が発注され、順調に進められております。

また、高鍋－西都間では、昨年12月に着工式を行い、現在、取付道路などの附帯工事に着手されています。

高速道路の４車線化は、事故防止や定時性の確保とともに、能登半島地震のような自然災害からの早期復旧や広域支援ルートの形成に必要不可欠であります。このため、あらゆる機会を捉え、知事を先頭に、国やＮＥＸＣＯ西日本へ早期の４車線化を強く訴えています。

今後とも、想定される南海トラフ地震などに備え、県土の強靭化を図るため、県議会をはじめ関係機関とともに、東九州自動車道の４車線化の早期完成に向けて取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員　それでは、台湾との交流について再質問をさせていただきます。

私も昨年度から県議会日台友好議員連盟の会長になり、これまで以上に台湾との交流を行っており、昨年台湾を訪問した際、台中市の知日協会の宗理事長から、台湾の国家公園と霧島錦江湾国立公園の交流協定を結びたいという提案がありました。この提案に対する県の見解を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　台湾には９つの国家公園があり、自然や野生生物、地域の文化が保護された、すばらしい公園であると伺っております。

一方、霧島錦江湾国立公園は、多くの火山と火口湖で形成され、貴重な植生が残る日本で最初の国立公園の一つであり、観光客に人気のスポットであります。

このため、台湾の国家公園との交流協定については、自然を通じてインバウンドの増加等が見込まれることから、お互いの地域にとって意義のあることだと考えております。

国立公園を所管している環境省に確認したところ、これまで海外の国立公園と交流協定を締結した事例がないとのことですので、県としましては、今後とも、国との情報共有を行ってまいります。

○丸山裕次郎議員　ぜひよろしくお願いいたします。

先日、チャーター便を利用して、森林・林業活性化促進議員連盟の会長としての立場でも台湾を訪問させていただきました。

台中市で内装・設計関係の団体と意見交換を行ってきましたけれども、みやざきスギに関して興味はあるものの、台湾の高温多湿に対応できるのか、また防火基準に対応できるのかという、基本的なみやざきスギの素材についての議論・協議に参加してまいりました。

そこで、県産材の台湾への輸出の推移と今後の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　台湾への県産材の輸出額は、コロナ禍前の令和元年度が約６億円、令和５年度は約８億円と推計しており、このうち原木が８割以上を占めていること

から、内装材などの付加価値の高い製材品の輸出拡大が課題となっております。

このため、現地の展示会への出展や本県への実務者等の招聘などに加え、令和５年度からは、台湾林業試験場とのシロアリに関する共同研究にも取り組んでおります。

これらの取組により、県内企業が台湾企業と代理店契約を締結したり、現地の関係団体から相互連携強化の打診があるなどの成果が現れているところであり、引き続き、プロモーション活動を行うなど、さらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　ぜひお願いいたします。

私は、今回の台湾訪問では、残念ながら半導体関連企業の訪問はできませんでしたが、ＴＳＭＣ関連企業などの企業誘致への取組はどうなっているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　熊本県へのＴＳＭＣ進出を契機とする、九州内における半導体関連産業の投資活発化の動きに対応するため、県では、半導体関連産業を重点産業分野に位置づけ、支援内容を充実させるなどのインセンティブ強化を図り、市町村と連携しながら、積極的な企業誘致に取り組んでおります。

また、半導体関連企業誘致加速化事業により、特に台湾への働きかけを強化しており、さきの台湾訪問においても、佐藤副知事が現地の半導体関連企業に対して、本県の立地環境をアピールしたところであります。

引き続き、トップセールスや展示会への出展等を通じて、ＴＳＭＣ関連企業を含め、半導体関連企業の誘致にしっかりと取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　台湾のＴＳＭＣ関連企業を含め、宮崎に興味を持たれるという声を今回訪問して聞くことができましたので、ぜひ台湾企業の誘致が一日も早く実現できることを要望し、また、台中市並びに桃園市、新竹県との人的交流だけではなく、宮崎県の経済活性化、観光振興につながるような結果が出ることを要望しておきます。

次に、畜産行政についてお伺いいたします。

飼料高、資材高、さらには物価高騰により、牛肉の消費が伸び悩み、枝肉価格の低迷、子牛価格低迷で、和牛畜産経営は非常に厳しい危機的状況が続いております。

先日、宮崎中央市場の成牛市を見に行った折、成牛が約100頭出荷されておりました。国・県の高齢雌牛更新事業だけでなく、恐らく高齢の農家の離農や経営が厳しくなった畜産農家が成牛市に出荷したことが要因だろうと推測しました。

また、３～４年前にクラスター事業等で施設整備等をして、返済に困っている畜産農家が多くいると推測しております。

そこで、全国及び本県の肉用牛の飼養戸数、頭数の推移及び肉用牛農家への経営面での支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　国の畜産統計によると、全国の肉用牛の飼養戸数は年々減少しており、本年２月１日現在で３万6,500戸、また、飼養頭数は増加傾向にありましたが、前年に比べ減少し、267万2,000頭となっております。

これらの傾向は本県も同様であり、同じく、飼養戸数は4,390戸、飼養頭数は25万8,200頭となっております。

このような中、県では、普及センターによる経営相談に加え、ＪＡ等と連携し、青色申告に

基づく経営診断を活用した面談指導を行うとともに、特に経営状況の厳しい農家に対しては、関係機関と連携したコンサルティングを行っております。

今後とも、対面による指導の充実を図り、各種支援制度を丁寧に紹介するなど、農家に寄り添ったきめ細かな支援を行ってまいります。

○丸山裕次郎議員　和牛経営が厳しくなっているのは、飼料・資材の高止まりの上に、牛肉消費の低迷が拍車をかけているためだと思っております。

牛肉の消費拡大が重要ということで、県やＪＡみやざきが、和牛消費拡大イベントや牛肉購入商品券などに取り組んでおります。

本県の消費拡大だけでは、人口規模からして効果がどれほどか疑問であり、限界があるのではないかと思っております。

国の補正予算でも和牛需要拡大対策を検討しているようですので、他県と連携した牛肉消費拡大が必要だと考えておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　牛肉の消費低迷は、枝肉価格や子牛価格の下落につながり、肉用牛農家の経営に大きな影響を与えることから、消費拡大に取り組むことは、肉用牛の生産基盤を維持する上でも大変重要であると考えております。私もここしばらく、江藤大臣にお会いするたびに、こういうテーマについて議論しておりますし、全国知事会議でも、畜産県の知事とこのような状況について情報共有をして、意見交換をしております。

これまで、私自身も様々な機会を捉えて「おいしさ日本一宮崎牛」をＰＲしておりますが、生産者や関係団体から消費拡大に取り組んでほしいという切実な声を伺ったことから、９月補正予算で、国内外における新たな需要を創出する取組も進めているところであります。

一方、議員御指摘のとおり、牛肉の消費拡大は全国共通の課題でもありますことから、全国の主要産地とも連携し、国に対して、消費拡大対策について要望を行ったところであります。

また、今後は、ふだんはしのぎを削っている他県とも連携し、消費拡大に向けたイベントや情報発信等を行うなど、新たな視点に立った取組も行ってまいりたいと考えております。

引き続き、関係機関等と一体となって、県内はもとより、全国の主要産地とも連携し、牛肉の消費拡大にしっかり取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　牛肉の消費に期待できるもう一つの手段として、海外への輸出があります。

そこで、県産牛肉の輸出の推移と輸出拡大に向けた今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　令和５年度の県産牛肉の輸出量は1,248トン、輸出額は約84億円で、ともに過去最高を記録したところであり、輸出量では、10年前と比較して約10倍にまで拡大しております。

また、本年２月には、県内初となるハラール対応の食肉処理施設が西都市に完成し、関係事業者が巨大市場であるイスラム圏域への輸出準備を進めております。

県としましては、引き続き、主要市場である台湾、アメリカ、香港等での販売ルートの構築などを支援するとともに、イスラム圏域については、事業者等と連携し、現地の市場調査やプロモーション活動を行うなど、さらなる輸出拡大に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　輸出量は1,248トンまで伸び

ているということでありますけれども、全体の出荷量からすると約５％にすぎないと思っておりますので、ぜひこれまで出荷していた国に加え、巨大市場であるイスラム圏域への輸出が進み、枝肉相場が上がることを期待しております。

海外輸出を増やすにしましても、食肉処理場での獣医師の確保が不可欠であります。

本県では、食肉処理場や防疫業務に当たる行政獣医師の確保のため、手当の充実や修学資金制度を創設しましたが、今年度の獣医師採用試験の状況と修学資金制度の活用状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　今年度の県職員獣医師の採用試験につきましては、採用予定数18名に対して、現時点の受験者及び合格者は11名となっております。

修学資金の活用状況につきましては、獣医系17大学全ての学生を対象とした一般枠で、５名に給付を決定しております。

また、今年度新設した地域枠は、制度を有する８大学に入学を希望する高校生等を対象に、入学準備金を含む修学資金を給付する制度であり、県の選考試験の合格者、最大５名に給付する予定であります。

なお、修学資金の希望者が当初計画を上回る見込みであることから、11月補正予算案の中で、増加分の所要額を計上しております。

今後とも、修学資金制度を十分活用しながら、関係部局一体となって、本県の畜産を支える獣医師の安定確保に取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　獣医師採用が昨年は２名だったのが、今年は11名の合格者を出しているということですので、修学資金制度の活用を含め、引き続き、獣医師の確保に努めていただくことを要望しておきます。

また、畜産農家からは、ゲノミック評価を活用し、早期に種雄牛を造成してほしいという声を聞いております。これまでの育種データに加え、ゲノミック評価を活用すれば、有能な基礎雌牛の選定を効率的に行うことができ、早期の種雄牛造成につながると考えております。

そこで、本県におけるゲノミック評価を活用した種雄牛づくりの取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　遺伝子情報に基づき、肉量や肉質などの遺伝的能力を推定するゲノミック評価は、個体の能力が早期に判明するなどの利点があることから、新たな改良手法として期待されております。

県では、この手法を次世代の種雄牛づくりに活用するため、令和５年度から、国の研究機関等と、牛の発育や牛肉の食味などの評価方法に関する共同研究に取り組んでおります。

加えて、今年度は、種雄牛づくりの基礎となる優秀な繁殖雌牛への活用に向けて、地域ごとに農家や関係機関との協議を進めているところです。

県としましては、今後、これまで蓄積された血統情報に基づく評価データとゲノミック評価を活用し、太りやすく、飼いやすく、肉質のよい種雄牛づくりに努めてまいります。

○丸山裕次郎議員　ぜひ厳しい経営環境が続いている肉用牛農家が希望を持てるよう、いち早く、太りやすく、飼いやすく、肉質のよい種雄牛造成ができることを要望しておきます。

次に、医療行政についてお伺いいたします。

医師の働き方改革が今年から始まりました。令和３年11月議会の一般質問において、私は、県立病院における医師の時間外労働の状況、医

師の働き方改革について、現在どのように対応し、今後どのように取り組んでいくのか、また、医療機関における医師から他職種へのタスクシフト、チーム医療について、どのように推進していくのかなどの質問を行いました。

答弁として、「県立病院において、時間外労働時間の上限である年間960時間を超える医師や、100時間を超える月がある医師も見受けられる。勤務間インターバルの確保の状況など、詳細な実態を把握していく必要があると考えている」、また、「令和６年度以降、医師の時間外労働の上限は原則年間960時間となり、それを超える医師が在籍する医療機関は、労働時間短縮に係る計画策定、第三者評価の受審後、県の指定を受けることで、年間1,860時間まで時間外労働が可能となります」という答弁をいただいております。

そこで、本県の特定労務管理対象機関の指定状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　本年度より医師の時間外労働の上限規制が適用されます中で、やむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働に医師を従事させる必要がある医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成し、厚生労働省が指定いたしました医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた後、県から特定労務管理対象機関として指定を受ける必要がございます。

現時点で、宮崎大学医学部附属病院、県立宮崎病院、都城市郡医師会病院の３医療機関を指定いたしております。

○丸山裕次郎議員　県立宮崎病院も特定労務管理対象機関に指定されたとのことですが、県立病院における医師の働き方改革の取組状況と今後の対応について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君）　県立病院におきましては、医師の働き方改革を推進するために、医師のカルテ入力など事務作業等を補助する、いわゆる医療秘書の配置や、病院職員の出勤や退勤時間、時間外労働及び休暇など、適正な労働時間を把握するための勤怠管理システムの導入、看護師など他の医療スタッフと連携したタスクシフト、タスクシェアなどに取り組んでいます。

医師の働き方改革を進めることは、医師の負担軽減になり、県立病院が高度で良質な医療を安定的に提供し続けることにつながります。

今後とも、現場の実態を踏まえ、工夫を重ねながら取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　県立宮崎病院の医師の働き方改革が、本県の医師の働き方改革の見本となるよう、病院局だけでなく知事部局の予算措置等も含めて、適切な対応を要望しておきます。

徳島県では、医師の労働時間短縮計画を策定した病院に対して、業務効率化につながるＩＣＴやＡＩを搭載した機器の導入に係る経費の２分の１を負担、タスクシフトに係る経費は全額負担する事業を行っております。

そこで、本県における医師の働き方改革に関する本県の支援状況と、今後、特定労務管理対象機関に対してどのように支援していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　医師の働き方改革の推進は、医療の質・安全を確保するとともに、医師の県内定着を図り、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要でございます。

このため本県では、上限規制の適用前から、医療勤務環境改善支援センターを設置いたしま

して、医療機関からの相談対応や専門家によります個別支援等を行いますとともに、地域で救急などの重要な役割を担い、医師の時間外労働が規制値を超えるおそれのある医療機関などに対しましては、労働時間短縮に資するＩＣＴ機器の整備補助等を行っております。

特定労務管理対象機関は、暫定的なものとして2035年度までの解消を目指しておりまして、引き続き支援センターを通じた助言等に力を入れますとともに、国の支援メニュー等も踏まえながら対応を検討してまいります。

○丸山裕次郎議員　特に特定労務管理対象機関に指定された３病院については、進捗状況等について、きめ細かな情報交換を含めた対応をいただき、医師の働き方改革が順調に進むようにお願いしておきます。

医師の働き方改革により、大学病院や都市部の大きな病院に医師が偏在することを懸念していましたが、私の地元の高原町立病院では、これまで常勤医３名体制だったのが２名体制になり、病床の削減や午後の診療の休止など、地域医療の崩壊が始まっている状況です。

中山間地域の地方病院や小さい病院では、医師の働き方改革により、さらに医師確保に苦慮していると推測しております。

そこで、医師の働き方改革の影響を踏まえると、医師偏在対策は喫緊の課題であるが、医師の偏在是正の状況と本県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　令和４年12月の医師の数は2,908人と、10年前と比べまして199人増加していますが、その大半が宮崎東諸県医療圏での増加であり、地域間の医師の偏在は、現在もなお厳しい状況にあると認識いたしております。

このため、自治医科大学卒業医師の計画的な配置を行いますとともに、キャリア形成プログラムを適用した配置調整によりまして、今年度は、23名の医師を医師少数区域等に配置いたしております。

現在、国では、医師偏在是正に向け、医師の多い地域への規制的な手法や、経済的インセンティブを含めた総合的な対策の議論が進められており、これらの動向を踏まえながら、宮崎大学をはじめとする関係機関との連携を一層強化いたしまして、引き続き偏在対策に取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　医師の働き方改革により、本県のような医師少数県において、医師の偏在がさらに進んでいくのではないかと強く懸念しております。

国においても、先ほどありましたとおり、医師の偏在是正に向けた総合的な対策として、医師偏在是正プランの策定、国による重点的な支援対象区域の選定、臨床研修の広域的連携型プログラムの制度化、重点的な支援区域の医療機関や処遇改善のための経済的インセンティブなどを検討しているようであります。

医師少数県である宮崎県として、国に対して「医師の地域偏在解消に向けた実効性のある仕組みの創設」などを提言しておりますが、もっと危機感を持って医師の働き方改革に対応してもらうことを要望しておきます。

次に、国土強靱化について再質問を行います。

特別委員会の県外調査で、のと里山空港内のレストランで食事をした際、地震発生時のことを管理人から聞くことができました。

のと里山空港は防災拠点施設になっているということで、震災直後から、空港利用者だけで

なく、地域の住民の避難所になったということでした。「実際、避難して重要だったのはトイレだった。空港ビルの地下に貯水槽があり、トイレが使えて多くの避難者が利用でき、衛生的でよかった」という話を伺いました。改めて災害時のトイレの重要性を痛感したところであります。

本県の避難所に予定しているところには、貯水槽はほとんどなく、簡易トイレ、携帯トイレの備蓄を県・市町村で取り組んでいるようでありますが、災害関連死の対策や、よりよき衛生環境を保つため、市・町と連携してマンホールトイレやトイレカーの整備をする予算を９月議会に提案され、可決されましたけれども、総務政策常任委員会の委員長報告において、「防災関連の備品や工事に係る費用が非常に高額に感じる。費用を低く抑えることができる発注方法の検討や他県事例の検証などを行い、しっかりと競争力を持たせた入札をしていただき、事業目的に沿った適切な執行に努めていただきたい」との要望がありましたが、どのような検討がなされたのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　委員長報告での御指摘につきましては、まず、マンホールトイレにおいて、排水機能の型式である流下型と貯留型について、よりコストが安価な流下型を選択するなど、機能や材質等について関係部局とも協議しながら検討を行い、既に整備実績のある宮崎市と設計価格の比較により妥当性を確認した上で、県内25か所の工事をできるだけまとめて条件付一般競争入札により発注することといたしました。

次に、トイレカーについては、自治体で導入実績のある複数の事業者の現物により機能の有効性や必要性を確認し、また、他自治体の状況も参考に必要な機能の絞り込みを行い、条件付一般競争入札での発注を予定しております。

引き続き、適切な事業執行に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員　次に、警察行政についてお伺いいたします。

近年、全国的に、自転車の運転者が携帯電話を使用した状態の、いわゆる「ながらスマホ」の交通事故が増加傾向にあり、また、自転車の酒気帯び運転により、死亡事故や重傷事故が発生している状況などを背景に、11月１日から改正道路交通法が施行され、自転車運転中のながらスマホ運転、酒気帯び運転の罰則が強化され、自転車運転中のながらスマホに関しては、６か月以下の懲役、または10万円以下の罰金、酒気帯び運転は、３年以下の懲役、または50万円以下の罰金となりました。

そこで、自転車運転中のながらスマホと酒気帯び運転の罰則強化について、警察として県民にどのように周知していくのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君）　自転車運転中のながらスマホや酒気帯び運転に対する罰則を新設した今回の道路交通法改正につきましては、施行前から、テレビや新聞等による広報をはじめ、県警のホームページや公式ＳＮＳへの掲載、各種会議や講習等での啓発を行っております。

また、自転車利用の機会が多い中高校生に対しましても、県や市町村の教育委員会を通じて、周知徹底を図ったところであります。

今後も関係機関・団体と連携し、自転車運転中のながらスマホや酒気帯び運転の禁止について周知を図るとともに、警察官による街頭指導

を強化してまいります。

○丸山裕次郎議員　今回の自転車運転中のながらスマホと酒気帯び運転の罰則強化は、重大事故ゼロを目的に改正されたと思っておりますので、その目的が十分に達成いただけるように、県民に伝えるだけではなく、伝わる、しっかり理解できるような周知をお願いしておきます。

次に、人口減少問題についてお伺いいたします。

全国と本県の20年前（平成16年）、10年前（平成26年）、直近５年間の平均及び令和５年の出生数を調べたところ、全国では、20年前は111万人余、10年前は100万人余、直近５年間の平均は80万人余になっており、令和５年は72万7,000人余と急激に減少しております。ちなみに、全国における最高の出生数は、昭和24年の269万6,000人余であります。

本県では、20年前は１万267人、10年前は9,509人、直近５年間の平均は7,398人、令和５年は6,502人と、本県も全国と同様に急激に減少しております。ちなみに、本県における最高の出生数は、昭和23年の４万1,161人であります。

県内の市町村ごとのデータを分析したところ、20年前と直近５年間の平均を比較したところ、平均して72％まで減少しておりました。

減少率が低い市町村は、三股町の98.6％、宮崎市の79.6％でありました。

逆に減少率が大きい市町村は、五ヶ瀬町の38.3％、諸塚村の44.7％でありました。山間地域での出生数の減少が大きくなっており、危機感を感じました。

2024年上半期に生まれた赤ちゃんの数は、前年同期比6.3％減の32万9,998人にとどまり、「今年の出生数は初の70万人割れの公算」という記事が流れました。

本県の上半期に生まれた赤ちゃんの数は、前年同期比9.9％減の2,864人となっており、全国と比較して減少率が大きくなっております。

日本一挑戦プロジェクトの子ども・若者プロジェクトで掲げております主な指標として、合計特殊出生率1.8台（全国１位）、婚姻数を令和８年に4,500組以上とあります。取組の柱と方向性として、「出逢い・結婚の希望を叶える」「子どもがほしい人の希望を叶える」「安心して子育てできる教育環境をつくる」となっております。

今年上半期の出生数が昨年より減少している状況を踏まえますと、子ども・若者プロジェクトをさらに充実させる必要があると考えておりますが、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　本県における今年上半期の出生数は、御指摘のとおり、前年に比べて１割近く減少しておりまして、急速に進む少子化に改めて強い危機感を持っているところであります。

今年度から本格展開している子ども・若者プロジェクトでは、婚姻数を回復させることが大切であるとの観点から、本県出身の著名人――小林市出身のイワクラさんを起用し、出会い・結婚のポジティブイメージを発信するなどの機運醸成に取り組んでいるところであります。

また、第２子以降の希望を後押しするため、男性の育児休業を推進する企業等への奨励金支給など、共働き・共育てしやすい環境づくりも進めております。

今後は、これらの取組に加えて、子育ての不安や負担の軽減のほか、女性や若者の県内定着対策に力を入れていく必要があると考えております。

おとといの全国知事会におきましても、人口減少問題を議論した際、石破総理が御自身の言葉でじっくり語られたんですが、「婚姻数の減少が出生数の減少に直結している。だからこそ各地域は、女性や若者の定着に向けて、地方創生にしっかり取り組んでいかなくてはならない」と、そのような方向性を示され、まさに我々の問題意識と同じであると、意を強くしたところでございます。

少子化に歯止めをかけるために、引き続き、本プロジェクトのさらなる充実を図り、県民の皆様に「日本一生み育てやすいみやざき」を実感いただけるよう取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　「日本一生み育てやすいみやざき」を実感できるように頑張っていくということでありますが、現実を改めて見直していただきまして、絵に描いた餅にならないことを願っております。

先ほど述べましたように、コロナ以降、急激に子供の出生数は減っております。これまでどおりは通用しない状況になっており、抜本的な考え方の見直しが必要だと感じているのが、教育の在り方であります。義務教育の小学校、中学校は市町村ですので、ここでは高校に絞って質問させていただきます。

県立高校の志願状況を見ますと、普通科においては、特に宮崎市以外の高校の定員割れが続いており、また福祉科・農業科等の実業系高校においても、志願状況は非常に厳しい状況が続いております。

そこで、県立高校の定員確保について、どのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　県立高校の募集定員につきましては、毎年、私立高校と実施している連絡協議会で、双方の役割を尊重しつつ、定員調整について協議を行い、公立の定員は、中学校卒業予定者のおおむね７割としております。

各県立高校では、部活動や学校行事等の活性化、地域との協働による探究的な学びの推進など、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、オープンスクールの工夫やＳＮＳの活用等で魅力の発信に努めております。

県教育委員会といたしましては、スーパーサイエンスハイスクールやＤＸハイスクールなどの国や県の事業を活用して、特色ある教育を一層推進するとともに、人口減少の中にあっても、地域の学びを維持し、生徒に魅力と活力ある学習環境を提供することで、定員確保にしっかり取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　特色があり、魅力ある学校づくりが重要だということは、これまで聞いてまいりましたが、実際に各学校が実現できたかは疑問であります。

コロナ禍を経験して、教育界ではＩＣＴを活用した遠隔教育や指導ができるようになったということですので、どの地域で学ぼうとも、生徒が夢や希望をかなえられるような県立学校を目指してほしいと思っております。

そこで、教員の配置を含め、急速に進んでいる出生数、生徒数の減少を踏まえた今後の県立高校の在り方について、どのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　県教育委員会では、令和３年に策定した県立高等学校教育整備基本方針において、高等学校教育を取り巻く社会の変化に対応するため、今年度末をめどに見直しを行うこととしております。

具体的には、外部有識者等の意見を伺いなが

ら、学科等の方向性や募集定員の見通しがこれからの４年間も適切であるか等を検討しております。

今後、本方針の柱である魅力と活力のある高等学校教育をさらに推進するため、各学校に主幹教諭や指導教諭を適正に配置することにより、教員の指導力を高め、県内全ての学校において魅力ある高校づくりが行えるよう取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　長年、県立学校と私立学校は７対３という考え方を基本に政策を行ってきておりますが、これまで毎年約１万人だった新入生が、５年から10年後には７割程度に減少することは確実で、今後さらに減少が続くことは明らかであります。

都市部では、ある程度生徒数を確保することができるかもしれませんが、地方、特に中山間地域では、どんどん学校が縮小し、小さくなるほど魅力がなくなり、教育の質まで低下するのではと懸念しております。

いかに魅力を残し、どこにいても質の高い教育を受けられるよう、県は危機感を持って宮崎の人づくりに取り組むべきと考えておりますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　人口減少・少子高齢化が加速する中で、地域の活力を維持し、県民一人一人の幸せな人生を実現するためには、本県の将来を担う人材の育成・確保が不可欠でありまして、その礎となる教育こそが極めて重要な役割を有していると考えております。

このため、県としましては、子供たちが将来、宮崎で活躍したいという思いや、たとえ進学や就職で県外へ出ても、生まれ育った地域に貢献したい、県内へＵターンして働きたいという思いを抱くように、学校・地域・家庭が連携し、郷土愛を育むふるさと教育を推進しております。

また、私が子供と接する機会においては、そのような刺激を少しでも与えることができるよう努めているところであります。

また、デジタル活用能力や語学力など、これからの時代に求められる能力や、地域課題の解決や新ビジネスの創出につながるチャレンジ精神を育むなど、自己実現へと導く教育にも力を入れているところであります。

予測困難な時代において、宮崎の希望は、また宮崎の将来は、子供たちにあります。将来にわたって地域の学びを守り、全ての子供たちに質の高い教育を提供しながら、宮崎の人づくりに強い思いを持って取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員　知事が今答弁したように、実現できることを要望しておきますが、実際に実現するには大きなハードルがあると思っております。県立・私立の学校を問わず、子供の数が急激に減少していく中でも、全ての子供がどこで暮らしても夢・希望がかなえられる教育環境、宮崎の人づくりが実現できることを要望しておきます。

最後に、森林行政についてお伺いいたします。

県議会森林・林業活性化促進議員連盟の県外調査で岐阜県を訪問し、岐阜県における森林・林業等の人材育成の状況や木育の推進について調査しました。

岐阜県立森林文化アカデミーでは、高校卒業後に森林・林産業の専門的な知識と技能を学べるエンジニア科と、20歳以降の方で、森林利活用分野、木材利用分野の専門的な知識と技術を学べるクリエーター科の２つがありました。

エンジニア科は、本県の林業大学校とほぼ同

じようなものと感じましたが、クリエーター科は、森林環境教育や木造建築、木工専攻といった、川下に対応できる人材の育成を行っておりました。

そこで、みやざき林業大学校におけるこれまでの成果と、木材利用分野における人材育成の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　みやざき林業大学校では、これまで即戦力となる104名の人材を育成しており、そのうち99名が県内の林業事業体等に就業し、山村地域の活性化に貢献しています。

また、木材利用分野では、県が主催する「木造塾」において、木造建築の高度な設計スキルを持つ建築士を育成しており、現在32名が「みやざき木造マイスター」として活動しております。

今後、このマイスターを対象に、より専門的な知識と高度な技術が学べる講座を設けるとともに、今年９月に発足した「みやざき木の建築推進協議会」では、林業・木材産業の関係者とマイスターが連携し、非住宅分野における木造化・木質化の推進を図るなど、引き続き、木材の利用拡大に向けた人材育成に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員　岐阜県の木育の象徴的な「ぎふ木遊館」にも訪問させていただきました。

岐阜県は、県土面積の８割、全国２位の森林面積を有しているということで、木育の拠点として、令和２年７月に総事業費６億8,000万円をかけて「ぎふ木遊館」を開設し、岐阜県で開催された国民文化祭に来県された天皇皇后両陛下も行啓される、岐阜県が誇る木育の施設でした。

岐阜県では、「ぎふ木育30年ビジョン」を平成25年に掲げ、長期的に育む、「つながり」で育む、段階的に育むという理念の下に、ぎふ木遊館が完成したということでした。

私どもが訪問した平日でも、10時から小さい子供や親が訪れるなど、とてもにぎわっておりました。維持費等についても、岐阜県独自の森林環境税を活用しているとのことでした。

本県は杉素材生産量33年連続日本一の林業県ですが、木育の推進や木育ビジョンは弱いのではないかと感じました。

今年から日本一挑戦プロジェクトで再造林率日本一を目指すことはよいことだと思っておりますが、30年後、40年後に再造林した山が有効に活用されるためには、岐阜県のように、木育に対するビジョンや、ぎふ木遊館のような取組が必要だと考えております。

そこで、木育の推進が重要だと思っておりますが、どのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　木育活動を通じて、幼少期から木に触れ、木への親しみを感じる機会を持つことは、将来、木造住宅や木製の家具を選択する動機づけになるとともに、未来の林業・木材産業を支える担い手の確保を図る上でも、大変重要であると考えております。

このため、私が会長を務める「みやざき木づかい県民会議」を中心に木育を推進しており、５年前から木育の先進県である岐阜県より講師を招き、幼児向け木育プログラムの開発と、その普及・推進を担う木育マイスターの養成を行うとともに、保育園等を対象とした木製遊具の導入支援などを行ってきたところであります。

個人的なことでありますが、私の実家は家具

の小売店舗で、１階から４階まで展示ルーム、小スペースがあり、そこが小さい頃からの私の遊び場でありまして、小さい頃から木に囲まれて育つと、こんなにいい子が育つというのが時々私が使っていることでありますが、違うじゃないかと言われないように、いい仕事に努めてまいりたいと思います。

今後とも、先進県の取組を参考にしつつ、関係団体と連携しながら、幼少期からの木育の強化や、将来の職業選択を見据えた高校生向けの木育の充実など、本県ならではの木育について、木造マイスターなど木材利用分野における人材育成と併せて、総合的に推進することによりまして、再造林した山が将来にわたって有効活用される社会の実現を目指してまいります。

○丸山裕次郎議員　３年後には、本県でも国スポ・障スポが開催されます。天皇皇后両陛下が行啓される候補になるような、宮崎の木育のシンボル的な施設ができることを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○濵砂　守議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後１時０分再開

○野﨑幸士副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、川添博議員。

○川添　博議員〔登壇〕（拍手）　自由民主党の川添博でございます。

良識ある言論の府、宮崎県議会におきまして、質問の機会を与えていただき、県民の皆様や関係各位に感謝を申し上げます。また、傍聴においでいただいた方々に、重ねて感謝を申し上げます。

「武士道というは死ぬことと見つけたり」、これは「葉隠」の書の有名な一文であります。先日、県の武道館で行われました宮崎県武道振興演武大会に出席させていただきました。そこで、武道協議会の佐藤彦空会長のお話で取り上げられたものであります。そのお話を引用させていただきます。

「武士道というは死ぬことと見つけたり」とは、私は長年、武士たるもの、来るべきときが来たら、未練を持たずに、潔く死ななければならない。それだけの意味だと単純に理解しておりました。そうしましたら、その意味は全く違うそうであります。

すなわちその意味は、人間はいずれ死にます。だからこそ生きている現在を楽しみ、よりよく生きていく決意と自覚を持つこと、そして私心を捨て、死の覚悟を持って公共のために尽くすこと、それが武士道であるそうです。死を推奨するのではなく、死の覚悟を持って、よりよく生きよということでありましょうか。

人口減少の続くこの地方再生の未来の姿は、いまだ見えておりません。今年は自然災害の多い年でもありました。そして、南海トラフ地震も迫ってきております。この平穏な日々が未来永劫続くとは限りません。今こそ決死の覚悟で、現実を直視して危機感を持ち、どんな苦境からでもはい上がり、家族や地域を守っていけるような人間にならなければならない。また、そうした青少年を育てていかなければならない。行政も民間も共に力を合わせて、武士道精神で立派な花を咲かせましょう。

私の考えも入れて要約しますと、そういったお話でありました。そして当日、会場で行われた空手やなぎなたなどのすばらしい武道の演武に接して、先ほどのお話と併せて、身の引き締まる一日となりました。

そういった意味も含めまして、私自身も日々の議員活動はもとより、決死の覚悟で一般質問に取り組んでまいりたいと存じます。

今回の質問は、ほぼ全て県民の方々からの要望などを取り上げたものであります。木崎浜ビーチへの観光道路の建設やスケートボード場の建設など、奇想天外な提案もございますが、執行部の皆様には何とぞ真剣に受け止めていただきたいと存じます。

私たち県議会や県庁職員も、この地方社会を持続させるために、今までの慣例や常識にとらわれない柔軟な発想力が求められます。これまでの縦割り行政や前例主義では、難局は乗り切れないでしょう。

最近は優秀な学生が公務員を目指さなくなったと言われております。ベンチャー企業やＮＰＯなどで活躍して、社会変革の一翼を担おうとしております。

近年、宮崎県庁への採用の応募も、少子化もあって減少の一途をたどっております。今後、少数精鋭で改革意識旺盛な優秀な県職員を育てていくためにも、様々なプログラムを用意していくことが大切であります。

県庁内においては、平成18年度から14年間にわたり、庁内の政策アイデアを掘り起こすとともに、県政課題に率先して挑戦する職員の意欲向上を目的に、政策提案や事務改善に寄与する取組を広く公募する「かえるのたまご」が実施されておりました。

私が銀行で働いておりましたときも、同様に業務改善を公募する取組がなされておりました。このような取組を通して、銀行員一人一人が自ら改革意識と意欲を持って業務に取り組むことが、人材の育成、ひいては組織の活性化につながっていったのではないかと感じております。

知事、私は、県庁内のこの「かえるのたまご」の取組は、一定の効果があったものと評価しております。

近年、あらゆる産業において、人手不足が日々叫ばれております。県庁をはじめとする公務員の世界においても状況は同じであり、今後もさらに厳しさが増すものと危惧されるところです。さらに、激甚化する自然災害や新たな感染症などの危機事象への対応などを考えれば、行政需要が減少することは想像しにくいところであります。

行政需要が高止まりし、職員の確保が今後さらに厳しくなる中、引き続き行政サービスを継続的に提供するためには、人材育成の重要性がさらに高まっているのではないでしょうか。

そこで伺います。限られた人材で必要な行政サービスを提供していくためには、これまで以上に人材育成が重要となってくると思われます。どのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

以下の質問は質問者席にて行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

職員確保が今後も厳しさを増す一方、複雑化・多様化する行政ニーズに的確に対応するためには、職員一人一人が県政を担うという高い意識を持ち、能力を高め、そしてそれを最大限発揮していく必要があると考えております。

このため、実践的かつ高度な知識を習得し、広い視野や柔軟な発想力が求められますことから、ＯＪＴや職員研修の充実のほか、国や民間企業等への長期派遣研修、職員が関心のある業務に自ら応募できる庁内公募制度、職務に関連する公的資格の取得支援など様々な取組を通して、職員の資質と意欲の向上に努めているところであります。

また、職員の能力を十分に生かすため、デジタル化による業務効率化を進めるとともに、所属長等のマネジメント能力の向上、テレワークや時差出勤、フリーアドレス化等による柔軟かつ効率的な働き方を推進し、能力をより発揮できる職場づくりにも取り組んでいるところであります。

私は組織の長として、人材こそ最大の資産であると考えております。職員の成長が組織の活力につながるという考え方の下、今後も、より一層の人材育成の取組を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○川添　博議員　ありがとうございます。ぜひ武士道精神も入れて、取組をお願いいたします。また、「かえるのたまご」の復活も検討されてみてはいかがでしょうか。

さて、その県の喫緊の課題としまして、県民の命を守る南海トラフ地震対策がございます。

今年１月の能登半島地震では、直下型地震でもあったため、木造住宅の倒壊による被害が甚大でありました。

本県の木造住宅の耐震化の状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　本県において、昭和56年改正の耐震基準を満たす住宅の耐震化率は、令和２年度末で約84％であり、令和７年度末に90％の達成を目標としております。

このため、国の補助を活用の上、市町村と連携して重点的に木造住宅の耐震化を推進しており、例えば耐震改修工事では、100万円を限度に、工事費の８割の補助を行っているところであります。

一方で、耐震化が必要な住宅の所有者は高齢者が多く、工事費用に負担を感じたり、耐震化の必要性の認識が薄いなどの実情があります。

県としましては、今後とも市町村と連携して、耐震化の重要性の啓発や補助制度の周知、必要な予算の確保など、住宅の耐震化に積極的に取り組んでまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。来年度末に９割の耐震化を目指すということで、進んできてはおります。

また、能登半島地震では、上下水道施設が甚大な被害を受けて復旧が長期化いたしました。

６月の一般質問におきまして、主要な水道管である基幹管路のうち、耐震性のある割合を示す耐震適合率は、令和４年度末において、全国が42.3％、本県が30.3％であり、重要な下水道管路の耐震化率では、令和４年度末において、全国が56.2％、本県が72.5％と御回答いただきました。

上下水道の耐震化に対する国の目標と国庫補助率、そして県の取組について、福祉保健部長と県土整備部長にそれぞれ伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　国は、令和10年度末までに、水道の基幹管路の耐震適合率を60％以上に引き上げる目標を掲げております。

市町村等が行う管路更新の国庫補助につきましては、基本的に40年以上経過した管路を対象としております。その補助率は３分の１です。

ただし、病院等の給水優先度が特に高い施設

への管路に対しては、40年未満の場合でありましても４分の１の補助が行われます。

県といたしましては、水道事業者を対象とした会議や個別のヒアリング等を通じまして、補助に必要な助言・指導を行いますとともに、国に対して、補助率の引上げや財源の十分な確保を図るよう要望を行っております。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　国は、下水処理場に接続する管路など、重要な管路の耐震化率について、令和７年度までに64％の達成を目標としております。

市町村が行う下水道耐震化事業の国庫補助率は、管路が50％、処理場が55％となっております。

本県の耐震化率は国の目標を上回っておりますが、重要な管路の被災は、広範囲にわたり県民の生活に影響を及ぼすことから、引き続き、国土強靱化対策を活用し、必要な予算の確保に努め、さらなる耐震化に努めてまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。水道につきましては、令和10年度末に60％を目標にしておりますので、いまだ道半ばではございますが、上下水道の耐震化につきましては、年々改善されてきてはおります。

しかしながら、地震の強度によっては、常に万全というわけにはまいりません。断水や下水管の損壊により、水が不足したり、トイレが使えなくなったりすることを想定しておかなければなりません。

各指定避難所では、災害時に使う飲料水や簡易トイレなどの備蓄品が非常に手薄と言われております。指定避難所には、数百人の避難者の使用する量を考えた物資が必要であります。市町村とも連携した避難所ごとの実態把握が急がれます。

災害時の備蓄品の備えへの取組の方針について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　県では、宮崎県備蓄基本指針に基づき、大規模災害発災後、国のプッシュ型支援が届くまでに、必要な物資を県、市町村においてそれぞれ１日分ずつ賄うこととし、水や携帯トイレ等の品目について目標を定め、計画的な備蓄を行っております。

また、自助の理念に基づき、県民の方に対し、最低３日分の備蓄を呼びかけております。

さらに、発災時には、大手コンビニチェーンや飲料水メーカー等から物資を調達できるよう、応援協定の締結を進めるとともに、県立農業大学校敷地内に、備蓄機能と国からの物資の受入れ・搬出機能を併せ持つ災害支援物資拠点施設を整備しているところです。

引き続き、災害時に必要な備蓄の確保に努めてまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。現在の小規模な防災倉庫では、格納できる物資の量も限られております。とても災害時に対応できないと考えます。

また、県民に対しても、３日間の備蓄の呼びかけについては、本当に３日間でよいのか、４日目以降はどう対応するのか、自衛隊などにより支援物資がすぐに届くのか、周到なシミュレーションが必要と考えます。マニュアルの再考を要望しておきます。

また、指定避難所では、健常者ではない要配慮者の方々、例えば持病のある高齢者や身体障がい者、また精神疾患の方などは、大勢の避難者の中で不便を感じたり違和感を感じて、適応できなかったりすることが予想されます。どのように対応されるのか、福祉保健部長に伺いま

す。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　災害発生時におきまして、配慮を要する方が安心して避難できる環境を整備するためには、障がいの特性や高齢者の心身の状態に応じた対応が必要となります。

このため県では、市町村等による避難所運営の参考となるような事例や留意点等を盛り込みました「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」を作成いたしております。

このマニュアルの中で、避難所における車椅子利用者等のための動線の確保や、コミュニケーションに困難を抱える方のための間仕切りの設置方法など、レイアウトの例のほか、必要な物資や情報伝達方法などの配慮事項を紹介しております。

○川添　博議員　ありがとうございます。避難所では、想像以上に体力の低下や消耗が進み、災害関連死に至る例が、能登半島地震では多く見られております。

また、要配慮者の態様も一律ではなく様々ですが、できるだけ気配りしていただくようお願いいたします。避難所運営でのきめ細やかな配慮が求められると考えます。

次に、災害時の家庭用のペットの避難であります。

今やペットは、家庭の中でも家族同然とも言える地位を確立しております。このため、ペットと一緒に避難する方もおられますが、避難所においてどのような配慮がされているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　避難所では、つらい避難生活の中で、ペットと一緒にいることが心の安らぎや支えになったという声がある一方で、様々な人が集まり共同生活をするために、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もおり、鳴き声や臭いなどでトラブルになることもございます。

こうしたトラブルを避けるために、県の地域防災計画では、市町村がペットを受け入れることができる避難所を設置する場合には、避難所における人の居住スペースとは別に、ペットの飼育場所を設けることが求められております。

○川添　博議員　ありがとうございます。ペットがそばにいることで、メンタルヘルスを維持できますし、また逆に、ペットを失うことにより、精神面のダメージを受けることになると思います。十分な配慮が必要と考えます。

さて、自治会や自主防災組織による避難訓練などの防災活動の実施が低調であります。

今年度、地域の防災活動を高める取組を市町村と連携して行っていただいておりますが、どのように取り組んでいるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　地域の防災力を高めるためには、共助を担う自主防災組織の活性化が大変重要であります。

このため県では、今年度、市町村や防災士ネットワークと連携し、活動が停滞している自治会に防災士を派遣する事業を進めております。

具体的には、市町村に自治会の現状把握をしっかり行ってもらった上で、活動実績がない場合は防災講話を、活動を牽引する人材がいない場合は人材養成研修を、また、活動の進め方が分からない場合は、活動の企画提案や活動当日のサポート等を実施することにしております。

今年度は、避難所運営訓練や防災リーダーの養成研修等、８市町、13件の活動を支援してお

り、今年度から３年間をかけて重点的に取り組んでまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。３年間をかけて取り組んでいただくということで、特に沿岸部の自治会などが避難訓練をしっかりと実施されているか、県と市町村がさらに緊密に連携して、引き続き、その実施状況を集計して把握し、避難訓練の実施を県が促していくことが必要です。その活動を通して、地域の中で避難困難者が明確になり、低調となっている個別避難計画の策定にもつながっていくと考えます。

また、自治会や自主防災組織による避難訓練を実施した際に、参加した住民たちにより、防災倉庫の備蓄品の在庫を確認したり点検したりすることもできます。

自治会や自主防災組織による避難訓練の実施が低調である理由の一つに、自治会の加入率の低下や高齢化により、以前のような自治会のイベントがやりにくくなってきていることが考えられます。

しかしながら、年に１回の避難訓練ではあっても、その活動を通して地域の住民が顔を合わせて話をすることが、地域の中で人と人とのつながりをつくる貴重な時間でもあります。

避難訓練は、住民のつながりを深めて、改めて私たちのコミュニティーを再構築する機会でもあるのです。地域活性化事業の最たるものであると私は信じております。そして、それが防災の活動にも役立ってまいります。県民の命を守る最重要の事業であると存じます。危機管理統括監、市町村とも連携して取組を加速していただくよう、心から切に要望いたします。

さて、話題を替えまして、次に、お隣の木崎浜ビーチに続くアクセス道路の改善についてであります。

申し上げるまでもなく、木崎浜ビーチは、サーフィンの世界大会も行われる日本国内有数のサーフィンスポットであり、「スポーツランドみやざき」の玄関口と言ってよいほどの最高のロケーションであります。

また、一昨年には、県がサーフィンセンターを建設して、サーファーの方々の利便性に資するものとなっております。センターの利用者も増えてきております。

そこで、国道からこの木崎浜ビーチへ接続する道路でありますが、近年、この道路脇は草や木が茂ったり、道路の幅が狭いために、車の離合がままならない現状であります。

そもそもこの道路は、加江田川の河川堤防の管理道路であることから、関係部局との協議が必要であると承知しております。それも踏まえた上で、観光道路としての新たな位置づけをして、道路の改善の御検討をお願いいたします。商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君）　木崎浜では、今年９月にプロの国際大会や３年連続で全日本サーフィン選手権が開催されるなど、国内外から多くのサーファーが訪れる、国内でも有数のサーフスポットであります。

これまで県では、ビーチ沿いの道路拡幅やサーフィンセンターの整備など、木崎浜を訪れる方の利便性向上に取り組んできたところですが、一方で、アクセス道路は狭く、車両の離合が困難であることなど、その改善が大きな課題と認識しております。

このため、県としましては、今後、サーフィンを活用したさらなる誘客を図るため、地元宮崎市や関係部局とともに、こうした課題の改善に向けて協議を進めているところであります。

○川添　博議員　ありがとうございます。課題として認識していただき、感謝します。この道路は、加江田川の堤防の役割を果たしております。しかしながら、申し上げたように、両脇には雑木が自生してきており、堤防自体を弱めたり損壊してしまう危険すらあります。そういった防災の観点も考慮していただき、前向きに取り組んでいただくよう要望いたします。

令和９年に開催が予定されております、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会へ向けて、陸上競技場や県体育館、また県プールの建設が進められております。県総合運動公園においては、空手やラグビー種目の会場に予定されております。現在、テニスコートのハードコート化への改修事業も行われております。

この中に、旧プール跡地の活用については、現在検討中とのことでございます。競技団体より、ここにスケートボード場を建設していただきたい旨の要望がございました。

知事、申し上げるまでもなく、近年、スケートボードは、オリンピック種目として脚光を浴びてきており、競技人口も増加してきております。しかし、県内でもその練習場や競技会場が少ないために、苦慮しているところであります。また、近隣のサーフィン競技者の方たちもスケートボードに取り組む方が多いため、サーフィン連盟からも要望があったものであります。「スポーツランドみやざき」に取り組む本県としても、検討に値すると考えます。

そこで、県総合運動公園内のプール跡地の活用の検討状況について、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君）　県総合運動公園のプールは、整備を進めております新しいプールの供用開始に合わせて、令和６年度末を目途に用途を廃止する予定であります。

跡地活用につきましては、今、議員が御紹介いただきましたようなものも含めて、様々な意見が寄せられているところであります。

県では現在、スポーツ観光プロジェクトにおいて、スポーツ環境日本一を目指し、その核となる、またシンボルでもあります県総合運動公園の魅力をさらに高める取組を進めているところであります。

現在、県総合運動公園において、新たなにぎわいを創出するための調査等を実施しておりまして、この中で、プール跡地の活用について、今年度、競技団体や県民に対するアンケート等を行い、様々な御意見やアイデアを伺うこととしております。

県総合運動公園は、昭和54年国体のレガシーでもあり、また「スポーツランドみやざき」を象徴する施設でもありますことから、こうした御意見等も踏まえ、スポーツ観光や競技力の向上、公園利用者の憩いの場など、様々な角度から、跡地の活用について総合的に判断してまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。ぜひ前向きな御検討をお願いいたします。

次は、県病院の経営改善の取組について伺います。

県立日南病院の経営改善でありますが、年内に病床を50床程度削減して、ベッドの稼働率を上げていく計画であると承知しております。稼働率がどの程度上がる見通しなのか、またその他の取組について、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君）　日南病院では、現在、経営改善を目的とする病棟再編に取り組んでおり、12月１日の実施に向けて、看護体制の見直しや入院患者の転棟、医療機器の配置転換

などを順次進めているところです。

再編に際しては、52床を削減することで、一般病床の稼働率が現在の６割程度から８割程度にまで改善することが期待されます。

また、急性期を経過した患者の受入れや、在宅復帰支援などを行う地域包括ケア病棟をこれまで以上に有効活用し、病院全体で病棟運営の効率化を図ります。

このほか、薬剤師の病棟における服薬指導等の患者支援をより充実させることなどにより、医療の質の向上に努めてまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。病床の削減により、稼働率が約６割から８割に改善されるとのことであります。人員の定員も自然減で対応されるとは思いますが、決して職場の士気が下がらないように、医師や看護師、また職員の方々の理解も得ながら進めていただきたいと存じます。

医療機関の経営は、主に国が定める診療報酬で成り立っています。これは公立病院も同じであります。その診療報酬の算定方式の一つに、ＤＰＣ制度というものがあります。主に、急性期病院、高度急性期病院に適用されております。この制度が導入される前は、一つ一つの診療内容を積み上げて合計する出来高方式のみでした。回復期や慢性期の病院の診療報酬は、今まで出来高方式で算定されております。

ＤＰＣ制度は、診療内容ごとにあらかじめ定められた点数に、入院日数と病院ごとに設定される係数を掛け合わせて診療報酬を算定する方式であります。その目的は、医療の標準化と効率化であります。

県立３病院は、平成20年から21年度にかけて順次導入しております。近年の県立病院の経営は大変厳しい状況にありますが、経営改善を進めるためには、この制度にうまく対応していくことが重要だと考えます。

ＤＰＣ制度に対応した経営改善の取組と３病院の入院単価の推移などを、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君）　県立病院では、ＤＰＣ制度に適切に対応するため、専門のコンサルタントに委託し、毎月、各病院において、診療科別ミーティング等を行っております。

そこでは、疾病ごとの標準的な診療を目安として、実際の投薬・注射などの診療行為や在院日数等の最適化を図るとともに、診療報酬の増加につながる医療機関別係数の向上や、新たな施設基準の取得に向けて取り組んでいます。

その結果、平成28年度から取組を継続している延岡病院では、病院の通知表に当たる機能評価係数Ⅱが今年度、全国1,526の同規模病院中、１位となっています。

また、３病院全体の入院単価は、令和５年度７万6,929円で、コロナ前と比較して約１万5,000円改善しております。

○川添　博議員　ありがとうございます。入院単価は１万5,000円ほど改善してきているとのことです。

さて、県病院と宮崎大学医学部附属病院とで、診療材料の共同購入の取組を行っております。どのように取り組んでいるのか、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君）　県立３病院では、診療材料の調達と物品管理を一元化するＳＰＤ方式を、宮崎大学医学部附属病院と連携し、令和５年12月から導入しております。

具体的には、委託業者が宮崎市内に物流倉庫を設置して、診療材料の共同購入と物品の発注、納品、在庫管理を一括して行っています。

その結果、価格においてスケールメリットが発揮されるとともに、診療材料の使用分のみ購入する消化払い方式の導入により、期限切れ在庫の縮減や業務負担の軽減等が図られております。

今後とも、各病院で使用する材料の統一化を一層進め、さらなる経営改善を推進してまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。スケールメリットの効果に期待したいと思いますし、また、プロジェクトチームの報告を待ちたいと存じます。

次に、グリーン成長プロジェクト関連でお伺いいたします。

私の地元におきましても、杉の伐期を迎えて木材の需要拡大が続いていることから、伐採業者が出入りしております。伐採後に再造林が行われていなかったり、雨天時の伐採作業により集材路から土砂が流出したり、伐採後の端切れなどの残材が放置されて、河川に流れ出して災害につながりかねない懸念があります。

森林が有する防災機能を維持していくためにも、伐採前後の伐採業者への啓発や指導が必要と考えます。環境森林部長に、取組やパトロールの回数などを伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　県では、不適切な伐採や搬出作業による土砂の流出等を未然に防止するため、林地の保全に配慮した伐採・搬出作業や適切な集材路の開設方法等をまとめたガイドラインを作成し、全ての伐採事業者に対しリーフレットを配布するなど、周知・徹底を図っております。

また、市町村と連携して、年間120回程度の伐採現場パトロールを行うとともに、昨年度からは、県内３か所でガイドラインの研修会を開催するなど、その遵守を指導しております。

さらに、人家や道路等への土砂の流出が懸念される伐採跡地については、梅雨時期前などに、市町村や県土整備部と連携して調査を行い、必要に応じて伐採事業者に対策を指導しております。

○川添　博議員　ありがとうございます。ぜひ市町村と連携して、管理を徹底していただくようお願いいたします。

最近では、森林組合も含めて、人材の確保が厳しい状況と聞いております。一方で、建設業においてもしかりであります。特に、昨今の賃上げのスピードが速く、公共事業における人件費などの労務単価基準額より世間の賃金の実勢価格が上回っていて、会社が補塡しなければならないという話も聞きます。

設計労務単価の賃金引上げの状況を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　建設産業の担い手を確保するためには、賃金水準の上昇による労働者の処遇改善を進めることが大変重要であると考えております。

公共工事の設計労務単価は、国と県で毎年行う公共事業従事者の賃金の実態調査に基づき設定しており、今年度まで12年連続で引き上げたところです。

県としましては、設計労務単価の上昇を現場労働者の賃金引上げにつなげるため、受注者に対し、適正な賃金水準を確保するよう文書で要請しております。

今後とも、関係団体と連携し、建設産業従事者の処遇改善に積極的に取り組んでまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。相場に見合う適切な労務単価の設定が、建設産業の

持続的な発展や人材確保につながることから、今後とも十分な実態調査を続けていただきたいと存じます。

林業の担い手確保の意味からも、造林作業員の賃金引上げに向けた取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　県では、今年度から、県内８地域に設立した地域再造林推進ネットワークに所属する造林事業者を対象に、造林補助金のかさ上げを行っており、ネットワークへの加入要件として、作業員の賃金等の待遇改善を図るための再造林労務改善計画の策定とその遵守を義務づけております。

また、全てのネットワークを対象に、社会保険労務士による研修会を開催し、他県における優良事例等を紹介しながら、適切な労務管理と労働生産性の向上が、事業体の経営改善や作業員の待遇改善につながること等を指導しております。

今後とも、ネットワーク加入者の増加を図りつつ、造林作業員全体の賃金水準の引上げにつながる取組を進めてまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。原木の流通につきましては、宮崎港においても、その取扱量が維持されていると聞いております。

宮崎港における原木を含めた貨物の現状について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　宮崎港における令和５年の取扱貨物量は723万トンであり、コロナ禍前の令和元年と同水準まで回復しております。

このうち、約７割が農畜産物などを運ぶカーフェリーの貨物であり、船舶の大型化等により、対前年比で１割程度増加しています。

また、その他の取扱貨物については、砕石やセメント、燃料などは、近年、ほぼ横ばいですが、原木は、輸出もあって増加傾向となっており、令和６年は過去最大となる見込みです。

県としましては、取扱貨物量のさらなる増加に向け、埠頭用地の整備を進めており、今後も関係者と連携してポートセールス活動に取り組むなど、より一層の利用促進に努めてまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。宮崎港からの原木の輸出が増加傾向であります。

知事、再造林については、県全体では近年70％台で推移している一方で、大淀川流域では60％台にとどまっている状況であります。

そのような中、再造林を推進するために、下刈りなどの補助を手厚くしていただいたことは評価できます。しかし、再造林率日本一の達成は、簡単なことではないと存じます。

グリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一を目指す思いを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　グリーン成長プロジェクトでは、本県の強みであります農林水産業分野を中心に、地域資源を活用した産業成長の実現を目指すこととしております。その中の重要な目標として、再造林率日本一に向けて、県民の皆様と産学官が一丸となって取り組む宮崎モデルの構築を進めております。

その中で、取組のよりどころとなります全国初の宮崎県再造林推進条例を制定するとともに、再造林の重要性について広く理念を共有するため、様々な媒体を用いて県民の意識醸成を図っているところであります。

また、効率的に再造林を推進する地域ネットワークの設立や造林補助金のかさ上げ、さらには、多様な担い手の確保や県産材需要の拡大など、川上から川下まで総合的な取組を進めてお

ります。

このプロジェクトにより、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を推進し、本県の豊かな森林をしっかりと次の世代に引き継ぎながら、持続可能な林業・木材産業の確立と、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現してまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。

続きまして、県内の道路の交通渋滞対策について伺います。

県内の交通渋滞の箇所数は約190か所と言われております。また、その中で、宮崎市は約110か所と言われております。交通渋滞の約６割は宮崎市で発生しています。それぞれ地域からの要望もあり、年々改善されてきてはおります。

しかしながら、長年にわたりラッシュ時の渋滞があまり改善されていない箇所も多くございます。全ての箇所を申し上げる時間がありませんので、例えば具体的な事例を一つ申し上げますと、先日は宮崎市の相生橋付近の交差点の視察をさせていただきました。ここは、長年にわたりラッシュ時の渋滞ポイントであります。どのような対策を取られているのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君）　相生橋の渋滞対策といたしましては、交通量調査を実施した上で、信号サイクルの調整を行っております。

今後も、住民の要望や交通量等に応じて、信号サイクルの調整や信号の改良等を実施して、渋滞の緩和を図ってまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。信号サイクルの調整をしていただいたとのことで、私もその後、朝、通ってみました。

多少は渋滞が緩和されているのではないかとも思いましたが、この交差点は、申し上げたように、20年以上前からの地元の懸案事項であります。しかしながら、大幅な改善には至っていないような感じがいたします。そこで、宮崎土木事務所にも立ち会っていただいて、車線の拡幅などの道路改良はできないのか協議したのですが、なかなか厳しいようであります。

今後は、お隣国富町のロームの半導体工場ののフル稼働や西警察署の新設などの影響もあれば、近隣の道路や交差点も含めて、なお一層、混み合うことが予想されます。そこで、既存の道路改良が厳しいのであれば、新しいバイパス道路や橋梁建設が必要ではないかと考えております。

そこで、渋滞緩和策として、最も有効と思われる県道木脇高岡線のバイパス工事の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　県道木脇高岡線の本庄川を横断するバイパスにつきましては、延長246メートルの（仮称）宮王丸橋を含む全体延長2.2キロメートルの整備を進めており、これまでに約700メートルを供用しております。

残る約1.5キロメートルにおきましては、令和４年度までに全ての用地取得が完了し、現在は宮王丸橋の橋脚工事に着手しており、あわせて、河川管理用道路の付け替え工事も実施しております。

このバイパスが完成しますと、東九州自動車道へのアクセス性の向上や周辺道路の渋滞緩和が期待されるため、今後とも、必要な予算の確保に努め、早期整備に取り組んでまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。用地買収が完了しているということで、完成すれば周辺の渋滞緩和に資するものと考えます。

資材高騰の折ではございますが、予算確保に努めていただき、次回の質問では、あと何年ぐ

らいで完成予定かもお知らせいただくと、地元はありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、有害鳥獣対策について伺います。

私自身も数か月前に、夕方、薄暗い時間に宮崎大学のキャンパスを歩いておりましたら、イノシシの親に遭遇いたしました。一瞬緊張しましたが、目が合ったその瞬間、草むらに逃げていきました。

また、数年前には、大学内で行われた宮大ファームの家庭菜園講座を受講いたしました。数か月をかけて、おいしい野菜を作ろうと額に汗を流して畑を耕し、苗を植えました。家族で収穫を楽しみにしておりました。

そうしたところ、収穫予定日の前の週に、見事に大根、ジャガイモ、シュンギク、ニンジン、サツマイモなど、当てにしていた川添家の貴重な食材を全てイノシシの親子たちに食べ尽くされてしまいました。ほかの受講者の畑も全て襲われました。電柵をかいくぐって入ってきたようです。収穫時期を周到に勘案した上で侵入ルートを確保しているあたりは、人間の英知をあざ笑うかのような所業であります。家族全員で、畑の前で言葉もなく、茫然と立ちすくんだことを覚えています。

私の地元である木花地区は、長年にわたりイノシシや猿が出没しては悩まされております。県の有害鳥獣による農産物の被害額も横ばいで推移しております。

一方で、狩猟免許所持者は高齢化してきており、減少の一途であります。狩猟者の確保のための県の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　県では、新規の狩猟免許取得者を増やすため、受験料などの免許取得経費の一部助成や受験者向けの無料講習会を開催するとともに、林業大学校の長期課程のカリキュラムにわな免許の取得を組み込むなど、若手狩猟者の確保を図っております。

また、狩猟者には、鹿捕獲に対して、１頭当たり4,000円の助成を行っておりますが、特に、免許取得後３年未満の方には、狩猟を継続していただけるよう7,000円に増額し、狩猟者数の維持に努めております。

県としましては、狩猟への関心を高めるためのイベントを開催するなど、今後とも、猟友会や市町村と連携しながら、狩猟者の確保にしっかりと取り組んでまいります。

○川添　博議員　ありがとうございます。今後、猟友会だけでは対応できなくなると思います。対策も新しいフェーズに入っていかなければならないのではないかと考えます。よろしくお願いいたします。

今回の質問は、木崎浜ビーチの接続道路の問題やスケートボード場の建設、また「かえるのたまご」の復活などの提案や要望もございましたが、防災での避難訓練の実施の促進や県病院の経営改善など、難題ですが、喫緊の課題もございます。私自身もこれからも決死の覚悟で取り組んでまいりたいと存じますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野﨑幸士副議長　次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手）　都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。通告に従い、質問をさせていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

本年、2024年のノーベル平和賞について、被

団協（日本原水爆被害者団体協議会）が受賞することとなりました。被団協は被爆者の全国組織で、「ふたたび被爆者をつくるな」を合い言葉に、核兵器廃絶と原爆被害への補償を国内外へ長年訴えてこられました。

現在、ウクライナや中東をはじめ、世界各地で戦争や紛争が繰り返されています。ロシアは核兵器の使用要件を定めた政策指針「核ドクトリン」を改定しました。この世界で再び核兵器が使用され、新たな被爆者が発生するリスクは日に日に高まっています。

今回のこのタイミングでの被団協のノーベル平和賞の受賞は、この状況に警鐘を鳴らすものと考えます。来月12月10日に行われる授賞式を通して、「ノーモア・ヒバクシャ」の訴えが改めて世界へ発信され、核兵器廃絶に向けた大きな一歩になることを期待します。

核兵器廃絶を目指し、核兵器禁止条約が2017年に国連で採択され、2021年に発効しました。現在73の国が条約を批准していますが、核兵器保有国や拡大核抑止、いわゆる「核の傘」の下にある国の批准は進まず、世界で唯一の戦争被爆国である日本も、核兵器禁止条約の批准については慎重な姿勢を崩していません。

被団協がノーベル平和賞を受賞した今こそ、我が国は核兵器禁止条約の批准、あるいは少なくとも核兵器禁止条約の締約国会議へオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた意思を示す必要があるのではないでしょうか。

そこで、被爆県である広島県出身の河野知事に、日本被団協のノーベル平和賞受賞への受け止めと、核兵器禁止条約批准についての考えをお伺いします。

また、世界を取り巻く大きな出来事として、アメリカの大統領選挙において、ドナルド・トランプ氏が当選しました。これまでも自国第一主義を貫き、経済や安全保障面での負担増を同盟国に求める姿勢を崩しません。再選後、我が国も、特に安全保障政策の見直しや対応が想定されます。

そこで、アメリカの次期大統領就任に伴う国政及び県政への影響について、知事の考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

まず、ノーベル平和賞受賞と核兵器禁止条約についてであります。

日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞の受賞は、世界の安全保障環境が厳しさを増す状況を背景としまして、1956年の結成以来長きにわたり、核兵器廃絶を発信し、核兵器の使用は決して許されないという「核のタブー」の確立に貢献してこられた、被爆者の方々の努力と活動に対する高い評価と称賛の現れであります。改めて、心よりお祝いを申し上げますとともに、深く敬意を表します。

政府は、核兵器禁止条約に関し、安全保障を確保した上で、核保有国を関与させるよう努力し、「核兵器のない世界」に向けて取り組む方針でありまして、条約を批准していないことと決して矛盾するものではないという説明をしているところであります。

私は広島出身でもあり、また、もう一つの被爆地である長崎の立地する九州で今仕事をしている。そのような思いからも、平和というものを力強く訴えていくことの重要性を身にしみて感じているところでございます。

世界各地で紛争の激化により核兵器の脅威が

高まる中、今回の受賞が大きな後押しとなり、核軍縮に向けた現実的かつ実践的な取組が、これまで以上に力強く進められることが大切であると考えております。

次に、アメリカの次期大統領就任に伴う影響についてであります。

我が国と米国は、日米同盟を基軸とした外交安全保障政策を展開するとともに、経済面でも強い結びつきがあります。

また、アメリカが世界の社会・経済情勢に強い影響を持つ存在であるということからも、米国大統領選挙の行方を私も高い関心を持って注視しておりました。

トランプ氏の次期大統領就任に伴う影響については、ロシアによるウクライナへの侵攻や北朝鮮からの相次ぐ弾道ミサイルの発射など、我が国をはじめ、世界を取り巻く安全保障環境の厳しさが増している中、日米関係がどのように変容していくのか、不透明な状況にあるものと考えております。

また、トランプ氏は、中国をはじめ、各国への関税引上げを主張するなど、国内回帰を進める姿勢を示しており、その経済政策は、場合によると世界経済に深刻な影響を及ぼしかねないと、強い危機感も抱いているところであります。

本県においては、新田原基地をはじめとする防衛関係施設を有しており、また、基幹産業である農林水産業等への影響も懸念されますことから、今後の国際情勢を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員　ありがとうございます。「核兵器のない世界」に向けて取り組む政府の方針と、一方で、核兵器禁止条約を批准しないことは、矛盾していないという政府の見解に対して、知事の認識をお伺いしました。私としては、やっぱりこの２つについては矛盾しているなという認識でありまして、大変残念であります。核兵器禁止条約に関しては、今後、国際世論が高まり、政府の対応を後押しする流れを期待します。

また、アメリカの次期大統領の就任について、今後、様々な影響が考えられると、知事の考えをお伺いしたところでありますが、やはり安全保障の問題をしっかりと注視していかなければならないと思います。この問題については、議会としても一緒になって対応していければと、そのように考えております。

次に、関連するところではありますが、日米共同統合演習についてお伺いします。

政府は、中国の海洋進出や台湾有事を念頭に、九州から沖縄にかけての南西諸島の防衛力を強化する、いわゆる南西シフトを進めています。これまでも日米共同訓練の実施や新田原基地の整備が進められてきたところです。

今年も在日米軍再編に係る日米共同訓練が行われましたが、今回は日米共同統合演習（キーン・ソード）に組み込まれ、同じ日程で、全国各地で様々な訓練が実施されています。また、今回初めて、この訓練で自衛隊機が宮崎空港で演習を実施しました。

それでは初めに、日米共同統合演習（キーン・ソード）の実施状況と訓練でトラブル等がなかったかについて、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　今回の日米共同統合演習については、10月23日から11月１日の期間で行われました。

新田原基地においては、米軍のＦ－35Ｂが４機、Ｆ－22戦闘機が６機、アメリカ軍関係者な

どが170名程度参加するとともに、新田原基地からはＦ－15戦闘機が12機程度参加し、訓練が実施されました。

このほか、えびの送信所や串間市の高畑山分屯基地で通信等の訓練が行われるとともに、宮崎空港では、海上自衛隊の哨戒機が着陸し、整備や給油を実施する訓練が行われました。

今回の訓練に関して、新田原基地に現地連絡本部を設置した九州防衛局からは、トラブルの報告はなく、宮崎空港における訓練についても、民間航空機の離発着等に影響が発生したとの報告はございませんでした。

○永山敏郎議員　宮崎空港での民間利用への影響もなく、訓練でのトラブル等はなかったということで安心いたしました。

今回の宮崎空港での演習は、私が６月の一般質問でも取り上げた特定利用空港指定によるものではないとの説明ですが、この特定利用空港の運用計画については不透明なままです。

今回、宮崎空港での演習に合わせ、市民グループの抗議デモも行われました。日本を取り巻く安全保障環境の変化を受け、防衛力強化に理解を示す声がある一方、今後の訓練等の強化に不安を感じる県民の声もあります。

そこで、日米共同統合演習に関し、県民の安心・安全を確保するための県の対応について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　日米共同統合演習に関する対応につきましては、訓練の約一月前に、訓練に関係する市町等とともに設置している協議会において、知事や関係首長から直接、九州防衛局長に対して口頭で申入れを行うとともに、県民の安全・安心な暮らしが脅かされることがないよう、文書でも、騒音の軽減や安全対策の徹底、訓練に参加する米軍の綱紀粛正など、国の責任において万全の対策を講じることを要請したところです。

今後とも、県民の安全・安心を確保することを最優先に、地元に寄り添った対応を継続して国に求めてまいります。

○永山敏郎議員　さきの９月定例会では、県北での米軍機オスプレイの低空飛行問題について、内田理佐議員が取り上げられ、対応等については、九州防衛局を通じ、国から米軍へ行う旨の答弁がありました。

防衛の問題に関しては、これまでも国の専管事項という姿勢でありますが、県民の安心・安全を守るために、県もしっかりと存在感を発揮し、今後の対応を重ねてお願いいたします。

次に、投票率向上についてお伺いします。

2024年10月27日投開票の日程で、衆議院議員選挙が行われました。

選挙結果につきましては、自民党、公明党の議席が過半数に満たず、今後、少数与党として難しい国会運営を行っていくこととなります。

選挙結果の受け止めにつきましては、午前中の坂口議員の一般質問でも取り上げていただいておりますので、私のほうでは割愛し、投票率に関し、幾つか質問いたします。

まず初めに、衆議院議員選挙の県内の投票率の状況について、選挙管理委員会委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（茂　雄二君）　今回の衆議院議員総選挙の小選挙区における全国の投票率は、過去３番目に低い53.85％となりましたが、本県の投票率は、それを約3.2ポイント下回る50.61％となっております。

ここ数回の本県の投票率は50％前後で推移しておりますが、前回、令和３年の53.66％からは約３ポイント下回っており、平成26年、平成29

年の総選挙に次いで、全国同様、過去３番目に低い数字となっております。

○永山敏郎議員　全国平均よりもさらに低く、また、前回の衆議院議員選挙と比較しても低い50.61％ということで、まさに２人に１人しか投票に行かなかったと、このような状況に危機感を感じております。

2015年の公職選挙法改正で、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。少子高齢化、人口減少が進む我が国で、若い世代がより早く選挙権を持つことで、主体的・積極的に政治に関わることが期待されています。

そこで、選挙権年齢引下げ以降の10代の投票率の状況について、選挙管理委員会委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（茂　雄二君）　平成27年に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから、今回が３回目の衆議院議員総選挙となりました。

県内各市町村から１か所ずつの投票所を選定して抽出調査した年代別投票率によりますと、18歳・19歳の投票率は、平成29年の総選挙で32.63％、令和３年の総選挙で37.34％となっており、いずれも最も低い20歳代前半の投票率を上回ってはいるものの、ほかの世代や県全体の投票率を下回っている状況です。

なお、今回の総選挙における年代別投票率は、現在、調査しているところです。

○永山敏郎議員　過去２回の衆議院議員選挙におきましても、全体と比較して低い投票率ということです。投票年齢引下げによる若い世代の主体的な政治参加という期待に対し、効果が現れるには、まだまだ時間がかかるのかなと思われます。今回の選挙の年代別投票率については、現在調査中とのことでしたので、結果が公表された時点で、改めて比較分析をしてみたいと思います。

さて、若い世代に限らず、また本県のみならず、さらには国政選挙・地方選挙の区別なく、投票率は低調な数字で推移しており、投票率向上は喫緊の課題と言えます。低投票率による選挙結果では、果たして本当に民意が反映されているのかという疑問の声も上がることでしょう。

投票率向上の課題は、国、地方を挙げて議論されており、調査分析や投票を呼びかける広報・啓発活動等、長年にわたり取組が進められてきました。現在の投票率の結果に対し、これまでの取組の効果があったかは判断が難しいところでありますが、社会の情勢に合わせて取り組み続けなければならない課題です。

これまで情報を得る手段としては、新聞やテレビといったマスメディアが主流でしたが、現在はインターネット、特にＳＮＳや動画配信サイト等、ネットメディアで情報を収集する人も増えています。若年層の低投票率が課題であり、若年層にリーチする啓発が必要です。

そこで、投票率向上に向けた県の取組について、選挙管理委員会委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（茂　雄二君）　各選挙が行われる際には、テレビ、ラジオ、新聞やインターネット広告等により、投票日や投票方法などの周知に取り組んでおり、特に今回の選挙では、新たな取組として、飲食店舗でのＣＭ放映のほか、若者向けに、投票参加を促す内容の校内放送用ＣＤを高校に配付するなど、啓発に努めたところです。

また、選挙期間以外にも、若者による政治に関する弁論大会の開催や、若者が自ら制作する

選挙啓発動画コンテスト等の啓発事業を実施しております。

加えて、大学や教育委員会とも連携し、選挙の重要性などを伝える出前授業や、実際の選挙を題材にした模擬選挙等を実施しております。

これらの活動を通じて、若者の政治への関心や参加意識を高め、投票参加につながるよう取り組んでおります。

○永山敏郎議員　これまでも選挙標語や習字、ポスターコンテスト等の啓発活動は目にしてきましたが、最近は、選挙啓発動画コンテスト等、これまでにない若い世代にアプローチする取組も進められているようです。令和６年度の動画コンテストは、来年２月頃に表彰式が行われる予定ですが、コンテスト受賞動画の積極的なウェブ広告への活用検討等を含め、引き続きの啓発活動をお願いします。

投票年齢の引下げにより、投票時には現役の高校生という有権者も多く存在します。ただいまの答弁でも、校内放送用ＣＤの配付や出前授業、模擬選挙等、学生の投票率向上に向けた取組の紹介がありました。

そこで改めて、県立高校における主権者教育の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　県立高校では、授業や学校行事を通して、選挙の仕組みや政治参加の重要性について理解を深める教育に取り組んでおります。

具体的には、選挙管理委員会や議会事務局による講話や出前授業のほか、選挙の時期に合わせ、実際の選挙公報を用いて、実在する政党や候補者に投票する模擬選挙なども実施しております。

また、総合的な探究の時間では、地域の方々と対話したり、生徒同士で議論しながら、地域課題を自分事として捉え、解決策を見いだし、提言するなど、社会の一員であるという意識を高めるための取組も行っております。

今後も、様々な教育活動や関係機関との連携により、高校生の主権者意識の向上に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　主権者教育を通じて、自分たちの生活と政治がつながっているということを理解してもらい、主体的・積極的な政治参加につながることを期待いたします。

さて、来年の夏には参議院議員選挙も行われる予定です。前回、2022年の参議院議員選挙の宮崎県の投票率は47.52％、これまで伺った取組が効果を発揮し、これを上回る投票率が期待されます。

この項目の最後に、投票率向上に向け、選挙管理委員会委員長から県民へのメッセージをお願いいたします。

○選挙管理委員長（茂　雄二君）　選挙は、国民が主権者として政治に参加し、その意思を反映させることのできる基本的かつ最も重要な機会ですが、投票率が低下傾向にあることは、民主主義の根幹を揺るがしかねない事態であると大変危惧いたしております。

このため、県選挙管理委員会でも啓発に取り組んでおりますが、若者だけでなく親世代の投票率も低迷していることから、例えば、大人が投票する姿を子供に見せる親子連れ投票なども、投票率の向上に資するものと考えております。

今回、「未来のために、その一票　行こう、投票」とのキャッチフレーズで呼びかけましたように、有権者の皆様には、国や地域のよりよい未来のために、自分の思いを託して、積極的に投票参加していただきたいと思います。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。親子連れ投票についてお話がありました。今回の衆議院議員選挙も、私は子供たちと一緒に投票所に足を運びました。多くの子供たちに身近な人が投票に行く様子を見てもらい、選挙に投票に行くことが当たり前という意識が醸成できればと思います。身近な人に「投票に行った？」と声をかけることも、立派な選挙の啓発活動です。投票率向上に向けた取組を、行政だけではなく、私たち県民一人一人が一緒になって取り組んでまいりましょう。

次に参ります。昨年の11月定例会の一般質問でも取り上げましたが、今回も防災の取組についてお伺いします。

今11月定例会の冒頭、知事による提案理由説明の際に触れられましたとおり、今年は最大震度６弱を観測した日向灘沖を震源とする地震、台風第10号による竜巻・突風の被害、10月の大雨の被害など、災害が相次いでおります。防災については、これまでも多くの議員が議会のたびに一般質問等で取り上げられており、宮崎県における最重要課題の一つと認識しています。

令和６年11月４日、宮崎県総合防災訓練が実施されました。この県総合防災訓練は、毎年メイン会場を変え、様々な団体と連携して実施されています。

初めに、令和６年度の宮崎県総合防災訓練の内容とその効果について、危機管理統括監へお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　今年度の県総合防災訓練は、今月４日、大淀川市民緑地をメイン会場に、宮崎市、綾町、国富町をはじめ、自衛隊や消防、警察など、約250の関係機関から1,500名以上が参加し、南海トラフ巨大地震の発生を想定して実施しました。

今回は、土木関係団体による道路上の瓦礫除去や、市町村による住民避難、避難所運営に加え、新たに海上保安庁によるヘリや巡視船を活用した救助活動、福祉避難所の開設、受入れなど、様々な実動型の訓練を実施したほか、防災士ネットワーク等の団体・企業による防災展示も行いました。

訓練を通して、災害時の防災活動の在り方や、関係機関相互の協力体制の確認、県民の防災意識の向上を図ることができたと考えております。

○永山敏郎議員　昨年度、令和５年度の県総合防災訓練につきましては、約100の関係機関、1,000名以上の参加者があったとの報告でしたが、今年度は昨年度を大きく上回る参加があり、これまでの防災意識向上に向けた取組が実を結んでいると感じます。

県は、これまでも多くの団体と災害時の応援協定を締結しており、今年度は日本アマチュア無線連盟宮崎県支部とも新たに協定を結んだとのことです。私も災害時の備えの一つとして、昨年、アマチュア無線免許を取得し、今年、無線局を開局いたしました。この防災協定につきましては、今定例会で山内いっとく議員も取り上げられる予定ですので、またそちらで議論が深まることを期待しております。

昨年の一般質問の中で、自主防災組織の活動カバー率や活動状況について質問いたしました。活動の停滞の問題が指摘されましたが、自主防災組織は、避難や避難所運営など、防災訓練や災害時の活動が期待されています。

一方で、防災や災害対応に関しては、専門的知識が欠かせません。

先ほど、防災士ネットワークによる防災展示の紹介がありました。防災士につきましても、

これまでも度々一般質問等で取り上げられています。平常時には防災の啓発や訓練等に取り組み、災害時には避難所の運営等の役割も期待されており、先ほど触れました自主防災組織との連携も期待されます。

そこで、県内における防災士の登録数や活動状況及び県の取組について、危機管理統括監へお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　県内における防災士の登録数については、令和６年３月末時点で7,088人であり、令和12年までに県人口の約１％に当たる１万人の育成を目指しております。

防災士には、職場や地域で防災リーダーとしての活躍が期待されており、県が昨年度実施した防災士への調査でも、地域での防災活動の企画・運営や防災講話の実施、職場での防災訓練のアドバイスやＢＣＰ作成など、様々な活動をされているとの回答があったところです。

県では、防災士取得後のスキルアップ研修や、地域や学校の防災活動に防災士を派遣する出前講座等の取組に加え、本年度は、高校生を防災士として養成する事業や、防災士が自主防災組織の活動を支援する事業に取り組んでおります。

○永山敏郎議員　防災士の登録も進んでいるようです。目標達成に向け、引き続き広報・啓発活動をよろしくお願いいたします。また、各地域の自主防災組織との連携に向け、引き続き活動の支援もお願いいたします。

世代を超え、多くの方が防災士を目指す状況は、来る南海トラフ地震への備え等、県民の防災意識が高まっていることを表す一端と考えます。

本県は毎年、相次ぐ災害に見舞われ、さらなる防災意識の向上や地域の防災力向上が必要と考えますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　今年は本県でも、８月に地震と台風という異なる大きな災害に相次いで見舞われ、10月には線状降水帯の発生等による大雨、２人の貴い命も奪われる大きな被害が発生しております。改めて、「災害はいつどこで起こるか分からない」という思いを強くするとともに、自然災害の猛威や、命を守るための家庭での備え、地域での備えの重要性を認識したところであります。

今年は初めて南海トラフの臨時情報も出され、県民の間でも緊張が高まり、そして様々な防災、備えというものが進んだように思います。

ぜひ、県民の皆様には、日常生活の中で、この高まった防災意識を持続していただき、改めて、必要な備蓄品の確保や避難場所、避難経路の確認などに継続して取り組んでいただきたい、それをこの宮崎に住む上での言わば生活の標準装備としていただきたい、そのような思いでございます。

私自身も、今回の能登半島地震もきっかけとしながら、念願でありました防災士の取得、何とか日程をやりくりして受講を終え、認定試験も受け終えたところで、今、結果待ちの状況でございます。

今年は受講者が格段に増えたということで、私がＫＩＴＥＮで受けた最後の研修も170人が参加し、地域から派遣される自治会役員の方、または会社から派遣された方、消防団の方、それから自治体関係者、本当に多くの皆様がそれぞれの志を持って受講されている姿、また防災士ネットワークの皆様がそれをサポートする姿も、とても心強く思ったところであります。

県におきましても、今年度新たに、自主防災組織への防災士派遣や南海トラフ地震臨時情報に関する啓発、それから今回の総合防災訓練では、綾町での住民一斉避難訓練なども実施したところであります。

今後とも、市町村や防災士ネットワークなどの関係機関と連携し、家庭や地域での防災力のさらなる向上を図ってまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。引き続き、県民一丸となって防災力向上に努めてまいりましょう。

次の質問項目に移ります。

さきの９月定例会、武田議員による代表質問で、個別避難計画の策定状況について質問がありました。

高齢者や障がい者等、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画で、市町村が、地域の自治会や民生委員・児童委員、医療、保健、福祉の専門職等の関係者と協力して作成することとされています。

地域の防災訓練におきましても、避難行動要支援者の安否確認の役割を民生委員・児童委員が担っている事例もあり、さきの計画策定も併せて、民生委員・児童委員の地域における役割が非常に重要となっています。そこで今回、民生委員・児童委員に関し質問いたします。

初めに、民生委員・児童委員の役割や処遇について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　民生委員・児童委員は、高齢者の自宅訪問や子供の登下校の見守り活動、子育て世帯への相談対応など、住民が抱える様々なニーズの市町村へのつなぎ役、地域の身近な相談相手として、幅広く活動していただいておりまして、重要な役割を担っていただいております。

身分としては、特別職の地方公務員とされておりまして、法律の規定により、給与は支給されておりませんけれども、交通費や電話代等の実費弁償となる活動費として、地方交付税の積算単価を目安に、１人当たり年間６万200円が手当てされております。

○永山敏郎議員　地域住民と行政との橋渡し役として、様々な役割を担っていただいていると認識いたします。

次に、県内の民生委員・児童委員の充足率と、不足するのであれば、その不足する要因について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　令和４年度末時点では、本県の委員定数2,615名に対し、委嘱者数は2,447名であり、充足率は93.6％で、全国の充足率94.5％に比べて、やや低くなっております。

民生委員・児童委員が不足する要因につきましては、委員活動への理解が進まずに、委員就任への不安や負担を感じる方が多いことや、担い手の中心となっておりました年齢層である60代におきまして、年金受給開始年齢の引上げや定年延長等により、就業している方が増加していることなどが考えられます。

○永山敏郎議員　先ほども触れましたとおり、民生委員・児童委員には、福祉や防災、また災害発生時にも大きな役割が期待されています。全ての地域に民生委員・児童委員が任命されていることが、地域の安心・安全や防災力向上にもつながります。

民生委員・児童委員は３年ごとに改選があり、次期改選は、おおよそ１年後の令和７年12月１日となっています。

民生委員・児童委員の担い手確保に係る県の

取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　担い手の確保を図りますために、県はこれまで、相談対応や情報共有等の委員活動を円滑に行うための研修の実施や、メディアを活用した広報活動等に継続的に取り組んでまいりました。

今年度からは、さらに民生委員が活動しやすい環境を整備する視点に立ちまして、見守り活動の補助など委員活動を補佐する民生委員協力員の設置や、仕事をしながらでも活動しやすいようなタブレットによる情報共有体制の構築などに、市町村と連携して力を入れております。

○永山敏郎議員　県内の自治体によっては、タブレットの配付あるいは民生委員協力員を設置している事例もあるとお伺いいたしております。これは、国庫補助による民生委員担い手確保対策事業を活用した取組となります。これらの活用事例については、ほかの基礎自治体とも共有し、積極的な事業活用の後押しをぜひお願いいたします。

さて、全国の民生委員・児童委員が一堂に会し、民生委員・児童委員の制度・活動を取り巻く状況を踏まえ、より一層の充実・強化を目指し研究・協議を行う全国民生委員児童委員大会が、今年31年ぶりに、ここ宮崎県で開催されました。私も参加したかったのですが、対象者が民生委員・児童委員や社会福祉協議会や行政の職員等となっており、問合せはしたんですけれども、参加はかないませんでした。

そこで、先日行われました全国民生委員児童委員大会宮崎大会の概要、また、その大会で議論・共有された課題等について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　全国民生委員児童委員大会は、全国の民生委員等が一堂に会しまして、委員同士の交流や活動の充実・強化を目的に毎年開催されておりまして、今年度は、先週の20日と21日の２日間にわたり、シーガイアで開催されました。

大会には県内外から約2,800人が参加し、初日の式典では、永年勤続者等に対する表彰によりまして、意識高揚を図りますとともに、委員同士の交流も活発に行われました。

２日目のシンポジウムでは、民生委員制度の維持や担い手確保について様々な提言がなされましたほか、「地域包括支援」や「災害への備え」などの５つのテーマで、先進事例の紹介や課題解決に向けた意見交換が行われたところであります。

○永山敏郎議員　開催地である宮崎県からも関係者が多数参加したと聞いております。２日目の活動交流集会やシンポジウムを通じ、担い手の確保や災害時の対応などの課題や先進事例等を共有することで、今後の活動の参考になったものと考えます。

さて、さきの質問で、民生委員・児童委員の処遇については、電話代や交通費に相当する活動費が、地方交付税の積算単価を目安に年額６万200円支給されているとのことでした。全国を見ますと、地方交付税積算単価に加算して活動費を支給している自治体も存在します。

例えば、福岡県では、県独自で活動費に1,000円を加算していますし、これは政令指定都市なので単純な比較にはなりませんが、福岡市の民生委員・児童委員の活動費は年額11万7,000円です。福岡県、福岡市それぞれの担当者に話をお伺いしますと、いずれも担い手確保の観点から、独自に加算を行っているとの説明でした。

民生委員・児童委員の活動費に係る地方交付税の積算単価は、令和２年度に現在の６万200円

に引き上げられましたが、昨今の燃料費高騰等の影響で、民生委員・児童委員の活動におけるコストは増えております。担い手確保の観点、また活動を継続するためにも、活動費の引上げが必要と考えます。

そこで、民生委員・児童委員の処遇改善に係る県の考え方について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　民生委員・児童委員の処遇改善につきましては、特に近年の物価高騰を踏まえますと、その必要性を十分に認識いたしております。

このため県では、九州各県と連携して、国に対し、県が支給する活動費の目安となります普通交付税の積算単価の引上げを求めております。

また、市町村間で委員に求められる活動内容にばらつきが見られることから、民生委員・児童委員の活動内容等を明確にするガイドラインの策定等についても、併せて国に要望を行ったところであります。

○永山敏郎議員　今のところ、県独自の加算等については考えていらっしゃらないようですが、引き続き国に対し、地方交付税積算単価の引上げに向け、働きかけをお願いいたします。

あわせて、市町村間で委員に求められる活動内容にばらつきがあるとのことでした。自治体の中でも、それぞれの委員の活動やモチベーションにばらつきがあるとも伺います。

多くの民生委員・児童委員の方に、奉仕の精神で活動を継続していただいているところではありますが、地域間で差が生じないよう、担い手の確保や活動環境の整備等、市町村と連携した取組をお願いいたします。

この項目の最後に、民生委員・児童委員の日頃の活動に対する知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君）　民生委員・児童委員の皆様におかれましては、地域の守り手として、地域の困り事に細やかに目を配りながら、住民に寄り添った支援に御尽力いただいておりまして、その活動に深く敬意を表します。

高齢者の孤立や孤独、不安や困難を抱える子育て家庭など、地域の課題が多様化・複雑化する中、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、住民同士の助け合いや支え合いがとても大切だと考えております。

特に、南海トラフ地震等のリスクを抱える本県では、住民同士がいざというときに助け合える関係性を築いておくことは、大変重要であろうと考えております。

この全国大会は、私も開会式に参加いたしましたが、先ほど答弁がありましたように、約2,800人、シーガイアの大広間を埋め尽くしたあの数は本当に圧巻でありまして、清山市長とも「なかなかこれだけの人数を見る機会はないですね」と。また、会場からも皆さんの熱気が伝わってくる大会でありました。

そして印象的でしたのは、そこで配られた民生委員児童委員関係資料集は100数十ページの非常に分厚いものでありましたが、孤独・孤立、ひきこもり、高齢者、障がい者、ヤングケアラーをはじめとする子供対策、幅広いテーマについての様々な法律、通達、また方針、そのようなものが示されておりまして、そういう地域の課題に民生委員・児童委員の皆様が立ち向かっていただいていることを、資料集の中からまた改めて感じたところであります。

委員の皆様は、地域住民を支え、つなぎ合わせていく、まさに地域の要として、なくてはならない存在であります。でも、あくまでもつな

ぎ役であり、民生委員・児童委員の皆さんが全て解決するということではない。あんまり過度にそういう負担をかけることなくサポートする仕組みづくりというものも、極めて大事ではないかなとも改めて感じたところであります。

県としましては、引き続き、市町村や関連団体と連携しながら、成り手の確保や活動しやすい環境づくり等に積極的に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございました。民生委員・児童委員の皆様には、本当に頭が下がる思いです。我々も一緒になって、地域課題解決に取り組んでまいります。

次に、空き家問題についてお伺いします。

地域を回る民生委員・児童委員の方とお話をすると、話題に上るのが「空き家が増えたね」というふうな声です。全国的に少子高齢化や人口減少が進み、核家族化や現役世代の県外流出等も相まって、独居の高齢者が施設に入所し、そのまま住んでいた家が空き家になるというケースも少なくないようです。

では初めに、宮崎県内の空き家の現状について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　国が実施している住宅・土地統計調査によりますと、令和５年10月時点で、県内の住宅総数は55万6,800戸、そのうち、賃貸や売却用の住宅などを除いた、利用されていない空き家の戸数は５万5,000戸と推計されております。

また、住宅総数に占める空き家の割合は、全国平均の5.9％に対し、本県は9.9％と高くなっており、前回の調査と比べて、戸数、割合ともに増加しております。

○永山敏郎議員　全国と比較しましても、空き家の占める割合が大きくなっておりまして、ここにも人口流出の影響が感じられます。空き家の数や割合も、年々増加しているということでした。

空き家は、防災・防犯、衛生や景観など、多岐にわたり地域に深刻な影響をもたらすおそれがあり、対策は急務です。

それでは、空き家対策に関する県の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　空き家対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、市町村が空家等対策計画を策定し、活用や除却等の取組を行い、県は市町村に対して助言等を行うこととされております。

このため県では、市町村空き家連絡調整会議を設置し、市町村間の連絡調整や情報提供などにより、計画策定の支援や課題解決に向けた取組を行っているところです。

また、移住施策の一環として、県の移住・ＵＩＪターン情報サイトにおいて空き家情報を掲載するとともに、市町村が運営する空き家バンクに対する補助等も行っております。

○永山敏郎議員　空き家対策の実施主体は市町村となり、人口や立地等、様々な要因も考えられますが、空き家バンクの登録や活用状況を見ても、市町村の空き家対策にばらつきがあるように感じられます。

県は、移住者の住まいとして空き家を利活用するため、空き家バンクの運営を行う市町村へ空き家アドバイザーの派遣も行っています。積極的に活用し、空き家の利活用に向け、引き続き市町村への支援をお願いいたします。

さて、現在も県内各市町村で空き家対策を行っていますが、先ほどの答弁によりますと、県内の空き家総数は５万5,000戸。少子化や人口流出が課題となっている本県で、年々増え続け

る空き家を全て活用するのには困難が生じると思います。この５万5,000戸のうちには、いわゆる廃屋は含まれていませんが、利活用できない空き家が今後、管理が行き届かなくなり、廃屋となる可能性も十分にあります。

廃屋となれば、防犯や衛生、景観等に及ぼす影響はさらに大きくなり、所有者や相続人だけの問題ではなく、地域全体の問題となっていきます。利活用だけでなく、解体も視野に入れた対策を考えていかなければなりませんが、空き家を解体するにしましても、多額の費用が発生いたします。

そこで、空き家解体の支援を行っている県内の市町村の状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　本県では、利用目的のない空き家が、この20年で約２倍となる中、解体の支援を行う市町村は年々増えており、補助の上限額などに違いはありますが、現在、13市町で実施されているところです。

県としましては、今後とも、空き家の活用や除却等が円滑に進むよう、市町村とも十分な連携を図りながら、空き家対策の推進に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　現在、13市町で実施ということで、県内の半分の自治体で解体への支援を行っていることになります。

補助額につきましては、市町村によりばらつきがあるようですけれども、解体の支援は、国の制度を活用した事業となっているようですので、未実施の残り半分の市町村へも情報の提供や積極的な助言をお願いいたします。

今回取り上げた空き家対策をはじめ、市町村が実施主体となる事業や行政課題が数多くあります。県としても引き続き、助言や財政支援等を通じ、市町村と連携して地域課題の解決への取組をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野﨑幸士副議長　以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時43分散会

11月28日（木）

令和６年11月28日（木曜日）

午前10時０分開議

出席議員（38名）

２番	渡辺正剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
３番	永山敏郎	(県民連合立憲)
４番	工藤隆久	(公明党宮崎県議団)
５番	荒神稔	(宮崎県議会自由民主党)
６番	福田新一	(同)
７番	本田利弘	(同)
８番	山内いっとく	(同)
９番	山口俊樹	(同)
10番	下沖篤史	(同)
11番	齊藤了介	(同)
12番	黒岩保雄	(同)
13番	濵砂守	(同)
14番	脇谷のりこ	(親和会)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	山内佳菜子	(同)
17番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
18番	坂本康郎	(同)
19番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日高博之	(同)
21番	後藤哲朗	(同)
22番	佐藤雅洋	(同)
23番	日髙陽一	(同)
24番	安田厚生	(同)
25番	内田理佐	(同)
26番	川添博	(同)
27番	図師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山下寿	(同)
34番	外山衛	(同)
35番	武田浩一	(同)
36番	丸山裕次郎	(同)
37番	中野一則	(同)
38番	山下博三	(同)
39番	野﨑幸士	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也

◎　一般質問

○野﨑幸士副議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、福田新一議員。

○福田新一議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。自由民主党、北諸県選出の福田新一でございます。遠方からたくさん傍聴においでくださってありがとうございます。

11月になっても暑い日が続くと思っていましたが、急に冬となりました。そして、県議会議員になって、はや４回目の一般質問に立たせていただきます。ありがとうございます。いつものとおり、今の心境を短歌で歌います。

「霜月にフェニックス揺らす両輪は議会の声と行政の足」

霜月とは旧暦の11月です。宮崎を代表する植物といえばフェニックス、そして、議会と行政は車の両輪と言われています。議会と行政がうまく回転する両輪に、フェニックスは心地よく揺れている様子を歌いました。いかがでしょうか。（拍手）

「霜月にフェニックス揺らす両輪は議会の声と行政の足」

県庁職員と県議会のメンバーで、名前はまだ決まっていませんが、短歌を愛する同好会が年内に発足する予定です。香川県はうどん県と言うに値しまして、宮崎県は短歌の県として輪が広まるといいなと思っております。

それでは一般質問に入ります。

最初に、宮崎の農業振興について伺います。

世界中で愛されるアニメ映画を手がけてきた宮崎駿監督がマグサイサイ賞を受けられました。アジアのノーベル賞とも呼ばれている同賞です。

この賞を元県知事の黒木博さんが昭和49年に受賞されていたことを知りました。現金収入を求めて多くの若者たちが県外へ出ていった時代、1959年に知事となってから、大型台風による被害を防ぐため、早期水稲作りを導入されました。農家が稼げるよう畜産を奨励。そしてまた、沿岸部で広げたビニールハウスによる野菜作りは、全国の先進地として知られるようになりました。

若い農家が自ら学ぶＳＡＰ活動のほか、商工業の経営者をつくるＳＳ活動をスタートさせ、観光立県への施策も評価を受けました。

当時の記事に「県土の持ち味を生かした本県らしいユニークな開発が認められたのではないか。個人の喜びより、むしろ県民に感謝している」と感想を語っておられます。受賞からちょうど50年、半世紀です。

知事、温暖化や資材高騰の中、宮崎らしい農業を展開するときと考えます。県で進める農業分野でのグリーン成長プロジェクトの取組について伺います。

あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。お答えします。

地球温暖化や資材高騰など、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県農業が今後とも成長していくためには、昨年のＧ７農業大臣会合でも示されたように、県内の地域資源を最大限に活用し、持続性と生産性の両立した宮崎らしい取組の構築が大変重要であると考えております。

このため、グリーン成長プロジェクトにおき

ましては、持続性の高い農業への転換を図るため、飼料作物の生産拡大や未利用稲わらの活用等による粗飼料自給率の向上、省エネ機器の活用による化石燃料使用量の低減、環境に優しい有機農業の拡大などに取り組んでおります。

また、新たなイノベーション等による生産性向上を図るため、施設園芸でのハウス内環境データの見える化や、ピーマン自動収穫ロボットの現場実装に向けた実証などに取り組んでおります。

私としましては、本県の基幹産業である農業を何としても将来につないでいかなくてはならない、力強く成長させていきたい、そのような思いでございます。強い使命感と責任感を持って、より生産性が高く、強靱で持続可能な農業の実現にしっかりと取り組んでまいります。

なお、日本一の短歌県を目指す本県にとりまして、議員の活動を大変ありがたく思い、心から敬意を表するものであります。以上であります。〔降壇〕

○福田新一議員　ありがとうございます。頑張ります。

６月定例会においての一般質問で、肉用牛繁殖農家が営農を継続できるための対策を伺いました。そのとき、繁殖農家の高齢者に対して、飼育管理や競りの引き出し等を代行するヘルパー体制整備を支援しているとお聞きしました。また、以前には、肉用牛の肥育期間を短縮する生産者を県が支援する取組についても伺いました。

私は、畜産現場の状況を確認するため、11月に都城地域家畜市場で行われました子牛の競り市に行ってまいりました。平均価格が50万円前後を推移する状況が続き、多くの繁殖農家から畜産経営が非常に厳しいという声を聞いております。

このような状況を受け、国や県では、セーフティーネットや消費喚起、生産基盤対策など、様々な対策を講じておられます。

しかしながら、公的な支援だけで子牛価格や枝肉価格が以前のような高い水準にまで回復するのは難しい状況です。

農家自身の経営に係る生産経費の削減への取組も必要になってきたかと思います。実際、独自にコスト削減に取り組んでおられる方もいると思います。

そこで、肉用牛経営が厳しい中、コスト削減に向けた取組事例について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　肉用牛経営は、子牛や枝肉価格の長期低迷により、売上げが大きく減少する一方で、飼料価格等の高騰により費用が増加し、大変厳しい状況にあります。

このような中、コスト削減に向けた取組として、子牛の生産から肉牛への肥育までを一貫して行う経営では、飼養管理経費を削減するため、飼育期間を短縮し、早期出荷する事例があります。

また、中山間地域の繁殖経営では、飼料費の削減や作業の省力化を図るため、放牧の取組が行われております。

県としましては、厳しい経営環境にあっても利益を確保できるよう、肉用牛農家のコスト削減による経営体質強化に向けた取組を積極的に推進してまいります。

○福田新一議員　放牧のほうの対策も県内でされているんですね。

今年10月３日、４日に、和牛の県畜産共進会が児湯地域家畜市場で行われ、私も参加してま

いりました。この共進会では、繁殖雌牛や若雌の部門で63頭の牛が出品されました。また、10月22日には、肉牛、肉豚の枝肉部門が株式会社ミヤチク高崎工場で開催されました。

共進会には、県議会から、議長、副議長をはじめ、環境農林水産常任委員会のメンバーも多数参加し、出品された方々の一生懸命な姿に大いに感動したところです。

共進会において、若い担い手や高校生などの参加も多く、上位入賞の中には、若い引き手の方が目立っていました。このような若い方々がどんどん活躍してくれるようになると、本県の畜産が活気づくのではないかと感じたところです。

そこで、宮崎県畜産共進会の開催の狙いと、特に本県畜産の担い手育成においてどのように寄与しているか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　県畜産共進会は、家畜の改良と畜産経営の発展に寄与することを目的に開催されており、これまで本県畜産の振興に大きく貢献してきました。

このような中、将来の担い手の確保・育成を一層推進するため、今年度から、枝肉部門に「高校等挑戦枠」が新設されました。

今年度の共進会では、肉豚の部で高鍋農業高校が優等２席に入賞し、肉牛の部では、農業大学校が質の高い牛を出品するとともに、全体を通して若い世代が数多く入賞するなど、その活躍が目立ったところです。

県としましては、引き続き、本共進会が若い世代にとって競争と学びの場となり、他の生産者とのネットワークを構築することで、担い手育成に寄与できるよう取組を進めてまいります。

○福田新一議員　高校等挑戦枠というのは、いい企画ですね。若者が元気づくのではないでしょうか。

これは知事への要望です。

以前、山下寿議員、佐藤雅洋議員の３名でお願いに上がった内容です。

和牛の消費拡大の一環として、「国の平和と独立を守り、安全保障の任務に就いている自衛隊員に感謝の気持ちを伝えるため、和牛を提供する」というアイデアです。

方法を幾つか考えてみました。１、地元の農家や企業が和牛を寄附することで、自衛隊の食堂で特別な食事として提供する、２、自衛隊の基地や駐屯地で、和牛を使ったバーベキューイベントを開催する、３、地域の自治体や企業と協力して、和牛を使った特別メニューを提供するなど。九州地方知事会長の河野知事、タイミングを見て、ぜひテーブルに上げて、国、防衛省へ申し出てください。和牛の消費拡大と彼らの士気高揚につながるのではないでしょうか。

さて、話は替わりますけれども、令和６年度、全国初の新規事業として、ピーマン自動収穫技術活用事業があります。「将来的な人手不足を見据え、本県の主力品目の一つである施設ピーマンにおいて、県内企業（ＡＧＲＩＳＴ株式会社）が開発した自動収穫ロボットの導入実証に取り組みます」と発表されました。

全国で１位の冬春ピーマン生産量を誇る宮崎県が、人手不足の今後を見詰めた研究ですから、県内はもとより、全国から注目を浴びています。私自身、どうやってピーマンを育てて収穫するのか、また、ロボットがどれくらいの割合で収穫できるのか、非常に興味があります。そういう面からも、本県、様々な学校、試験場、企業と協力を得て進められていると思います。

ピーマン自動収穫ロボットの産地導入に向けた取組状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　人口減少が進む中、本県の主力品目である施設ピーマンについては、収穫・出荷作業が労働時間の約７割を占めることから、産地の維持に向けては、この労力軽減が大変重要であると認識しております。

このため県では、県内企業が開発を進める自動収穫ロボットの現場実装に向け、３戸の農家と総合農業試験場において実証試験を開始したところです。

具体的には、今月中旬にロボットを導入し、通路幅や畝の形状などの圃場条件に加え、ロボット収穫に適した枝や葉の管理方法等についての検証を進めております。

今後とも、自動収穫ロボットが早期に生産現場に導入できるよう、取組を進めてまいります。

○福田新一議員　ロボットの現場への搬入の期日というのは、やはり決めたほうがいいと思います。いつになるか分からないというのでは成果が上がらないので、目標として、現場にいつ導入するという期日を決めたほうがいいと思います。よろしくお願いします。

本県は、温暖で日照時間も長く、雨水と自然に恵まれており、気候的に植物の育ちやすい土地だと思います。

宮崎らしい農業の一つに有機農業があります。以前から綾町は有機農業で脚光を浴びており、また他の地域でも取組が見られますが、現在、有機農業に関する県の取組状況はいかがですか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　有機農業は、農業生産における環境への負荷を低減するとともに、消費者の健康志向に対応する重要な取組であることから、県では、推進体制の整備、技術の普及、人材の育成、販路開拓の４つの施策を推進しているところです。

具体的には、有機農業の実践農家等によるネットワークづくりを後押しするとともに、有機農業技術の現場実証への支援や栽培マニュアルの作成などに取り組んでいます。

また、農家に対する研修経費の支援や、普及指導員等の専門講習への派遣を行うとともに、マッチング商談会や消費地でのフェア等に取り組んでいます。

今後とも、関係機関等と連携し、有機農業の普及拡大に向け、取組を進めてまいります。

○福田新一議員　次に、観光促進について質問します。

10月31日に、宮崎観光ホテルにて南九州観光振興会議が行われました。国内外からの南九州への観光客誘致対策の強化についてなど、熊本、鹿児島、宮崎３県で議題にして討議するものでした。

講演で、宮崎空港ビル株式会社取締役会長の長濵保廣氏から「創業者の想いをかたちに～南国リゾート空港をめざして～」という題目でお話がありました。創業者、岩切章太郎氏の「自然の美、人工の美、人情の美」という強い信念の下、現在の宮崎ブーゲンビリア空港に至っていることを再認識しました。それぞれの県における考え方がユニークだなと感じました。

今話題のＴＳＭＣに舞い上がる熊本県の方に、「九州のセンターに熊本は位置しますので、セッター役です。トスを上げますので、周りの県はどんどんアタックを決めてください」とけしかけられました。

その中で、訪日クルーズ船について伺います。

クルーズ船は飛行機と異なり、集客数が1,000人とか2,000人、3,000人と圧倒的に多いのが魅力でもあり、インパクトが強いと言えます。

ところが、2020年に横浜港に停泊したダイヤモンド・プリンセス号での船内における新型コロナウイルス感染症の集団感染発生以来、途絶えてしまいました。令和５年からまた就航が増えつつあります。令和５年のクルーズ船の寄港状況だと、コロナ禍以前の状況に向かって増えていく状況下に取れます。

宮崎県におけるインバウンド誘客について伺います。外国クルーズ船寄港というと、細島港、宮崎港、油津港ですが、まず、外国クルーズ船の寄港について、県内及び九州管内の状況はどうでしょうか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君）　外国クルーズ船の県内への寄港状況につきましては、平成29年の油津港23回、細島港７回の計30回をピークに、平成30年が９回、令和元年が11回と推移してきましたが、令和２年から令和４年の３年間は、新型コロナの影響により寄港はありませんでした。

昨年からは外国クルーズ船の受入れが始まり、令和５年の寄港数は、油津港11回、細島港３回で、計14回となっております。

また、九州管内の上位３港につきましては、長崎港95回、鹿児島港78回、博多港59回となっております。

○福田新一議員　宮崎県14回に対して、長崎港95回、鹿児島港78回とは驚きます。

長崎県の長崎港や鹿児島県の鹿児島港等に比べて、油津港へ寄港できるのは、火曜日、木曜日、日曜日の１週間の３日だけと聞いています。これの理由は何ですか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　油津港では、これまでに水深の確保や係留設備等の整備を行い、世界最大の22万トン級クルーズ船の受入れが可能となっております。

クルーズ船が接岸する岸壁は、チップ船なども利用しており、貨物船と同時に接岸することが困難であるため、寄港できる日が限られている状況にあります。

県では、これまでも岸壁の利用調整を行ってきたところでありますが、今後はさらに、港湾利用者との調整を密に行い、御理解をいただきながら、可能な限りの受入れができるよう取り組んでまいります。

○福田新一議員　港によっては利用実態が異なるのですね。回答いただいて分かりました。引き続き利用者との調整をお願いいたします。

それでは次に、寄港先や寄港地観光のルートはどのように決まるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君）　外国クルーズ船の寄港先や寄港地観光のルートにつきましては、ハード・ソフト両面での港の受入れ環境や、寄港地の観光資源の魅力等を勘案し、船会社及び船会社から委託を受けた旅行会社において決定されることが多く、とりわけ船会社で寄港先の決定に権限を有するキーパーソンとの信頼関係が重要となります。

このため、港湾管理者である県土整備部や寄港地観光の受入れ主体となる地元自治体とも連携し、船会社へのセールス活動を行うとともに、本県への寄港に関心を有するキーパーソンを招聘し、県内の港や観光地の視察等に取り組

んでいるところであります。

○福田新一議員　寄港先での様々な手配を行うランド会社とのパイプが鍵のように思えます。

油津港における外国クルーズ船の入港状況を聞きますと、早朝５時くらいに沖に停泊している大型船に船舶代理人――水先案内人が乗船し、タグボートが大型船を港へ安全に接岸できるようにサポートしているようです。

外国人の上陸手続も、3,000人、4,000人の数となると、３時間から４時間を要すようです。出港時間を考えると、上陸時間は６時間から７時間程度です。その中で観光のルートを考えると、どうしても近くの飫肥城跡、青島、サンメッセ辺りが多くなってしまうようです。効率のよいルートを考え、今後さらに経済効果をアップできるような検討が必要だと考えます。

インバウンド誘客促進のために、自治体への働きかけも必要となります。県内自治体からのＰＲも活発な要求があってよいと思います。

また、商店街、観光地への案内、そして観光バス、タクシー等の利用と、検討する価値があると思います。寄港地観光で乗客がどのような要望を持っているのかを知ることも重要であると思います。

寄港地観光で乗客からどのような要望があるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君）　船会社からは、新型コロナの前後で乗客のニーズに大きな変化があると伺っております。

具体的には、現在の寄港地観光では、本物志向がより強まり、自然や食、伝統文化など、その寄港地ならではの特別な体験を求める声が増えているようであります。

また、より少人数での観光を楽しむ傾向も強まり、あらかじめ船会社側が設定した団体ツアーに参加するのではなく、個人で寄港地観光を楽しむ方も増えているようであり、船の入港から出港までの限られた時間で、効率よく観光地を回る必要があるため、シャトルバスなど二次交通の充実に対する要望もあると伺っております。

○福田新一議員　このような状況を踏まえて、外国クルーズ船の寄港数を増やしていくために、県としては今後どのように取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　アジアのみならず、欧米豪からも多くの観光客にお越しいただく外国クルーズ船の寄港は、地域への経済効果も大きく、その誘致は、本県インバウンド対策の重要な取組の一つであります。

先ほど部長から答弁もありましたように、年間数十回と寄港するような他県の港におきましては、何千人も来港する割には行く店が特定の店に限られていて、地域経済への波及効果はそれほど大きくないのではないか、もうおなかいっぱいだと、そういう声も聞かれるところでありますが、本県の場合、まだまだコロナ禍前まで戻っておりませんし、道路の整備に伴って、より幅広く周遊できる環境が整っている、さらには、今の乗客ニーズの変化にも対応したメニューをしっかり提供できる、もっともっと伸び代が大きいものと考えております。

県ではこれまで、船会社等に対して、寄港地としての魅力や受入れ環境のＰＲを行うとともに、油津港でのファーストポート受入れ体制の整備等に取り組んでまいりました。

今後、油津港や細島港への寄港数をさらに増やしていくためには、宮崎ならではの体験型商品による上質な寄港地観光ツアーの造成や二次交通の支援など、コロナ禍明けの新たなニーズ

への対応を強化していく必要があります。

また、全国では、ラグジュアリー船と呼ばれる富裕層向けの小型クルーズ船の寄港も増えており、港の構造上、大型船の受入れが不可能で、過去に外国クルーズ船の寄港実績がない宮崎港につきましても、新たな寄港先としてＰＲを強化していきたいと考えております。

また、本県への寄港のみならず、例えば隣県の八代港に寄港した船から周遊で本県へ観光客を招いてくる、そういう働きかけも重要ではないかと考えております。

今後とも、地元自治体とも連携し、これらの取組を進めながら、外国クルーズ船の誘致拡大に努めてまいります。

○福田新一議員　ありがとうございます。もともと油津港は、大型クルーズ船が発着した最初の港だったかと思うんですけれども、あっという間に他県に抜かれているという状況を知りました。

しかし、今、知事がおっしゃったように、ラグジュアリー船とかいうのを宮崎港で受け入れるとか、宮崎独自のそういう寄港というのも非常に楽しみなことだと思います。経済効果を考えると、そっちのほうがプラスかなという考えもあります。ですから、取りあえず前向きに取り組んでほしいなとお願いいたします。

次に、道路行政について伺います。

都城市早鈴町から日南市大字酒谷間に計画された延長20.6キロのバイパスで、宮崎県の権限代行路線として、以前、建設省が事業を実施していました。平成10年度以降、三股町宮村から都城市安久町区間の7.1キロが休止状態です。

県は、大型車の離合困難場所解消等の現道対策など、安全で円滑な交通の確保に取り組んでいますが、異常気象時には、倒木、のり面崩壊による通行止め等が度々発生しており、また、一部区間では大雨による事前通行規制が行われるなど、地域住民の生活や経済活動に支障が生じている状況があります。

建設中断から26年がたちます。令和６年１月１日に能登半島地震が発生しました。また、同年８月８日には、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が気象庁より発表されました。

このように、南海トラフ巨大地震発生の切迫性が高まる南九州において、沿岸部と内陸部を結ぶ国道222号は、緊急輸送ルートの一つとして指定されています。牛ノ峠バイパスが再事業化されることで、大規模災害時等には、国道222号と牛ノ峠バイパスのダブルネットワークが構築され、救命・救急、支援物資等の輸送だけでなく、観光等の経済圏の拡大に効果を発揮することが期待されます。

能登半島の地震対策を基に、バイパスの必要性を先日、宮崎大学の嶋本准教授が発表されました。

国道222号牛ノ峠道路の事業再開について、６月定例会でも質問しました。答弁では、「平常時のみならず、災害時にも安定した人流や物流を確保する上で大変重要な路線であります」「地域の将来を見据えた整備の在り方を検討する場を設け、早急に議論をスタートさせたい」と回答されました。

約５か月の月日が経過しました。その後の事業再開に向けた取組状況を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　国道222号は、東九州自動車道や都城志布志道路などと一体となって、広域的な周遊観光ルートを形成するとともに、地域経済や救急医療などを支える大変重要な路線であります。

このうち、牛ノ峠道路につきましては、事業再開を求める機運の高まりを踏まえ、今年８月に「県南・県西地域の幹線道路に関する検討部会」を設立し、国や関係市町とともに、牛ノ峠道路をはじめとする、地域の将来を見据えた道路整備の在り方などについて、議論をスタートさせたところであります。

県としましては、引き続き、地域の皆様の御意見を伺いながら、事業再開に向けた様々な課題の解決に向け、議論を進めてまいります。

○福田新一議員　昨日27日の夕方、国土交通省九州地方整備局から「都城志布志道路の都城インターから乙房インター間が令和７年２月15日16時に開通します」というプレスリリースが届きました。いよいよ次は国道222号牛ノ峠バイパスです。早期事業化を切に願います。

県道33号都城北郷線の長田地区の状況ですが、子供は未来の宝です。私は心からそのように思っています。早朝、かわいい子供たちが列をなして学校に向かう姿を眺めると、ほほ笑ましい気持ちとともに、ある種の希望を抱くことができます。

そのような中、私の地元での話です。

都城北郷線の三股町の長田地区は、小学校に通う子供たちの通学路になっています。ただ、この道は、木材を運搬するための大型車両が多く、道路が狭い上、歩道がありません。大型車両が通る横を冷や冷やしながら登校する小学生たちを見て、地域からは、この危険な状態を危惧する声が聞こえます。

そのような中、県は、子供たちの安全を確保するため、長田工区として事業を立ち上げ、改良を進めてくださっております。これは本当にありがたく感じています。ただ、地域は、１日でも早く歩道や拡幅工事を終わらせて、子供たちに安全を確保してあげたいと切に願っています。

そこで、県道都城北郷線長田工区の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　県道都城北郷線の長田地区は、長田小学校への通学路となっておりますが、幅員が狭い区間を、大型の木材運搬車両が頻繁に往来しており、安全な歩行空間が十分に確保されていない状況にあります。

このため、長田工区として、令和４年度から、長田峡から西側の延長約１キロメートルの区間の歩道設置を含む道路整備に取り組んでいるところです。

これまでに御崎神社付近の約120メートル区間の整備を終え、現在は、引き続き小学校側に向けて工事を進めております。

県としましては、通学児童の安全を確保するため、長田工区の早期完成に取り組んでまいります。

○福田新一議員　ありがとうございます。この内容を私は地域住民に伝えておきます。

次に、危機管理について尋ねます。

緊迫した世界情勢の中、自衛隊は、国の平和と安全を守る役割、日本を防衛するための活動が最も重要な任務です。このことに対して、心から感謝するとともに、理解しています。

ただ、９月議会で内田議員から出された、延岡市民へ不安を与えた夜間におけるオスプレイ飛行に対する国や米軍の対応については、住民が安心できる内容には至りませんでした。

今回、新田原基地と宮崎空港を日米共同統合演習等に利用されました。

このような今日において、日米共同統合演習等における県民の不安を軽減するための県の取組を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　外交・防衛に係る問題は国の専管事項でありまして、県内各地で実施された、こうした日米共同統合演習等の訓練については、国の責任においてなされるものと認識しております。

一方で、県は、県民の安全で平穏な生活を確保する重要な役割を担っております。このため、訓練実施期間中は、不測の事態が発生しても迅速に対応できるよう、九州防衛局が設置した現地連絡本部との連絡体制を県としても整備して対応したところであります。

また、これまでも、訓練等が行われるたびに、国に早期の情報提供や関係市町村等への丁寧な説明を申し入れるとともに、県民の安全・安心な暮らしが脅かされることがないよう、騒音の軽減や安全対策の徹底、訓練に参加する米軍の綱紀粛正、訓練に関する情報の周知など、国の責任において万全の対策を講じるよう要請しているところであります。

今後とも、県民の安全・安心を確保することを最優先に、県民の不安を軽減できるよう、地元に寄り添った対応を継続して国に求めてまいります。

○福田新一議員　言われるとおり、県は、県民の安全な生活を確保する重要な役割を担っております。地元に寄り添った対応をお願いします。

次に、先日発生した宮崎空港の不発弾処置について伺います。

10月２日午前８時頃、宮崎空港の誘導路で不発弾が爆発し、誘導路に穴が空きました。この爆発により、滑走路も閉鎖され、航空便の欠航が発生しました。これらは一時的な措置で、空港の完全な廃止や長期的な閉鎖ではありませんでした。

私はその後の報道に驚きました。「不発弾がまだ空港に存在する可能性はあるが、利便性を優先し、空港の運用は再開する」という内容でした。たまたま誘導路上に飛行機がいなかったからよかったものの、不発弾の威力からすると、万一、飛行機がそこにいたなら大惨事になっていました。ほかに不発弾が埋まっていないか、確認の調査は大分日にちがたってからでした。

まず、今回の宮崎空港不発弾処理における初動対応はどうでしたか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　不発弾の爆発に伴う初動対応につきましては、爆発の情報を知覚した後、直ちに情報連絡本部を設置し、県の防災救急ヘリを出動させ、爆発のあった誘導路や空港周辺の状況を情報収集するとともに、国土交通省宮崎空港事務所や消防、警察、地元自治体等と情報共有を行うなどの対応を行ったところです。

今後も、不発弾を含め、危険物等による災害が発生した場合は、状況に応じて必要な体制を取るとともに、関係機関と連携して適切に対応してまいります。

○福田新一議員　空港は、利便性より安全を優先し、不発弾対応すべきだと考えますが、宮崎空港における不発弾の爆発事案を受けて、空港の運航再開について、国がどのように判断したのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木　清君）　宮崎空港は、国が設置し、管理する空港であり、空港の運用につきましては、国が判断することとなっております。

国からは、今回の空港の運用再開につきましては、滑走路等の整備の際に不発弾が残存して

いないかの確認は原則行っていることや、爆発後に残存した不発弾の一部は自衛隊により撤去され、さらなる爆発の危険は回避できていること、また、本県の交通インフラとしての空港機能は極めて重要であり、爆発箇所以外において、改めて不発弾が残存していないかの確認を行った上で運航を再開する場合は、相当の期間がかかることなど、安全性や利便性などを総合的に勘案して、運用を再開するとの判断に至ったと伺っております。

○福田新一議員　不発弾は、聞くところによりますと、いつ爆発してもおかしくない装置ということです。磁気探査の結果、異物が埋まっている可能性がある地点が確認されました。慎重に掘り起こしていくと、砂鉄の塊だったと報道されていました。磁気探査だけで不発弾有無の調査に十分なのか気になります。

現在行われている磁気探査とはどのような調査なのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　宮崎空港で行われている磁気探査は、センサーを使って地中の磁気異常を測定するもので、掘り起こすことなく、地中にある不発弾などを探査する際に一般的に用いられる調査方法です。

爆発後の10月16日には、空港管理者である国土交通省において爆発地点周辺の調査が行われ、新たな不発弾は発見されなかったところです。

さらに、11月６日からは、航空機が近づく滑走路と全ての誘導路の外周などに調査範囲を広げ、約34万平方メートルを対象として、磁気探査を実施していると伺っております。

○福田新一議員　宮崎空港は多数の宮崎県民が使います。ですから、そういった意味でも、住民が安心だなと思えるような処置をぜひお願いいたします。

次の質問です。

我が国を取り巻く安全保障環境がますます厳しさを増し、国内においては、自然災害が頻発化・激甚化している中、自衛隊は、国家防衛の任務を遂行し、災害時の派遣など多大な貢献をされており、自衛隊に対する国民の信頼と期待は、ますます高まっています。

しかしながら、少子化により若者世代が減少していることに伴い、自衛官募集は数年にわたり、募集目標を達成できない状況が継続しており、県内も同様です。人的基盤の強化が求められています。

一方、自衛官の募集に際しては、県や市町村も募集事務の一部を担っていると聞いています。自衛官の募集に対して、県としてどのような協力を行っているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　自衛官や自衛官候補生の募集については、自衛隊法により、県及び市町村が、いわゆる法定受託事務として、その一部を担うこととされております。

この規定に基づき、県では、自衛官募集に関し、県内主要駅へのポスター掲示や県庁舎への懸垂幕の掲示、県公報での告示などにより、周知・広報を行っているほか、市町村に対しては、自衛隊宮崎地方協力本部と合同で、募集事務の内容や採用日程等について情報共有を行う会議を開催しております。

自衛隊には、災害派遣など本県に大きく貢献いただいており、その人材確保は大変重要ですので、引き続き自衛官の募集に協力してまいります。

○福田新一議員　次に、福祉行政について質問します。

９月27日にニューウェルシティにて介護事業者団体の設立総会がありました。そこで河野知事が挨拶されました。

話の中で、「今日の会にはそぐわない話かもしれませんが」と前置きされて、「人はどう老いるのか」「人はどう死ぬのか」という本を紹介されました。作家は元外科医である久坂部羊さんです。

前者は、誰も書かなかった新しい老い方の教科書です。後者は、「幸せな死を迎えるには予習が必要です」といった内容の本です。

私はすぐ２冊とも購入して読みました。作家が元医者なだけに、目を疑うような不謹慎な現実の内容とも出会います。

私の義理の母が10月27日に亡くなりました。94歳の大往生です。知事の話を聞いてから、ちょうど１か月後です。「人はどう死ぬのか」を読書中でした。その内容を予習し、妻、妻の兄、姉にも話をし、説得し、そのとおりに実行しました。おかげで、母は安らかに眠りにつきました。

福祉行政のテーマにますますそぐわない内容になってしまいましたが、ニューウェルシティにて行われた総会に戻ります。

報告の内容を聞いて、なかなか介護事業の仕事現場の内容が県には伝わっていないなと感じました。きつい、汚い、危険という労働の３Ｋの環境に、深刻な人手不足が直面しています。人材確保のために介護の魅力発信が重要と考えます。取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　県では、幅広い世代に対しまして、介護の仕事のイメージ向上や理解促進を図るため、テレビやＳＮＳを活用し、生き生きと活躍している姿を分かりやすく伝えるなど、魅力発信に関する取組を実施いたしております。

特に、将来の貴重な担い手である若い世代に興味・関心を持ってもらうことが重要でありますので、パンフレットや動画を作成し魅力を伝えるとともに、福祉系高校と連携して、高校生が小中学生に介護ロボットの体験などを通じて介護の魅力を発信する交流事業を実施いたしております。

○福田新一議員　人手不足の対策に、外国人の支援を考えます。県内で働く外国人介護人材の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　本県の介護分野で働く外国人の数は、年々増加しておりまして、令和５年12月末現在で374名となっております。

国籍別では、多い順にインドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマーとなっていますが、特にミャンマーは急増しておりまして、１年前の令和４年12月から2.6倍となっております。

在留資格別では、「特定技能」が約55％を占め、次に多いのが「技能実習」、次いで、介護福祉士の資格を持ち、永住することも可能な在留資格であります「介護」となっております。

○福田新一議員　外国人人材の支援について、県の補助金、助成金の制度はありますが、手続や申請が複雑と聞きます。さらに受入れの制度も複雑と伺っております。

外国人介護人材受入れに対する県の支援について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　これまで県では、外国人材確保のために、外国人材受入セミナーの開催や、留学生への奨学金支給、介護福祉士資格取得支援を行う介護事業者に対する経費補助などを実施しております。

近年は、県内の外国人を受け入れる事業所がさらに増加している一方で、外国人材受入制度の複雑さにより、受入れをちゅうちょする事業所もあると伺っております。

そのため県では、今年度より、制度の説明から受入れに関する相談、面接、入国まで一貫した支援を行います「外国人介護人材マッチング支援事業」を実施しているところです。

今後、介護需要がさらに増加し、外国人材はますます貴重な担い手となると見込まれますので、引き続き介護事業所への支援に努めてまいります。

○福田新一議員　身寄りのない方をケアマネジャーや施設が受け入れた場合に、保証人関係や成年後見人等の手続が必要となるケースが増えてきています。今後、核家族化が進み、身寄りのない方が多くなる傾向にあります。行政機関にて専門員の配置や窓口の一本化を図り、行政とともに地域の方を支えられるシステムづくりを検討していただきたい。

介護職は、給料の低さや職場環境の厳しさなど、様々な理由から人気が出にくい傾向にあります。ＡＩの活用、外国人労働者の導入などによる業務効率化の進展にもかかわらず、これらの課題が根本的な解決には至っていないのが現状です。給料面が改善されれば、より多くの人がこの職業に魅力を感じるようになると思われます。

介護職は、利用者やその家族からの「ありがとう」が直接聞ける、人と深い関係を築ける職業です。これらの感謝の言葉は、介護職の本質的なやりがいを象徴しております。

介護の現場で働く方の賃金向上につながる処遇改善加算取得の取組支援について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や、既に加算を取得しております事業所の加算率の高い区分への移行支援等を行うために、介護職員処遇改善特別支援事業を実施いたしております。

この事業では、対象事業所に対して、処遇改善加算取得に関するセミナーの開催や、加算の要件や取得方法に精通した社会保険労務士の個別訪問等によりまして、加算取得に必要な就業規則の整備に係る助言や指導及び各種書類の作成補助を行っております。

○福田新一議員　ありがとうございます。ぜひ実行をお願いいたします。

次に、教育行政について伺います。

不登校児童生徒が相変わらず増えている傾向にあります。コロナ禍での生活で、子供たちを取り巻く環境が大きく変化し、生活リズムなどに影響を及ぼしていることも要因の一つではないかと思います。

毎回一般質問の項目に捉えて改善を願っているのですが、なかなかストップがかけられない状況です。私自身が古い考えなのでしょうけれども、学校に行くということが当たり前なのに、フリースクールとかオンライン等、今は無理して学校に行かなくてもいいよといった風潮にあるような気がします。

しつけは、子供に自己コントロール力を身につけさせるための教育的な行為です。子供の成長を助けるために行われるものであり、子供の健全な発達を促します。

ところが現在は、子供の人権尊重とか多様性重視とかいう言葉の下、木で例えれば、幹の部分が軽視されて、枝葉の部分ばかりが重視されているような気がします。

不登校児童生徒への支援に対する県教育委員

会の考え方について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君）　学校は、多くの人たちと関わりながら、様々な体験を通して社会を生き抜く力を養う貴重な場であると考えております。したがいまして、不登校につきましては、解決すべき喫緊の課題として大変重く受け止めております。

学校における不登校児童生徒の支援につきましては、校長のリーダーシップの下、教職員とスクールカウンセラー等が連携し、組織的な支援を行うことが重要であります。

また、学校外における支援の場も必要であるとの考え方から、今年度、不登校児童生徒の多様な学びを支える拠点として、県教育支援センター「コネクト」を設置したところであります。

県教育委員会では、今後とも、全ての児童生徒の社会的自立を目指し、適切な支援が行えるよう体制を整備してまいります。

○福田新一議員　多様化の中に幹が揺らいでは、甘えに走ってしまいそうなところがあります。幹は幹として、しっかり育てるべきだと思っています。お願いいたします。

先日、宮崎－台北線が４年９か月ぶりに再開しました。また、カツオの一本釣り漁獲高が２年連続で日本一と元気な宮崎は、３年後には国スポ・障スポを迎えます。議会と行政で車の両輪として、今まで同様、走ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。これで終わります。（拍手）

○野﨑幸士副議長　次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）　公明党宮崎県議団の重松です。傍聴にお見えになった方、また、ネット中継で拝聴されます方、本当にありがとうございます。通告に従いまして順次質問させていただきます。知事をはじめ、関係部長の明快な答弁をお願いいたします。

本題に入ります前に、10月27日に行われました第50回衆議院総選挙において、我が党は公示前の議席を維持することができず、大変厳しい結果となりました。しかしながら、公明党に対し深い御理解と御支援をいただきました県民、有権者の皆様に、党県代表の立場から、心から御礼を申し上げる次第であります。

そして、今月９日の臨時党全国大会にて、石井啓一代表の後任として、新代表に斉藤鉄夫氏が選出され、新しい体制で出発。斉藤新代表からは、今月17日、公明党が結党60年の節目を迎えることに触れ、「「大衆とともに」の立党精神・原点に立ち返り、党再生に向けて、大衆・庶民の中に飛び込み、党の持ち味である「小さな声を聴く力」「国と地方のネットワークによる政策実現力」を遺憾なく発揮し、国民の願いを具体的な形として実現していく」ということを力説されました。

我が県の県議、市町議員も一丸となって、安心・安全で幸福な社会実現のために尽力していくことをお誓い申し上げて、一般質問に入らせていただきます。

初めに、知事に２問お伺いいたします。

今月の19日に河野知事は、我が党の西田幹事長、岡本政務会長及び赤羽税制調査会長に、全国知事会地方税財政常任委員長の立場で、総合経済対策及び令和７年度税財政等に関する提案等を申し入れたようでありますが、具体的に、11月19日に公明党幹事長に対して行った令和７年度地方税財政等に係る要望の内容について、知事に伺います。

次に、引き続き、本県における令和７年度重点施策の推進方針に込めた知事の思いを伺いま

す。

以上を壇上からの質問とし、後は質問者席から行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

まず、公明党幹事長等への要望内容についてであります。

先週19日、全国知事会地方税財政常任委員長として、公明党幹事長等を含む与党関係者に対し、令和７年度地方税財政と総合経済対策について要望を行ったところであります。

まず、令和７年度地方税財政については、人件費の大幅増や物価高の影響に対応するため、地方一般財源総額を増額して十分に確保することのほか、国土強靱化、公立病院の経営安定化、人口減少対策及び地方創生等に係る財源確保、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等を求めております。

次に、総合経済対策の策定に向けまして、地域の実情に応じた物価高対策を実施するための重点支援地方交付金の十分な総額確保や地方交付税の増額、国土強靱化財源の確保等を求めた結果、知事会からの要望が先週閣議決定された対策に盛り込まれ、大変ありがたく受け止めているところであります。

さらに、これらと併せて、現在議論が進められております年収の壁やトリガー条項の見直しにつきましても、地方財政への影響を考慮しながら、丁寧に議論を進めていただきたいと強く求めたところであります。

次に、重点施策の推進方針についてであります。

この方針は、県総合計画や政策評価の結果、本県を取り巻く現状等を踏まえ、来年度の予算編成で力点を置くテーマを掲げたものであります。

地方創生の10年にも及ぶ取組にもかかわらず、出生数や出生率は過去最低水準に落ち込むなど、少子化・人口減少が一層加速しており、改めて強い危機感の下、対策のさらなる強化を図りながら、回復基調にある社会経済活動を着実な成長につなげる必要があるという思いを強くしております。

このため、来年度は、３つの日本一挑戦プロジェクトを着実に推進しますとともに、人口減少対策については、特に、若者・女性を重視した社会減対策の充実・強化を図ってまいります。また、未来への基盤づくりに向けて、国内外との交流促進や時代の変化に対応した産業の活性化等も進めてまいります。

足元では物価高騰の影響も続いておりますので、国の経済対策とも連動し、必要な支援を行うとともに、企業・事業者の収益力強化を後押しするなど、本県を本格的な成長軌道に乗せることができるよう尽力してまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員　ありがとうございました。

要望については、地方一般財源総額の確保・充実等や、人口減少対策及び地方創生の強力な推進のための財源確保、また、年収の壁、トリガー条項の議論についても、地方の減収が大きくなる懸念について、地方財源の配慮を求めたことを理解いたしました。本県の経済対策、地方創生、少子化問題、また防災・減災等にも影響を及ぼすものと思われますので、地方への財源確保にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、本県の令和７年度重点施策の方針についても、知事の熱い思いを感じました。そのことを前提に、以降の質問に入らせていただきま

す。

本県の総合計画アクションプランの折り返しとなる令和７年度は、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進をはじめ、若者・女性の活躍や持続可能な未来に向けた基盤づくりに取り組む中で、特に、日本一挑戦プロジェクトのうちスポーツ観光プロジェクトが、スポーツキャンプ・大会を通じた県外からの誘客の促進など、観光産業の振興に大きく寄与するものと考えます。

そこで、スポーツ観光プロジェクトに関し、令和７年度の取組の方針について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　現在、スポーツ観光プロジェクトにおきましては、「世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致、受入体制の強化」、また「戦略的・計画的なハード整備」、そして「県内全域のスポーツ環境の充実」を柱として取り組んでいるところであります。

具体的には、大規模大会やキャンプの実施に向けた競技団体等への誘致活動、県総合運動公園の改修や屋外型トレーニングセンターの機能の充実化、市町村における大会、キャンプ・合宿の受入れ体制強化への支援など、積極的に進めているところであります。

令和７年度におきましては、現在の取組を継続的に実施していくとともに、ツール・ド・九州を本県で初めて開催することとしております。これはいずれ、インバウンド、さらにはサイクルツーリズムの振興にもつなげてまいりたいと、そのように考えておりますし、東京2025世界陸上が開催されますので、それに向けた各国代表の事前合宿の受入れに努め、さらには第６回ＷＢＣの侍ジャパンの合宿など、こうした国内外代表合宿の本県での実施に向けて、誘致活動等に取り組んでまいります。

こうしたプロジェクトは、本県の観光産業のさらなる発展という面でも大変重要な取組でありますので、今後とも全力で推進してまいります。

○重松幸次郎議員　一年を通じて、様々な競技、また全県下の展開で、幾重にも期待や夢の膨らむチャンスであります。何よりも、スポーツの力で県民を元気づけることは重要であります。それから、将来の若者がスポーツ観光に魅力を感じて、宮崎で仕事をし、子育てすることへのつながりが期待できますので、取組を力強くよろしくお願いいたします。

次は、防災と被災者支援等について伺います。

初めに、感震ブレーカーの設置についてであります。

地震に伴う電気機器からの出火を防ぐには、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが有効です。

今年１月の能登半島地震で起きた石川県輪島市の大規模火災は、電気機器や電気関係の配線などが発火する電気火災が原因と考えられており、住宅や店舗約240棟が焼失する甚大な被害をもたらしました。

総務省消防庁では、検討会を開催し、輪島市の大規模火災を教訓に、今後、感震ブレーカーの住宅などへの設置を促す対策を取りまとめる方針であると伺っております。

しかしながら、2022年の内閣府世論調査によれば、感震ブレーカーを設置していると回答した人の割合は僅か5.2％、背景には、認知度の低さや、出火防止効果を実感しづらいことがあるとされております。

内閣府が2019年に公表した南海トラフ地震の

被害想定では、感震ブレーカーの設置率を100％に高めると、火災による死者が約１万4,000人から半数以下に減ると推計されております。

そこで、感震ブレーカーの普及に向けて、県ではどのように取り組んでいかれるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　近年の大規模地震では、電気に起因する火災が多発しており、地震による電気火災を減らす上で、感震ブレーカーの普及は重要であります。

このため国では、今年度、防災基本計画に感震ブレーカーの普及を位置づけ、今後の取組の検討が行われております。

本県では、平成30年度に実施した南海トラフ地震に関する県民意識調査で、感震ブレーカーの設置率が約11％となっており、ホームページや防災関係イベントなどで普及啓発を行っているところであります。

今年度、改めて県民意識調査を行い、現状を把握するとともに、国の検討状況も踏まえ、引き続き、市町村等と連携して、感震ブレーカーの認知度や設置率の向上に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　私も質問に当たり、ある電工社に感震ブレーカーを発注したところでございます。

次も、防災・被災者支援について、スフィア基準の導入について伺います。

日本では、災害のたびに避難生活の質の問題が指摘されています。2016年の熊本地震では、2020年の報道によりますと、犠牲者273人のうち、80％以上の218人が災害関連死であり、直接死は50人でした。そのうち、70歳代以上の方は計169人で約78％です。

災害関連死は、避難生活で持病が悪化して死期を早めたり、心身に不調を来して自ら命を絶ったケースもございます。

スフィア基準とは、1990年代にアフリカの難民キャンプで多くの人が亡くなったことを受け、紛争や災害を想定して、国際赤十字などがつくった基準です。その理念には、「被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、支援を受ける権利がある。苦痛を軽減するため、実行可能な手段が尽くされなくてはならない」と掲げ、人道支援における考え方や最低限満たすべき基準が設けられております。

主な支援分野は次のとおりですが、水、衛生管理、そして食料、栄養、避難所、避難先の居住地、保健医療が掲げられ、具体的には、１人１日当たり最低15リットルの水を確保、１人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル――畳２畳ぐらいでしょうか、トイレは20人に１つ以上、男女比は１対３などとなっております。

日本では、東日本大震災を踏まえて、2016年４月に策定された国の避難所運営ガイドラインで、参考にすべき国際基準として同基準が明記されております。自治体でも取り入れる動きが出ているようです。

そこで、避難所の環境整備にスフィア基準の導入が検討されていることについて、県としてどのように捉えられているのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　大規模災害時には、長期の避難生活により災害関連死のリスクが高まることから、避難所の環境改善は大変重要であります。

報道によりますと、国はスフィア基準に基づき、トイレの男女比や避難所の１人当たりの専有面積などを指針に明示することを検討しており、避難所の環境改善に資するものと考えてお

ります。

これまでも国のガイドラインでは、目安としてスフィア基準の表記がありましたが、今後は基準がより明確化されることで、市町村においては、トイレや避難所スペースの確保などについて見直しの必要も予想されます。

県としましては、国の動きを踏まえ、市町村と連携しながら、避難所における良好な生活環境の確保に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　避難所運営は被災した基礎自治体が担うのですが、職員自身も被災して疲弊する中では限界があり、周辺自治体の協力、民間の協力体制を今以上に充実させる必要があります。国が年度内に指針を発表すると聞いておりますが、県から市町村と関係機関・団体とも連携して、このスフィア基準の活用をよろしくお願いいたします。

関連して、本年８月の日向灘地震、台風第10号による竜巻・突風による災害で、産業界にも影響が出ています。このように自然災害で被災した中小企業の速やかな事業再建を後押しすることは重要です。

県では、今回の災害を受け、中小企業の経営・金融相談に対応するため、県や商工団体等に中小企業特別相談窓口を設置したようでありますが、まずは、この県や商工団体等に設置した特別相談窓口での相談状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　県や商工団体等に設置した特別相談窓口には、相談受付を開始した８月９日から10月末までに、地震関係で17件、台風関係で25件、合計42件の相談をいただいております。

業種別の内訳は、地震関係では、サービス業が11件、卸売・小売業が３件など、台風関係では、サービス業が12件、製造業が４件などとなっております。

主な相談内容としましては、事業用資産が損壊したことに伴う融資に関する相談や、災害による売上げ減少に伴う今後の事業展開に関する相談などとなっております。

○重松幸次郎議員　相談件数、また業種別件数、その内容を理解いたしました。やはり被災に伴って、融資に関する相談もされているようであります。

神奈川県ではこのほど、各地での局地的な豪雨や地震による災害復旧に向けた迅速な資金繰りを支援する制度を創設したようであります。

つまり災害融資は、信用保証協会や金融機関との調整が必要であり、国の資金繰り支援措置であるセーフティネット保証４号は、災害救助法が適用されるような大規模災害に限られ、こうした課題を解決するため、災害の規模に限らず、被災企業が即座に利用できる制度を設けたとありました。

本県でも既に、災害救助法が適用された場合の特例的な貸付け、またセーフティネット保証４号（自然災害等）の認定を受けた事業者向けの貸付けなど、幾つかの融資制度が設けられているようであります。

そこで、災害関連融資に関する周知の状況と融資実績について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　災害関連の中小企業融資制度につきましては、特別相談窓口での案内に加え、災害発生翌日には県ホームページで融資の案内を行うとともに、金融機関等の窓口へチラシの掲示を依頼するなど、迅速な周知に努めてまいりました。

また、災害関連融資の実績につきまして

は、10月末時点で４件、約2,700万円の融資を行っており、現在も融資に向けた手続を進めている案件もあると伺っております。

今後も、特別相談窓口での相談対応等により、被災された中小企業者の実情に寄り添いながら、丁寧な支援を行ってまいります。

○重松幸次郎議員　これからも頻発化する自然災害への備え、県の融資制度を通じた迅速で細やかな支援をよろしくお願いいたします。

次は、多様性を尊重する社会づくりについて、我が党の機関紙から、東北大学副学長の大隅典子教授の講演内容を２点紹介させていただきます。

１点目は、男女共同参画や女性の活躍の推進でございますが、

世界経済フォーラムが公表している各国の男女平等度を示すジェンダーギャップ指数では、日本は146か国中118位で、依然、政治・経済分野で低迷が続き、男女格差が埋まっていない現状が示されました。

例えば、内閣府男女共同参画局の2020年の調査によりますと、公立小中学校のＰＴＡ会長は男性が多く、女性会長の割合は14.8％、女性の自治会長は6.1％、地方議会議員は14.3％、都道府県の防災会議委員は16.1％、また日本の小中学校における校長先生の女性割合は他の国に比べて著しく低く、例えば中学校の校長比率は７％、こうなりますと、小中学校の子供は「リーダーは男性なんだ」というふうに育っていく。

また、日本の研究者に占める割合も17.5％で、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）諸国の中で群を抜いて低く、研究者を対象とした調査では、女性研究者が少ない理由について、「家庭と仕事の両立が困難」と回答した人が男女とも最多でありました。

中でも、女性は性別役割分業に関する事柄を挙げる人が男性よりも多い。こうした背景には、政治や経済分野にとどまらず、家事・育児・介護などについて、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、つまり無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が根強くあるからだ。

と述べておられます。

そこで質問です。多様性を尊重する社会づくりのために、男女共同参画社会や女性活躍の推進が重要と考えますが、県の取組状況について総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木　清君）　多様性を尊重する社会づくりにおいて、男女共同参画や女性活躍の推進は、大変重要であると考えております。

このため県では、男女共同参画プランを策定し、企業や地域における様々な取組への女性の参画を促進するとともに、根強く残るジェンダーによる無意識の思い込み解消に向けた啓発活動等を行ってきております。

また、みやざき女性の活躍推進会議を設立し、経営者層の意識改革等を通じて、女性の多様な働き方が実現できる環境づくりを進めております。

このような取組により、固定的性別役割分担意識の解消が進むとともに、行政や企業の管理職に占める女性の割合が増えるなど、一定の成果が現れてきており、引き続き、市町村や関係団体等と連携を図りながら、必要な取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員　アンコンシャス・バイアスについては、性別や年齢、学歴、職業など、人の属性などに特定の特徴があると思い込むこと

です。例えば、政治家や裁判官は男性がなる職業であり、女性には向いていないとか、保育士や看護師は女性の職業であり、男性には務まらないなど、いろんなそういう偏見で生じる問題ですので、女性の活躍推進もしっかりまたお願いしたいと思います。

２点目の提言では、少子化対策の鍵は男性の家事・育児への参画が重要だと指摘されています。

2023年の出生数は70万人を少し超えたものの、過去最少を更新しました。ベビーブームの頃と比べて３分の１であります。さらに衝撃的なのは、2024年上半期の出生数は約35万人にとどまり、年間70万人を割ってしまう計算です。直接の原因は晩婚化が進んでいること。必然的に初婚年齢が上がれば上がるほど子供が少なくなる。

一方で、女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率も高い傾向にあります。女性の社会進出の環境づくりへ、社会のインフラ、制度などを整えるのは言うまでもありませんが、一番身近なところで必要なのは、男性の育児参画です。

内閣府の少子化社会対策白書には、夫の休日の家事・育児時間と第２子以降の出生の状況を表した統計があります。「家事・育児なし」の場合、第２子以降の出生率は10％、一方で、６時間以上関わっているほうは87.1％と、夫の家事・育児時間が長いほど出生割合が高い傾向にあります。

そこで質問ですが、少子化対策として男性の家事・育児参加の促進は重要と考えますが、県の取組状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　男性の家事や育児への参加を促進し、夫婦が協力しながら働いて子育てすることを、職場や社会全体で応援する環境づくりは、少子化対策を進める上で大変重要です。

このため、県ではこれまで、企業経営者を対象としたセミナーやパパ向けワークショップの開催、働きやすい職場「ひなたの極」の認証などに取り組んできております。

さらに今年度は、男性従業員が４週間以上の育児休業を取得した企業等に対しまして、最大100万円を支給する奨励金制度を創設しておりまして、10月末時点で、建設業や林業、情報通信業など、合計で15社へ支給したところであります。

○重松幸次郎議員　すばらしい取組です。深刻化する少子化を止めるために、男性の家事・育児参加を促していただきたいと思います。

先ほどの女性の社会参画を進め、アンコンシャス・バイアスを払拭し、世界から人が集まる日本になっていくことを願っていると、大隅教授は講演の結びに述べられています。多様性を尊重する社会づくりを進めていただきたいと思います。

次は、労働者の環境整備について質問いたします。

従業員らが顧客から過度の要求や迷惑行為を受けるカスタマーハラスメント（カスハラ）の防止についてです。

この件は６月議会で永山議員も取り上げておりましたが、今回、東京都議会で、10月４日、全国で初めてカスハラの禁止を明記した防止条例が成立し、来年４月から施行されるという記事を読みました。

その具体的な指針内容について、カスハラに当たる可能性がある行為として、従業員らへの身体的・精神的攻撃や、従業員らを拘束する行

為や差別的・性的な言動、ＳＮＳでの中傷などが挙げられております。

また、共通マニュアルの素案では、カスハラが起きた際には、複数で対応する、録音・録画の記録、対面なら原則、開放的な場所で対応する、対応時間を限るなどの対処方法が明記されています。

産業や働き手が集積する東京での対応を進める意義はまた大きく、ほかの自治体でも条例制定の検討が進むと聞いております。

そこで、企業におけるカスタマーハラスメント対策について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　カスタマーハラスメントから労働者を守るための対応は、働きやすい職場づくりを推進し、企業の健全な経営を図るために重要であり、一部の自治体において条例制定の動きがあるなど、課題認識が広がっております。

県としましては、現在、国が作成した企業向けの対策マニュアルの周知やポスターの掲示等により啓発を行うとともに、労働問題に関する相談窓口を設置しております。

引き続き、国による法整備の動向を注視するとともに、宮崎労働局等の関係機関と連携しながら、周知・啓発等に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　カスハラの影響は深刻であります。労働環境を害し、従業員の士気が下がって業務の質や効果が落ちることがないように、早めの対策をお願いいたします。

続いて、フリーランスの保護について質問します。

企業などの組織に所属せず、個人で仕事を請け負うフリーランスの人たちが安心して働けるよう、発注業者との取引のルールを明確にした新法が今月11月１日から施行されました。

フリーランス、例えばカメラマンとか、そういう方々は、発注業者に対し弱い立場にあることが多く、取引において不当な扱いを受けるトラブルが相次いでいます。

新法では、発注業者が業務を委託する場合、報酬額や支払い期日などを含めた取引条件を書面やメールに明示して契約を交わすことが義務づけられ、支払い期日は、発注した物品などの受け取りから60日以内のできる限り早い日に設定し、期日までの支払いが義務化されました。

さらに、こうした取引ルールに違反した業者には、国が立入検査や勧告、命令などを行うことができるほか、検査を拒否したり命令に違反した場合は、50万円以下の罰金を科す規定も盛り込まれております。

新法によって、フリーランスを保護する環境整備が進む意義は大きいと考えますが、問題は新法の内容が十分に周知されていないことで、国が５月、６月に行った調査では、フリーランスの76.3％、発注業者の54.5％が新法の内容を知らないと回答していると記事にありました。

そこで、フリーランス・事業者間取引適正化等法について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆるフリーランス・事業者間取引適正化等法につきましては、フリーランスと企業などの発注事業者間の取引適正化及びフリーランスの就業環境整備を図ることを目的に制定され、本年11月１日から施行されております。

県におきましては、現在、ホームページなどにより、法律の内容や国の相談窓口、法制度に関する説明会等について周知を図っているとこ

ろであります。

フリーランスの方が安心して働ける環境整備を促進することは大変重要でありますので、今後とも、宮崎労働局をはじめとする関係機関等と連携し、必要な周知・広報を行ってまいります。

○重松幸次郎議員　立場の弱いフリーランスの人たちを守るため、情報発信をよろしくお願いいたします。

次は、軟骨伝導イヤホンの普及についてでありますが、皆さんは軟骨伝導イヤホンという言葉を聞いたことがあるでしょうか。

第３の聴覚経路と言われる耳たぶの上にある軟骨伝導を、2004年に奈良県立医科大学の細井裕司学長が世界で初めて発見されました。認知症の要因の一つに難聴があるとし、軟骨伝導の活用によって、「難聴で困らない社会の実現を」との強い思いで、細井学長はその開発に協力されたようです。

軟骨伝導イヤホンは、音を出す穴がなく、耳あかがたまらず、清潔に保ちやすい。私も試聴させていただきましたが、球形のイヤホンを両方の耳たぶの上にかけるだけでいいので、耳穴を塞がず、雑音も少ないのが特徴であります。何よりも価格が約２万円から３万円と安価であります。

昨年夏より、自治体の窓口や民間事業所を中心に、来訪者への対応用に導入が進んでいるようです。障がい者福祉や高齢者福祉等の窓口では、直接窓口に来られる方は特に御高齢の方が多いことを考えると、老眼鏡のように、サービスの一環として、この活用・設置は必須だと思います。

そこで、県の様々な相談窓口に軟骨伝導イヤホンを設置してはどうかと考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　日常生活での聞こえに不安を感じている方や、加齢により耳が聞こえにくい方などが、安心して相談や手続ができる環境を整備する手段といたしまして、軟骨伝導イヤホンの設置は、利便性や衛生面などからメリットがあるとお聞きいたしております。

県といたしましては、今後、他自治体の導入事例の調査など、市町村や庁内の関係部局との情報共有に取り組んでまいりたいと存じます。

○重松幸次郎議員　軟骨伝導イヤホンの設置の推進は、我が党の全国の地方議員が設置を呼びかけておりまして、老眼鏡と同じように、このイヤホンの導入を検討していただきたいと思います。

次は、これまでも何度も質問してきました食品ロス削減についてであります。

食べ残しや賞味期限切れなどによる食品ロスは、2000年度に、事業系で547万トン、家庭系で433万トン、計980万トンでした。それが2022年度には、事業系、家庭系ともに236万トンの計472万トンに減り、事業系は８年早く半減目標をクリアしました。

事業系が大幅減になったのは、コロナ禍で外食市場が縮小した影響もありますが、生産から流通、小売に関わる事業者の意識が食品ロス削減推進法の制定（2019年）で変化し、多様な取組が積み重ねられた結果だと見られます。

例えば、製造日を基準に、賞味期限までの３分の１が過ぎると納品ができず、さらに３分の１を過ぎると店頭から撤去する、３分の１ルールという商慣行の見直しが進み、売り切りへの取組が広がっています。

消費・賞味期限が近づいた食品を全て廃棄し

ていたコンビニでも値引き販売が行われています。消費者の協力も得て、陳列商品を期限の近いものから取る「てまえどり」の普及も後押しとなっています。経済損失や環境への負荷といった観点からも、さらなる推進が重要です。

その上で、さらなる食品ロス削減について、県は現在どのような取組を行っているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　県では、テレビＣＭや様々なイベントを通して、食品ロス削減の重要性を訴えており、今年度から、県民一人一人の行動を促す取組として、余った食材を活用するオリジナルレシピの募集や、食べきり協力店を回るスタンプラリーを実施しております。

また、未利用食品を集めて子ども食堂等に寄附するフードドライブに取り組む市町村や事業者に対し、コンテナやのぼりなどの資材の貸出しを行っております。

さらに、食品関連事業者に対し、食品ロスの発生状況や課題などに関するアンケート調査を実施し、今後の施策に生かしていくこととしております。

県としましては、引き続き、市町村や事業者と連携し、食品ロス削減対策に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　これからも、行政や業界もですが、私たち消費者も推進していかなくてはなりません。さらなる周知と取組をお願いいたします。

次は、主食用米、お米の需給についてであります。

今年の夏場には米が品薄となり、心配の声が広がって、一部のスーパーマーケットでは購入制限がかけられたり、店内に並んでいないというところもマスコミ報道で流れました。主食用米は消費量が下がっているのに不思議な現象であり、その要因について気になりました。

令和６年度は米が不足しているとの報道がありましたが、その要因について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君）　農林水産省によりますと、本年度上半期の米が品薄になった状況について、生産や消費などにおいて、様々な要因が挙げられております。

生産面では、民間在庫量が少ない中、令和５年産米が高温による品質低下で、精米の供給量が減少したことが指摘されています。

消費面では、物価が高騰する中、パンや麺類などに比べて、米は値頃感があり、消費が進んだことや、インバウンド需要で米の消費が増加したことに加え、８月の南海トラフ地震臨時情報等による買い込み需要の増加も背景として示されております。

○重松幸次郎議員　ただいま答弁がありましたとおり、令和６年度上半期の米の品薄感について、生産面、消費面での様々な要因について理解いたしました。

秋には新米も流通して、店頭では米の品薄感は解消されたように見受けられます。来年に同様の事態が発生しないように、働きかけや情報発信などのきめ細かな対策を講じていただき、私たち消費者も必要な量の米を買い求める冷静な購買行動が求められます。

一方で、稲作農家の高齢化が進んでおり、小規模な稲作農家は減少し、それに伴って、主食用米の作付面積も減少が続いていると伺っております。

そこで、米農家の高齢化や主食用米の生産減少を踏まえ、今後の水田農業の維持に向けた県

の考えを農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君）　今後、高齢農家のリタイア等により、耕作されない水田の増加が懸念される中、食料安全保障等の観点から、水田を維持していくことは大変重要であります。

このため県では、主食用米をはじめ、畜産業や酒造メーカー等と連携し、家畜の餌となるＷＣＳ用稲や、焼酎の原料となる加工用米の作付を推進するなど、宮崎ならではのバランスの取れた生産を推進しております。

県としましては、水田の集積・集約による作業の効率化や、スマート農業による省力化、規模に応じた経営改善の支援など、関係機関や団体と連携しながら、持続可能な水田農業を目指してまいります。

○重松幸次郎議員　経営改善をよろしくお願いしたいと思います。中山間地域での対応を含めて課題も多いと思いますが、できるところから進めていただきたいと思います。

次は、教育行政について質問いたします。

我が党の機関紙に、学校の外部人材活用の記事がありました。学校現場に外部専門人材を呼び込む施策の一環として、文部科学省は現在、教員免許を有していないアスリートに、特別免許状制度を活用し、教師としてのアスリート採用を促す取組を進めています。特別免許状については、2022年度末時点で、外国語や情報などの教科を中心に、全国で約2,800件に授与しております。同免許状を活用して、アスリートが教壇に立つことが始まったとの記事でした。

では、本県では外部人材の採用はどうなっているのでしょうか。本県の教員採用試験において、教員免許を有しないが、多様な専門性を有する外部人材の採用について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　本県の教員採用試験におきましては、平成27年度より、教員免許を有していないものの、民間企業等の実務経験と、受験科目に関する専門資格等を持つことを条件に、特別選考試験を実施しております。

それによって、これまでに、高等学校の工業・水産・福祉において、特別免許状を授与した上で合計６名を採用しており、民間企業等で培った経験や知識を生かした、専門性の高い授業が展開できているところであります。

来年度は、高等学校の工業において、２名を採用予定としております。

今後とも、社会の変化に対応した教育の充実を図るとともに、人材確保が困難となっている一部の教科において、外部人材の採用を積極的に行っていきたいと考えております。

○重松幸次郎議員　御答弁がありましたとおり、教員資格を有していない教科の採用は、今のところ、高等学校の工業・水産・福祉において特別免許状を授与しているということであります。

アスリートの採用については、文部科学省は９月に、優れた知識・経験などを有する社会人を教員として迎え入れる特別免許状制度を活用し、外部専門人材の登用を促す新たな方策を発表しました。10月には、教職に関心のあるアスリートのリストを関係機関に提供したとのことであります。

具体的には、オリンピックやパラリンピック、聴覚障がい者の国際スポーツ大会「デフリンピック」の出場経験を有するアスリートを公立学校で任用する場合は、加配定数の対象として、予算の範囲内で措置する予定となっているということでございます。

教員免許を有していませんが、教職に関心のあるアスリートのリストは、競技団体などの協力を得て文部科学省が作成し、競技種別や指導経験、希望勤務地などを記載しており、アスリートを対象とした特別選考の実施検討などを採用側に呼びかけているようです。

さらに、アスリートが安心して教職に参入できるように、教職に重要な基礎知識や技能を学べる研修パッケージも提供し、採用側に対し、採用予定者に受講を奨励するように求めているようです。加配措置の実施に当たっては、同研修の受講を要件としたとあります。

今後、国スポ・障スポ後の競技力向上のためにも、アスリートの採用について御検討をお願いいたします。

先般、県教育委員会特別支援教育課の担当者から、知的障がいのある生徒を対象とした、令和８年、９年に開校予定の高等特別支援学校（仮称）の概要説明をいただきました。

県北校（延岡商業高校）、県南校（日南高校）、県西校（都城商業高校）の高校の中に併設するもので、県央校は中央支援学校内に新設され、共生社会へ向けて理解・啓発を図りながら、個性を輝かせて職業的に自立できる人を育成するものと伺いました。

我が党の機関紙にも、「我が国は特別支援教育を受ける子供が増えており、そのうち、日常生活に必要な知識、能力を身につける特別支援学校の在籍者は10年間で約1.2倍、主に学力に遅れがある子供たちを対象とした特別支援学級は約2.1倍に増加している。こうした中、本人や保護者が普通学級を希望しても、受け入れられない場合もある。背景には、障がい児教育の知識を持つ教員を確保することが難しいといった実情がある。しかし、2006年に国連で採択された障害者権利条約では、締約国に対し、障がい者に健常者と同等の権利を保障することを求めている。インクルーシブ教育の推進は重要である」とありました。

そこで、10月に県立高等特別支援学校説明会が行われたようでありますが、その実施状況について、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君）　令和８年度、９年度に開校する高等特別支援学校の説明会につきましては、10月下旬から11月中旬にかけて、順次、県内４地区、６会場で開催し、小中学校や特別支援学校の保護者や教員、福祉関係者だけでなく、一般の方々も含めて、全体で230名の方に御参加いただきました。

説明会では、高等特別支援学校には高等部のみを設置することや、職業的自立を目指す学習として農業や福祉などの専門教科を設定し、卒業後、一般就労で就職率100％を目指していることなどを説明させていただきました。

参加された方々からは、学習内容や学校生活に関する質問や、開校を待ち望む声が寄せられ、県民の方々の関心の高さと期待の大きさを感じる説明会となりました。

○重松幸次郎議員　すばらしい取組だと思います。しかしながら、県央校は一般高校の併設ではなく、みやざき中央支援学校の敷地内に新設されることになりました。そうなりますと、健常者である生徒との交流や、高校生とともに通学できるという希望がかなえられないのではないかと思います。

令和９年度に開校する県央地区の高等特別支援学校における共生社会に向けた取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　県央地区に設置する高等特別支援学校におきましても、他の３地

区に設置する学校と同様、近隣の高校と計画的に行事や学習を行い、生徒同士が互いに学び合う中で、互いの理解を深め、共生社会に向けた自然な交流が実現できると考えております。

また、県央地区の教育資源を生かし、企業との連携はもとより、隣接する公共施設や交通機関における体験的な学習や、新校舎に設置する交流スペースでの販売実習など、多様な学習活動の展開を検討しております。

今後、開校に向けて、準備委員会等で検討を重ね、共生社会の実現に向けた取組を具体化してまいります。

○重松幸次郎議員　それではよろしくお願いいたします。

最後の質問になりました。

先日、みやざき被害者支援センターの設立20周年記念フォーラムに行ってまいりました。基調講演では、23年前の平成13年に大阪教育大学附属池田小学校で殺人事件が発生し、８人が死亡、多くの重軽傷者の被害が出た犯罪事件で、当時小学校２年生だった我が子を亡くされた被害者御遺族の方による講演を伺ってまいりました。その内容につきまして詳しくは申しませんが、犯罪被害者支援につきましては、これまで多くの議員が質問されております。

犯罪被害者、その家族に対する支援は重要だと考えますが、県として犯罪被害者等支援にどのように取り組んでいるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　誰もがある日突然、犯罪に巻き込まれ、体や心に深い傷を負う可能性がある中、犯罪被害から早期に回復し、生活を再建するためには、社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが重要であります。

このため県では、令和３年に犯罪被害者等支援条例を制定するとともに、令和４年に基本計画を策定し、「犯罪被害者等支援のための体制整備」や「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」などを重点課題に位置づけ、各種施策を推進しております。

具体的には、県職員や市町村職員に対する研修等を通じた体制整備を図るとともに、各種相談窓口での対応や県営住宅への優先入居、さらには、広報啓発等を通じた地域社会の理解増進等に取り組んでおります。

今後とも、犯罪被害者等の声にしっかりと耳を傾け、国や市町村、関係団体とも連携し、途切れない支援を提供することで、犯罪被害者等を共に支え合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　準備しておりました質問は全て終了いたしました。丁寧な御答弁をいただき、誠にありがとうございました。以上で終了させていただきます。（拍手）

○野﨑幸士副議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後１時０分再開

○濵砂　守議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）　日本共産党の前屋敷恵美でございます。本日は、多くの皆さんの傍聴、ありがとうございます。

質問に入ります前に、一言、10月27日に投開票が行われた総選挙の結果は、国会の状況を大きく変え、少数与党が政権を担うという状況がつくられました。大局的に見れば、国民が自民

党政治に代わる新しい政治を模索し、探求する、新しい政治プロセスが始まったことを示すものと言えます。

政治の新たな激動の下で、今後、企業・団体献金の禁止、紙の健康保険証の存続、選択的夫婦別姓、学費値上げストップなど、国民の切実な願いに応えるか否かが各党に鋭く問われることになり、政治を前向きに動かす可能性も大きく開かれてくると確信いたします。

国の政治のありようが国民の暮らしを左右するだけに、我が党は、「国民が主人公」の政治の実現に向けて、政治を前に動かすために奮闘することを表明するものです。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、知事の政治姿勢から伺います。

今年10月11日、ノルウェー・ノーベル委員会は、2024年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に贈ることを発表しました。このことは、核兵器のない世界を願う全ての人々に、限りない励ましと勇気を与えています。

アメリカの原爆投下による、この世の地獄を辛うじて生き延びた被爆者は、その後、国の援護もなく放置され、後遺症、差別や経済的苦難を強いられました。日本被団協は、「自らを救うとともに、自分たちの体験を通して再び被爆者をつくらない。人類の危機を救おう」と1956年に結成されました。

「核戦争起こすな、核兵器なくせ」「原爆被害者への国家補償」を掲げて、被団協結成から68年、連綿として核兵器廃絶に向けて国内外で続けてきた長年の草の根運動、被爆の実相を語る証言活動が、「核兵器が二度と使われてはならないということを身をもって示してきた」と高く評価されての平和賞受賞です。実に被爆から79年です。

知事は、この日本被団協のノーベル平和賞受賞をどのように受け止めておられますか、お聞かせください。

あとの質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞は、被爆者の思いや経験を通じて「核のタブー」の確立に貢献するなど、被爆者の皆様の長年にわたる地道な取組が世界に認められたあかしであり、心からお祝いを申し上げます。

また、本県におきましても、被害者の会をはじめ関係者の皆様が、若い世代への継承活動などに熱心に取り組んでこられたことに対し、深く敬意を表します。

世界各地の紛争の激化により、核兵器の脅威が高まる中、唯一の戦争被爆国である日本の団体が平和賞に選ばれたことは、大変意義深いことであると考えております。

私も広島県出身として、被爆者の記憶や「核兵器は二度と使われてはならない」という思いを次の世代へ確実に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの使命であり、何よりも大切なことであると強く感じております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員　今、世界には、約4,000発の核弾頭が配備されていると言われております。ロシアが核使用の威嚇を繰り返し、他の核保有国も核抑止力の強化を進める下で、核使用の危険な状況にあると言えます。

こうした中、国連で採択された核兵器禁止条約は、既に2021年１月、国際条約として発効され、現在、73か国が批准して、核戦争につなが

る核兵器をなくす平和の運動は、世界の大きなうねりになっています。今回の平和賞の受賞で、それはさらに強まっていくというふうに思います。このことからしても、日本は唯一の被爆国として、核兵器廃絶の先頭に立つべきと思います。

しかしながら、いまだに日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けて、署名も批准もしておりません。締約国会議へのオブザーバー参加すらしておりません。知事はこの日本政府の姿勢をどのように見ておられますか。広島県御出身の知事であればこその思いをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君）　日本政府は、核保有国が参加していないこと等から、核兵器禁止条約を批准しておりませんが、安全保障を確保した上で、核保有国を関与させるよう努力しながら、「核兵器のない世界」の実現に向けて取組を進めていく方針であります。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核軍縮の進展に向けて世界をリードしていく責任があります。今回の受賞が大きな後押しとなり、核軍縮に向けた現実的かつ実践的な取組が、これまで以上に力強く進められることが大切であると考えております。

県としましても、平和で安心して暮らせる社会の構築に向け、戦争や原爆の記憶、被爆者の思いや平和の尊さを次の世代に引き継ぐ取組を今後とも進めてまいります。

○前屋敷恵美議員　日本は今、非核国と核保有国の橋渡しを掲げております。しかし、核保有国に対しては、究極的に廃絶する努力を求めているだけにすぎません。日本政府のこうした姿勢や道理のなさは、世界からも大きく批判されているところであります。

日本政府は、先ほど知事も申されましたが、核兵器廃絶に向けて世界をリードする責任があると思いますし、責務だというふうに私も思います。人道上も許されない核兵器使用を現実のものにさせないためにも、核兵器禁止・廃絶の国際世論と行動が求められております。日本政府が臆することなくこの道を進むことを求め続けていきたいと思います。

では、次に移ります。現行の保険証、紙の保険証の存続についてです。

政府は、12月２日をもって現行（紙）の健康保険証の廃止を行い、マイナンバーカードにひもづけをしたマイナ保険証へ一本化するとしていますが、現行の健康保険証を残してほしいとの要望や世論は今大きく高まっています。

全国の地方議会では、38都道府県の222議会が既に保険証の存続を求める意見書を採択しており、さらに、さきの９月議会でも、25議会が意見書採択と広がっています。

今年９月時点のマイナ保険証の利用率は、全国で13.87％にとどまっております。宮崎県の状況はどうでしょうか、福祉保健部長、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　本県におけるマイナ保険証の令和６年10月の利用率は17.78％であり、全国平均15.67％を2.11ポイント上回っております。

○前屋敷恵美議員　政府は、マイナ保険証の登録や利用率を上げることに相当エネルギーを使い、税金を費やして取り組んでいるはずですけれども、思うようには進んでいないというのが今の現状です。

宮崎県でも利用率は２割に届かない状況ですが、この利用率が伸びない原因をどのように考えておられるでしょうか。福祉保健部長、お願

いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　利用率が伸びておりません原因につきましては、これが新しい仕組みであり、県民の皆様の間にまだ十分な理解が浸透していないことや、現行の保険証も利用可能であることなどの理由によるのではないかと推測いたしております。

○前屋敷恵美議員　マイナ保険証をめぐるトラブルは依然として多く、全国で５月以降だけでも約７割の医療機関でトラブルが発生したとの調査結果が出ています。

マイナ保険証を読み取るカードリーダーで顔認証ができない、通信回線が途絶えてオンライン資格確認ができない、氏名や住所の一部が黒丸で表示されるなどなどです。医療機関では、こうしたトラブルを持ち合わせていた現行保険証で資格確認したという報告もあります。

政府は、このトラブル対策として、今新たに９種類もの資格確認方法を追加いたしました。このことで、医療現場の大混乱は必至だというふうに私は思います。こうしたトラブルとその対応に、医療機関や利用者から不安の声が上がるのは当然ではないでしょうか。

こうしたトラブルが私は県内でも起きていると思いますが、どんなトラブルが県内で起きているのか、なぜそういったトラブルが起きるのか、把握しておられるものをお聞かせいただきたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　県にトラブルを報告する仕組みがございませんので、県内の国民健康保険直営診療施設の一部から聞き取った範囲でございますが、通信が正常に実施できなかった事象のほか、氏名の旧字体や自己負担割合が適正に表示されない事例があったと伺っております。

原因としましては、機器の不具合や通信障害によるもののほか、資格情報のシステム反映に係るタイムラグではないかと伺っております。

○前屋敷恵美議員　マイナンバーのひもづけの誤りをはじめ、マイナ保険証をめぐる様々なトラブルが多発する中で、保険証廃止の弊害が今明らかになっていると思います。

マイナンバーカードと保険証の一体化によるマイナ保険証は、５年ごとの更新が必要とされています。また、マイナ保険証を持たない人には、資格確認書が送付されるということのようですが、継続するには毎年の更新手続が必要になると聞いています。

この更新や申請の手続を忘れたり怠ったりすると無保険証の状況となり、保険料を払っていても医療が受けられなくなってしまうのではないか、こうした心配の声が寄せられています。こうなりますと、国民皆保険制度そのものが損なわれるということになると思います。

こうした事態は絶対に避けなければならないと思いますが、どのように対応されるのでしょうか。まず、マイナ保険証の取扱いについての方策をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　電子証明書の有効期限前後のそれぞれ３か月間は、保険医療機関等のカードリーダーの画面に更新手続を促すアラートが表示されますほか、電子証明書の有効期限が切れても、３か月間は引き続きオンライン資格確認が可能となっております。

また、有効期限が切れてから３か月経過する前に、保険者から職権で資格確認書が交付されますので、切れ目なく保険医療機関で受診することが可能となります。

○前屋敷恵美議員　では次に、現行の保険証の廃止後、マイナ保険証を持たない人、資格確認書の取扱いについてお伺いしたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　現行の保険証は、その保険証の有効期限までの間、最長１年間使用できますが、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、その有効期限が来る前に、申請することなく、各保険者から資格確認書が交付されることになっております。

この資格確認書は、各保険者が５年以内の有効期限を設定することになっておりまして、その有効期限が切れる前に新しい資格確認書を交付いたしますので、引き続き保険医療機関等で受診することができます。

○前屋敷恵美議員　いずれにいたしましても、自治体の負担、手間というのは大いにかかってくるということが想像されると思います。

政府は、不安払拭の措置を取ったので、予定どおり健康保険証を廃止するとしていますが、マイナ保険証のトラブルは今でも起きております。国民の多くが現行保険証の原則廃止に不安を感じております。こうしたトラブルや不合理は、単に利用者や医療機関だけでなく、自治体や関係保険者の負担にも大きく関わってまいります。こうした状況の中で、現行保険証を廃止することに道理があると言えるでしょうか。私は無謀だというふうに思っています。

多くの国民、県民が、保険証は残してほしい、現行保険証とマイナ保険証の二本立てで行ってほしいと言われています。ここは一旦立ち止まって、現行保険証廃止は撤回すべきではないかと思います。

現行保険証の廃止を見直すよう、知事は国に進言すべきではないでしょうか。今からでも決して遅くはありません。知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君）　マイナ保険証につきましては、より正確なデータに基づく、よりよい医療の提供につながる、また利用者の利便性に資するなど、多くのメリットがある一方で、マイナ保険証に関する情報が十分に浸透していないことなどから、利用が進んでいない現状、また様々な課題等もあると認識しております。

マイナ保険証を持たない方も、資格確認書が漏れなく交付されますことから、従来どおり必要な医療を受けていただくことができますので、県としましても、今後とも、様々な媒体を通して、県民の皆様への丁寧な広報活動を行ってまいります。

また、国に対しては、情報セキュリティー対策を徹底し、安心してサービスを利用する環境を整えるよう、引き続き全国知事会等を通じて要望してまいります。

○前屋敷恵美議員　利便性も大いにあるという知事の御意見ですけれども、しかし、マイナンバーカードをめぐる混乱は今深まるばかりです。本来、任意であるはずのマイナンバーカードの取得が、このマイナ保険証一つを取っても半ば強制的になろうとしています。

なぜ政府がこうも固執するのか。そもそもこのマイナンバー制度導入の背景には、政府が国民の所得・資産、税・保険料負担、社会保障給付を一体的に把握して、徴税強化と給付削減を視野に入れたものであるからだと思います。また、財界や特定企業も、この大量の個人情報をビジネスに利用しようと要求しています。今後さらにデジタル化とマイナンバーカードへの一元化が図られることは必至です。

しかし、マイナンバー制度で政府が国民一人

一人に番号をつけ、他分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を招く重大な問題です。真のデジタル化やＩＴ利用を推進する上でも、何より国民が安心して利用できるようにすることが大前提だと思います。現行保険証の廃止、マイナ保険証の強要をやめ、現行保険証の存続を強く求めるものです。知事もぜひこの立場に立って御努力いただくことを強く求めたいと思います。

次に入ります。

次に、ケア現場の諸課題について、まず、医療現場の現状と対策について伺います。

医療現場は、厳しいコロナ禍を乗り越え、新型コロナウイルス感染症が５類に移行したものの、依然として感染症対策の強化は必要とされており、そのための経費と人手は大きな負担となっています。

2024年度の診療報酬改定が行われましたが、本体改定率0.88％と厳しい改定で、医療経営の実態や現在の物価高騰にはとても見合わないものであり、特に中小の民間病院や診療所の経営は厳しさを増しております。

厚生労働省の医療経済実態調査でも、赤字法人は約25％を占めており、医療法人の施設数約４万件のうち１万件が赤字経営で、実態は数字以上に厳しいと見られています。倒産や休廃業・解散も増えており、このままでは地域医療の存続が危ぶまれています。

こうした実態は県内においても現れているのではないでしょうか。県はどのように把握し、認識しておられますか。福祉保健部長、地域医療の実態をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　診療報酬につきましては、公定価格でありますため、電気やガス等のエネルギー価格などの物価高騰や人件費の増を直接価格転嫁できない性質を有しております。

医療関係団体との意見交換などでは、物価高騰や医師・看護師の不足による人件費上昇の懸念などを伺っておりまして、医療機関の経営状況が厳しい局面にあると認識しております。

○前屋敷恵美議員　医療現場は、医師不足はもちろんですが、今、部長も言われたように、看護師不足も深刻で、待遇改善は喫緊の課題であります。しかし、厳しい医療経営の中での処遇改善は困難だと訴えられています。

看護師の厳しい労働条件の下での看護は、看護師の方々の身体にも、また患者さんにも影響が及ぶことになります。県は、こうした実態をどのように受け止め、どう対応しようとしておられるのかを伺います。

また県は、地域医療を守るためにも、医療現場・医療機関の実態を把握して、国に対して、診療報酬の再改定、そして財政支援措置を図るよう求めることが必要ではないかと思います。

しかし、国が実行に至らない間は、県民の医療を受ける権利保障のためにも、医療機関の存続・維持のために、県の一定の財政支援も必要ではないかと思いますが、県の考え方を伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　これまで県では、国の重点支援地方交付金などを活用いたしまして、物価高騰などの負担を軽減するために、医療機関に対する支援を実施してまいりました。

国が先般、閣議決定いたしました総合経済対策では、物価高に大きく影響を受ける医療機関を含む事業者等を支援するため、再び重点支援地方交付金の活用が打ち出されたところであ

り、今後の補正予算審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員　ぜひそういった予算も含めて、医療機関がしっかりと地域医療を担えるような、そういう方策を徹底していただきたいと思います。

また、引き続く新型コロナウイルス感染症対策を行う医療従事者に対して、抗原検査キットの配布やワクチン接種についての財政支援が必要かと思います。まずは、医療現場をしっかり支えることが重要であると考えるからです。こうした支援について、どのようにお考えでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　新型コロナへの対応は、５類感染症移行後も、医療機関への支援を継続しながら、段階的に通常の医療提供体制へと移行いたしまして、本年４月の完全移行に伴い、医療機関への支援が終了したところであります。

新型コロナは、今後も周期的に流行を繰り返すことが予想され、新たな感染症危機にも備えていく必要があります。

このため県では、本年度の新規事業におきまして、感染症対応を行う人材の育成や、医療機関の設備整備への支援に取り組んでおります。

○前屋敷恵美議員　しっかりと地域医療を守るために尽力いただきたいと思います。県民の命と健康、暮らしを守ることは、地方自治体の責務です。命を守るとりでを支えることは、何より重要なことだというふうに思います。県の十分な対応を求めていきたいと思います。

次に、訪問介護の報酬引下げに伴う介護事業所の現状と対策について伺います。

介護事業者の今年１月から10月の倒産件数が過去最多を記録し、そのうちの半数を訪問介護が占めていると、これは東京商工リサーチが公表いたしました。

東京商工リサーチは、ヘルパー不足や燃料代などの運営コスト上昇に加え、2024年の介護報酬マイナス改定の影響が出ている可能性があると分析しています。また、リサーチ社は、効率化が進む大手と小規模・零細事業者との格差が広がっているとして、国や自治体の本格的な指導、また支援がなければ、小・零細事業者の淘汰が加速する可能性が高いと指摘して、このままでは介護事業者の倒産に歯止めがかからず、全国で介護難民の発生が現実味を帯びていると警鐘を鳴らしています。

私は、さきの９月議会の決算審査の質疑で、2023年度の介護事業所の実態をお聞きいたしましたが、４月の訪問介護の基本報酬引下げ以降の県内の状況をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　県内の訪問介護従事者の平均賃金及び年齢等につきましては、厚生労働省が行いました令和５年賃金構造基本統計調査によりますと、毎月の給与額の平均は27万2,600円、平均年齢は51歳です。

また、訪問介護事業所の数は、令和６年４月１日現在で461件、令和６年10月末現在で、２件減少して459件となっております。

○前屋敷恵美議員　訪問介護は、ホームヘルパーの賃金が全産業平均より月６万円低いと言われ、有効求人倍率10数倍の人手不足です。そこへ政府が４月から訪問介護の基本報酬を引き下げたことが大打撃となっています。

この訪問介護報酬引下げの影響について、宮崎県民主医療機関連合会による県内の訪問介護事業所に向けたアンケートが集約されております。紹介したいと思います。

事業所からは、「基本報酬の引下げに納得できない（96.3％）」「経営状況は悪化する（57.4％）」「事業継続が困難になる（16.7％）」「人材は充足していない（57.4％）」などなどです。

この人材不足については、「求人を出しても応募がない。今回の報酬改定で拍車がかかりそう」「訪問介護は敬遠され、新たな人材確保が困難。ヘルパーさんの半数が65歳以上で、いつ退職されるか分からない」「人材不足のため、利用者の新規受入れができない」などなどです。

今回の報酬改定についての意見や要望については、「今回の引下げは、在宅介護は不要なのかと受け取れる改定であり、全く地方の実情が分かっていない」「訪問介護の需要は増えているのに、人が足りていない状況で報酬を下げる意味が分からない」「売上げが上がっている大企業と、当事業所のように極小規模企業を一緒にしないで、分けて考えてほしい」「現場の声を聴いてほしい」「現場のことを分かっている人が協議してほしい」「報酬改定は、在宅介護をベースにしたはずの国の方向性が大きく覆った瞬間だった。訪問介護の人材不足解消は、国民の命を守るために必要である。どれだけの犠牲が出るかは明白だ」「介護報酬を上げてほしい」などなど、アンケートの回答は切々と訴えておられます。全てを紹介したいほどです。

まさにヘルパー不足は深刻で、そこにきて訪問介護報酬のマイナス改定は、低賃金と高齢化に拍車をかけることになると危惧いたします。

先ほど部長がお答えになりました、宮崎県はそこまで心配ないと言われているように聞こえましたが、今紹介した当事者、現場の声が示すように、早晩、在宅介護が守れなくなる事態は避けられなくなるのではないでしょうか。

訪問介護報酬のマイナス改定の及ぼす影響をどのように見ておられるのか、県としてはどう対応するおつもりなのか、今後を見据えて、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　令和６年度の報酬改定では、処遇改善加算の引上げが行われました一方で、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。

全国の事業所の平均的な経営状況に基づいた改定ではありましたけれども、中山間地域など条件不利地域を多く抱えます本県の訪問介護事業所の皆様にとりましては、厳しい内容であったと受け止めております。

○前屋敷恵美議員　今、部長がおっしゃいましたけれども、アンケートの中にもそういったことが書かれておりました。「介護報酬を引き下げ、処遇改善加算を上げても何もならない。報酬が下がれば、事業主をはじめ、従業員に還元することも難しくなる」と、国の施策に真正面からの批判の声もあったわけです。

また、「介護の仕事はとても好きだが、赤字が続けば事業継続は困難」と、何とか事業は続けたいとの思いがひしひしと伝わってくるアンケートでした。

こうした介護保険のサービス提供体制が崩壊の危機に瀕しているのは、介護報酬が03年度から21年度に本体部分が5.74％も削減された結果です。その上、訪問介護事業所の４割が赤字と分かっていながら、この４月から訪問介護の基本報酬を引き下げました。

危機を打開するには、この引き下げた報酬を元に戻すこと、削減されてきた介護報酬の底上げをすることがどうしても必要だというふうに思います。さらに、国庫負担を増やすことも必

要です。こうした国への要望を、県も介護事業者と一体に進めるべきだと私は思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君）　訪問介護は、介護を必要とする方が、自宅で生活し続けるために大切なサービスであります。

今、部長も答弁しましたように、条件不利地域を多く抱える本県におきまして、地域の在宅介護を支えるために、日々尽力いただいております訪問介護事業所の皆様にとりまして、今回の基本報酬引下げは、厳しい内容であったと受け止めております。

県としましては、国に対し、介護保険制度における国と地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ることや、訪問介護の基本報酬引下げ等の影響を適切に検証し、必要な措置を講じるよう、全国知事会を通じて要望しているところであります。

今後も、高齢者が安心して暮らすことができるよう、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる環境整備に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員　ぜひその立場を貫いていただきたいと思います。

あわせて私は、国の要望と併せて、県独自の対策も施策も必要かと思います。今、知事もおっしゃいましたけれども、在宅介護を支えることは、高齢者が住み慣れたまち、家で暮らしたい、この思いに応えることだと思います。

そして、2000年に創設された介護保険制度が崩壊の危機にある今、高齢者が尊厳を持って生きていけること、誇りを持って介護したいと頑張っておられる介護従事者の方々が安心して働けるようにすること、このことはまさに政治の責任だというふうに思うわけです。ぜひこうした立場で行政を担っていただきたい。強く要望しておきたいと思います。

次に、いじめや不登校など、子供たちを取り巻く現状と対策・支援について伺います。

全国の小中学校で2023年度に不登校だった児童生徒が前年度比約４万7,000人増の34万6,482人で過去最多を更新したと、10月31日、文科省の調査で発表されました。高校も６万8,770人と過去最多で、小中高を合わせて41万5,252人に上ります。

また、小中高と特別支援学校のいじめ認知件数も、前年度から約５万件増え73万2,568件で、３年連続で最多を更新しております。

宮崎県の状況も全国と同じように、不登校の児童生徒は過去最多で、いじめの認知件数も増加しています。改めて、県内の現状を、不登校、いじめ、それぞれについてお聞かせください。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　本年10月公表の国の調査によりますと、令和５年度の本県公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、小学校が943人、中学校が1,680人、高等学校が400人となっており、全国に比べると低い割合にあるものの、令和４年度と比較しますと、いずれの校種におきましても増加しております。

不登校の増加の背景として、コロナ禍以前の生活に戻る中、子供たちを取り巻く環境が大きく変化したことで、学校生活に対してやる気が出ないことや、生活リズムの不調などが見受けられたことなどが、国の調査において報告されております。

本県においても、コロナ禍での生活が影響を及ぼしたのではないかと考えております。

令和５年度の本県公立学校における、いじめの認知件数は8,876件となっております。

いじめの認知件数につきましては、令和２年

度以降、全国的な増加傾向の中、本県では、ガイドラインを用いた教職員の研修や未然防止の取組の成果により、減少傾向にありましたが、令和５年度は全国と同様に増加しております。

○前屋敷恵美議員　私は、昨年の11月議会でも不登校問題を取り上げさせていただきました。学校に行けなくなった子供たちの立場に立った支援について、フリースクール等が果たしている役割の重要性などは、県教育委員会とも共有できたと思っています。そして、その役割、活動が継続されるような支援が必要であることなどを要望させていただきました。その後の取組はどうなったのでしょうか。

しかし、それだけでは解決はできません。今回示された数字は、前年を上回って過去最多です。連続して不登校もいじめの認知件数も増え続けています。

全国の小中学校の不登校は11年連続の増加です。文科省は、2023年度の増加の背景には、今、教育長もおっしゃいましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で、生活リズムが乱れたことによる登校意欲低下や、休養の必要性について保護者の意識が変化したことなどを挙げておられますが、そんな単純なものではないと私は思います。県も同じ見解なのでしょうか。

県としては、どのように原因を把握・分析して、対応しようとしておられるのか、対応策を伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　不登校やいじめが増加していることにつきましては、大きな課題であると非常に重く受け止めております。

現在、県教育委員会では、様々な悩みや不安を感じている児童生徒一人一人の気持ちに寄り添えるよう、スクールカウンセラー等の全校配置や、ＳＮＳを活用した相談窓口の開設など、教育相談体制の強化を図るとともに、不登校対策の拠点として、県教育支援センター「コネクト」を設置したところであります。

今後は、未然防止に一層力を入れ、全ての児童生徒が楽しいと実感できる魅力ある学校づくりを推進するとともに、宮崎県いじめ問題子供サミットを市町村教育委員会と連携しながら地域ごとに開催するなど、これまでの取組をさらに進めてまいります。

○前屋敷恵美議員　今、教育長のほうからも、原因の分析、そして対応策をお話しいただきましたけれども、しかし私は、もっと根本的な原因を探り、つかまなくては、その解決にはならないんじゃないかと思っています。

子供の不登校が増えている、より根底的な背景には、全国学力テストなど、過度の競争と管理の教育が学校現場に押しつけられてきた問題などがあるのではないでしょうか。

教育を競争と管理でゆがめたままでは、不登校は増えるばかりだというふうに思います。このことは、国連の子どもの権利委員会から、幾度となく日本政府に勧告が出されていることからも明らかです。

子供たちが学ぶことを喜び、通いたくなる学校、教育長もおっしゃいましたが、そうするためには、まず競争と管理の教育を見直すことから始めることが必要だと思います。同時に、不登校の子供たちが安心して生活し、学べるための取組が重要です。

子供の安心して休む権利、自分らしく生きられる権利を大切にすること、子供と親が相談できる窓口の拡充を図ること、子供の居場所としての公的な施設の拡充、今コネクトができておりますけれども、これをもっと拡充することが必要だと思うわけです。

フリースクール・フリースペースなどをきちんと認めて、公的支援を行う等々、ほかにも教職員が子供たちとしっかり向き合える手だてを取ることなど、取り組むべきことは本当にたくさんありますが、これからの大きな課題だというふうに思っています。

全ての子供たちに豊かな子供時代が保障できるよう、真剣に取組を進めていただくことを求めたいと思います。もちろん、私たちにも課せられた課題であることは言うまでもないことです。

次に、精神障がい者の医療費助成について伺います。

障害者基本法では、身体障がい、知的障がい、精神障がいの３障がいを一元化して、共通した制度で医療費助成を提供することを規定いたしております。

ところが、重度心身障がい者・児医療費助成制度については、身体・知的障がいの両障がいとも、全ての診療科を受診する際に助成されておりますけれども、精神障がい者は自立支援医療制度で、精神科への通院・受診のみの助成となっています。

本来、国が障害者基本法にのっとり、３障がいに差別なく医療費補助を実施することが当然なのですが、これまで自治体独自の取組に委ねられているのが現状です。

しかし、全国ではこの取組が進んでおり、昨年４月時点で、精神障がい者への医療費助成がないのは全国で９府県、九州では宮崎と鹿児島だけでしたけれども、鹿児島では近く実施することが決まったというふうに聞いています。

精神疾患は、発達障がいやひきこもり、うつ病、統合失調症など、近年その数は増加の傾向であり、精神障がい者の多くは障害年金に頼る生活です。身体に関わる病気は早めの手当てが大事です。ぜひ、宮崎県でも自治体との協議を進めていただき、実施してほしいと思いますが、県の考えをお聞きいたします。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　重度障がい者・児医療費公費負担事業は、障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で、重要な事業であります。

当該事業では、現在、精神障がいのある方への助成は対象外としておりますが、実施主体である市町村に対するアンケート調査や意見交換などを行いながら、対象範囲の拡大について検討を進めております。

○前屋敷恵美議員　ぜひ県も決断していただいて、安心して生活できる、そういう状況をつくっていただきたいと思います。ぜひ御努力をお願いいたします。

最後になりますが、様々な要因で肺の機能が低下して、酸素補給が欠かせない方々への支援について伺います。

日常生活において、酸素の補給が欠かせないというのは大変な御苦労です。経済的な問題とともに、特に災害のときの心配が大きいと言われます。今利用している酸素ボンベの供給が保障されるのだろうか、また、停電ともなれば酸素補給の機材が使えなくなる、電源の確保はどうなるのだろうかということです。酸素の補給ができないということは、命に関わる問題で、心配は尽きません。

こうした点で、日常生活及び災害時の対応について、県としての手だて、支援策を伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　酸素吸入など医療的ケアが必要な障がい児・者にとりまし

て、非常時における電源の確保が必要不可欠であり、近年、持ち出しが容易なポータブル蓄電池の需要が高まっております。

このような蓄電池は、一定の費用がかかり、定期的な買換えも必要でありますことから、個人での購入は負担が重く、現在、県内18の市町村において、障がい者の日常生活用具として、一部自己負担による給付を行っております。

○前屋敷恵美議員　災害時の対応、ポータブル蓄電池など支援策はあるということですが、ぜひその施策をこういった障がいを持たれている方々に知らせてほしいと思うんです。最近の地震や大型台風など気候変動の中で、様々な事態を想定した対応が求められます。県民の安心と安全を保障するためにも、日頃から、様々な施策、対応策について広報・周知を図ることを求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問は終わりますが、今回は医療・福祉・教育について質問させていただきました。県民の安心できる暮らし、子供たちの現在と未来をしっかりと守れる施策を進めていただくことを再度お願いし、求めまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○濵砂　守議長　次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕（拍手）　こんにちは。宮崎のひなた、安田厚生です。どうぞよろしくお願い申し上げます。通告に従いまして質問させていただきます。

先月、常任委員会で県外調査を行いました。東京都港区にあるソフトバンク株式会社に伺い、ペーパーレス化、ＤＸ化を活用した働き方改革について学ばせていただきました。

その調査の中で、宮崎担当職員、日向の担当職員だったんですが、その方が「宮崎は本当に観光によいところですね」というお話をしてくださいました。「南国というイメージが大変似合う、すてきなまちだ」ということでありました。しかし、宮崎のＰＲを聞いてみますと、「宮崎の観光ＰＲは東京では感じられない」というお話をしてくださいました。

宮崎県は様々な観光ＰＲに取り組んでいるところでありますが、全国にはＰＲが浸透していないと感じたところであります。

観光については、今週26日に、宮崎ブーゲンビリア空港発着の国際定期便「宮崎－台北線」が約４年９か月ぶりに再開いたしました。おめでとうございます。

台湾には、歴史、文化、おいしい料理や多くの人でにぎわう夜市など、すてきな観光地がたくさんあり、楽しいところであります。私は日台友好議員連盟の役員を６年間させていただいておりますが、まだ台湾には行ったことがありません。ですから、今回は、韓国からの誘客についてお伺いしたいと思います。

来月18日から、韓国のアシアナ航空が運航する宮崎－ソウル線が、週７往復でデイリー運航へと増便されます。今回の増便には大きな経済効果が見込まれています。

県はこれまでにも増して宮崎の観光ＰＲを強く進める必要があると思いますが、そこで、韓国からのインバウンド対策について、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。残りの質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

本県のインバウンド誘致にとりまして、直行

便を有する韓国は、最も重要な市場の一つであります。先月、濵砂議長や経済団体の関係者とともに、アシアナ航空本社を訪問し、ウォン社長に対し直接、今回の増便に対する感謝の思いを伝えたところであります。

昨年９月のソウル線再開以降、ゴルフを中心に韓国からの観光客が増加し、本県のインバウンドは徐々に回復傾向にありますが、まだコロナ禍前の水準には届いておらず、増便を契機として、ゴルフ以外の一般観光も含めた韓国からのさらなる誘客拡大が必要であります。

また、韓国で受けた説明によりますと、今、長引く円安の状況もあります。さらには、今、韓国国民の対日感情が過去最もよい状況にあるということで、韓国からのインバウンド誘致は今が大きなチャンスにございます。

このため県では、増便決定以降、現地旅行会社向けの観光セミナーの開催に加え、テレビショッピングによる旅行商品の販売ＰＲや旅行博への出展等を通じて、本県の強みである自然や食などの魅力について、幅広くプロモーションを展開してまいりました。

今後も、旅行会社向けの送客支援の実施による旅行商品の販売促進や、インフルエンサーを活用した情報発信の強化など、集中的に対策を講じながら、韓国からの誘客を促進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員　今回の増便には、円安によるインバウンド需要に加え、好調なゴルフ需要が見込まれています。部会で宮崎－ソウル線の調査を行った際、韓国から帰り着いたブーゲンビリア空港には、100を超える数のゴルフのキャディーバッグが並んでおりました。韓国のゴルフブームに大変驚いたところでございます。

インバウンドの増加は、観光産業の本県経済に大きな波及効果をもたらすもので、期待しているところであります。

また、アウトバウンド向けには、県民の皆様に気軽にソウル旅行を楽しんでいただくため、「おしえて！みやざき」でソウルの人気スポットを紹介する特集番組を放送したり、パスポート取得の際に、宮崎空港発着の国際線を利用する全ての宮崎県民を対象に、パスポート取得費用を助成しております。

そこで、県民が韓国へ旅行に行くアウトバウンドも増やしていく必要があると思いますが、県民パスポート取得支援の実績と、ソウル線のアウトバウンド促進の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木　清君）　県民パスポート取得支援は、アウトバウンドの促進を図るため、宮崎空港の国際線を利用する県民に取得費用を補助するもので、本年度の申請者数は10月末で1,274人であり、年度初めから大きく増加してきております。

国際線の安定した運航には双方向の利用が重要であるため、パスポート取得支援のほか、グループ交流支援などの補助制度や、メディア等を活用した路線ＰＲ等により、県民等の利用促進を図っております。

また、ソウル線では、冬季の韓国からのゴルフ需要が高く、夏季の利用が落ち込む傾向にあることから、今年は、個人旅行への支援の創設やグループへの追加支援など、夏季のアウトバウンド対策に取り組み、例年より多くのアウトバウンド利用につながったところであります。

県としましては、引き続きこのような取組を進め、ソウル線の維持・充実に努めてまいります。

○安田厚生議員　アウトバウンドも増えてきて

いる状況であります。県民の皆様のさらなる利用が鍵を握るものと考えております。

パスポート取得の支援を受けられている方々は1,274名と聞きましたが、リピーターになっていただきたいと思います。ソウルへの観光に加え、ビジネスでも積極的に活用していただくことを期待しています。

次に移ります。

経済産業省は新しいエネルギー基本計画で、2030年度に36％から38％としています再生可能エネルギーの割合を、2040年度の時点でさらに引き上げ、初めて化石燃料による火力を上回る最大の電源とするシナリオを示す方向で検討していることが分かりました。

こうした課題の解決策として期待されているのが、ペロブスカイト太陽電池と浮体式による洋上風力です。

風力は、火力に比べ二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策にも効果があり、特に洋上風力は、再生可能エネルギーの中でも発電量が比較的安定しているようです。大規模に開発されれば、発電コストは火力並みになり、経済性も確保できると見込まれています。

洋上風力発電の導入可能性の検討について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーのより一層の導入が求められる中、洋上風力発電については、国が浮体式の実証事業を行うなど、導入拡大に向けた検討が進められております。

現在、本県には導入事例がなく、国が実施したポテンシャル調査によると、本県の近海は、国のガイドラインにおいて、事業性確保の目安とされている年平均風速毎秒７メートルを下回る区域が多く、ポテンシャルはあまり高くないものと考えております。

洋上風力発電は、安定的で発電効率がよいことなどのメリットがある一方で、高い建設コストに加え、生態系や景観への影響といった課題があることから、今後とも、国の動きを注視しつつ、情報収集を行ってまいります。

○安田厚生議員　海に浮かべる浮体式は、水深が深い沖合でも設置が可能であります。地震にも強いとされています。太陽光や風力は、ランニングコストはほぼかからないため、今こそ再生可能エネルギーをフルに使う時代がやってきたなと感じているところであります。

洋上風力発電のポテンシャルが低いとなれば、今はやっている柔らかい電池、ペロブスカイト太陽電池を推進してほしいと思っているところであります。

次に、中小企業において、深刻な問題として挙げられているのが人手不足倒産であります。様々な業界で人手不足問題が深刻化しているところであります。賃上げや価格転嫁、人手不足など厳しい経営環境に置かれ、人手不足に苦慮する中小企業が増えている状況であります。

そこで、本県の人手不足の現状と、その解消に向けて今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお聞きします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　宮崎労働局によりますと、本年９月の県内の有効求人倍率は1.32倍と、111か月連続で１倍台となっており、依然として人手不足の状況が続いております。

県では、みやざき産業振興戦略において、若者の県内就職や移住・ＵＩＪターンの促進等について重点的に取り組んでおり、具体的には、県内外での就職説明会の開催のほか、ヤングＪ

ＯＢサポートみやざきや宮崎ひなた暮らしＵＩＪターンセンター等における相談窓口の設置、また、ふるさと宮崎人材バンクを活用した、県外在住の求職者と県内企業とのマッチングなどを実施しております。

今後とも、国や関係機関と連携を図りながら、宮崎の将来を担う産業人材を確保するため、これらの取組を推進し、県内企業を応援してまいります。

○安田厚生議員　この人手不足の紹介所は、アプリとかサイトとか、いろいろございますけれども、かなりの手数料が発生するなど、大変問題となっているところであります。若者たちの仕事や働き方に対する考え方、価値観の変化も人手不足の大きな要因の一つであります。

厚生労働省の発表によると、就職後３年以内の離職率は、高卒で38.4％、大学卒で34.9％となっております。県内に就職した新規高卒者、大卒者のうち、３年以内に離職する者の割合は、全国に比べて高くなっているところであります。

高卒採用者の離職率が高くなる原因の一つに、教育や研修の不足が挙げられているようです。また、業務についていけず、ストレスや不安を感じることが多くなり、結果的に早期に離職することにつながるようです。

そこで、県立高校生が就職で早期離職しないために、県立学校で行われている取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　県立高校では、１、２年次に、自己理解学習や職業講話、インターンシップ等を行い、学年の進行とともに自分の適性を知り、勤労観や職業観を高める取組を行っております。

３年次では、志望する企業の勤務条件を研究させたり、応募する前に職場を見学させるなど、実際に働くイメージを持たせることで、就職前後でのミスマッチを防ぐ工夫をしております。

さらに、就職後は、教員とともに就職支援エリアコーディネーターが卒業生を訪ね、悩みを聞いたりアドバイスをしたりするなど、職場への定着支援を行いながら、学校と企業をつなぐ取組を行っております。

今後とも、学年段階に応じ、体系的な進路指導を行い、早期離職の防止に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　説明会や職場見学会などを早めに行うことや、具体的には、インターンを実施し、実際の仕事を体験できるメリットは非常に大きいと考えております。

高校３年生では、毎年７月１日に求人情報が解禁されると、生徒は学校に届いた求人票の中から、９月までに応募する会社を決めます。高校採用に関するルールは各都道府県で決められております。多くの自治体では、応募できるのは１人１社、９月中に内定を得られなかった生徒のみ、10月から複数の企業に応募ができることになっております。

こうした中、一部でルールの見直しも進んでいるようです。茨城県では、１人２社まで応募ができる制度を導入。生徒の主体性を尊重し、応募機会を増やすのが狙いだということであります。このように一部で見直しも進んでいます。県教育委員会の担当者は、生徒が進路を深く考える機会になればと考えているようです。

人手不足の中で、高卒の就職状況はかつてない売手市場となっています。

本県では、10月１日から１人２社応募ができると聞いていますが、就職試験解禁日の９月16

日からの導入を検討しているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　本県では、毎年度、就職に係る応募・推薦の在り方や応募書類の内容等につきましては、企業や県立学校長協会等、関係機関で構成される宮崎県高等学校就職問題検討会議における協議を経て決定しております。

１人１社応募制を申し合わせている理由といたしましては、生徒側は、丁寧な進路指導の下で、受験への準備時間が十分に確保されるとともに、身体的・心理的負担も軽減されること、企業側は、内定辞退の抑制につながり、計画的・効率的な採用選考が可能となることなどが挙げられます。

１人２社応募につきましては、今後とも、全国の状況を注視しながら、関係機関と研究・協議を行ってまいります。

○安田厚生議員　大阪府では１人１社制が廃止され、複数の応募が可能になりました。高校生の選択肢が広がり、早期離職を防止する効果が期待されます。ただし、複数応募はメリットがある一方で、学校や企業の負担が重くなるという課題もあるようです。人手不足に悩んでいる私からの質問でした。ありがとうございます。

次に、不登校対策についてお伺いいたします。

2023年度に全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒数は11年連続で増加し、最多を更新したことが不登校調査で分かりました。県内の不登校児童生徒は、小学校943人、中学校1,680人で、ともに過去最多だったと聞いております。小学生は６年連続、中学生は８年連続で増加しています。

不登校の要因としては、生活のリズムや学校への不安等が挙げられているようです。児童一人一人に向き合った指導のほか、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策が求められています。

国は来年度より、不登校の小中学生向けに校内の学習環境を整備する考えを示しました。学校の居場所確保に空き教室などを利用し、校内教育支援センターを設置、学校に行けるものの、クラスに入りづらい児童の学習サポートをする考えであります。

不登校傾向の児童生徒に対して、校内において、どのような支援に取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　不登校傾向の児童生徒に対しましては、校長のリーダーシップの下、教職員や専門スタッフが実態を把握した上で支援方法を協議し、連携して相談活動や学習支援を行っております。

その中で、登校できても教室に入ることが難しい児童生徒に対しましては、これまでも教育相談室等の別室で相談活動や学習支援等を行っておりましたが、今、議員からも御紹介のありましたように、今後、校内教育支援センターとして改めて整備し、一層の支援の充実に取り組む予定としております。

校内での支援は、教職員や友人とのコミュニケーションが取りやすく、状況が改善すれば一部教室で授業を受けることもできるなどの利点があります。

今後も、不登校傾向の児童生徒が校内においても適切な環境で学習や生活ができるよう、効果的な支援体制の整備に努めてまいります。

○安田厚生議員　県で行われている校内教育支援センターのメリット・デメリットを検証し、児童に見合った対応をしていただきますようお

願いいたします。

子供の貧困率は、ひとり親家庭に限ると、半数近くが貧困に陥っているという厳しい現実があります。

また、困窮世帯の小中学生のうち、学校が楽しくないと感じる子供が28％に上りました。このうち、大半の子供が生活が苦しいと感じたり過去に感じたりした経験があると回答、子供貧困対策に取り組む公益財団法人あすのばの調査で分かりました。

県では、子供の貧困の実態についてどのように把握しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　貧困状態にある子供のうち、生活保護世帯の子供につきましては、福祉事務所のケースワーカーが、就学援助を受けております児童生徒については、学校や教育委員会において現状把握に努めております。

また、市町村で子育て家庭等の相談に当たっておりますこども家庭センターや、近年、民間団体で取組が広がっております子ども食堂や子ども宅食等の活動から得られる情報も、関係者間で共有を図っております。

○安田厚生議員　子供の貧困問題は、当事者である子供たちだけでなく、社会全体に影響を与えております。県として様々な取組を進めているところでありますが、現状の支援の中で、多くの子供たちが貧困状態にあります。

子供の貧困の解消に向けて、どのような取組をしているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　子供の貧困の根底には、親が経済的な問題を抱えている場合が多く、親を含めた貧困の連鎖を断ち切る取組が必要となります。

そのため県では、子供の就学援助、無料の学習機会の提供、子ども食堂や子ども宅食の支援に取り組んでおります。

それらと併せ、収入の少ない世帯に対しまして、生活保護や児童扶養手当による経済的支援や、自立促進のための就労支援などにより、親の経済的自立を促進いたしまして、生活の安定を図る取組も進めております。

○安田厚生議員　ありがとうございます。県内の子ども食堂については93か所、フードバンク37か所で活動していると聞いております。大変ありがたい話だなと思っているところであります。子供たちが安心して利用できる地域の居場所を確保することや、物価高騰等の影響を受けている生活困窮世帯を支援し、子ども食堂や学習支援などの子供たちの居場所づくりを進めていただきたいと考えているところであります。

次に、救急車について質問させていただきます。

けがや病気、野球大会で熱中症を発症したとき、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど、判断に迷うことがあります。そんなときに専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口が、救急安心センター事業（＃7119）です。

「＃7119」は、原則24時間365日電話相談できる窓口であり、医師、看護師、相談員がお話を伺い、病気やけがの症状を把握して、救急車を呼んだほうがいいのか、急いで病院を受診したほうがいいのか、受診できる医療機関などを案内します。救急車の出動件数の伸びが抑えられ、救急搬送者に占める軽傷の割合が低下し、適正利用が促進されます。

本県では、全国版救急受診アプリ「Ｑ助」の活用や県北救急医療ダイヤルがありますが、平日は24時間対応ではないようであります。

消防庁では「＃7119」の全国普及を進めていますが、救急安心センター事業（＃7119）の導入について、県の考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　医療機関を受診する緊急性や救急車を呼ぶ必要性などに医師や看護師等が電話で相談に応じる、いわゆる「＃7119」は、救急車の適正利用や相談者の不安解消などにつながるものと認識しております。

「＃7119」の導入に当たっては、必要性や費用負担の在り方等について、県や各市町村間での合意形成を図る必要があるため、県では、他県の状況等を情報収集するとともに、今年度、各消防本部との意見交換や、国及び導入済みの県の担当者を招いた研修会を行ったところであります。

本県の救急出動件数は増加傾向にあることから、地域の限られた救急の機能を有効に活用できるよう、引き続き、関係機関の意見を踏まえながら検討を進めてまいります。

○安田厚生議員　「＃7119」は、不要不急の搬送を減らす効果が期待され、今年度から時間外労働の上限規制が適用される医師の働き方改革にもつながると思います。入郷地域など常備消防がない地域でも使用できますので、どうぞよろしくお願いいたします。前向きに御検討いただきたいと思います。

昭和54年に開催されました第34回国民体育大会は、テーマを「日本のふるさと宮崎国体」と名づけ、「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」をスローガンに、県民総参加による手作りの国体でありました。

私は当時10歳で開会式に参加させていただきました。あまり覚えていませんけれども、迷子になりまして、不安な気持ちで開会式を見守った覚えがあります。その後はしっかりと叱られたことをよく覚えています。

大会での宮崎県勢の活躍はすばらしく、念願の天皇杯を獲得いたしました。３年後には本県での開催が決まり、天皇杯の獲得に向け、選手の強化を進めることが必要であります。国スポの主力となるターゲットエイジの全国大会の参加や、トップアスリートから本物を学ぶ取組などが必要と考えております。

そこで、宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた競技力向上について、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　今年の佐賀国スポでは、男女総合得点で争う天皇杯順位の目標を20位と定め、取り組んでまいりましたが、団体競技の不振等もあり、結果は32位と昨年から順位を５つ下げる結果となったところであります。

昨年の鹿児島国体では、鹿児島が東京に次いで２位、今年の佐賀国スポも東京に次いで佐賀が２位ということで、全国知事会で顔を合わせるたびに様々な知事と意見交換を行いますが、東京に人・物・金の一極集中が話題となっておりますけれども、スポーツの競技力という面でも、東京への集中の度合いがとても強くなっているのではないかと言われております。

さらに、佐賀県の知事は「夏の大会までにかなり差がつけられていて、秋で追い越そうとしてもなかなか難しかった」と、そういう情報収集もしているところであります。

今回の結果を受けまして、本県としても詳細な分析を進めるとともに、競技団体と対策会議

を行い、強化計画の再検討に取り組んでいるところであります。今後は、宮崎国スポで少年種別の主力となるターゲットエイジの強化や、ふるさと選手の活用などをより推進し、全ての正式競技において、競技力の底上げを図る必要があると感じたところであります。

先日、レスリングのターゲットエイジ強化プログラムの練習風景を視察し、激励してきたところでありますが、レスリング協会がパリオリンピックの金メダリストを招いて、中高生に指導を行ってもらいましたが、関係者の話によると、教え方がとてもうまいということでありまして、各競技団体の努力により、いろいろできる余地、伸ばす余地というものがあると感じたところであります。

前回の宮崎国体での天皇杯獲得が県民に大きな感動を与え、現在の「スポーツランドみやざき」の礎となったところであります。宮崎国スポに向けた競技力向上を進めていくことは、「スポーツランドみやざき」の次なるステージを目指していこうという本県にとりまして、大変重要な課題であると考えております。

今後とも、２度目の天皇杯獲得という高い目標に向けまして、官民一体となって全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員　本県選手には、より一層の活躍を期待しているところであります。

今年の夏、門川中学校の３年生が男女とも400メートルリレーで全国大会に出場されました。結果はどうであれ、教育長には大変お世話になりました。ありがとうございました。

次に、農林水産業についてお伺いいたします。

宮崎県で10月21日から23日にかけて、発達した低気圧に湿った空気が流れ込んだ影響で、線状降水帯も発生し、大雨に見舞われました。この大雨の影響で、農地の浸水やハウスが倒壊する被害が出ました。門川町では、大雨により近くを流れる川が氾濫し、農業用ハウスに被害が出ていました。

今年10月21日からの大雨による被害農家への対応状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　気象災害が激甚化する中で、農業者が安心して営農するためには、農業共済などのセーフティーネットを活用するとともに、関係機関が連携し、営農再開を支援していくことが重要であります。

今回の大雨により被災した農業者においては、今年の作付を縮小するなど、営農に大きな影響が生じていることから、県では、経営の早期再建を支援するため、災害資金を速やかに適用したところです。

また、農業改良普及センターは、ＪＡや市町村等と連携し、農業者の意向に応じた技術指導や資金相談など、栽培面や経営面できめ細かに対応しております。

今後も、安心して営農できるよう、農業者に寄り添って継続して支援してまいります。

○安田厚生議員　今回の災害では、ミニトマトが収穫時期を迎えていましたが、水に浸かって出荷ができなくなったものも多く、農業用ハウスの暖房設備などを含めると、約8,000万円の損失が出たと伺っております。経済的な生活の問題や、雇用している方の生活の問題など、大変な状況が続いています。離農者を出さないためにも、引き続き被災した農家への希望と意欲を引き出す対策をお願いいたします。

林業立村を掲げる諸塚村において、九州で初めて、また、村全体の取組として日本で初め

て、平成16年にＦＳＣ森林認証を取得しています。また、その認証林から切り出された木材を加工流通させるため、耳川広域森林組合の諸塚加工センターがＣｏＣ認証を取得し、ＦＳＣ認証材として製品を出荷しております。

そうした中、大きな経営判断の中で、現在、耳川広域森林組合の諸塚村を含む３つの加工センターが休止となっているところでございます。今後、閉鎖されることになれば、森林認証は継続されるものの、せっかくの認証材が製材品として流通することができなくなると聞いております。

そこで、耳川広域森林組合の諸塚加工センターの現状について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　耳川広域森林組合においては、近年の製材品の販売不振による赤字の累積や、施設の老朽化等を踏まえ、10月末をもって、諸塚加工センターを含む３つの加工施設の稼働を休止している状況にあります。

このような状況を受けて、諸塚村では役場が中心となり、耳川広域森林組合と県で構成される「諸塚木材加工センターあり方検討会」が設置されたところであります。

この検討会では、これまで３回にわたり、ＦＳＣ認証の製材品出荷の維持はもとより、地域の雇用の場の確保など、あらゆる可能性について多角的に検討されているところであり、県としましては、今後とも、このような機会を通して必要な助言を行ってまいります。

○安田厚生議員　諸塚村は、林業立村の地として、地球に優しい森林づくりの取組が国際的にも認められ、森林認証の村となりました。この森林認証は諸塚村民の誇りであります。ＦＳＣ認証の製材品をぜひ残してほしいなという思いがあるところであります。

そのような中、おが粉を販売する業者より、畜舎用に使うおが粉の価格が高騰しているので困っていると相談を受けました。また、畜産農家に話を聞きますと、敷料となるおが粉や飼料が高騰している状況のようです。

近年、木質バイオマス発電所の燃料用としての需要拡大や、製材工場における木材加工の減少等により、地域によっては、おが粉不足や価格の上昇が見られています。畜舎内の衛生条件の改善に必要不可欠な、非常に重要な敷料であります。

木材加工の副産物であるおが粉は、美郷町北郷区の加工センターで、耳川森林組合管内の農家に向けて販売することが決まりましたが、一部の地域では、おが粉不足の影響により、おが粉の価格が上昇していると聞いております。県はどのように対応しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　おが粉は、家畜の保温やふん尿の吸着のために敷料として活用されるなど、畜産経営を行う上で重要な資材であります。

県内では、平成27年におが粉不足により価格が上昇したことから、各農林振興局、西臼杵支庁において、定期的におが粉の需給状況等の実態把握を行うとともに、畜産農家を対象とした相談窓口を設置し、入手方法等に関する情報提供などを行っております。

また、敷料の安定確保とコスト削減を図るため、おが粉に粉砕したもみ殻を混ぜた敷料の活用について、民間企業や畜産農家の協力を得て、実証試験を行うこととしております。

引き続き、現場の実情を的確に把握するとと

もに、畜産及び木材産業の関係団体等と連携しながら、畜産農家の支援に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　おが粉は畜産農家の敷料になくてはならないものであります。本県の基幹産業でありますし、また、江藤農林水産大臣も気にかけておられましたので、温かい御支援をお願いいたします。

以前、県では、住宅等における県産材の利用拡大を図るため、一般住宅の木材に係る経費の一部補助を行っていたと聞いております。県産材を積極的に利用した施設の木質化や製品の導入を行う工務店や、木造建築物を建築する場合に、その経費の一部支援を行い、木のよさの普及と県産材の需要拡大を図ることが必要と、緒嶋先生がおっしゃっておりました。

木材の出口対策として、県産材住宅の建設促進に向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　県では、県産材住宅の購入を後押しするため、今年度から、民間主催の住宅フェアに県産材住宅のＰＲブースを出展するとともに、木造マイスターによる相談窓口を設置し、本県の気候風土に合い、炭素貯蔵に貢献できるなどの県産材住宅の魅力を伝える取組を行っております。

また、県産材を積極的に活用する工務店に対し、住宅の完成見学会やＰＲ活動の経費を支援するとともに、使用する木材の７割以上が県産材の住宅を供給するなど、一定の要件を満たす工務店を県が認定し、ホームページで紹介する取組などを進めております。

さらに、県の建築業協会及び建築士会と、県産材住宅の建設促進に向けた協定を締結するなど、官民一体となった取組も進めているところであります。

○安田厚生議員　緒嶋先生にもしっかり私のほうから伝えたいと思います。うまく伝わるかはよく分かりませんが、伝えられると思います。

最近、物価高騰がいろいろなところで問題となっています。住宅業界も例外ではないようであります。新築の価格が以前より高くなり、建てられないと伺いました。ぜひ木材利用促進を要望いたします。

森林・林業活性化促進議員連盟で、森林とのつながりを親子で体験できる「ぎふ木育」の推進拠点、ぎふ木遊館を調査いたしました。

「いつでも、だれでも、木育を」をキャッチフレーズに、多くの皆様が身近に「ぎふ木育」を体験することができる拠点として、県内各地の児童館や図書館、子育て支援センター等に、岐阜の木のおもちゃを備えた「ぎふ木育ひろば」の設置を進め、現在、105施設が認定され、親子が気軽に木に触れ親しむことができる癒やしの空間が演出されています。このような木育を浸透させ、森林を守って生かす人づくりに取り組むことが大事だと感じました。

そこで、木育の推進に向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　県では、「みやざき木づかい県民会議」を中心に木育を推進しており、先進県である岐阜県から講師を招き、幼児向け木育プログラムの開発や、その普及・推進を担う木育マイスター３名の養成などを行ってきたところです。

このうち、木育プログラムは、モデルとなる幼稚園等に木育マイスターを派遣し、木材を磨いたり削ったりする作業などを、園児の成長に合わせ、段階的に行うことを通じて、「自然、人、モノのつながり」を感じながら、木や森の

大切さを学ぶ内容となっております。

また、継続的な取組となるよう、保育士を対象とした木育リーダー研修や、木育リーダーの活動を地域として支援するサポーターの養成も行っており、今後とも、このような体制を生かして木育を推進してまいります。

○安田厚生議員　木育は、年齢を問わず、誰にとっても必要な取組です。暮らしの中に木のぬくもりを増やしていくきっかけになってほしいと思います。

台風第10号は、宮崎県内各地に大きな爪痕を残しました。山からの流木が海岸を覆うように広がる様子が県内各地で見られました。門川町の向ヶ浜では、大量の流木が漂着し、残されたままです。これまで地域の方がボランティア活動で整備されてきましたが、高齢化が進み、整備ができなくなり、そのままになっています。

そこで、漁港区域における流木の状況と対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　県内の漁港及び漁港に隣接する海岸を含む漁港区域においては、台風や豪雨のたびに大量の流木が漂着しております。

これらの流木は、漁船の航行に支障を生じさせるとともに、養殖施設を損傷させ、養殖業に多大な被害を与えるほか、海岸に漂着した流木を放置すると、再流出による漁業へのさらなる被害が懸念されます。

このため県では、漁業者や地域住民の協力を得ながら、規模等に応じて、国の補助事業や県単の災害復旧事業により、流木の回収・処分を行っているところです。

○安田厚生議員　この頃、山肌が崩れるなどして大量に発生した流木の被害が大変多くなってきていると感じているところであります。山肌が崩れる大きな原因は、森林の保水力を大幅に上回る雨が降ったことであります。森林が放置されて木々の成長が弱まると、土砂災害等のリスクが高まります。森林を整備することは、災害対策の面でも大切なことです。

そこで、伐採事業者が行う主伐時における集材路の開設について、どのような指導を行っているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　集材路は、木材の伐採や搬出を効率的に行うため、林業機械等が一時的に走行するためのものであり、開設に当たっては、林地の保全や原状回復が早く進むよう配慮することが大変重要であります。

このため県では、伐採事業者に対し、急傾斜地を避けることや適切な排水処理、伐採終了後の埋め戻しを行うことなどの注意事項をまとめたガイドラインを作成し、市町村と連携した伐採パトロールなどを通じて、その遵守を指導しております。

特に、昨年度からは、県内３か所で研修会を開催し、これまでに300名以上の伐採事業者に周知・徹底しているところであり、引き続き、適切な集材路の開設に向けた指導を行ってまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。流木が流出し、各地で流木による漁業被害をもたらしているところもありますので、今後、流木被害軽減に向けた森林づくりの推進をしていただきたいと思っております。

次に、水産業についてお伺いいたします。

全国で漁業従事者の減少が急激に進んでいます。県では、過去５年間で漁業経営体数は138、漁業就業者数は206人減少しております。魚価の低迷や燃油価格の高止まり、水産物の消費量の減少や魚離れが進むなど、漁業経営は厳しい状

況にあります。

本県では、漁業就業者が減少する中で、生産力や漁村機能の低下が懸念されるが、今後、県はどのような水産業を目指していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　漁業就業者の減少が続く中で、国民に多様な水産物を提供し、漁村の暮らしを支える水産業の成長産業化を図るため、第六次水産業・漁村振興長期計画に基づき、生産力の向上や漁村の基盤強化を図ることが重要であると考えております。

このため県では、生産力の向上を図るため、未利用漁場の開拓や、魚礁の整備による漁場づくりといった生産環境の充実に加え、操業支援アプリによる漁海況情報の提供などのスマート化の取組も進めております。

また、漁村の基盤強化を図るため、漁港施設の強靱化や、漁業者や漁村を支える漁協の経営基盤の強化、漁村地域の魅力を創出する海業の取組を進めております。

この海業に関していいますと、安田議員に案内をいただいて、私も訪れました庵川のフィッシャーマンズフェスは、とてもいいイベントだと思いました。幾つかバーベキューのブースがあって、そこで取ってきた魚を目の前で焼いて、訪問した方が漁業者の話を聞きながら食べることができる。漁業者にとっても、いろんな刺激であったり、やりがいにもつながりますし、訪れた方にとっても、魚介類であったり、漁村のファンにもつながる、そういったイベントであったと考えております。

現在、令和８年度にスタートする後期計画の策定を進める中で、これまでの取組の検証や、漁業や漁村の実態を踏まえた対策の検討を行っております。これらの取組を通じて、持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村の実現を目指してまいります。

○安田厚生議員　知事も参加されておりました。漁業者が自ら計画してイベントを開催するということで、私も同じように参加させていただきました。

門川の漁師がどのように漁をしているのか知っていただき、そしてまた、イベントに来てくれた人と向かい合わせになって、いろいろサザエとか魚を焼いて食べさせる、そういう企画でありました。なかなかいい企画だなと思っているところであります。ああいうイベントを通じて漁師の仕事に興味を持っていただくと、うれしいなと思っているところであります。若い者が増えると、なおさらいいなと思っているところであります。

県は、第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画では、新規就業者60人を目標に掲げています。漁船や漁具の更新などを支援し、生産性、収益性を向上させる方策を打ち出し、漁業者を離職させない環境を整えたいと考えています。

県は新規漁業就業者の確保・育成にどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　持続的に成長する水産業を実現していくためには、新規就業者を確保・育成していくことが大変重要であります。

このため県では、各地域における新規就業者の受入れ体制づくりの支援や、経営開始時に必要な資金の給付を行うとともに、宮崎県漁村活性化推進機構が行う就業希望者の掘り起こしや漁業体験研修の取組を支援しております。

また、県立高等水産研修所において、漁業技術の習得や海技士の資格取得など、即戦力とな

る漁業者の育成を行っております。

今後は、水産試験場との組織統合による教育機能の強化を図るなど、水産業を取り巻く情勢等の急速な変化に適応できる多様な人材を確保・育成してまいります。

○安田厚生議員　新規就業者の確保は喫緊の課題だと感じておりますので、その対策をぜひよろしくお願いいたします。

次に、災害対策についてお伺いいたします。

８月８日の午後４時43分頃、宮崎県日向灘を震源とする地震により、宮崎県日南市において、最大震度６弱の揺れが発生いたしました。

この地震に伴い、１メートル程度の津波注意報が発表され、多くの県民が避難し、海に面した門川町では、多くの住民が高台に避難いたしました。高台にある門川町役場に避難する車で渋滞も発生したところであります。

また、ＪＲが地震のため緊急停車し、踏切の遮断機が下がり、避難したいのに避難できない状態が続いたところもあったようです。このような際に、どのように対処していいか分からない、線路を横断して避難していいのか、また遮断機をどうやって上げればいいのかという問合せがございました。

北海道では、津波発生時に線路を横断して住民が避難できる仕組みづくりに、ＪＲ北海道と動き出しました。津波からの避難について、踏切以外の場所での線路の横断を条件付で認める方針を明らかにしました。

鉄道営業法では、鉄道地内にみだりに立ち入る行為に罰則を設けているが、北海道の太平洋側では、津波から避難する際、線路を越えて浸水する地域があり、沿岸住民から横断の許可を求める声が上がっていました。

本県も災害時に避難所までのルートが遮断される可能性があるが、避難経路を確認することの重要性について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　災害時に安全で迅速な避難をするには、日頃からの備えとして、ハザードマップ等を活用し、自宅等の災害リスクや避難先の検討、避難経路の確認などをしておくことが大変重要であります。

特に、避難経路については、なるべく線路をまたがないルートや、ブロック塀の倒壊や浸水等により道路が遮断される可能性があることも考慮し、複数ルートの検討が望ましいとされております。

また、避難の実効性を確保するため、地域や学校での防災活動で、想定した避難場所や避難経路を使って、実践的な避難訓練を行うことも重要であります。

安全で迅速な避難は、命を守る最も大切な行動ですので、今後とも、市町村と連携しながら、その啓発等に努めてまいります。

○安田厚生議員　県民の命に関わる非常に大きな問題であります。各自治体としっかりと話合いを進めて、今回、ＪＲの踏切や線路の在り方など、新たな問題点への対策をお願いいたします。災害時の踏切について、周知を図っていただきたいと思っております。

先月、延岡・日向・門川の防災研修会が延岡看護専門学校で開催されました。異業種間の連携強化により、災害対応力の向上を図るのが目的であります。各市町村議員や医師をはじめ、消防本部、行政など、様々な業種の方が参加されました。そこで、県北医療体制の問題点や災害時の拠点病院の役割をテーマに講演していただきました。

災害や不測の事態が生じたときには、迅速か

つ的確な対応が求められていますが、災害発生時の混乱を最小限に抑えるためには、平時から危機管理体制を構築し、万が一に備えることが必要であるということでありました。そのためにも、災害医療のことを考えると、県立延岡病院に看護師60名の増員が必要なことや、病院内に「危機管理科」の創設が必要であるということが分かりました。

災害時における県立延岡病院の体制及び今後の取組について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君）　県立３病院は、災害発生時に被災地内の傷病者の受入れ等を行う災害拠点病院であり、24時間緊急対応できる体制を整えておく必要があります。

延岡病院では、災害時に迅速に対応できるよう、毎年、県の総合防災訓練への参加はもとより、独自に様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、実際の災害発生時には、県の体制に応じて、院内に災害対策本部などの組織を立ち上げ、ＤＭＡＴを中心に、県や圏域内の医療機関などと連携し、災害医療を行っています。

今後とも、県、市町村、医師会、他の災害拠点病院や医療機関、消防機関等との各種訓練等を通じて、顔の見える関係を構築し、災害医療体制のさらなる充実につなげてまいります。

○安田厚生議員　この研修を通じて、事前にそれぞれの課題を知り、官民を問わず垣根を越えたネットワークづくりが必要と感じました。

看護師60名はちょっと行き過ぎかもしれませんが、危機管理科の創設については、ぜひ議論していただきたいと思います。県民の命を守っているのは県立延岡病院だということをしっかりと分かっていただくためにも、よろしくお願い申し上げます。今後もこのような研修会を重ねていくということでありますので、私も参加したいと考えているところであります。

全国にある上下水道の緊急点検結果が公表されました。特に、避難所や災害拠点病院などの重要な施設のうち、接続する水道・下水道管路の両方が耐震化されている施設の割合は約15％と明らかになりました。

能登半島では、多くの管路が破損し、現在も自宅のトイレやお風呂が使えない方も多いと伺っております。水の重要性を痛感したところであります。

そこで、国の緊急点検における本県の重要施設の耐震化率の状況と、それを踏まえた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　本県におきまして、耐震化されております管路が接続している避難所や病院などの重要施設の割合は約18％となっております。

今回の緊急点検によりまして、重要施設等の耐震化が十分でないことが確認され、国は、令和７年１月までに、重要施設に接続する管路の耐震化等を計画的・重点的に進める上下水道耐震化計画を策定するよう水道事業者に要請しております。

避難所や病院などは、災害時でも水の使用が不可欠でありまして、早急な整備が求められておりますので、県といたしましても、水道事業者が行う計画策定に対し、必要な助言や指導を行ってまいります。

○安田厚生議員　避難所や災害拠点病院など、重要な施設の水道管路の耐震化をお願いしたいと思います。

近年、豪雨や地震など自然災害が相次いでいます。本県も昔から数多くの自然災害に見舞わ

れてきました。被災地域では、先人が犠牲者の慰霊や災害を繰り返さないことを願い、自然災害伝承碑が造られてきました。過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切に伝えるとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指しています。

自然災害伝承碑を把握し、活用すべきだと思いますが、県の考えを危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　自然災害伝承碑は、地域で起こり得る災害についての貴重な情報を伝えており、学校での防災教育や地域での防災活動等に活用できる有意義なものと考えております。

全国の自然災害伝承碑につきましては、国土地理院が登録制度を設け、ホームページで公開していますが、県内では、えびの地震記念碑など13基が登録されております。

県では、昨年度実施した「親子で学ぶ津波学習バスツアー」で、宮崎市の外所地震供養碑を訪れるなど、災害を学ぶための教材として活用しております。

今後、県ホームページ等での紹介や、市町村に対し登録制度の周知を行うなど、自然災害伝承碑についての取組をさらに進め、防災意識の向上を図ってまいります。

○安田厚生議員　こうした災害伝承碑は、あまり知られていないのが実情であります。ぜひ教育分野でも学習していただきたいと思います。教育長、よろしくお願い申し上げます。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濵砂　守議長　以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時42分散会

11月29日（金）

令和６年11月29日（金曜日）

午前10時０分開議

出席議員（38名）

２番	渡辺正剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
３番	永山敏郎	(県民連合立憲)
４番	工藤隆久	(公明党宮崎県議団)
５番	荒神稔	(宮崎県議会自由民主党)
６番	福田新一	(同)
７番	本田利弘	(同)
８番	山内いっとく	(同)
９番	山口俊樹	(同)
10番	下沖篤史	(同)
11番	齊藤了介	(同)
12番	黒岩保雄	(同)
13番	濵砂守	(同)
14番	脇谷のりこ	(親和会)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	山内佳菜子	(同)
17番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
18番	坂本康郎	(同)
19番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日高博之	(同)
21番	後藤哲朗	(同)
22番	佐藤雅洋	(同)
23番	日髙陽一	(同)
24番	安田厚生	(同)
25番	内田理佐	(同)
26番	川添博	(同)
27番	図師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山下寿	(同)
34番	外山衛	(同)
35番	武田浩一	(同)
36番	丸山裕次郎	(同)
37番	中野一則	(同)
38番	山下博三	(同)
39番	野﨑幸士	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	青野奈月

◎　一般質問

○濵砂　守議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。今日は寒い中、皆様、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。そして、ネットで御覧いただいている皆様方もありがとうございます。脇谷のりこでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年は、南海トラフと思うような大地震に始まり、台風、竜巻、突風、そして線状降水帯の発生など、災害の多い年でした。10月21日から23日にかけての豪雨による被害でお亡くなりになった方には心からお悔やみ申し上げます。

さて今、ちまたでは103万円の壁が話題になっています。基礎控除額が上がるので、もっと働けると喜ばれる一方で、地方自治体は減収による懸念が広がっています。

先日の坂口議員の質問で宮崎県の減収額が出ましたが、過去にも国が地方の減収分を補塡した経緯から、今回も国債で補うだろうと言われる国会議員もおれば、国も減収になるから地方への補塡などできないだろうと言われる国会議員もおります。そうなったら地方は大変困ります。

国と地方の関係は、国が地方を支配監督するという主従の関係ではなく、対等で協力する関係です。しかしながら、国民の租税総額は国税のほうが多く、税収割合は国が６割、地方が４割、一方で歳出は地方のほうが多く、国が４割、地方が６割に逆転してしまっています。地方の財源不足を補うために、地方交付税など国から地方への財源移転が行われるわけですが、それがまるでお上からいただくような上下関係になっているのはおかしなことです。

また、東京一極集中による地域間での税源の偏在も懸念材料です。地方に住む私たちが子供を産むからこそ、日本全体の昨年の合計特殊出生率が何とか1.2になっているのです。東京は0.99、宮崎県は沖縄に次いで同率２位の1.49。

私たち地方の母親は、子供を産んで働きながら一生懸命育て、高校を卒業した後、都会の大学に進学した子供たちのために、地方から仕送りをしているのに、子供が都会で就職して納めた税金が、国や都会のために使われるのは不公平です。地方から生まれた子供たちが国に納める税金は、地方に還元されるべきです。それが当然のことです。

国も都会も地方も対等であれば、国と地方間の税財源の配分の在り方を見直し、また地方法人課税の偏在是正をすることが必要だと思っています。地方の住民サービスが削られることのないよう、今後も国からの交付金をしっかりと獲得していただくよう強く要望いたします。

補正予算は拡充されるようですが、令和７年度の当初予算も当然国から配分してもらって、重点施策に予算をつけていただきたいと思います。

宮崎県の令和７年度当初予算編成方針の重点施策の推進方針の柱に、若者・女性を重視した人口減少対策の強化を挙げられています。日本一挑戦プロジェクトの一つに「子ども・若者」がありますから、特に若者・女性を重視した施策にされた知事の思いをお聞かせください。

続いて、2023年の他の都道府県から宮崎県へ

の転入及び転出者数を見てみますと、転入が総数１万8,843人、転出は１万9,954人で、1,111人の転出超過になっています。東京は６万8,000人余の転入超過、神奈川が２万8,000人余、埼玉が２万4,000人余の転入超過です。エリア別に見ると、東京圏だけが12万6,000人の転入超過で、名古屋圏も大阪圏も若干の転出超過になっているということは、ほぼ東京圏に集まっているということです。宮崎の若者や女性が東京圏へと転出していくことを考えると、人口減少対策には、やはりＵＩＪターンに力を入れるのが重要だと考えます。

都会の大学に行った若者が、人間関係が希薄で他者に無関心な都会の空気になじめず、心を病んでしまうというケースが少なからずあります。宮崎は、人のよさ、おもてなしのよさが県外の方から褒められる県民性ですから、特に都会に出て行った男性は、宮崎の優しさがやっぱりいいという気持ちを持つのではないでしょうか。女性は、古い習慣から逃げたい、自分に合った仕事をしたいという気持ちからなのか、Ｕターンされる方は少ないんですが、宮崎のよさを再発見してもらうと帰りたいという気持ちになるかもしれません。また、都会から御夫婦で移住されて、宮崎のよさを実感されている方もおります。

地方といえば、自然豊かなところを思い浮かべますが、自然は心の癒やしです。土に触れることでリラックス効果が得られ、ストレスが軽減されるという調査結果もあります。そして食です。おいしいものを食べると、みんな幸せになります。自然と食、そこに農業という仕事があります。どの地方にも自然があることには変わりはないのですが、何といっても宮崎県の農業は違います。

政府統計データで地域の産業・雇用創造チャートを見ると、宮崎県は農林水産業で稼ぐ力が強いという結果が出ています。また、別のデータによると、宮崎県の農業の稼ぐ力は全国ランキング１位になっています。農業は、自分次第でスマートに、かっこよく、魅力的に稼ぐことができる職業だと思いますから、若者や女性に、宮崎で農業をすることを豊かな生活の選択肢として選んでもらうことを期待しています。

宮崎県の基幹産業である農業に若者や女性を呼び込むには、農業の稼ぐ力が必要だと考えますが、知事のお考えをお聞きします。

以上２点お伺いし、その後は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。お答えします。

まず、若者・女性を重視した対策強化についてであります。

私は就任以来、少子化・人口減少を県政の最重要課題として、様々な対策を講じてまいりましたが、近年、出生数・出生率の低下が顕著となるなど、少子化に歯止めがかからない状況に強い危機感を抱いております。

このため、来年度の重点施策の推進方針においては、人口減少対策のさらなる強化を図るため、新たな方向性として、若者・女性を重視した社会減対策の充実・強化を掲げ、現在、取り組んでおります出会い・結婚や子育て支援など、自然減対策と一体となって、若者・女性の県内定着を促進する環境づくりに、さらに力を入れることとしたところであります。

現在、全庁を挙げて、来年度予算に向けた事業の構築を進めているところであります。魅力ある雇用の創出や快適な職場環境の整備、多様

な働き方の推進、さらには男女共同参画に向けた意識の醸成など、これまで以上に取組を強化し、就職やＵターン等を通じて、若者・女性が地元で学び、暮らし、働き、生き生きと活躍できる宮崎づくりを全力で進めてまいります。

次に、農業の稼ぐ力についてであります。

若者・女性を重視した取組を強化する中、本県の基幹産業である農業に若者や女性を呼び込むには、攻めの姿勢で農業のさらなる成長産業化を推進し、農業の稼ぐ力を高めていくことが重要であると考えております。

このため県では、ＡＩやデジタル、ロボット等を駆使したスマート農業の実装による生産性の向上をはじめ、産地での加工や農商工連携の推進等による農畜産物の高付加価値化、輸出先のニーズに対応した産地づくりや新規市場の開拓等による輸出拡大など、稼げる農業への転換に向け、果敢に挑戦しているところであります。

私としましては、これら農業の稼ぐ力の強化をこれまで以上に進め、職業としての農業の魅力を高めることで、次の時代を担う若者や女性を農業に呼び込み、将来にわたって「持続可能な魅力あるみやざき農業」を実現してまいります。

なお、議員から御指摘がありました、国と地方における財源配分の課題、対等協力の中で財政調整を行う必要性、さらには地域間における税源偏在の課題は、今、地方が直面している極めて重要な課題だと認識しておりまして、宮崎県知事として、また、全国知事会の地方税財政常任委員長として、しっかり取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員　ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、災害対策についてお伺いします。

８月末の竜巻と見られる突風では、宮崎市内各地で被害が出て、佐土原町にある私の母の実家も半壊状態となりました。大正時代からの商家でありましたので、平家の古い建物は瓦が飛んで、屋根には穴が空き、外の水道管も破裂して、住めない状態となりました。改修の場合は宮崎市から補助が出るのですが、解体の場合は全く出ません。周りの方も、年齢を考えると建て替えることもできないと頭を抱えておられました。竜巻のルートに当たったところは壊滅的で、竜巻の恐ろしさをじかに感じた次第です。

日本の竜巻発生地域は、気象庁によると、秋田県、高知県、宮崎県、鹿児島県で多く、主に平野部や海岸線近くの地域では、暖かい湿った空気が海から流れ込むため、大気が不安定になり、特に梅雨前後や台風シーズンに発生することが多いそうです。

それでは、竜巻発生の予測など、情報発信や県民への事前の啓発にどのように取り組んでおられるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　竜巻に関する情報につきましては、気象庁が、竜巻等の発生する可能性が高まった場合や竜巻の目撃情報が得られた場合に、竜巻注意情報を発表し、関係機関や報道機関へ伝達されます。県では、この竜巻注意情報を防災・防犯メールの登録者へ直ちに配信し、注意を呼びかけています。

また、事前の啓発につきましては、県ホームページや防災士出前講座において、竜巻の発生確率を図示した「ナウキャスト」などの竜巻情報の取得方法や窓ガラスの飛散防止対策、竜巻接近時の屋内外での避難行動など、平時からの竜巻への備えについて周知を図っております。

本県では竜巻の発生件数も多いことから、引

き続きこれらの啓発に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員　よろしくお願いします。

宮崎市内の住宅街での竜巻被害は、新築住宅でも悲惨な状況でした。近隣の瓦が飛んできて、窓や外壁を突き破り、ガラスと一緒になって家具や内壁に突き刺さっていました。あの状況でよく人的被害がなかったものだと驚いたものです。今の新築住宅の屋根はスレートのような平らな屋根材になっていますが、私の実家のような古い家は昔の瓦のままですので、簡単に飛ばされてしまうようです。

現在、屋根瓦の強風対策に関する基準はどのようになっているのでしょうか。また、補強工事の補助を行っている市町村があれば教えてください。県土整備部長にお願いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　屋根瓦の強風対策につきましては、令和元年の房総半島台風による被害を受けて、瓦の固定方法に関する基準が強化され、令和４年から原則、全ての瓦をくぎやねじにより固定することが義務づけられました。また、この基準に適合しない屋根瓦の改修につきましては、日向市で令和４年度から、宮崎市で令和５年度から、国の交付金を活用した補助事業が行われております。

○脇谷のりこ議員　ぜひ補助のない市町村もよろしくお願いしたいと思います。

竜巻の威力は、家屋だけでなく、電柱さえもなぎ倒し、電線には網などが引っかかって、さらに切れた電線が垂れ下がっていました。市内の住宅街では電柱が突き刺さった家もあり、緊急で復旧作業に当たっておられました。電気だけでなく、通信インフラは大丈夫かと不安になりましたので、お伺いします。

災害時における県の通信ネットワーク環境について、整備状況を危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　災害時に、国や市町村、関係機関と円滑に連携が図れるよう、確実かつ迅速に通信できる環境を整備することは大変重要であります。

このため県では、市町村や消防本部との通信手段として、主回線となる光ケーブルに加え、バックアップ回線となる防災行政無線を整備し、通信ネットワークの二重化を図っております。

なお、光ケーブルや防災行政無線の回線はループ状になっており、通信経路が途切れた場合でも、逆方向の経路で通信が継続できるよう構築しております。

さらに、現在、これらの地上系の通信ネットワークが被災して使えなくなった場合に備え、電話や映像伝送等による情報共有ができるよう、衛星通信回線の整備を進めているところであります。

○脇谷のりこ議員　今回の竜巻被害に遭われた方の当時の状況ですが、まず台風第10号の１次避難で指定避難所へ行かれ、翌朝、竜巻被害が分かり、被災家屋の状況把握に追われるうちに、数日で１次避難所が閉鎖となり、その後はホテルに２次避難。１週間という期限付でしたので、その間に被災した家の片づけをしながら、住む家の確保に奔走。住めるようにするための家の改修に長期間を要するため、市営住宅に１年間の無料居住が認められました。

このときの被災者の方の要望が、我が家の近くであること、高齢者なので１階が望ましいことなどでありましたので、なかなか要望に添える市営住宅がなかったのですが、佐土原町の方には、すぐ近くの一ツ瀬川をまたいだ新富町の県営住宅を用意してくださり、大変助かりまし

た。これこそ市町村をまたいだ県の役割だと実感いたしました。ありがとうございました。

そして、もう一つ要望が多かったのが、ペットとの同伴避難でした。県内の市町村が設置する指定避難所には、ペット受入れ可能避難所が設置されています。宮崎市内では、全231か所中９か所で75頭分の受入れが可能です。今回は５か所の指定避難所で、16世帯、ペット15頭の同伴避難対応が行われました。ただ、１次避難としては受入れ可能でも、ホテルや公営住宅はペットを同伴させることができません。

災害に備えるため、飼い主は平常時からどのような対策を行ったらよいのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　災害時のペット対策は、飼い主による自助が基本でありまして、日頃から災害に備えることが求められます。

具体的には、ペットと一緒に避難できる避難所を事前に確認しておくとともに、避難所が閉鎖された後を見据えて、ペットホテルや動物病院、親戚や友人宅など、複数の一時預け先を検討しておくことが必要です。また、日頃から、ペットフードの備蓄、離れ離れになってしまったときのためのマイクロチップや迷子札などによる所有者の明示にも心がける必要がございます。

ペットと一緒に避難することは、動物愛護はもとより、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要でありますことから、県では、こうした平常時からのペット対策について、広報や研修等を通じて普及啓発を図っております。

○脇谷のりこ議員　みやざき動物愛護センターのホームページを見てみますと、「災害時に備えたリーフレットの配布と動画について」というお知らせが８月９日に出ていました。動画を見ましたら、よくできているのに、再生回数は500回ほどです。すぐ目につくようにしないと、お知らせの項目で探すのは大変難しいと思います。できましたら、ホームページの一番最初のページに動画を貼り付けるとか、バナーをつくるなどして、災害時のペット対応についての周知をよろしくお願いいたします。

続いて、多死社会を迎えて質問いたします。

令和４年の本県の死亡数及び死亡率は、高齢化等の影響により、死亡数１万6,000人余、死亡率15.4％と、いずれも過去最高になりました。多死社会を迎えて、医療・介護における様々な課題がありますが、まずは、医師などの医療従事者が不足している中山間地域における医療提供体制を維持・確保するためのオンライン診療について、その課題と県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　医療従事者不足などの課題を抱える中山間地域におきまして、オンライン診療は、医療提供体制を補完し、維持するための有効な手段の一つであると考えております。

県では昨年度、美郷町の西郷病院と近隣の診療所や高齢者施設との間で、オンライン診療の実証実験を行いました結果、対面診療の補完になり得るとの評価を得る一方で、患者情報の共有やサービスの導入、維持コストなどに課題も見えてきたところです。

今年度は、西臼杵地域におきまして、通信環境の確認など導入に向けた検証を行いますとともに、公立医療機関への機器整備を支援するなど、引き続き、中山間地域でのオンライン診療の導入促進に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員　ぜひよろしくお願いいたし

ます。

令和７年には、団塊世代の人が全て75歳以上となるため、慢性疾患や複数の疾病を抱える患者が増え、手術だけでなく、その後のリハビリ、また在宅医療・介護が必要となることから、将来の人口構造に対応した医療・介護サービスの提供体制の改革が急務の課題となり、平成26年に医療法が改正されました。その主な内容が、病床機能報告制度と地域医療構想の策定です。

病床機能報告制度とは、一般・療養病床を持つ病院・診療所が、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の４つの機能から果たす機能を１つ選んで、病棟単位で都道府県に報告する制度です。都道府県は、それを基に、地域の医療提供体制の将来あるべき姿を提示した地域医療構想を医療計画において策定します。

宮崎県では平成28年に策定し、令和７年を目標として、医療需要と病床数の必要量を算出しています。それによると、医療需要における病床数の必要量の見込みは、県全体として、急性期が約30％、回復期が約36％、慢性期が約24％となっているのですが、令和４年度の病床機能報告によると、急性期が約50％、回復期が16％、慢性期が約23％と、急性期が過剰で、回復期が大きく不足している結果になっています。二次医療圏と同じ７つの構想区域全てが急性期の大幅過剰の状態です。

現在はどうなっているのでしょうか。地域医療構想の進捗状況と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　地域医療構想につきましては、平成28年10月に策定して以降、各地域の調整会議において、地域の実情に応じました病床機能の分化・連携に向けての議論を進めてまいりました。

その結果、構想に掲げた2025年における病床数の必要量に少しずつ近づいてきてはおりますものの、依然として急性期病床が過剰で、回復期病床が不足している状況にございます。

県といたしましては、それぞれの地域におきまして、急性期から回復期への病床転換など、将来の医療需要を見据えました病床機能の分化・連携がさらに進みますように、引き続き、施設整備費用の補助や、地域医療構想アドバイザーを活用した議論の促進などに取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員　65歳以上の高齢者人口は、令和７年頃にピークを迎え、その後、減少に転じると推計されていますので、このままだと急性期の医療資源が適切に活用されず、患者のケアの質や医療システムの効率性が低下します。また、医療費の増加や医療従事者の負担増加なども考えられます。国からの財政支援がありますから、県としても、将来を見据えた医療提供体制の構築を図っていただきますよう、よろしくお願いします。

続いて、介護についてですが、まずは、介護人材不足の状況と人材確保のための県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　本県の介護職員数は、令和４年度で２万2,101人でありまして、令和３年度から371人増え、増加傾向にあります。

一方で、今年３月に策定しました高齢者保健福祉計画における将来推計では、令和８年度に約2,600人の人材不足が見込まれておりまして、介護人材確保にさらに取り組む必要がございます。

このため県では、「参入促進」「労働環境・

処遇の改善」及び「資質の向上」の３つの視点から、福祉系高校と連携した小中学生に対する介護の魅力発信交流事業の実施や介護ロボット・ＩＣＴの導入支援、介護職員のキャリアに応じたスキルアップ研修などに取り組んでいるところであります。

○脇谷のりこ議員　実はうちの娘は介護士なんですが、いつも腰が痛いと言っており、先日は寝込んでしまいました。150センチの小柄な体格なので、大柄な高齢男性を抱えて入浴介助をすることがとてもつらいから、もう辞めたいと言っています。人材不足の中、せっかくの介護従事者が腰痛で体を壊しては元も子もありません。

大分県では、ノーリフティングケアを推奨されているそうです。ノーリフティングケアとは、利用者さんを人の力で持ち上げたり抱きかかえたりせずに行うケアのことです。

宮崎県では、介護ロボットの導入支援を積極的にやっているので、介護事業者さんからも喜ばれているのですが、事業者さんが導入されるのは、ほとんどが見守りセンサーなどが中心だそうで、ノーリフティングケアのための介護ロボットや福祉用具は、あまり導入されないそうです。高価であることと、機器を使うと時間がかかるからというのが理由だそうですが、大分県のハローワークでは、介護職を検討されている方には、ノーリフティングケアを進めている事業者しか紹介しないのだそうです。つまりノーリフティングケアをしていない事業者は選ばれないということです。

介護事業者の離職防止や人材確保のためには、腰痛防止のためのノーリフティングケアなど、職員の負担軽減を含めた介護現場の生産性向上を進めることが必要と考えますが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　県では、介護現場における職員の身体的負担の軽減や業務効率化を通じて生産性向上を図るため、介護ロボットを導入する事業所に対しまして、費用の一部を助成するなどの支援を行っております。

この事業は、利用者がベッドから車椅子への移動を支援するリフトなども対象にしておりまして、抱えない介護でありますノーリフティングケアの推進にも御活用いただけます。

さらに今週、「みやざき介護生産性向上総合相談センター」を開設いたしまして、事業者からの相談対応、専門家による助言、介護ロボット等の展示・貸出しや研修会の開催など、職員の負担軽減や業務効率化に効果的な介護テクノロジーの導入に一層力を入れて取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員　今おっしゃった「みやざき介護生産性向上総合相談センター」に行ってきました。長い名前です。ノーリフティングケアで体力を使わず、見守りセンサーで排せつ物の量などが分かり、しゃべるだけで日誌が書けるオンライン介護など、介護者の負担を軽減する介護ロボット等が展示されていました。

何より特徴なのが、介護の専門家が個別の介護事業者さんの相談に乗って、何が課題かを認識し、その事業者さんに合ったアドバイスをされることです。「介護の質を上げ、介護は楽な仕事だと思ってもらえれば、離職者も減るし、若者にも選んでもらえる職業になっていく」とおっしゃっていました。介護事業の経営者の方にこそ、この相談センターを活用いただきたいと思います。

続いて、火葬場についてです。

現在、県内には、市町村や一部事務組合など

が事業主体となり、11の火葬場があります。ちょうど２年前に私の叔母が亡くなったのですが、火葬場が空いていないという理由で、丸４日間もドライアイスで遺体を安置することになり、亡くなって５日目でようやく葬儀ができました。ほかにも、葬儀が早朝の７時台や８時台になるという苦情を聞き、これでは多死社会を迎えるに当たって、火葬場は大丈夫かと心配になったところです。

しかも、居住地の火葬場が空いていなければ、近隣の市町村が管理運営している火葬場に運ぶ選択肢もあるのですが、宮崎市民であれば１万2,000円の手数料が、西都市の火葬場に運ぶと６万円にもなり、距離的に近い宮崎市佐土原町民の方からの苦情もあります。

この手数料については、なるべく市町村間で差が出ないようにしてもらいたいのですが、火葬場の施設には多額の改修費用などもかかり、事業主体ごとに様々な課題もあるようですので、その点は仕方ないとして、多死社会を迎えるに当たって、人口の多いところは、早めに火葬炉の増設などに取り組んでいただくことが必要ではないかと思っています。

現在、県内に11ある火葬場は、例えば平時での１日最大火葬件数が、宮崎市葬祭センターでは15件、都城市斎場が18件となっていますが、多死社会を迎えるに当たり、県内の火葬場の能力は足りているのでしょうか。また、大規模災害時など、火葬場が被災したことも考え、火葬場の能力を超える死者が出た場合、県はどのような対応を行うのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　県内の火葬場の１日当たりの火葬能力は合計約100人となっておりまして、現在の状況を踏まえると、対応できる能力を備えております。

火葬場設置者であります市町村や一部事務組合では、将来的な高齢化人口の推移を見ながら、火葬能力の不足が生じないよう、炉の増設や改修による火葬能力の向上、業務体制の見直しなどを行っております。

また、大規模災害の発生時など、能力をはるかに超えます死者が発生した場合には、県では、宮崎県広域火葬計画に基づきまして、死者数の状況や被災市町村の求めに応じまして、市町村や近隣県等と連携し、広域火葬の調整を行うこととしております。

○脇谷のりこ議員　災害時には、市町村を越えて対応できるということで安心いたしました。

続いて、スポーツ全般についてです。

まずは、国スポ・障スポ関連です。国スポの開催基準要項には、「大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県とし、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体等及び会場地市町村を含めたものとする」とあります。「障スポの大会の主催者は、「公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び区市町村並びにその他の関係団体とする」とあります。

それではまず、宮崎国スポ・障スポに向けて、県が整備を進めている陸上競技場、体育館、プールの３施設について、それぞれの施設の整備費と国からの支援について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）　３施設の整備費につきましては、現時点の契約額に、今議会で提案しております陸上競技場の工事請負契約の変更と体育館及びプールの債務負担行為の追加を反映させますと、陸上競技場

は、工事、設計、備品を含め約177億円、体育館は約95億円となり、体育館につきましては、今後、物価スライド等の変更を予定しております。プールは、運営維持管理費を含めたＰＦＩ事業となっており、そのうち、整備費相当分は約132億円となります。

また、国からの支援につきましては、３施設とも学校施設環境改善交付金を活用しており、これまでのところ、陸上競技場が約4,700万円、体育館が約２億5,100万円、プールが約２億3,500万円の交付決定を受けております。

なお、国の交付金以外にも、企業版ふるさと納税の寄附対象事業に加えているほか、有利な起債制度も活用しながら負担軽減を図っております。

○脇谷のりこ議員　３つの施設を合わせると約404億円超、国からは合計で約５億3,300万円。国スポの施設に関しては、既存の建物で開催している県もあるようですから、国スポ・障スポ用の施設というわけではないことを考えたとしても、もっと国からの交付金や補助金があってしかるべきだと思います。

それでは、宮崎国スポ・障スポの大会運営のために、どの程度の費用が必要になり、国からはどの程度支援があるのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）　総合開・閉会式の開催や競技会の運営支援など、国スポ・障スポ両大会の運営のために、開催県が負担する費用につきましては、直近、３つの先催県の平均で約104億円となっております。

宮崎国スポ・障スポの運営費につきましては、今後、詳細な検討を行うこととしておりますが、現時点では、先催県と同程度の費用が必要になると考えております。また、国からの支援につきましては、３つの先催県、いずれも約５億3,000万円と伺っております。

県としましては、先般創設した企業協賛制度や寄附など、歳入の確保に努めながら負担軽減を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員　大会運営費が約104億円も必要であるのに対し、国からはたったの５億3,000万円。今回は施設整備費と大会運営費を質問しましたが、ほかにも選手強化費なども入れると、国スポ関連は多額の費用がかかるのだということが分かりました。調べましたら、７年前の2017年の愛媛大会では、施設整備費が123億円、大会運営費が76億円、選手強化費が40億円ということで、国からは４億5,000万円、日本スポーツ協会からは１億円弱だったそうです。あまりにも開催県の負担が大き過ぎます。

国スポの開催基準要項では、「経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県負担金又は準備金及び入場料等でまかなう」としています。国と日本スポーツ協会と開催県の３者が主催者で経費負担するということであれば、３分の１ずつ、あるいはせめて国が半分でも負担するのが筋ではないでしょうか。

３巡目国スポの在り方が議論されていますが、開催都道府県の財政負担について、全国知事会ではどのような議論がなされ、知事としてどのように考えておられるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　国民スポーツ大会の開催に当たりましては、今、御質問がるるありましたように、総合開・閉会式の開催や市町村による競技会運営への支援、競技施設の整備等、開催に要する経費の大部分を開催都道府県が負担しております。さらには、競技を行う上での審判、また施設等の基準をしっかりと見直す必要があるのではないかと、昨年、夏の全国知事

会で、知事が懇談する中で問題提起がなされ、それを全国知事会長が問題提起し、今、国において見直しの議論が進められているところでございます。

今年８月、全国知事会が取りまとめた「３巡目国スポの見直しに関する考え方」では、大会の簡素化・効率化等を図った上で、少なくとも式典や競技会開催費の２分の１以上は、国及び日本スポーツ協会が負担すること、また、施設の改修・整備について、より手厚い財政措置を講ずることなどを求めており、私としても、３年後の本県開催を控え、大変重要な課題、問題提起であると考えております。

３巡目国スポの在り方については、現在、日本スポーツ協会が設置した有識者会議において、これは全国知事会からも参加しておりますが、財政面を含む開催地の負担軽減等、様々な議論がなされており、今年度中に提言が取りまとめられる予定であります。宮崎国スポに向けても前倒しで実施できるものがないか、そのような問題意識を持って、県においても検討してまいります。

○脇谷のりこ議員　日本スポーツ協会が３巡目に向けたアンケートを取っているようですが、調査対象が、各都道府県のスポーツ協会や国体担当部局、中央競技団体や都道府県競技団体の関係者だけですから、競技関係者の立場の意見ばかりでなく、開催地の県民の意見も聞いてもらいたいものです。しっかりとした議論をよろしくお願いいたします。

続いて、国スポ出場選手等をコンディション面で支援するため、スポーツドクター等の活用など、県としてどのような取組を行っているのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）　選手をコンディション面で支援するため、県スポーツ協会のスポーツドクター等で構成する既存の「スポーツ医・科学委員会」に加えまして、宮崎国スポに向けて、県競技力向上対策本部に「コンディショニングサポート専門委員会」を新たに設け、相互に連携しながら取組を進めております。

具体的には、スポーツドクター等が、選手に対するメディカルチェックや選手が答えるアンケートを基に作成する個人カルテに対し、アドバイスを行うとともに、スポーツドクターやアスレティックトレーナー等が強化練習会や大会に帯同し、選手をサポートしております。こうした取組が、選手のコンディションの維持や向上に大きく貢献しているところです。

○脇谷のりこ議員　日本スポーツ協会公認のスポーツドクターやアスレティックトレーナーだけでなく、宮崎県スポーツ協会認定のアスレティックトレーナー、さらに宮崎県栄養士会が独自で認定しているスポーツ栄養士は現在41名。その方々が競技者の食事調査をし、一人一人に対応した栄養指導などを行っておられます。そして、宮崎大学医学部の帖佐先生が、スポーツメディカルサポートシステムの構築事業の一環として養成・認定された健康スポーツナースは県内25名、全国からも認定を希望するナースが宮崎に研修に来られています。スポーツ救護活動のための知識と技術を習得し、様々な大会で活動されています。このような専門職の方々にサポートしていただきながら、宮崎国スポでの天皇杯を目指していただきたいと思います。

それでは最後に、女性アスリートへの支援についてお伺いします。

日本スポーツ協会公認のスポーツドクター

は、県内に70名ほどおられますが、ほとんど男性の整形外科医です。女性の産婦人科医でスポーツドクターをしておられるのが、県内にお二人いらっしゃいます。

お一人の明野先生は、2018年６月から宮崎市郡医師会病院で女性スポーツ外来を始められました。生理痛がひどくて練習や試合に参加できない、生理前にいらいらしてつらい、生理の量が多くて貧血などといった女性ならではの月経トラブルの相談が多いそうです。特に中高生は、練習のし過ぎで無月経になり、本人も気づかず骨粗鬆症になる危険性もあり、監督やコーチ、保護者の理解が重要だということです。

月経トラブルを回避するためには、低用量ピルの使用を勧められます。以前は、ピルというと避妊のためという思い込みがありましたが、今は、スポーツ大会本番に向けて、月経を止めたり調整ができます。また、月経前のいらいらや肌荒れ、月経痛も緩和するので、婦人科ではよく説明した上で処方されるそうです。まずは、何といっても、月経トラブルがあっても婦人科を受診しない女性アスリートに向けて、背中を押すサポートをしてもらいたいとのことでした。

国スポに出場する女性アスリートに対して、県はどのような支援を行っているのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）　県では、過去の国体において、女子の総合成績が低迷したことをきっかけに、競技力の高い選手への支援に加え、女性アスリートに特化した事業にも取り組んでまいりました。

現在は、女性アスリート強化戦略プロジェクト事業として、国スポで入賞間際の次世代を担う選手の遠征費等への支援や、大会等への保育士等の派遣による育児と競技の両立のための環境整備に取り組んでおります。これらの継続した取組により、近年の女子の総合成績は徐々に向上しております。

しかしながら、女性アスリートの競技力向上におきましては、無月経などの女性特有の解決すべき課題も多いことから、引き続き、選手に寄り添った支援に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員　女性アスリートのサポートには、相談しやすい女性の専門スタッフが必要です。女性アスリートの声を反映させるためにも、女性の専門職を多く育成し、支援していただくよう、よろしくお願いします。

続いて、地域公共交通についてです。

今、インバウンドの旅行者が宮崎に来られたときに、空港や駅でタクシー配車アプリのウーバーやＧＯが使えないというクレームがあるとお聞きしました。私も海外や東京などへ行ったときは、どちらかを使っています。とても簡単で、しかも安心なのですが、県内では使えないのでしょうか。

県内におけるタクシー配車アプリの普及状況と普及に向けた問題点について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木　清君）　現在、県タクシー協会に加盟しているタクシー事業者33社のうち、配車アプリを導入している事業者は５社であり、サービス提供エリアは、宮崎市、東諸県郡及び児湯郡のみとなっております。

また、事業者により導入している配車アプリの種類が異なっている中、利用可能な車両台数が少ないものもあることから、利用する時間帯や配車アプリによりましては、マッチングしづらい状況が発生しているものと考えられます。

事業者からは、サービスの導入や維持に係る

費用負担が大きいなどといった声を伺っており、導入に向けた課題となっているところであります。

○脇谷のりこ議員　できましたら、配車アプリの導入に向けて、何らかの支援をお願いできると、青島地区への旅行者からも喜ばれるのではないかと思います。

タクシー運転士不足については、以前から言われていることですが、タクシー運転士確保のために県が行っている普通二種免許取得支援について、その実績と事業者の反応を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木　清君）　県では、不足するタクシー運転士を確保するため、昨年度から、県タクシー協会を通じ、タクシー事業者に対しまして、二種免許取得に要する教習費用を支援しており、昨年度は、12事業者、36名に補助したところであります。

また、補助の条件として、対象者に補助額以上の一時金等を支給することとし、新規就業者の待遇改善を図っていることから、事業者からは、採用につながるものとして高い評価をいただいております。

県としましては、このような取組により、引き続き、タクシー運転士の確保を後押ししてまいります。

○脇谷のりこ議員　よろしくお願いします。

先日、ＡＩデマンドバス「宮交のるーと」に乗ってきました。「のるーと」は今、全国20か所以上で展開されているオンデマンドバスサービスで、宮崎市内の路線バスが大幅に減便になったので、宮交バスさんが導入してくださってよかったです。

「のるーと」のアプリをスマートフォンにダウンロードして登録しておくだけで、すぐに予約ができますし、もちろん電話での予約もオーケーです。コミュニティーバスは、前日までに予約しなければならないなどの制約があり、その点がネックだったのですが、この「宮交のるーと」は、１時間半間隔で走る小型バスに予約すれば、ＡＩがルートを変更し、タイミングよくすぐ乗車することができます。

このＡＩデマンドバス「宮交のるーと」の目的と実績について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木　清君）　従来の路線バスが、決められたルートとダイヤで中型や大型の車両により運行されるのに対しまして、「宮交のるーと」は、予約状況に応じ、ＡＩが判断した最適なルートを小型車両で運行する輸送サービスであり、利用者の利便性向上や運行の効率化を図るため、実証実験を行っているものであります。

利用実績につきましては、運行を開始した今年３月は152名でしたが、その後、徐々に増加し、直近の10月は830名と、当初の約5.5倍の利用となっております。

また、小型車両の運転には大型二種免許が不要でありますことから、「宮交のるーと」は、全国的な課題である路線バスの運転士不足対策にもつながる取組であり、県では実証エリアの拡大を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員　これからの時代は、地域公共交通を定期で走る電車や車ではなく、ニーズに合った時間と交通手段になっていくのではないかと思います。

地域公共交通の維持に向けた知事の思いと今後の取組についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　バスやタクシーなどの地域公共交通は、通勤・通学・通院など県民生

活に欠かせない移動手段として、大きな役割を果たしているものと認識しております。

一方で、人口減少や少子化の進行による利用者の減少、深刻化する運転士不足等により、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、その維持は非常に大きな課題であると認識しております。

私自身、比較的バスやタクシーに乗るほうだと考えておりますが、特にタクシーに乗ったとき、コロナの真っ最中、運転士不足の問題、また利用減の問題、いろいろ話を伺いましたし、その後、なかなか運転士が戻ってこないというような状況、先ほどの免許取得支援の話など、いろいろ実態を伺っているところであります。

厳しい状況を踏まえ、県では、バスの運行ルートの見直しや車両の小型化などに取り組み、地域の実情に応じた持続可能な路線網の構築を図っているところであります。

また、ＡＩデマンドシステムやＭａａＳ等のデジタル技術の積極的な活用による利便性向上や運行の効率化、運行の基盤となる運転士の確保、県バス利用促進協議会における利用促進等にも引き続き取り組んでまいります。

地域公共交通は、地域の経済・社会活動を支える重要な基盤でありますので、県民の皆様が安心して地域で暮らしていけるよう、地域公共交通の維持を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員　今おっしゃった、デジタルの技術を活用した地方創生について、最後の質問です。

現在、地方は、人口減少や少子高齢化、産業空洞化など、様々な社会課題に直面しています。そのため、デジタルを活用し、地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、国が交付金により支援するのがデジタル田園都市国家構想交付金です。

この交付金には４つのタイプがあり、その中のデジタル実装タイプは、デジタル技術を活用した遠隔医療や教育、防災、地域アプリなど、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するための必要な経費を支援するものです。

国が地方創生のために交付しているデジタル田園都市国家構想交付金のうち、県におけるデジタル実装タイプの活用状況と主な事業について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木　清君）　デジタル田園都市国家構想交付金のうち、県におけるデジタル実装タイプの活用状況につきましては、令和４年度からの３年間で、10件、約４億9,000万円の事業が採択され、農業や防災、教育などの分野でデジタル化の取組を進めているところであります。

主な事業といたしましては、農家間での栽培データの共有化による生産性の向上や、県の公式ＬＩＮＥを活用した防災情報等の提供、県立図書館での電子書籍の貸出しサービスの構築などに取り組んでいるところであります。

引き続き、国の交付金等を活用しながら、デジタル技術の導入による産業の高度化や県民サービスの向上に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員　冒頭、農業分野での女性の活躍について質問しましたが、人口減少社会の到来で、各分野での担い手不足が深刻となる中、デジタル技術の進展によって、女性や高齢者等の活躍の場が広がっているのも事実だと思っています。

地域課題の解決や宮崎の魅力向上を図っていくためには、デジタルの力を活用することが大

変重要だと考えますが、最後に知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　人口減少や少子高齢化が急速に進む中、地域や産業の担い手不足は深刻な状況であります。デジタル技術を活用し、地域の課題解決や魅力の向上を図ることは、大変重要であると認識しております。

そこで県では、令和３年度に宮崎県情報化推進計画を策定し、行政や暮らし、地域産業など、県民生活に関わる様々な分野で、官民一体となってデジタル化に取り組んでまいりました。

このような中、デジタル技術の急速な発展等に対応するため、現在、計画の改定に向けた作業を進めておりまして、さらなる行政サービスの効率化や生産性の向上等に取り組むとともに、新たにデジタル人材の育成・確保を重点的に進めることとしております。

デジタル技術の進展により、農業分野をはじめ、女性や高齢者等の活躍の場が広がってきている、そのような面もあろうかと思います。宮崎の特性を生かした新たなビジネスモデルの創出にもつながるものと考えておりますので、今後とも、県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会の実現に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員　私の今回の一般質問では、遠隔医療から介護ロボット、ＡＩデマンドバスなどの配車アプリなどを取り上げました。デジタルの力は、これからの地域の課題解決には必要不可欠なものです。多くの地方自治体が、この交付金を使って様々な事業を展開されていますので、宮崎県も負けずに魅力的な事業を申請して、多く採択してもらいたいと思います。

デジタルの力を活用して、さらなる地方創生へ期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濵砂　守議長　次は、山口俊樹議員。

○山口俊樹議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、こんにちは。自民党の宮崎市選出、山口俊樹でございます。月末のお忙しい中、傍聴にお越しいただきました方々、そしてネットで御覧いただいている方々、お時間を割いていただいてありがとうございます。今日は、ちょっと小さいですけれども、宮崎市制100周年のキャラクターである「みやねこ」のバッジもつけて登壇させていただきました。

今日は、公共施設等の活用、財政・業務効率化、運転免許・交通、そして子育て環境について質問させていただきます。分野が多岐にわたりますので、少々分かりにくいところもあるかもしれませんが、御容赦ください。

ちなみに、本日は11月29日、「いい肉の日」でございます。県民の皆様には、こうした機会にぜひ宮崎のおいしいお肉を食べていただきたいなと思います。私もすがすがしい気持ちでお肉を食べたいなと思っておりますので、気持ちのよい、前向きな答弁をぜひ当局からいただけることを期待して、早速質問に入らせていただきます。

最初に、公共施設等の活用について、様々な施設のことを伺ってまいります。

まず、県総合運動公園やサンマリンスタジアムについてでございます。

９月上旬に、アイドルグループがひなたフェスを行いました。私もチケットを買って、公共交通で伺って、熱量とか今後の可能性というものを肌で感じたところでございます。

宮崎大学の土屋有准教授によると、経済波及効果は約29億円にもなるとのことのようですけ

れども、宮崎県としては、ひなたフェスの経済効果等をどのように捉えているのかを伺います。

また、次年度以降の音楽や、それに類似するイベントの予定があるのか、さらに、今回を踏まえて、今後の利活用についてどのように考えているのかを、知事に伺います。

以上、壇上からの質問といたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

このひなたフェスは、９月７日、８日に開催されたところでありますが、全国から多くの日向坂46のファンの来県がございました。これは、この時期が、ちょうど８月の日向灘沖の地震によりホテル宿泊等のキャンセルが続発した、さらにはその後、台風第10号で被害を受けたという大変厳しい状況の中で、復旧・復興に向けて、大いに元気もいただき、それから地域経済への活性化効果も大きかったものと考えております。

御指摘のとおり、ひなたフェスの経済効果につきましては、宮崎大学とひなたフェス主催者が合同で調査した結果、29億900万円ということであります。県全域にわたっての宿泊、また周遊等も行われたということで、その経済効果は大変大きく、地域経済の再生を図っていく後押しになったものと、大変ありがたく思っております。

イベント会場となりました県総合運動公園におきましては、現時点でひなたフェスに続く音楽イベント等の具体的な予定が立っているわけではありませんが、これまで全国規模の大会やプロスポーツキャンプの受入れ施設として実績を積んできたことを踏まえ、スポーツの拠点施設としての魅力をさらに高めながら、今回の経験を生かして、施設の有効活用という観点から、音楽ライブをはじめとする各種イベントなど、幅広いニーズに対応できるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○山口俊樹議員　ひなたフェスは地域経済の後押しになったと評価していて、今後の施設利用については、スポーツに限らず、幅広くやっていきたいと考えているということでございました。

ただ、施設の活用については、来年度以降の具体的な活用は未定ということでございます。コンテンツは別にしても、うまくいったと地元の意識があるうちに何かしらを継続していかなければいけないかなと思っておりますし、とはいえ、まだ実績は１回でございますので、民間の提案を待っているだけではなかなか難しいのかなとも感じているところです。

県として、県有スポーツ施設を活用したひなたフェスのようなイベント開催に向けて、働きかけを行っていくべきだと思いますけれども、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君）　ひなたフェスを振り返りますと、「ひなた」のフレーズで接点がある日向坂46が、５年前にサンマリンスタジアムでテレビ番組のロケを行った。私もそこに参加いたしましたが、それがきっかけとなりました。その後、当グループとの絆を深めていく中で、ぜひこの原点であるサンマリンスタジアムでライブがしたいと、そういう熱い要望に応え、これまで天然芝ということでイベントはできませんでしたが、専門業者の指導も入れながら、何とか工夫を凝らし、関係者が力を合わせて開催に至ったものであります。

その経験というものを今後に生かしていきた

いと、そのように考えておりますし、初めて音楽イベントとして開催されたひなたフェスは、当グループとのタイアップ企画等によりまして、多くのファンが県内を周遊するなど、観光振興にもつながりました。県有スポーツ施設の有効活用として新たな可能性を感じたところであります。

県としましては、次回のひなたフェス開催につなげるため、例えば、東京でこのグループのライブが行われる来月には、ひなたフェスで制作した市町村ＰＲのぼりを新宿ＫＯＮＮＥに展示するなど、関係をさらに深めてまいりたい、そのようにも考えております。

また、ひなたフェス以外のイベント開催についても、これから検討してまいりたいと考えております。例えば今回、国スポが行われました佐賀では、ＳＡＧＡサンライズパークということで、スポーツ施設を集約し、そこで様々なイベントを行っておりますし、同様な展開が長崎スタジアムシティでも行われておるところであります。こうした事例なども十分参考にしながら、またイベント企画会社へのニーズ調査も行いながら、しっかりと取り組んでまいります。

○山口俊樹議員　ひなたフェスについては、その御縁を大切に、当該グループのコンサート等に合わせて、新宿などでもいろんな新たな取組を行うと。その他のイベントについても、企画会社などへの情報収集をしていきますよということでした。

今回の件を通じて、県民の皆様は、様々なコンテンツが宮崎で見られる、楽しめる、そして県としても経済効果が得られる大きな可能性が見えてきたというふうに思っております。ぜひ県としても積極的な取組を期待しております。

続いて、宮崎港について触れます。

私は、これまで宮崎港の分譲地の問題などを取り上げてまいりましたが、今回は宮崎港の整備計画について質問いたします。

宮崎港の整備については、宮崎港港湾計画というものが実はありまして、調べてみると、策定からかなり時間が経過していたり、進捗管理がうまくできていないのではないかという疑念が出てきたところです。

そこで、宮崎港港湾計画の概要と現在の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　宮崎港港湾計画は、南九州の物流拠点を目指し、開発や保全等の方針と、施設の規模や配置などを定めたものです。

港湾計画は、時代のニーズに合わせて見直しており、昭和48年の策定時の計画では、農産物の海上輸送や観光需要の増大を見据え、現在の西地区にカーフェリー岸壁等を位置づけ、昭和63年の改定では、輸送形態の変化や海洋性レクリエーション需要に対応するため、東地区の岸壁やマリーナなどを追加し、整備を進めてまいりました。

現在は、平成15年の計画に基づき、国内物流機能の強化やアジアとの貿易に向け、航路を維持するための防砂堤の整備や船舶の大型化に対応するためのしゅんせつに加え、南防波堤の改良に取り組んでおります。

○山口俊樹議員　スタートは昭和48年、そして改定が昭和63年と平成15年ということで、平成15年に改定された計画を今も動かしていますよということでございます。20年ぐらい前かなと思いますが、ちなみに、答弁では触れていませんけれども、計画上では、目標年次は平成20年代後半という記載もございます。答弁にあったように、県も動いていらっしゃるとは思いま

すが、計画の進捗とか、どうやっていくのかを県民とか議会にしっかり伝えていかないと、20年近く動きがない、放置されているんじゃないかというふうに見えてしまうかなと感じます。

この港湾計画は、幾つかのエリアに分けて整備の考え方があるようなんですけれども、今回は、特に宮崎港東地区、これまで取り上げてきた分譲地などがあるエリアに注目して進捗確認を行います。

計画策定、目標年度からかなり年月がたっています。宮崎港東地区の整備に今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　宮崎港においては、近年、原木の取扱量が増加傾向で、令和６年は過去最大となる見込みであり、そのほとんどを東地区で取り扱っております。このため、原木取扱量の増加に伴い、現在、埠頭用地約1.7ヘクタールの拡張工事を進めているところであり、さらなる増加が見込まれることから、岸壁整備の必要性も高まっております。

今後は、新たな取組として、岸壁等の利用状況とニーズを調査し、物流や企業の動きをデータ化し、分析した結果を用いて、施設利用の効率化や効果的なポートセールス活動等に生かすことで貨物の増加につなげ、未整備の第14岸壁をはじめ、東地区のさらなる整備に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員　現在進んでいる拡張工事もあって、さらに整備を進められるように、新たな取組として、ニーズ調査とかデータ分析をやっていきますということでございます。

国への働きかけが必要な事業だと思いますけれども、いつかやれたらいいなということではなくて、早期に必ず実現するんだという姿勢で努力をお願いしたいなと思いますし、何年にもわたって進捗が曖昧なままというのはちょっと看過できないなと思っておりますので、今後の進捗とか取組についても、しっかりと追わせていただきたいというふうに思います。

続いて、県の総合博物館についてでございます。

企画展などの御案内もいただきますので、伺うこともあるんですけれども、博物館本体、さらには近隣にある文化財の民家が展示されている民家園など、特に歳入とか施設経営という面から、まだまだ施設として伸び代があるんじゃないかなと感じているところです。

まず、前提を確認しますが、宮崎県には県総合博物館単独の経営計画は存在するのでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君）　県総合博物館は、資料の収集・保存、調査研究及び教育普及活動等を展開し、本県の自然や歴史に関する様々な体験や学習の機会を広く県民に提供することを目的とした、公の社会教育施設であります。

このような公益性の高い施設であるため、収益を目的とした経営計画はございませんが、５年ごとに運営の指針である中期運営ビジョンを策定し、展示計画や入館者数、外部運営資金の獲得など、あらゆる観点から目標となる指標を定めて運営しております。

○山口俊樹議員　中期運営ビジョンというものがあるということでございます。私もこちらを確認させていただきましたが、今年度が更新年度ですね。確かに入館者数とか目標などを定めてあるんですけれども、それが施設運営のコストとかとどう関係しているのか、そもそも運営にどれぐらいお金がかかっているのかというのがなかなか見えづらいといいますか、計画には

載っていない、経営に関する部分が薄いかなと感じたところです。

私は、教育施設だから収入を得る必要はないというふうには思っておりません。どんな施設であっても、様々な手法や工夫で少しでも歳入確保の努力をすることが求められていると感じています。

そこで、民家園の利用状況及び民家園も含めた県総合博物館の今後の歳入確保策について、お考えを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君）　民家園は、イベントでの活用のほか、貸出しも行っておりまして、昨年度の有料利用は８件でございました。

歳入は、各種団体の助成金のほか、今年度新たに国の交付金を活用してデジタルミュージアム構築事業に取り組むなど、その確保に努めております。その他、夏の特別展は、民間企業等と実行委員会を組織して開催し、観覧料の一部が県の歳入となっております。

そのような中、令和４年度に博物館法が改正され、新たな役割として、地域活力の向上への寄与が明記されました。また、この夏の特別展では、日向灘の生き物やデジタル展示が人気を集めました。

これらを踏まえ、今後は、県内の観光や産業、文化資源をより積極的に発信し、地域活性化や観光振興への貢献に一層注力するとともに、博物館の維持・運営の視点に立った歳入確保策も研究してまいります。

○山口俊樹議員　今までも、有料利用であったり国の交付金などの活用もされていて、取組はしっかりしていますと。そんな中、博物館法の改正もあって、地域への貢献とともに、今後は歳入確保についても研究していきますよという御答弁でございました。

例えば、単純に入館料を見直すとか、駐車場を時期によって有料化する、文化財管理のノウハウとかを生かして、民間の皆さんの絵画とかを有料で保管するとか、新しいサービスも考えられるのかなと私自身は感じているところです。答弁を伺っていると、教育長も同じ方向を向いていただいていると思いますが、将来的に文化とか施設を充実させていくためにも、自ら歳入を得る努力というのは大事だと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

中期運営ビジョンについては、更新作業がかなり進んでいると思いますけれども、可能ならば、今回の質問を受け止めていただいて、運営のコストに関する明確化とか、歳入アップへの取組に触れるとか、目標の記載の見直しとか、できるところをもう一度、更新作業をちょっと見直していただけないかというところを取り組んでいただきたいと思います。５年に一度の更新でございます。博物館の運営が時代に取り残されないように、新しい視点も踏まえた更新を期待しております。

続いて、個別施設計画について触れます。

個別施設計画は、一つ一つの施設の維持管理とか改修について定めたもので、施設の長寿命化とか、今後の在り方を検討する上で大切なものだと私は思っています。宮崎県でも各施設で個別施設計画が策定されているようですけれども、実はほとんど公表されておりません。計画の進捗を確認したり、施設の今後を議論するためにも公表していただきたいと私は思っております。

そこで、個別施設計画の公表についての検討状況と計画の進捗管理はどのように行っているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君）　個別施設計画のうち、建物系施設につきましては、計画を所管する各課と、現在、公表の在り方等について協議を行っているところであり、今後、他県の状況も参考に鋭意検討してまいります。

次に、県計画の進捗管理についてであります。総務部が所管する行政系施設及び職員宿舎については、財産総合管理課において、施設の保全工事や用途廃止等の状況を毎年調査し、確認しております。また、総務部以外の建物系施設の計画については、各所管課で進捗管理を行っており、それらの状況は、庁内関係課で構成する公有財産調整委員会等を通じて共有しているところであります。

○山口俊樹議員　公表については、在り方も含めて鋭意検討を進めているということで、前向きな答弁をいただいたと思っております。また、進捗自体は、建物系施設については各所管課でそれぞれしていて、情報共有は庁内の会議で行っていますよと。

建物系施設とインフラ系施設というのが実はあって、インフラ系は県土整備部が担当になっているんですかね。それはそれとして別途あるようですので、今回はあくまで総務部所管のところについて触れていきたいと思います。

進捗管理については、各課で行っているようですけれども、私、議員の立場でいろいろ話を聞くと、各担当課で計画の取組とか責任の捉え方にちょっと違いがあるなと感じることがあります。この個別施設計画には、上位計画、個別施設計画を全部まとめたものがあって、それが公共施設等総合管理計画というものであります。その計画が総務部の所管だと私は認識しているところです。

そこで、個別施設計画の進捗管理の責任の所在をより明確化して着実に計画を進めるためにも、上位計画の公共施設等総合管理計画を所管する総務部が、各個別施設計画の進捗管理も主体となって行うべきではないかと考えますが、総務部長の見解を伺います。

○総務部長（吉村達也君）　公共施設等総合管理計画は、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図るための基本的な方針を定めた全体計画であり、基本方針に基づき、各施設の所管課が今後の施設の方向性を示す個別施設計画を策定し、建物の修繕・改修等に計画的に取り組むこととしております。

総合管理計画を所管し、予算を管理する総務部と個別施設計画の所管課が連携して適切に進捗管理を行うことにより、将来に向けた計画的な施設整備につながるものと考えておりますので、総務部が中心となって、公有財産調整委員会等の機能を強化しながら、各個別施設計画の推進を図ってまいります。

○山口俊樹議員　既存の進捗管理の会議体である公有財産調整委員会などの機能を強化しますということでございました。総務部が中心となってという言葉もいただきましたので、向いている方向は同じかなと思います。しっかりとした計画の推進をお願いいたします。

続いて、財政、業務効率化について伺います。

まず、今議会でも坂口議員をはじめ多くの方が取り上げている、いわゆる103万円の壁に関して伺います。

河野知事は、知事会などを通して、国に様々意見を伝えているようですけれども、その様子を見ていると、103万円の壁の撤廃には反対なのかなと、知事会は抵抗しているのかなと捉えられるように映ります。実際に先日、私もある懇

親会で「知事は反対なのか」というふうに聞かれました。「そんなことないと思いますよ」とは言っておきましたけれども、このように、きちんとした立場とか思いが伝わらないと誤解が生じてしまう気もしますので、お伺いします。

いわゆる103万円の壁に係る基礎控除の見直しについて、知事の立場、見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君）　所得税等の基礎控除額の引上げにつきましては、先日の全国知事会でも活発な意見交換がありました。御指摘がありましたように、私としては、決して反対の立場ではなく、継続した物価高や賃上げの動き、また多くの産業で人手不足が顕著となっている昨今の社会情勢において、雇用や所得環境の改善のため、将来のあるべき議論をすることは大変意義があることと考えております。

長年にわたり、懸案として議論、課題として提示されていましたが、それを改めて世論喚起をする、大変意義があったものと考えております。また、このようなスタンスは、全国知事会でも同様でございます。

一方、地方自治体の長としましては、福祉や教育など欠かすことのできない行政サービスを維持しつつ、人口減少対策や国土強靭化等の重要施策に取り組んでいく責任がありますので、大幅な減収の可能性のある減税という面、その影響というものを見極める必要があるということと、さらには、所得税は約３割が交付税の原資になっておりますので、所得減税が交付税の減にもつながるというところも見極める必要がございますし、また、これがいつから見直しがスタートするかということがありますが、地方自治体においては、様々なシステム改修等の事務負担という問題もございます。

さらには、非課税というものが様々な施策をする上での基準となっておりますので、これが動くことにより、例えば保育園に対する支援策だとか、それに伴う自治体の負担増というものもありますので、様々な課題について、きめ細かく見ていく必要があると。現在、行われている議論の動向を注視し、地方行財政運営に影響が生じないよう、政府・与党関係者に強く求めていく必要がある。また、税財政の委員長として、その部分をしっかりと伝えているというところが、先ほどのような受け止めにつながっているものと考えております。

この103万円の壁を含む年収の壁問題につきましては、基礎控除だけでなく、扶養控除など他の控除制度の問題もありますし、社会保険料、106万の壁、130万の壁、そういったものとの調整ということもございます。国・地方の税財政への影響など、整理すべき課題が多くあります。多岐にわたる論点がございますので、将来に向けて、しっかりと腰を据えた議論が必要な社会的課題であると認識しております。

○山口俊樹議員　反対の立場ではないと。ただ、地方自治体を預かる立場として、国に言うべきことをしっかり言っているんですよということであろうと思います。県民に知事の考えが誤解なく伝わるように、情報発信に努めていただければなと思うところです。

さて、ここ最近、手取りがかなり意識されるようになりました。これまで平均収入とか時給とか、そういった形で政策議論はあったかと思いますが、手取り、可処分所得についてのデータは、あまり触れたことはありません。

そこで、宮崎のデータをちょっと確認したいなと思っております。先にちょっとネタばらしをしますと、実は可処分所得のデータはないというふうに聞いておりまして、一定の仮定をし

た上での試算という形になろうかと思いますが、それで構いませんので、県内在住、30代前半、単身の男性サラリーマンの年間給与収入と可処分所得について、平成15年、平成25年、令和５年の額は幾らになるのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君）　可処分所得とは、一般的に、年間給与収入から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いたものとされております。

議員御質問のモデルに相当する年間給与収入のデータがありませんので、あくまでも、既婚者のデータも含まれている厚生労働省の賃金構造基本統計調査による給与及び賞与額等を年間給与収入として可処分所得を試算しますと、平成15年の年間給与収入が約381万円、可処分所得が約315万円、平成25年の年間給与収入が約356万円、可処分所得が約283万円、令和５年の年間給与収入が約405万円、可処分所得が約319万円となります。

○山口俊樹議員　かなり苦労して試算いただいたと聞いております。ありがとうございます。

あくまで試算という形なので、参考的な数字として議論を進めていきますが、平均収入は伸びているので、当然手取りも増えているのかなと思ったところ、30歳の独身のサラリーマンの方だと、20年前と昨年が一緒ぐらい、そして10年前は、今より手元に残るお金が少なかったということです。10年前の30歳はまさに私の世代になりますので、そうだったんだと、ちょっと衝撃でございました。

一定の仮定条件を設定しての数字という前提ですけれども、こうした可処分所得のデータは今後大事にしていくべきだと思います。例えば、婚姻数が減っているのは収入が減っているからじゃないかという想定がある際に、これまでは平均収入などをベースに見ていたけれども、可処分所得ではどうなのかという視点とかですね。平均収入よりも、より生活実態を捉えやすい可能性が高いので、手取りが注目されている今回を機に、政策議論においても可処分所得を参照することもひとつ御検討いただきたいなと思います。

続いて、歳入面から質問いたします。

次年度の予算編成方針が出されました。個人的に「おっ」と思ったのが、６月に質問した施設の使用料等についての記載でございます。前年度は「原則として、前回改定から３年以上を経過する使用料・手数料の見直し」となっていましたけれども、今回は「すべての使用料・手数料の見直し」との記載になっておりまして、聖域なく見直す姿勢が見てとれます。

令和７年度の当初予算編成に向けて、使用料・手数料の見直しをどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君）　県の施設の使用料や各種手続の手数料につきましては、受益者負担の観点から、毎年度、全庁的に見直しに取り組んでおります。

一方で、近年、賃上げや物価高を背景に、清掃委託料、修繕費、光熱水費などの施設の管理に要する経費が急激に増加するとともに、各種許認可等を担う県職員の人件費も伸びてきております。

このため、令和７年度当初予算編成において、特に賃上げ等が顕著なこの数年間、料金が据え置かれているものを中心に、改めて重点的な精査を行い、他自治体の同種の施設及び業務における状況等も踏まえつつ、必要な見直しを進めてまいります。

○山口俊樹議員　施設運営に必要なコストをしっかり把握した上で、公共施設として受益者などに負担をお願いするところは、しっかりと定めていただければと思います。

続いて、歳入確保の一つである、ふるさと納税について伺います。

宮崎の各自治体は非常に積極的に取り組んでいて、宮崎市は今年度、100億の大台が見えてきたようです。

現状を確認いたします。宮崎県のふるさと納税の現状と、ふるさと納税に対する県の考え方について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　ふるさと納税制度は、ふるさとに対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設されたものであります。その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口の拡大等を図ることで、地域活性化や人口減少対策に資することを目的としております。

県としましても、その趣旨を踏まえ、運用しているところでありまして、その実績につきましては、令和５年度が対前年度比12％増の約１億1,000万円となっており、マンゴーや牛肉、ウナギなどの返礼品を中心に好評をいただいております。

ふるさと納税についても、本当に様々な論点がございます。過度な返礼品競争に陥らないよう、節度を持って、今の制度の中で最大限税収を上げる努力をすべきであるというのが基本的な立場でありますが、一方で、制度に内在する課題として、政令市においては、200億、300億というオーダーでの減収につながっている。

このことをどう考えるかというところも問題提起されているということはしっかり把握した上で、私としましては、一人でも多くの皆様に宮崎のファンになっていただき、県及び市町村のふるさと納税の一層の活用を促進するため、特産品や観光など、様々な魅力のさらなる磨き上げやＰＲに取り組んでいるところであります。

○山口俊樹議員　一応1.1億円ということでございます。基礎自治体の邪魔をしないようにという視点もあろうかと思いますが、ちょっと寂しいかなと思っているところです。例えば、市町村をまたがる旅行とかツアーなんかを返礼品にできないかとか、基礎自治体単独ではできない、県だからできることがあるかなと思うんですね。財政が厳しいということであれば、少し稼ぐ努力というのもしないといけないかなと思っています。

これまでのふるさと納税の議論を振り返ると、具体的な数値目標とか戦略とか、ちょっとないように見受けられるところです。これからしっかりとやっていくために、ふるさと納税についての数値目標とか戦略を定めて取り組んでいく必要があるかと思いますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君）　本県のふるさと納税につきましては、これまで、本県が強みを持つ食を中心とする返礼品の開拓などに取り組んできたところであります。今年度は、より多くの方に利用いただけるよう、本県への寄附を受け入れるためのポータルサイトの追加や返礼品の拡充に取り組んでいるところであります。

返礼品の選定に当たりましては、議員からも御指摘ありましたように、県の取組というものは市町村を邪魔することになりかねない。同じものが重なるわけでありますので、そこが奪い合いになってはいけないというところで、これも非常に重要な観点でありまして、県において

は、市町村の枠を超えた県独自の県産品詰め合わせ商品の開発などにも戦略的に取り組んでいるところであります。

県としましては、今後、本県への観光誘客に向けた宿泊・旅行型商品の導入など、食以外にも魅力ある返礼品の充実を図ることとしておりまして、返礼品の数を、現在266でありますが、例えば令和８年度末までに400とするような目標を掲げながら、しっかりと取り組んでまいります。

○山口俊樹議員　令和８年度末までに返礼品の数を266から400に増やすと。ふるさと納税についての具体的な目標に、恐らく初めて言及いただいたのではないかなと思っております。また、宿泊・旅行の商品導入にも触れていただきました。ぜひ令和８年度と言わず積極的に取り組んでいただいて、国が認めている制度ですから、しっかり枠の中で、いろんな議論があっても活用していただきたいというふうに思っております。

この項目の最後に、業務効率化について伺います。

行政のＤＸ化が言われておりますけれども、宮崎市では、ＤＸ化を進めるために、ペーパーレスを積極的に進めているそうです。全ての紙を廃止するということではなくて、必要性などで区分分けして、コピー機の印刷記録を見える化、数値化して、ペーパーレスを意識づけする取組をしていて、この１年で約40％近い削減率となったようです。

業務効率化につながるＤＸ化とかデジタル化を進めるためにという前提でございますけれども、その前提でペーパーレスを進めるとしたときに、宮崎県におけるペーパーレスの目標があるのか、またペーパーレスへの取組について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君）　県においても、業務の効率化や行政サービスの利便性向上を図るため、デジタル化を進めており、ペーパーレスは、効果的・効率的にデジタル化を推進する上で欠かせない取組と位置づけております。

このため、公文書のデジタル化やウェブ会議の積極的な活用、各種行政手続のオンライン化のほか、来年４月からは電子決裁機能を有する文書管理システムを導入するなど、ペーパーレスの取組を順次進めております。

具体的な数値目標は設定しておりませんが、今後もデジタル化の取組と並行して、先進自治体の事例も参考にしながら着実に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員　具体的な数値は定めていないけれども、取り組みますということでございます。来年度には、庁内の決裁についても電子決裁が拡充されるということですから、強力に進めるにはいいタイミングじゃないかなと思います。紙をなくすことが目的ではありません。実際、私も今、紙を使って議論しておりますので、全ての紙をなくしてほしいということではなくて、デジタル化の第一歩、業務効率化の第一歩に、ペーパーレスは欠かせないことだと思いますので、目標や数値の見える化をして取組を進めていただければと思います。

続いて、運転免許及び交通についてでございます。

まず、運転免許について、来年の春からマイナンバーカードと免許証を一体化させたマイナ免許証の運用が開始される方針のようです。

本県における免許証とマイナンバーカードの一体化の具体的な手続について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君）　マイナンバーカードと運転免許証の一体化の手続につきましては、現行の運転免許証の更新等の手続と同様に、宮崎、都城、延岡の各運転免許センター及び県内全警察署で行えるよう準備を進めております。

具体的な手続でございますが、運転免許センター等において、専用の機器を使用して、マイナンバーカードのＩＣチップ内に運転免許証の情報を書き込むことで完了し、免許更新時をはじめ、いつでも一体化の申請を行うことができます。この手続は、令和７年３月24日から全国一斉に開始することとなっています。

○山口俊樹議員　全国と一緒に３月24日から、各警察署とか免許センターでいつでも対応できますよということでございます。

マイナ免許証は任意なわけですけれども、大きなメリットの一つとして、優良とか一般の方は、オンラインで更新講習を受けることができて、免許センターでの手続をスムーズに進めることができるようになるということがあるようです。

そこで伺います。本県におけるオンライン講習の受講要領について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君）　オンライン講習は、令和７年３月24日から受講可能で、マイナンバーカードと運転免許証の一体化をしたマイナ免許証を保有している方のみが受講できます。

受講要領は、スマートフォン等からマイナポータルにログインし、マイナ免許証をかざした上で受講することになります。

○山口俊樹議員　こちらも３月末から対応可能ですと。ただ、マイナ免許証がないと受けられませんよということでございますので、免許更新の際にマイナ免許証に変えますという形にしても、オンライン講習のメリットは受けられないということになりますので、免許更新の前にマイナ免許証にすることをお勧めしたいというふうに思います。

さて、今年の夏、私も免許の更新を迎えまして、免許センターに行ってまいりました。一応優良ドライバーですので、そんなに長時間かかることはなかったんですけれども、更新の流れの中で、例えば講習までの待ち時間がちょっと分かりづらかったり、免許発行の際に大勢の前でフルネームを大声で呼ばれたりなど、いいんですけれども、より配慮があるとうれしいなという場面が幾つかありました。

今回、マイナ免許証の関係で、免許センターの運営なども変えなくてはいけないというところがあると思いますので、ぜひこれを機会に検討いただきたいですし、マイナ免許証そのものの利便性もありますから、推進していただきたいというふうに思います。

そこで伺います。今後のマイナ免許証推進における取組と、マイナ免許証導入を契機とした免許事務における県民の利便性向上に向けた取組について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君）　県警では、ホームページへの掲載、ポスターの掲示やリーフレットの配布を行うとともに、市町村のマイナンバーカード事務担当者に対し、制度の説明や県民に対する周知促進に向けた協力要請を実施するなど、関係機関と連携して、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の周知に取り組んでまいります。

また、一体化の手続を案内する職員の増員や、利用者が分かりやすくスムーズに手続がで

きるような動線の変更等の見直しを行い、県民の利便性向上に努めてまいります。

○山口俊樹議員　マイナ免許証の周知に努めていきますし、免許センターの動線なども検討していきますよということです。数年に一度の更新だからこそ、気持ちよく更新できる環境を整えていただきたいと思います。

個人的には、市役所などのマイナンバーカード発行の手続の流れでマイナ免許証もできたら便利だなというふうに思いますので、セキュリティーの課題がかなりあるようですけれども、県警側から出張して窓口をつくるとか、これまでの枠にとらわれない取組も御検討いただければと思います。

続いて、交通政策について２つ伺います。

まず、国内線の拡充についてでございます。

国際線は台湾便の就航など非常に力を入れていただいておりますけれども、身近な国内線もより充実してほしいなと考えております。日本のあらゆるところから宮崎に来ていただける環境を整えるためにも意義があることだと思います。

そこで伺います。国内線の拡充について、県の取組状況を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木　清君）　宮崎空港発着の国内線は、現在７路線が運航されておりますが、さらなる地域間交流を促進するため、県では、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略に基づき、新たな路線として、本県と連携協定を締結している神戸や、かつて路線のあった広島など、地方間路線の誘致を目指しております。

このため、空港ビルや就航地の自治体等と連携し、航空会社への要望活動を行うとともに、定期路線を見据え、チャーター便への支援を行っているところであります。このような取組により、昨年11月には広島とのチャーター便が実現したところであり、本年度は２月の実施に向け、協議を進めているところであります。

国内航空ネットワークは、大都市から遠隔地にあり、高速交通網が脆弱な本県にとりまして、大変重要な交通基盤でありますので、今後とも路線の維持・充実を図ってまいります。

○山口俊樹議員　今年更新された交通物流ネットワーク戦略で、国内線については、神戸と広島がターゲットだということが明記されています。そして、今回、答弁で初めて言及いただいたんですけれども、来年２月の広島のチャーター便の実現に向けて協議中ということです。広島カープとかのキャンプの時期とも重なりますので、宮崎、広島双方で話題となるように、ぜひ実現していただきたいと思います。私も、国際線に限らず国内にも目を向けて、一緒に要望活動をしていきたいなと思います。

この項目、最後の質問です。新幹線についてでございます。

先日、坂口議員の質問で、東九州新幹線に関する調査結果の概要などが明らかになりましたけれども、結局いつ宮崎としてルートに関する意思決定をしていくのかというのがちょっと曖昧だったかなと感じているところです。実現まで時間がかかるという知事の答弁もありましたけれども、国の動きに一定程度合わせて、県としても具体的な要望をしていく必要もあろうかと思います。

そこで、今回の調査結果を受けて、具体的なルートなどを決定する意思があるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　新幹線整備は、全国新幹線鉄道整備法に基づいて、国が主導するプロジェクトでありまして、具体的なルート等につ

いては、国が主体的に判断するものとされております。

今回の調査は、昨年、国において、基本計画路線について、従来より少し踏み込んだ表現でありますが、「地域の実情に応じた今後の方向性を調査・検討する」と、そういう方針が示されたことなどを踏まえ、県内における新幹線整備に向けた機運醸成を図ることを目的に実施したものであります。期限を設定して各ルートの優劣や実現性を判断し、特定のルートを選定しようとするものではありません。

県としましては、東九州新幹線の実現を目指す基本方針に変わりはなく、新八代ルートも含めた今回の調査結果を広く県民に共有し、議論の活性化を図りながら、引き続き、国への要望など、新幹線整備の実現に向けた取組を進めてまいります。

○山口俊樹議員　あくまでルート設定は国なので、今回の調査も、期限を決めてルートを決めることを目的にはしていませんよということでございます。今回の調査の取扱いの整理が改めてできたのかなと感じています。要望活動など、やれることをしっかりと協力してまいりたいと思います。

続いて、子育て環境について伺います。

幾つかの分野を端的に伺っていきたいと思います。

まず、共通テスト、私の時代はセンター試験と呼んでいましたけれども、これについてでございます。

来年の１月の共通テストから「情報Ｉ」、プログラミングなどが科目として入って、しかもそれが多くの国立大学での受験には必須になってきているということを皆様、御存じでしょうか。これは科目が１つ増えるので、かなり大きな変更ですよね。

そこで、宮崎県における共通テストの「情報Ｉ」に対するこれまでの取組と、テスト後の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君）　県教育委員会では、令和７年度大学入学共通テストより「情報Ｉ」が新科目となり、プログラミングやデータの活用など、専門性の高い分野が出題されることを見据えて、これまで準備を重ねてまいりました。

具体的には、教科「情報」の担当の全教員を対象に、スーパーティーチャーの授業公開や県内エンジニアによるプログラミング講習などを行うとともに、大学入学共通テストを想定した学習用動画を作成し、県の学習支援ポータルサイトにて公開するなど、教員の指導力や生徒の学力の向上を図る取組を行ってまいりました。

大学入学共通テスト後は、出題内容の分析とともに課題を明らかにし、教員のより一層の専門性の向上と生徒の学力向上に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員　これまで準備はしてきましたよと。ただ、その結果というのは、今回のテストの結果を見ないと分からないので、分析して、課題がないか検証しますよということでございます。これまでの対応を検証することは、とても大事なことですし、それを明言いただきましたので、結果を共有いただいて、今後の議論を進めさせていただきたいと思います。

次に移ります。

今年の６月、私の質問で、学校における保護者負担の軽減のために、学校指定品の見直しとか教材の共有化について提案して、今まさにいろいろ動いていただいているようです。

その議論の中で気になったことが、そもそも

学校に行く際、通わせる際の保護者の経済的負担額を教育委員会は把握しているのかなということでございます。授業料以外で幾らかかって、それが高くなってるのか、それとも安くなっているのか、こういったことをデータとして把握しているのかなということでございます。

今回は県立の高等学校に限定してお聞きしたいと思いますが、県立高校に通う生徒の教材費等について、保護者の経済的負担の状況を把握しているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君）　県立高校の教材費等につきましては、これまで、教育活動における必要性や安全性、保護者の経済的負担の軽減等を考慮し、選定や見直しを行うよう、各学校に依頼してきております。

また、見直しを検討するに当たって、教材等のリユースや指定バッグ等を廃止するなどの具体例を示し、取組を進めるよう、改めて本年７月にも通知しております。さらに今年度は、その取組や負担の状況等の調査を行い、速やかに取りまとめる予定としており、その旨を校長会等で直接説明したところであります。

保護者の経済的負担の状況を把握し、その軽減につなげることは大事でありますので、今後も教材費等の負担が過剰とならないよう、各学校に働きかけてまいります。

○山口俊樹議員　負担軽減のために、６月の質問以降、早速動いていただいていることが分かりました。感謝を申し上げたいと思います。

一方で、経済的負担の状況については、今年度中に取りまとめる予定としているということで、私のほうでシンプルに言ってしまうと、今までその調査はしていませんでしたと、今まさにやり始めていますよということであろうかと思います。これは恐らく各学校の校長先生の裁量とか権限にも関わってくるところもあって、触れづらいところもあったのかなと思いますけれども、議論するための基礎データだと思いますので、将来的には過去との比較も含めて行えるよう、調査の取りまとめをいただき、情報提供をお願いしたいと思います。

続いて、これまでずっと取り上げてきましたひとり親家庭医療費助成事業についてでございます。

これまで、現在、県の補助対象外となっている子供医療費の入院以外の費用の現物給付化について、一部の市町村が自らの財源でひとり親家庭のニーズに合わせて現物給付をしているという現状があるので、ひとり親家庭の負担軽減という目的が一緒ならば、県も現物給付化すべきじゃないかと主張してまいりました。これまでなかなか厳しい答弁が続いていますけれども、知事も含めて、じっくりと検討いただいたと聞いております。

そこで、ひとり親家庭医療費助成制度における、入院外に係る現物給付の補助対象化について、検討の結果を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　生活に困窮するひとり親家庭に対する医療費助成制度は、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る上で、大変重要な制度であります。

外来受診時に窓口で補助相当額を差し引いて支払う現物給付に県が補助することにつきましては、他県や県内市町村の状況を調査し、検討いたしました。その結果、実施には多額の財源が必要となり、他の福祉サービスへの影響が懸念される一方で、既に多くの市町村が独自の判断で、全ての小中学生を対象とした現物給付化を行っている現状等を考慮し、県としては、現

状の制度を変更しないこととしたところであります。

子供の健やかな育ちを守るため、全国一律の医療費助成制度の創設の必要性について、これまでも国に対し、みやざきの提案・要望をはじめ、あらゆる場で要望してきております。

また、全国知事会においても、このテーマについては、大変切実な声として、先日の総理官邸での知事会でも提言がなされたところであります。その実現を通じて、この課題の解決を図ってまいりたいと考えております。

○山口俊樹議員　ここまでいろいろと話をして、知事に結果を伺うという流れだと、私の主張が通るんじゃないかという雰囲気を感じた方も多いかと思いますけれども、結果としては制度変更しませんということでございました。残念ではあるんですけれども、今回、新たに必要な予算面も含めて、知事もしっかり議論、考えていただいて結論を出したことで、次の段階に進めるのかなと思います。諦めたわけではないですし、市町村にもこの結果を見ていただいて、より深い議論ができればというふうに思っているところです。

また、今回、改めて調査していただいて、新たな課題も私としては見えてきたところです。例えば、県のひとり親家庭への補助事業は、かなりの額、子供ではなくて親のほうの医療費の補助になっているということも分かりました。もちろんひとり親家庭という意味では間違いではないんですけれども、制度のスタート時の趣旨とか想定とのずれは生じていないかなということを検証する必要はあるかなと思っております。

そこで、現物給付化に限らず、ひとり親家庭医療費の制度設計は引き続き検討する必要性があるんじゃないかなと考えるところですけれども、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　ひとり親家庭に対しては、医療費助成のほかにも、児童扶養手当による経済的支援や生活安定のための就労支援など、様々な支援に取り組んでおります。

そのうちの一つであるひとり親家庭に対する医療費助成制度がどうあるべきかにつきましては、支援制度全体を俯瞰しながら、引き続き研究していく必要があると考えております。

○山口俊樹議員　１分前に知事が制度変更しませんと答弁したのを、すぐ制度変更を検討しますとは言えませんよね。ただ、制度全体を俯瞰して研究しますということは、とても大事だと思います。福祉事業の変更というのは勇気が要ることだと思いますけれども、時代とか現状に合わせていかないと、無尽蔵に予算が増えていってしまうんじゃないかなと懸念しています。社会的に必要な事業だからこそ、その必要性を多くの方が納得する、理解できる説明が求められているというふうに思います。

ひとり親家庭についての最後でございます。

全体的な制度の見直しについて言及しましたけれども、具体例を一つ挙げて確認したいと思っております。窓口となっている基礎自治体から話を聞くと、ＤＶ避難者がこの制度の対象になっているのか不明確で、ちょっと運用に困る場合があるとの声を聞きました。

そこで伺いますが、このひとり親家庭医療費助成制度において、ＤＶ避難者を対象に加えることができないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　本県のひとり親家庭医療費助成制度の対象者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象者に準じておりま

す。ＤＶ被害により避難されている方につきましては、国の通知に基づきまして、避難された時点から１年以上その状態が継続すると見込まれる場合には、同法の対象として差し支えないこととされております。

本県の制度におきましても、ＤＶ被害により避難している方が対象に含まれることを、実施主体である市町村に周知してまいります。

○山口俊樹議員　諸条件はあるものの、実は対象に入っていますよということでございます。１年以上その状態が継続すると見込まれるというのが、また現場の皆さんは判断が難しいかなと思うんですけれども、私としては、基本的には対象に入れていくという姿勢で運用していただきたいなと思っているところです。

聞くところによると、これまで宮崎県が明確にＤＶ避難者も対象ですよと周知したことはなくて、今回の答弁に当たって、ほかの県の状況とかをかなり遡って調べていただいたみたいです。ＤＶ避難者の方は、数が物すごく多いわけではないと聞いておりますので、なかなか顕在化しづらいところがあって、現場の基礎自治体では判断に迷う例が一つ今回で明確になったのかなと、よかったなと思っているところです。引き続き、県には密に基礎自治体と連絡を取っていただいて、実際の運用において困り事がないかなど、事業の改善に努めていただきたいと思います。

続いて、養育費についてでございます。

私の周りにも払っている人、受け取っている人、受け取っていない人、様々いまして、実態が捉え切れない課題だなというふうに思っています。

そこで伺いますが、宮崎県における養育費の受給率の現状と県の認識について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　令和４年度のひとり親生活実態調査におきまして、本県では、ひとり親で養育費を受領している割合は27％であります。

また、令和３年度に国が実施した全国ひとり親世帯等調査におきましては、全国での養育費受領率は26.4％となっております。

県としましては、養育費は家庭の様々な事情により決まるものでありまして、受領率そのものを評価することは難しいと存じますが、希望する全てのひとり親世帯が養育費を受け取れることが重要であると考えております。

○山口俊樹議員　約３割の受領率というデータがあるようです。この基となっている調査は、アンケート調査をベースにしていたり、調査のタイミングも５年置きとか数年置きに行われているもののようなんですね。ほかにタイムリーに実態把握ができるものがないかなと考えていたんですけれども、児童扶養手当の申請データを活用できないかなというところを思いつきました。毎年申請データがありますので、かなりタイムリーに状況把握ができるんじゃないかなというふうに思います。

そこでお伺いいたしますが、養育費の実態について、これまで県が実施してきたアンケートとは別に、県とか市が保有する児童扶養手当のデータを活用した調査ができないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　ひとり親の児童扶養手当の受給者は、毎年の現況届の際に、養育費の受領状況を申告いたします。また、児童扶養手当事務は、町村在住者は県、市の在住者は市が担っております。一定の作業は必要になりますけれども、県におけるデータを

用いて、町村在住者の養育費の受領状況を把握することは可能でございます。

なお、現在、県で実施しておりますひとり親世帯生活実態調査は、統計上、十分なサンプル数であります約1,500世帯からの回答を基に取りまとめておりまして、養育費の受領率や金額、養育費に係る取決めの状況など、必要な情報は得られております。

○山口俊樹議員　ありがとうございます。技術的には可能であるということでございます。県としては、必要な情報を得られているということでございましたけれども、そこは、私としては、もう少し詳細なデータであったり、タイムリーなデータが欲しいなというふうに思っておりますので、ぜひやれる範囲で御協力をお願いしたいと思います。

ちなみに、宮崎市にもちょっと聞いてみたところ、データの回収とかそういったものは、お金がかかってくる可能性が高いということで、やっぱり多少ハードルがあるんだなというふうに思ったところです。このあたりについては、今後しっかり議論していきたいなと思っております。

養育費については、課題があるということは何となくみんな分かっていても、具体的な解決策まではなかなか行き着いていないという現状があると思っています。議論とか政策立案のためにも、現状をしっかり把握することがまず大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日最後の質問でございます。

2026年度から実施される予定の「こども誰でも通園制度」を御存じでしょうか。これは、親の就労要件に限らず、一定時間の利用枠の範囲で通園が可能という制度になっているんですけれども、現在、様々な自治体で導入に向けて試験運用がなされています。ちょっと調べてみると、宮崎県は、数少ない試験運用をしていない自治体となっているようです。

こども誰でも通園制度の本格施行に向けた県内の状況と、それを踏まえた今後の県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　こども誰でも通園制度につきましては、今年８月30日現在、全国の118の市区町村で試行的な事業が実施されておりますが、本県を含む３県の市町村ではまだ取り組まれておりません。

令和８年度から本制度を円滑に開始する上では、試行を通じて得られた様々なノウハウや課題を県内で共有していくことが重要であると考えております。

県といたしましては、これまでも市町村や保育施設等を対象とした説明会の開催等を行ってきたところではありますが、今後は市町村とともに、保育施設等を個別に訪問し、さらに検討を促してまいります。

○山口俊樹議員　47都道府県中44都道府県では、何かしらの試験的事業が行われていますよということでございます。今後、これまでの取組に加えて、県も一緒に保育施設等に訪問していただくということでございました。ぜひノウハウをためていただきたいと思いますし、2026年度には導入が決まっていますから、スムーズに、混乱が起きずに開始できるように、基礎自治体と一緒になって取組を進めていただきたいというふうに思います。

本日も様々な分野を質問させていただきました。新しい取組とか、これまでなかった視点での質問もしましたので、答弁がなかなか難しいものもあったかと思いますが、とても誠実に答

えていただいたと思っております。

外部要因で財源が厳しくなるということもあろうかと思いますけれども、県としても、歳入を確保する努力をこれまで以上にしていただいて、県民サービスの維持とともに、新たな取組への原資としていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濵砂　守議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時０分再開

○野﨑幸士副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員〔登壇〕（拍手）　お疲れさまです。宮崎県議会自由民主党の下沖篤史です。傍聴に来ていただいた皆様、ネットで御視聴の皆様、ありがとうございます。

先日、プレナスなでしこリーグ１部で優勝いたしましたヴィアマテラスと県議会サッカー同好会で交流戦を行いました。知事にも参加いただき、ありがとうございました。ヴィアマテラス８人に対して、県議会チーム16人というすごいハンデの下、激闘で知事のスパイクの底が剝がれるアクシデントや、今村議員のシジマールなみのセーブ、無得点王メッシこと日高博之議員の活躍もあり、ヴィアマテラスの気遣いの下、辛うじて勝利いたしました。翌日からの筋肉痛に皆様も苦しまれたと思います。来年も参加のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

2022年２月に始まったロシアによるウクライナ侵攻、2023年10月に発生したガザ地区の武装勢力とイスラエル軍との交戦等の国際情勢の変化や、2022年３月以降の円安の進行により、輸入関連商品やエネルギー等の価格が上昇し、国内の物価上昇が続き、消費者の生活防衛意識が高まっています。

そのような中、牛肉の購入数量指数は、季節変動もあるものの、2021年半ば以降、低下傾向が顕著になっており、2022年の指数平均は86.3と前年から7.5ポイント低下し、2023年は81.5とさらに4.8ポイント低下し、家庭の牛肉購入数量は大きく減少しています。

しかし、世界的な物価高や為替の影響により、国産牛の需要量は、輸入牛肉との価格差が縮小したことから、牛肉需要が輸入から国産へシフトする動きもあり、増加しています。

このように国内外の影響を受けやすい牛肉ですが、県産牛肉の消費拡大に向け、県としてどのように取り組まれているのか、知事にお伺いいたします。

ほかの項目につきましては、質問席より行います。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

牛肉消費の伸び悩みは、枝肉や子牛の価格低迷につながり、肉用牛農家の経営に大きく影響しておりますことから、出口対策として、消費や販路を拡大していくことが大変重要であると考えております。

このため、私自身も侍ジャパン等の合宿の機会やダンロップフェニックストーナメントなどの機会を捉え、宮崎牛を贈呈することにより、

「おいしさ日本一宮崎牛」をＰＲするとともに、アメリカにおけるトップセールスなども行ったところであります。

今年のダンロップの表彰式では、アメリカのマックス・マクグリービー選手が優勝しましたが、贈呈するときに宮崎牛について伺ってみたら、「この１週間、毎日食べていた。世界一の牛肉だ」と、優勝者スピーチの中でも、宮崎牛をはじめ、和食がとてもおいしかったとおっしゃっていただきました。今回、来日は２回目という選手でありましたが、すごく高く評価いただいたなと手応えも感じたところであります。

これらに加え、９月補正予算で措置しました県内の宮崎牛指定店レストランで使用可能な割引クーポンつきの「宮崎牛ガイドブック」の発売を、今日11月29日、「いい肉の日」から開始しましたほか、インバウンド需要を取り込むため、大都市圏におけるホテルコンシェルジュを対象としたセミナーの開催も行っております。

さらには、ハラール対応工場が立地し、ハラール認定も受けたところでありますので、８月には、都内でハラール対応の和牛レストランを宮崎牛取扱指定店としたということもございますし、新規市場であるイスラム圏域の輸出に向けた現地でのプロモーションにも取り組むこととしております。

引き続き、関係団体等と一体となって、国内外における県産牛肉の消費拡大にしっかり取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○下沖篤史議員　ありがとうございます。

こういうＰＲはずっと続けていくことが大事ですし、どんどん広げていくのも大事だと思っております。あと、「宮崎牛ガイドブック」、本日から販売ですが、結構売り切れているところもあって、買い占めている方もいらっしゃると聞いております。何冊も買われてる方をちょっとお見受けしましたので、御報告しておきます。

本日、江藤大臣がメディアの中でも言われていましたが、中国への輸出に向けて頑張っていくということで、これは肥育農家さんやいろんな販売の現場からも再開を望む声がたくさんありますので、江藤大臣とともに、知事も一緒になって、中国への輸出再開に向けて頑張っていただきたいと思います。

続きまして、株式会社日本政策金融公庫の消費者動向調査をちょっと調べましたら、食肉、卵、牛乳を購入する際、どのようなことに気を遣っていますかと尋ねたところ、いずれの品目においても、価格、鮮度については関心が一番高いんですけれども、飼料やどのような環境で飼育したかなど、生産段階での飼養環境については関心が低い傾向にありました。

価格、鮮度については、いずれの品目においても「気にする」と回答した割合が９割と高い結果となっておりました。国産かどうかについては、「気にする」と回答した割合が７割、国産のどこの産地かについては、いずれの品目においても「気にする」と回答した割合は４割台となっておりました。そして、牛肉について、赤身の肉と霜降りの肉、どちらを購入するかと尋ねたところ、「主に赤身の肉を購入する」とした回答の割合が69.8％となっておりました。

このように牛肉のニーズの多様化が始まっていると思いますけれども、県としてどのように考えているか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君）　これまで、輸入牛肉との差別化を図るため、国や自治体、生産者、関係団体が一体となって、肉質に重点を

置いた改良に取り組み、その成果として、世界に誇る和牛ブランドを確立しました。

一方、近年は、脂肪交雑の少ない牛肉等を求める声もあり、消費者ニーズも多様化していると認識しております。

このため県では、消費者の視点に立った牛肉生産を進めるため、味、香り、食感といった新たな指標を含めた改良にも取り組んでおります。

現在、国は、今後10年間の肉用牛生産に係る基本方針の改訂作業を進めているところであり、それらの動向も注視しながら、今後の牛肉生産の取組について、生産者や関係団体としっかり議論してまいります。

○下沖篤史議員　これをお聞きしたのが、熊本のあか牛、赤身を大切にしているところなんですけれども、そこの子牛価格がこちらの平均価格を超えるぐらいの値段で今取引されているという話も聞いた中で、やはりいろんな食のニーズが牛肉に関しても広がってきているのかなと感じ、この質問をさせていただいたところであります。

続きまして、中山間地域における放牧推進の現状と課題なんですけれども、Ｇ７宮崎農業大臣会合で採択された宮崎アクション等を踏まえ、粗飼料自給率100％に向けた取組を加速し、国際情勢の影響を受けにくい持続可能な畜産経営への転換を図る、その実践メニューの中で、放牧の取組を支援する中山間地域放牧推進事業の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　県では、海外資源への過度な依存からの転換を図るため、グリーン成長プロジェクトにおいて、畜産分野では、粗飼料自給率100％を目標として取り組んでおります。その中で、飼料基盤の脆弱な中山間地域においては、牧草等の粗飼料を確保できる放牧を積極的に推進しております。

具体的には、現在、南那珂地域と西臼杵地域において、放牧に取り組む畜産農家で構成する協議会が、中山間地域放牧推進事業を活用して、放牧の普及啓発を図る研修会の開催や、放牧地に設置する電気牧柵などの施設整備等を進めており、県は、地域の関係機関と連携し、その取組を支援しているところです。

○下沖篤史議員　飼料価格高騰と子牛価格の下落により、畜産農家の離農が相次いでおります。このままでは本県の基幹産業である畜産業の縮小が危惧されます。現状、全国の相場や世界情勢を鑑みますと、子牛価格の上昇、飼料価格の降下は難しい状況です。

畜産業の課題解決のために、農林水産省では、低コスト・省力化、耕作放棄地等の再生利用等を推進するため、肉用牛や酪農の放牧の取組を推進しております。また、山間地では、鳥獣害対策に有効との報告もあります。

そこで、県内における放牧の取組状況と課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　令和５年度に、県内で放牧に取り組んでいる農家数は93戸で、放牧頭数は約1,300頭、面積は297ヘクタールとなっております。

放牧は、飼料費等のコスト削減や飼養管理の省力化、繁殖成績の向上など、農家経営の観点からメリットが多いと考えております。

一方で、放牧を行うためには、家畜の頭数に応じた一定の面積の放牧地や飲用水を確保し、牧草地を造成する必要があり、また、急峻な地形では、電気牧柵の設置等の管理作業が容易でないといった課題もあります。

県としましては、今後とも、農家に対し、放牧に係る施設整備等の支援や技術的な助言を行い、放牧を推進してまいります。

○下沖篤史議員　私も放牧農家さんを２軒ほど訪問させていただきまして、その中で、かなり新しい取組をされている農家さんもおりました。関係機関と一緒に、新しい放牧に適している牧草とか、様々な実験を繰り返して、放牧の新しいやり方を見いだしたりする中で、40万円で売れれば、うちらは全然10万円残るというような試算もできるぐらい技術的に確立している方たちもいらっしゃいました。

そういう中で、やはりマニュアルがないから、やりたくても一から自分で実証実験していくようなことは難しいので、できればそういう農家さんのデータを積み上げて、いろいろ情報を取り入れて早めにマニュアル化できると、今、コストを含めて労力で困っている生産農家さんとかが放牧に参入しやすいのかなと思いますので、そこら辺の研究もぜひやっていただきたいと思います。

続きまして、のこくず（おが粉）の安定確保と価格高騰対策です。

今年に入って、農家さんの方々と意見交換を行いますと、飼料高騰に加え、家畜の敷材に使いますおが粉の価格上昇や供給量が不安定化してると聞いているのですが、その現状について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　おが粉には、低質な購入丸太などを原料に専用の機械で生産するものと、製材工場で製材する際に、副次的に生産されるものがあります。

このうち、購入丸太から生産するおが粉は、原料価格の影響を受けやすく、原木輸出の増加や木質バイオマス発電施設の稼働に伴い、原料が値上がりしている状況にあると聞いております。

また、製材工場で副次的に生産されるおが粉は、製材量の影響を受けやすく、近年の住宅着工戸数の減少などにより、製材品の需要が減っているため、減産している工場が多いことから、おが粉の生産量も少なくなっているものと推測されます。

このような状況が、おが粉の価格上昇や供給量不足を招いているものと考えております。

○下沖篤史議員　おが粉は、畜産業にとって欠かせない資材であります。価格と供給の不安定化は、畜産業の振興に大きく影響を及ぼしかねません。

様々な業界の意見を伺いますと、現在の価格上昇、供給の不安定化の原因は、おが粉の供給事業所のみならず、運送業、そして、それを使う畜産業界の全ての問題が連動して、価格上昇と不安定化を招いていると考えられます。

おが粉の価格安定化や必要量の確保に向けて、製材事業者、運搬事業者、畜産事業者を集めて、意見交換の場を持っていただけないかという業界からの意見もありました。そこで、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　おが粉は畜産農家で広く利用されておりますが、一部の地域では、供給量の減少により価格が上昇し、畜産経営に影響が出ていると認識しております。

このため県では、製材業者に対し、おが粉の供給や価格の状況等の実態調査を行い、各農林振興局、西臼杵支庁の相談窓口を通じて、畜産農家へ入手方法に関する情報提供などを行っております。

今後は、県に加え、木材産業や畜産関係団体が情報共有や意見交換を行う場を設け、おが粉

の確保に向けた具体的な取組や連携方法について協議してまいります。

○下沖篤史議員　畜産業は分業化ができていて、その間での情報交換が結構できていない。あちらに任せて、こちらに任せて、ちゃんと分業できています。

けれども、関連業界との連携とか意見交換という場所がなかなかないと業界の方たちも言われていたので、できれば、そういう中で情報を共有して、どこの部分に負担がかかっていて、それをどう改善していけばいいのか、のこくずが足りないから、高いからと農家さんに補助金を出したところで、絶対価格は収まらないし、どんどん上がっていく方向になると思いますから、そこら辺は、関係団体を含めて、どこに問題がある、どこをお互い改善すればコストを下げられると、みんなが協力しないと価格上昇は止まらないと思いますので、ぜひともそういう場所をつくっていただきたいと思います。

次に、田んぼダムの取組状況と課題についてです。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、洪水などの水害が頻発・激甚化するとともに、水害のリスクが増大、懸念されている中で、営農しながら取り組むことができる、地域の防災・減災に貢献する田んぼダムの取組が注目されています。

水田は、食料を生産する本来の機能に加え、多面的機能の一つとして、大雨の際に雨水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくり下流に流すことができ、洪水被害を防止、軽減する役割を果たしてまいります。

田んぼダムは、小さな穴の空いた調整板など、簡単な器具を水田の排水口に取り付けて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地、集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組です。

大規模な施設を造成する必要がなく、安価で、すぐに効果が発揮できることが大きな特徴で、各地で取組が広がっていますが、県内での田んぼダムの取組状況と課題等について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　田んぼダムは、流域治水の一つとして、水田の貯留機能に着目し、大雨時により多くの水をためることで下流域の浸水被害の低減を図る取組であり、現在、県内では、多面的機能支払交付金の活動の一環として、35.7ヘクタールで実施されております。

一方で、田んぼダムに取り組む上では、貯水量の増加による畦畔の管理や水稲の生育などへの影響を十分考慮する必要があります。

このため、取り組む農家が、田んぼダムの意義や効果に加え、想定される維持管理の労力や営農への影響などを認識するとともに、地域住民や関係機関が、田んぼダムに取り組む農家の負担をはじめとする流域治水についての理解を深めることが重要であると考えております。

○下沖篤史議員　ありがとうございます。

水害につながるような豪雨はいつ発生するか分かりません。そのため、地域が田んぼダムの恩恵を得るためには、地域で農業が持続的に営まれ、農地が健全に保全され、田んぼダムの取組が継続して行われる必要があります。田んぼダムを通じて、地域の農業や防災・減災の理解が深まり、地域住民や様々な関係者のつながりが強化され、地域の持続性と協働力が向上することを期待するものであります。

このような田んぼダムの今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　田んぼダムに取り組むに当たっては、課題や影響についてしっかり分析し、対応することが重要であります。

このため、現在、県内３か所において、実証圃場での調査・検証を行っており、水田や排水路における大雨時の水位観測や水稲の生育調査を実施するとともに、協力農家に対して、排水ますや畦畔の維持管理にかかる時間や労力、稲の品質・収量等に関するアンケートを実施し、実態の把握を行うこととしております。

今後は、これらの実証圃場での検証結果を分析し、農家への情報提供や地域住民等の関係者の理解を深める取組に生かしてまいります。

○下沖篤史議員　宮崎は上流部に広大な水田地帯が地形上なかったりするので、なかなか実証が難しいかもしれないですけれども、いろいろアイデアを出して取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、消防・防災行政についてです。

2024年元日の地震で、能登半島北部の奥能登地方では、道路網が寸断され、山あいに孤立集落が続出しました。石川県が市町などを通じて把握した分だけで、その数は最大24地区3,345人に上ったそうです。平地が少なく、海沿いを走る幹線道路のすぐそばに山が迫る。その道路や集落につながる道路で崩落などが相次ぎ、山あいの集落は軒並み陸の孤島と化し、10日以上、支援が届かなかった集落が多発しました。

本県においても、大規模災害による孤立集落の発生が懸念されております。

そのような中、宮崎県備蓄基本方針では、自治会等における備蓄について、発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治会等の組織単位で資機材の整備や食料、飲料水、そのほか生活必需品等の備蓄に努めるとなっております。

自治会等の防災倉庫には、発電機や照明等の資機材は準備されているが、食料、飲料水、生活必需品の備蓄が進んでいないように見受けられますけれども、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　大規模災害時においては、自治会単位での備蓄も重要であり、宮崎県備蓄基本指針では、自助・共助の取組として、家庭や事業所のほか、自治会においても備蓄に努めるよう定めております。

このため県では、側面的な支援として、自治会等が備蓄物資を保管する倉庫や炊き出し等に必要な資機材を購入する際に、市町村を通じて補助を行っております。

また、基本指針では、市町村が行う備蓄についても、避難所等に分散して現物備蓄に努めるものとしておりますが、備蓄に係る財政負担が大きいことから、国に対し、財政支援を要望しております。

今後とも、市町村等と連携しながら、備蓄の推進に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員　備蓄に係る財政負担が大きいのは分かるんですけれども、今、自治会ごとに防災倉庫とか持っていますので、そういうところでの保管が一番必要かなと思っております。

これは市町村とも連携して、市町村も中心部の大きな倉庫とか何とか跡地とかにまとめて置いているんですけれども、実際、災害が起きれば、台風のときもですが、毎回、水を運び出して、また戻してとするんですけれども、そういうのがあるんだったら、地区ごとにある防災倉庫とかに備蓄するよう、県とも協力して、市町

村のほうでも分散を呼びかけていただきたいなと思います。

続きまして、令和６年10月12日、宮城県利府町のグランディ・21特設会場で開催されました第30回全国消防操法大会ポンプ車操法の部に、宮崎県代表として小林市消防団第１分団第５部が出場しました。小林市消防団としては初めての全国大会出場となりまして、審査総合得点171.5点、タイム112.3秒で優良賞、これは順位でいきますと６位入賞となりました。

出場に当たっては、大変な御苦労があったと聞いております。選手への支援はあるんですけれども、選手以外の団員や幹部には支援がなく、今回は宮城ということで、遠方での大会でもあり、車両輸送や操法競技の補助を行う多数の団員も必要になります。市町村の予算も限界があり、団員が自分で寄附を集めたりして、何とか出場できたというのを聞いております。

そこで、全国消防操法大会に出場する市町村に対する支援について、県の考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　全国消防操法大会は、消防庁と日本消防協会が主催し、消防用機械器具の取扱いや操作の基本的な技術について、都道府県を代表する消防団が競う大会であります。

大会に出場する団員の交通費は、日本消防協会が負担しており、大会の参加に要する経費が多額になる場合には、市町村に対し、特別交付税による財政措置がなされております。

なお、本県においては、大会に出場する市町村に対し、県消防協会が経費の一部を助成しております。

全国消防操法大会への出場については、消防団の消火技術の向上や士気高揚につながると考えられることから、県としても、支援の在り方などについて、他県の状況等も踏まえ、研究を行ってまいります。

○下沖篤史議員　今回出場された小林市に聞きますと、いろんなところの予備費をかき集めて何とか数百万円準備できて、それでも足りない部分は、団員や団員の家族、知り合い、あとほかの消防団の方も協力いただいて、寄附を集めて、何とか出場できたという話です。それでも大分いろいろ節約しながらやっておりました。そこら辺を鑑みて、県の代表でもありますので、今後、研究していただいて、２年に１回ですので、予算とか支援を検討していただきたいと思います。

続きまして、教育行政に行かせていただきます。

2024年11月１日から、自転車走行中の「ながらスマホ」や酒気帯び運転に罰則を科す改正道路交通法が施行されました。また、これらの違反を繰り返した人には、自転車運転者講習の受講を命令できる道交法施行令の改正も決定し、同日に施行されました。これにより、自転車の交通違反に対する取締まりが大きく変わることになり、携帯電話を使用しながらの「ながらスマホ」や自転車の酒気帯び運転など、重大な事故につながるおそれのある違反について、重点的な取締まりが行われるようになります。

今後、こうした状況を受けて、自転車の悪質な交通違反に対し、車やオートバイと同じように反則金を科す、青切符による取締まりの導入を盛り込んだ道路交通法が改正されました。

本年５月24日に公布された道路交通法において、令和８年５月までに施行される自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用される制度の概要について、県警本部長にお伺いいた

します。

○警察本部長（平居秀一君）　自転車に対する交通反則通告制度は、自動車の場合と同様、交通違反をした自転車の運転者に対し、警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、通告を受けた違反者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について公訴が提起されないという制度です。

対象となる違反につきましては、信号無視や指定場所一時不停止、通行区分違反等の違反が対象となる予定と聞いております。

対象年齢につきましては、交通ルールに関する基本的な知識を有し、本制度の手続を理解することのできる16歳以上の者が対象となります。

反則金の額については、今後、政令、つまり道路交通法施行令において定められる予定です。

○下沖篤史議員　16歳以上が対象ということは高校生も……。16歳以上の人が警察官の指示や警告に従わずに反則を続ける、または歩行者の通行を妨害する場合、青切符によって取り締まられることになり、高校生を含む学生や未成年者も反則金の対象となる可能性があります。

確かに自転車の危険運転には注意を払う必要がありますが、一方で、113種類近くの違反ルールを全て自転車利用者が把握するのは容易ではないです。

そこで、青切符が始まる前に、高校生等に早期周知を図る必要があると考えますが、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君）　自転車に対する交通反則通告制度は、令和８年５月までに施行され、施行までに対象となる違反や反則金の額等の詳細が定められます。

その内容が決まりましたら、自転車の利用が多く、対象年齢でもある高校生に対しましては、早期に県教育委員会等と連携し、各高校で開催する交通安全教室や街頭キャンペーン、警察官による街頭指導等により、交通ルールの遵守の呼びかけを行うとともに、交通反則通告制度の周知を図ってまいります。

○下沖篤史議員　高校生は急いだほうがいいんですけれども、いろんな学校での警察の交通キャンペーンとかのときに、小中学生にも早めに周知を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、学びの多様化学校の取組です。

文部科学省によると、昨年度、全国で１か月以上学校に通っていない不登校の小中学生が34万6,482人で、前年度より４万7,000人余り増えて、11年連続の増加になったと公表されました。このうち、小学生が13万370人で10年前の約５倍、中学生が21万6,112人で同約２倍になり、不登校の理由では、学校生活に対してやる気が出ないが32.2％、不安・抑うつが23.1％、生活リズムの不調が23％と、多かったようです。

このような不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができます。このような教育が行える学校のことを学びの多様化学校と呼んでおりますが、県内の学びの多様化学校の設置状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　不登校児童生徒の実態に配慮した教育を行う学びの多様化学校では、総授業時数の削減により、児童生徒の負担

を軽減したり、児童生徒の興味・関心がある内容について探究的に学ぶことができるように特色ある教科を新設するなど、特別の教育課程による教育が行われております。

国は、この学びの多様化学校について、将来的には全国に300校の設置を目指しており、本県におきましては、令和６年４月に延岡市立南浦中学校の一部の学級を指定し、いわゆる分教室という形で、県内初の学びの多様化学校が設置されました。

また、令和７年４月には、現在、夜間中学校として設置されている宮崎市立ひなた中学校の昼間部に設置されることが先日、発表されたところであります。

○下沖篤史議員　分かりました。

登校することはできるが、在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の教員や友達としか関わることができない児童生徒や、在籍校に登校することができず、教育支援センターやフリースクール等に通所している児童生徒、あと、強い特性から不登校の傾向があり、弾力的な教育課程の下で、個人の特性を最大限生かした学習活動を希望する児童生徒など、様々な理由から不登校や不登校傾向が見られる児童生徒の学び場として期待されている学びの多様化学校の設置に係る県の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　学びの多様化学校は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた役割が期待されておりまして、不登校支援を充実させる一つの選択肢として重要であると考えております。

今後も、市町村の求めに応じて適切な情報を提供するなど、設置に向けた必要な支援を行ってまいります。

なお、県におきましては、現時点で学びの多様化学校の設置の予定はございませんが、今年度、不登校支援の拠点として、県教育支援センター「コネクト」を設置し、総合的な不登校支援を行っているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後も不登校児童生徒へ確実に支援が届けられるよう、体制の整備に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員　先月、私たちも会派の部会で、東京の学びの多様化学校を見させていただきました。その中で、校長先生を含め、「生きる力を子供さんたちに学んでもらうというのが一番の目標です」と言われていました。行かないんじゃなくて、行けない子たちを含めて、そういう通える学校をつくることで、生きる力を学んでもらうというのを一番の目標としておりました。ぜひとも県内でも複数できるといいなと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、ひきこもりの就労支援についてです。

大人のひきこもりとは、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によると、様々な要因の結果として、学校や仕事など社会的な参加を回避し、家族以外との親密な対人関係がない状態が６か月以上続いている状態を指します。内閣府の調査によれば、ひきこもり状態にある若者や成人の数は年々増加しており、その影響は、本人だけでなく、家族や社会全体にも及んでおります。

そこで、県内のひきこもりの状態にある方の数を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　内閣府が令和４年度に実施いたしました調査によりますと、15歳から64歳でひきこもりの状態に該当す

る方は、全国で約146万人と推計されておりまして、これを本県の人口で推計いたしますと、約１万2,000人となります。

また、調査の対象者や手法に違いがありまして、全数を把握できているわけではございませんけれども、令和４年度に本県で実施した実態把握調査によりますと、民生委員・児童委員が把握しておりますひきこもりの状態にある方の数は600人でございました。

○下沖篤史議員　なかなか実態把握が難しいと思うんですけれども、600人以上は確実にいらっしゃるのかなと思っております。

ひきこもりの状態にある本人やその家族は、苦しい思いをしながら、解決の糸口をつかめずにいるかもしれません。

身近にいる人が様子を確認して、本人に合わせたタイミングや支援を見極めていくことが大切ですが、ひきこもり地域支援センターの相談件数と実施している支援の内容について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　昨年度のひきこもり地域支援センターの相談対応件数は1,605件でありまして、相談者の状況や背景は様々であり、求められる支援内容も多様であります。

このためセンターでは、保健師や精神保健福祉士から成りますひきこもりコーディネーターを５名配置いたしまして、電話や面接、ＳＮＳによる相談、自宅への訪問、就労支援窓口への同行支援などを実施いたしております。

また、精神科医師や学識経験者などで構成されます多職種連携チームとの定期的な会議を開催いたしまして、専門的な観点からの助言を受けますとともに、福祉や就労などの関係機関と連携しながら、一人一人に合わせた支援に取り組んでおります。

○下沖篤史議員　分かりました。

ひきこもりの方にとって、就労支援は社会復帰のための大きな一歩となります。働くことに踏み出そうとしているひきこもり状態にある方に対する就労支援について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　働くことに踏み出そうとしているひきこもりの状態にある方に対する支援については、国が設置している「みやざき若者サポートステーション」において、社会参加や就労のために必要な個別相談や各種セミナーなど、様々なプログラムを実施しております。

県といたしましても、本人の適性に応じた支援を行う観点から、これらの国の支援プログラムに追加して、心理カウンセリングや企業等での短期のジョブトレーニング等を行っており、令和５年度の施設の利用実績は１万1,506件となっております。

引き続き、国や関係機関と連携しながら、ひきこもりの状態にある方へのさらなる就労支援に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員　本当に焦らず、スローステップで、本人に合わせた形で寄り添って就労支援をしていただきたいと思います。

続きまして、精神障がい者支援ですけれども、前日、前屋敷議員からも質問がありましたが、少し続けさせていただきたいと思います。

６月の一般質問でも質問させていただきました重度障がい者・児医療費公費負担事業についてなんですけれども、精神障がい者が対象となっておらず、精神障がい者が安心して精神科以外の医療機関にかかることができるよう求めるものです。

前回、市町村と検討を進めていくとの答弁でしたが、重度障がい者・児医療費公費負担事業について、精神障がい者への助成を対象に加えるため、市町村とどのように検討を進めているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　障がい者・児医療費公費負担事業における対象範囲の拡大につきましては、実施主体であります市町村の意向や実情を把握するため、アンケート調査や個別ヒアリングを実施し、対象範囲やスケジュールなどに関する意見交換を行ってまいりました。

その結果、市町村において、新たな財政負担や条例改正、システム改修が必要になるなどの課題が明らかになり、その対応について、市町村との議論を深めているところであります。

○下沖篤史議員　分かりました。

市町村といろいろ課題等が出てきているところでありますけれども、九州では、重度障がい者・児医療費公費負担事業について、精神障がい者が対象となっていないのは本県のみであります。重度障がい者・児医療費公費負担事業について、精神障がい者への助成を対象に加えることに対する知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　重度障がい者・児医療費公費負担事業は、障がいのある方の経済的負担の軽減を図り、こうした方々が身近な地域において安心して暮らしていくために、大変重要な事業であります。

先ほど部長からも答弁しましたとおり、市町村との意見交換等を通じて、それぞれの実情や課題等を把握しながら、当該事業における精神障がい者への助成対象の拡大について、協議を重ねているところであります。

○下沖篤史議員　本当に障がい者の中でも精神障がい者に日が当たっていないので、日本のひなた宮崎と言われるぐらいですから、日が当たるようにしていただきたいと思います。

続きまして、独居老人の生活支援サービスの適用についてお伺いします。

要介護認定を受けていない高齢者は、訪問介護など介護サービスを利用できない等の制限があります。一方で、介護保険事業の中の地域支援事業を活用し、訪問介護事業者だけではなく、ボランティアなどが実施する高齢者の生活支援サービスによって、独り暮らしの高齢者の生活支援を行っている市町村もあると聞いております。

そこで、市町村が地域支援事業を活用し実施する高齢者の日常生活支援の取組状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　市町村では、介護保険の地域支援事業を活用し、要支援認定を受けた方や、認定は受けていないものの、日常生活において何らかの支援が必要と判断される方を対象にいたしまして、地域の実情に応じて、ボランティアや地域住民による買物支援や病院への付添いなどのサービスを提供することが可能でございます。

この事業によって、高齢者の生活支援に取り組む市町村は、令和５年３月末現在で16市町村となっております。

○下沖篤史議員　この地域支援事業を活用した高齢者の日常生活支援に関して、サービスを提供していない市町村があり、地域間で格差が生まれており、このような市町村では、ボランティアとして買物支援や病院への付添い等を行っていることもあると聞いています。

そこで、県として、地域支援事業を活用し、生活支援を行っていない市町村に対して、どの

ような支援を行っていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　介護保険の地域支援事業を活用して高齢者の生活支援を行うかどうかは、市町村が地域のニーズや介護保険事業の全体を見ながら判断することになります。

県では、市町村の判断に資するために、県内外の自治体による先進的な取組を随時、市町村に情報提供しております。

また、県内全ての市町村で配置されている高齢者の生活支援を行うコーディネーターを対象に、ノウハウ習得と相互のネットワークづくりを目的とした研修会も開催しております。

○下沖篤史議員　分かりました。ぜひとも進めていただきたいと思います。

続きまして、再生可能エネルギーについてです。

経済産業省は、再生可能エネルギーの開発を地方創生につなげようと、新たな経済対策の中に、中小規模の水力発電や地熱発電の開発支援策を盛り込むことで調整を進めており、石破総理大臣は、地方創生を内閣の重点課題として、今月にも決定する新たな経済対策にも、地方創生に向けた施策を盛り込むと示しております。

こうした中、経済産業省は、再生可能エネルギーのうち、中小規模の水力発電や地熱発電の開発が地域経済の活性化につながるとして、新たな経済対策の一つとして、その支援策を検討しています。今回の支援策を安定した電源の確保にもつなげたいと考えているようです。

企業局においては、小水力発電の導入推進を図っているところですが、このように国も支援を拡大している中、小水力発電や地熱発電の開発に係る取組について、企業局長の考えを伺います。

○企業局長（松浦直康君）　企業局では、小水力発電につきましては、市町村から要望のありました71の地点において無償で調査を行い、これまで９地点が運転開始に至っております。

また、令和５年度からは、企業局独自の取組として、既存ダム小水力発電ポテンシャル調査事業を実施しておりまして、砂防堰堤や治山ダムを活用した可能性の調査・検討を行っております。

次に、地熱発電につきましては、企業局にノウハウがないことや、開発に相当な費用や時間を要することなどから、これまで特段の取組は行っておりません。

一方で、今回の経済対策におきまして、国の開発支援策が検討されるようでありますので、その動向も含め、情報の収集に努めてまいります。

○下沖篤史議員　分かりました。

日本の地熱資源の８割が国立・国定公園内にあり、これまでは各公園での地熱開発が認められてこなかった現状があり、地熱発電が遅れていましたが、今回の国の方針はチャンスと思いますので、研究のほど、よろしくお願いいたします。

そして、企業局が行っている既存ダム小水力発電ポテンシャル調査事業について、取組状況を企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君）　既存ダム小水力発電ポテンシャル調査事業につきましては、令和５年度から３か年事業として、県内の砂防堰堤や治山ダム等を対象に有望地点を選定するものであります。

昨年度は砂防堰堤1,238地点を調査し、ポテンシャルの高い11の地点を抽出しております。こ

のうち、５つの地点の事業可能性評価を行ったところ、２つの地点について、事業化の可能性があると考えております。

残りの６つの地点に加え、治山ダムや農業用ダム等についても、今年度から２か年で同様の取組を行うこととしております。その結果、選定した有望地点につきましては、小水力発電開発に向け、市町村と連携していく予定であります。

○下沖篤史議員　数か所あるということで、ぜひ頑張っていただきたいと思います。あと、地熱発電のノウハウもいろいろ勉強していただきたいと思います。

続きまして、本県は、日照条件や積雪が少なく、土地も安価なことから、平地を問わず、山間地にも太陽光発電が活発に設置されているが、県内における太陽光発電設備の設置状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　国の令和５年住宅・土地統計調査によりますと、本県において、「太陽光を利用した発電機器がある」と答えた世帯の割合は9.4％で、全国平均の５％を大きく上回っており、太陽光発電設備の設置率は全国第４位となっております。

また、住宅に事業所等も含めた県内における太陽光発電の導入量は、令和５年度末時点で166万キロワットと年々増加しており、再生可能エネルギー導入量全体の半数以上を占めております。

○下沖篤史議員　大分設置されていると思うんですけれども、太陽光発電事業は、ほかの発電事業と同じように長期的に行われる事業ですが、その一方で、ほかの発電事業と異なる幾つかの特色があります。

一つは、参入への障壁が少ないため、従来の発電事業者だけでなく、様々な事業者が取り組みやすくなっております。

ここで一番問題になってくるのが、太陽光パネルを適切に廃棄できるのか、そういう懸念があります。このままでは、事業所がそのまま放置していったり、計画倒産とかして、太陽光パネルをそのまま放置して撤収するような可能性がいろいろ危惧されている中で、こうした放置や不法投棄を防ぐためには、電気を売った収益の一部を、廃棄などの費用として、あらかじめ積み立てておくことが重要です。しかし、実際に積立てを行っている事業者は少ないのが実態です。

使用済み太陽光パネルの処理について、県はどのように考えているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　使用済み太陽光パネルは、再利用や処分が適切に行われなければ、有害物質の流出や不法投棄といった問題が懸念されるため、所有者がパネルを放置せずに、循環利用、または適正廃棄する仕組みの確立が必要であります。

現在、国では、パネルのリサイクルを義務づける制度の創設など、関連法の整備も視野に入れた議論が行われており、また、県内では、民間事業者主導により、産学官が連携したリサイクル推進のネットワークづくりも進められているところであります。

県としましては、2030年代に想定されるパネルの大量廃棄に備え、国や民間事業者の動向を注視するとともに、循環利用や適正廃棄が図られるよう努めてまいります。

○下沖篤史議員　県全体の太陽光パネルの設置状況を全て把握していないということなので、まずは正確な実態を把握するために、コストを

含めた基礎的・包括的な実態調査を、市町村、県、環境省、経産省と共同で進めていくことが求められますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、土木行政についてです。

家庭排水は国県道の側溝へ基準を満たせば接続できるが、店舗・会社等の排水は接続できず、浸透式にするしかない現状であります。市道や下水がなく、国県道にしか接していない土地は、近くに農地や井戸があると、浸透式も困難な状況が発生しており、企業進出や店舗進出の弊害となっております。

そこで、店舗等の排水は国県道の側溝へ接続できないと聞いておりますが、排水の取扱い状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　道路側溝につきましては、雨水などによる路肩の崩壊や路面の冠水等の防止といった道路機能の保全と、道路利用者の安全確保を目的に設置しております。

このため、側溝の設計では、近隣の土地・建物からの排水は考慮しておらず、接続することによって側溝があふれ、道路が冠水するなどのおそれがあります。

国県道側溝への排水の接続については、公共下水道の未整備地区であること、家庭から放流される浄化槽排水であること、道路側溝以外に適当な放流先がないことなどの全ての要件に該当し、真にやむを得ないと認められる場合に限り承認することとしております。

○下沖篤史議員　この話題は、10月に小林で開催された「知事との本音トーク」で話題に上がったもので、知事も国県道側溝への排水接続ができない状況を御存じなかったとのことでしたが、企業誘致、店舗出店と地域活性化のためにも、事業所からの排水の接続ができることが望まれますが、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　御指摘のとおり、この問題につきましては、10月に小林市役所で開催しました地域住民の皆さんとの対話集会、「知事との本音トーク」におきまして、新規店舗の進出等に際し、事業所からの排水をどのように処理するかについて御苦労があるということを具体的に伺ったところであります。

この事業所からの排水の接続の可否は、店舗の新規出店や事業の移転拡大など、まちづくりや地域活性化を進める上での支障となりかねない、そういうようなおそれがあるということを認識したところであります。

一方で、道路側溝は事業所からの排水の流入を考慮していないため、側溝があふれた場合や排水による臭気問題が生じた場合には、近隣住民の生活環境に影響を及ぼすなど、多くの課題もあると考えております。

このようなことから、国県道側溝への排水の接続につきましては、本来の道路としての機能を維持しつつ、本県での台風等の災害リスクや他県の実例、地域の特性を踏まえ、現在の接続要件の見直しなど、その在り方について研究してまいります。

○下沖篤史議員　以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野﨑幸士副議長　次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手）　それでは、通告に従いまして一般質問を始める前に、サッカーシューズもソールが抜けるんですね。びっくりしました。私も久しぶりにゴルフをしたときに、ソールが両足とも抜けたことがあるんですけれども、あのときには、それまでスコアが悪かったんですが、余計な力が入らなくなった

がゆえに、球が真っすぐ飛ぶようになったことを覚えております。やっぱり練習をしっかりしないといけないなというのと、伝家の宝刀も抜くことはなくとも、手入れだけはしっかりしておかないといけないなというふうに改めて感じたところでありました。

では、質問に入りますが、今年は本当に台風の多い年でありました。私どもの地元の県議会議員と県の出先機関である北諸県地方連絡協議会との意見交換会が今月開催されました。我々議員からの質問項目に対する説明資料を頂いたり、また各所管課から、重点事項等についての説明をいただきました。地元に関する現状について知ることができる、年に一度の貴重な情報交換の場であります。

そのときに、本年３月末時点における北諸県農林振興局管内の荒廃農地面積が865ヘクタールにも上るという説明がありました。鳥獣被害や高齢化の進行等により山間部を中心に増加しているとのこと、不整形な農地や幅員の狭い農道の隣接地に偏在しているとのことです。

現在、遊休農地の解消に向け、農業委員会は、現地確認を行うとともに、地権者に対し戸別訪問や文書により適正管理を指導され、農地中間管理機構は、農業委員会と連携して、機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地を集積・集約化する取組をしているとのことです。

また、都城市、三股町は、地域計画策定と連動して、農業上の利用が行われる区域とそれ以外の区域を設定し、農業上の利用が行われる区域では、機構と連携し、農地の受け手確保や権利移動を進めるとともに、鳥獣被害対策や圃場の大区画化、スマート技術の導入等により、収益性の高い営農体系を推進しているとのことですが、農業上の利用が行われない区域では、非農地化等を検討されるとのことです。

私も、これまで市内各地を見て回ってきましたけれども、確かに山間部における荒廃農地がたくさん目に留まり、また、それとともに、人口減少が非常に進んでいるという現状を見てまいりました。景観豊かな農業が営まれることは、その地域の経済がしっかり回っているということでもあり、農村が次世代へつながれていくことでもあるんだろうと思います。

さきにも申しましたが、担い手の減少や高齢化が進み、また、農業機械や施設の更新等の負担が重くのしかかる今、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画に掲げる「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」に向けて、どう取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

残余につきましては、質問者席より行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

本格的な人口減少・高齢化社会の中、農業の担い手も大きく減少してきており、産地の弱体化や農村集落の衰退を危惧しております。

このため、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画では、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」を掲げ、経営規模の大小や個人・法人の別を問わず、家族を中心とした産地を支える経営体を「みやざき型家族農業」と位置づけ、しっかりと支援することで、食料の安定供給に寄与するとともに、本県の農業・農村を次の世代につなげることとしております。

その実現に向けては、経営の発展段階に応じた伴走支援等による経営感覚の優れた農業者の育成や農地の集約化、スマート技術の推進など、経営発展を支える環境整備を一体的に進め

るとともに、新規就農者など次の世代を担う若い力の確保にも取り組んでおります。

引き続き、関係団体とも連携して、農業者が夢や希望を持てる魅力ある農業を実現してまいります。

なお、先ほど来、御指摘があります交流試合において、私が着用したサッカーのスパイクは、2002年日韓大会のときにはやったモデルだということをヴィアマテラスの選手の皆さんからも指摘され、懐かしいと言われてしまいました。物持ちがいいということもいいわけでありますが、農業と同様、新しい時代に対応した新しいモデルということも重要であろうかと考えております。来年に向けてしっかりと準備を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員　新しい物もいいですけれども、物を大事にすることもいいのかなというふうに思います。

農家・農地を守り、地域を維持し、農村集落の衰退から守る。そのためには、今の答弁にもありましたように、経営規模の大小、個人や法人など様々な農家・農業の担い手がおられるわけですが、その経営の発展段階に応じた支援、集約化、スマート技術推進などの環境整備を進め、農業・農村を次の世代につなげるとのことですけれども、一方で、進んでいる荒廃農地の拡大、担い手不足の現状等を考えますと、都城市、三股町の地域計画策定方針にもありましたように、全部解消することは困難なことかとも思われますが、できる限りの努力をしていくことが重要だと思います。

この農地の荒廃化・遊休化をできるだけ防ぎ、今後の利活用を促進するため、県はどのような取組を考えているのかお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君）　担い手が減少する中、農地を遊休化させず、維持・活用していくことは、大変重要であると認識しております。

このような中、市町村が主体となり、将来の地域農業をどのように維持・発展させ、農地を誰が守るのかということを明確にする地域計画の策定作業が進められており、県も助言等を行っているところです。

各地域における話合いの中で、農地の集積や集約、基盤整備、多様な経営体の確保といった課題が明らかになってきております。

県では、各地域にモデル地区を設定し、これらの課題解決に向けて、市町村や関係機関と連携しながら重点的に支援することとしており、モデル地区の成果を他の地域にも波及させながら、地域計画の実現を後押しし、農地の利活用が進むよう、しっかり取り組んでまいります。

○二見康之議員　地域計画策定の過程で、農地の集積や集約、基盤整備、そして多様な経営体の確保という課題があるとのことですが、例えば就農初期においては、耕作面積が比較的狭くても、営農経験を積んで、農機具等の設備の充実を図りながら、段階的に耕作面積を拡大していく農家、法人があると思います。

人や機械を効率的に運用することにより、生産の効率化、労働の省力化などが図られ、安定的な経営が見込まれる土地利用型農業は、今後の地域営農を維持していく形の一つではないかと思いますが、この土地利用型農業の振興に向け、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君）　土地利用型農業の振興につきましては、大規模経営体から小規模農家までの多様な農家と加工業者が参画し、生産から加工・販売までを一体的に行う、

いわゆる「耕種版インテグレーション」の取組が有効であると考えております。

このため県では、この取組の中心となる大規模経営体への農地集約や収穫機械の導入等による生産の効率化を後押しするとともに、取組に参加する農家の大規模法人への作業委託経費を支援しているほか、新たな取引を創出するための生産者と加工業者をつなげるマッチング会を開催しております。

今後とも、関係機関と連携して、耕種版インテグレーションの先進的な取組を県内各地に広げ、土地利用型農業の振興に取り組んでまいります。

○二見康之議員　農地集約や収穫機械の導入等により生産効率を上げる大規模経営体と農地を持っている方々との連携、理解が、まずは土台になると思いますので、計画策定時において、まずはそこのところをしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、また、あわせて、有機農業の振興も取り組んでいただきたいと思います。農地環境を選ぶものでありますので、地域資源の最大限の活用をするため、荒廃農地を減らすためにも、適地の選定を忘れないようお願いしておきます。

さて、農地集約、機械導入により作業効率を上げるに当たり、そのオペレーターの育成が必要だという要望があります。人口減少や人材の県外流出などの影響もあるかと思いますが、これに対し、本県の農業大学校においても、要望に応える取組をしていると思います。

今後、地域の農業を支えていくことになるであろう農作業受託体制を維持していくため、オペレーターの人材育成が重要だと考えますが、県の認識並びに取組についてお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君）　農業分野における労働力不足を補完する農作業受託体制を維持していく上で、大型機械を操作するオペレーターの人材育成は、大変重要であると考えております。

このため県では、農業大学校において、学生に加え、地域の農業者も対象として、オペレーター業務に必要な農耕用大型特殊自動車免許や牽引免許等の取得のための実技研修を実施しております。

また、将来の地域の担い手として活躍が期待される学生に対しては、農業用ドローンの資格取得研修や県内農業法人等での農作業実習を実施するなど、高い実践力を持った人材の育成に取り組んでおります。

今後とも、関係機関と連携し、オペレーターを育成すること等により、地域農業を支える農作業受託体制の維持にしっかりと取り組んでまいります。

○二見康之議員　農地荒廃の一要因となっている鳥獣被害について、県では、環境森林部のほうで狩猟免許取得補助等に取り組んでいると、先日の質問でもお聞きしましたし、また、農政水産部のほうでは、県産ジビエの普及拡大に向けたジビエ調理セミナー（学校給食編）の開催とか、今現在、開催されております県内21店舗が参加している「みやざきジビエフェア」の実施等に取り組んでいるということです。

ただ一方で、調理する側、飲食店側のほうの懸念として、やはり牛や豚などの家畜とは違い、野生のイノシシや鹿などは、ジビエとして食用になるまでの取扱いが異なるということで、利用については不安だという声もお聞きしております。

県内の飲食店において、安心・安全なジビエ料理が提供されるところが増えることは、先ほ

ど紹介しました「みやざきジビエフェア」の参加店舗21店舗中４店舗が西米良村のお店であり、地域の大切な観光資源にもなっていると思いますし、鳥獣被害から農地を守るという効果もあると思います。

県は、飲食店が安心・安全なジビエを提供するために、どのような取組を行っているのかお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　野生の鳥獣は、狩猟者により屋外で捕獲されるなど、ジビエとして食用にするまでの取扱いが、牛・豚などの家畜と異なりますことから、独自の衛生管理が必要となります。

このため県では、国の指針を基にしまして、狩猟から運搬、処理加工、調理・販売、消費に係る全ての段階で徹底した衛生管理が行われるよう、ガイドラインを策定いたしております。

具体的には、狩猟者や食肉処理業者に対しましては、著しく痩せているなどの異常が見られる個体を食用にしないこと、飲食店に対しては、中心部まで火が通るよう十分な加熱を行うことなどを求めておりまして、講習会の開催や施設の立入調査を通じまして、ガイドラインに沿った衛生管理を行うよう指導いたしております。

○二見康之議員　それぞれ担当される方といいますか、食肉処理業者の方、また調理する側のほうも、やるべきことをしっかりやればいいというふうにも思うんですが、県民の安全を保つためには、やっぱり信頼関係が大事なんだろうなと思います。見た目では分からない部分もあったりするとお聞きしますので、そういったところは、現場の方々の声も聞きながら、不安解消に努めていっていただければと思いますし、私もそういうふうにお話ししていきたいと思います。

では次に、事業承継についてお伺いします。

新型コロナ禍の影響を受けた企業に対し、金融支援が行われたものの、返済が始まった今、多くの企業が厳しい経営状況にあるようです。売上げが回復せず、返済負担が経営を圧迫していますし、資金繰り、人手不足、原材料の高騰等が影響しており、今後の見通しも大変厳しいとの声をよく聞きます。

このような中、倒産や廃業などが起こると、地域経済や雇用、そして人口流出にも多大な影響が出てくると思われます。企業は、いろんな支援策を活用して、経営改善に向けた取組をされることを求められますが、地域に技術や雇用をしっかり残し、地域の経済を維持していく取組、大きな意味での事業承継の取組も求められていると思います。

まずは、事業承継の推進について、知事の所感をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君）　企業経営者の高齢化が進行し、また企業を取り巻く環境の厳しさが増す中で、適切に事業を引き継ぐことは、地域経済の活力の維持や雇用の確保を図る上で、非常に重要であると認識しておりまして、これは全国的な課題でもあると考えております。

このような中、国では、全都道府県に「事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、総合的な支援を行うとともに、後継者が経営者から株式等を引き継いだ際の税制面での優遇措置もなされております。

県におきましても、支援センター、市町村、商工団体、金融機関等から成る事業承継ネットワークを構築し、支援方針等の共有を図るとともに、事業承継を進めるための調査費用への補助などの支援を行っております。

これらの取組の結果、支援センターを通じた年度当たりの事業承継の成約件数は、例えば直近３年間でおよそ５割増となるなど、右肩上がりで増えておりまして、引き続き、関係機関と連携しながら、円滑な事業承継を推進してまいります。

○二見康之議員　今後も必要とされる技術とか人材が外に流れていく、なくなっていくということは、非常に残念なことであります。事業承継においては、必要とされる技術や人材を守るためにも、経営状況においては再生が可能なのか、また中には、Ｍ＆Ａによって、地域にそれを残すことが望ましい場合もあるかとは思います。

金融庁も、事業者向け、金融機関向けの事例集などを作成して支援策の広報を行うなど、地域経済の維持に取り組んでおられます。

そこで伺いますが、本県の事業承継・引継ぎ支援センターの取組実績と金融機関――経営状況等の情報を持っているところは、やっぱり金融機関になると思います。大きな鍵を握っていると思います――との連携について、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　事業承継・引継ぎ支援センターでは、経営者に事業承継の必要性に早期に気づいてもらうための事業承継診断に積極的に取り組むとともに、企業等の実情に応じたマッチング支援の強化を図っております。

事業承継の成約件数は、令和５年度が85件、令和６年度が10月末時点で47件で、そのうち、およそ半数は、Ｍ＆Ａ等により親族以外へ事業が引き継がれております。

また、金融機関におきましても、事業承継診断を通じたニーズの掘り起こしや支援センターへの取次ぎ等を行っております。令和５年度は、２割以上が金融機関を経由した成約となっており、事業承継ネットワークの一員として、重要な役割を担っていただいております。

○二見康之議員　担当者の方から、ある意味いろんなスキル的なものも必要になるんだというふうにお聞きしておりますので、ぜひそういったところの取組も推進していただくようにお願いします。

次に、再生可能エネルギーに関して伺います。

報道等によりますと、経産省では、来年度の事業として、再生可能エネルギー開発を地方創生につなげようという考えの下、新たな経済対策として、中小規模の水力発電、地熱発電の開発支援を盛り込むことで調整に入られているようです。先ほど下沖議員が言われたことと丸かぶりだったので、びっくりしたんですけれども、ここからはちょっと変わってまいります。

本県では、これまで小水力発電について様々な調査を行ってきており、既に適地における開発は大体終わっているのかなという認識でありました。また、地熱発電についても同様と思います。この国の動き、取組の効果を本県に生かしていくことができるのか、ちょっと疑問に思うところです。

再生可能エネルギー開発を進めるということは、資源の乏しい日本にとっては大変重要なことでありますし、県はこれまで、県内における再生可能エネルギーの導入について、計画的に進めてきていると思いますが、現在の状況はどのようになっているのかお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　県内における再生可能エネルギーの導入量は、令和５年度末時点で288万キロワットとなっており、内訳と

しましては、太陽光発電が166万キロワットと半数以上を占め、次いで、水力発電が72か所で101万キロワット、バイオマス発電が25か所で11万キロワット、風力発電が３か所で９万キロワットとなっております。

なお、令和５年度に、これらの再エネ設備が発電した電力量は44億キロワットアワーと、県内の電力需要量の67％に相当する規模となっております。

○二見康之議員　県内需要量の67％という数字は、非常に優秀だなとも思うんですが、宮崎ですから、ほかの地域に比べて、消費電力そのものが低いんだろうというのもあります。この数字に決して甘んじることなく、さらなる資源開発に取り組んでいただきたいと思います。

県のほうでは、2030年度の再生可能エネルギー導入目標を立てておりますが、今後、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　再生可能エネルギーにつきましては、国の「ＧＸ実現に向けた基本方針」において、主力電源化が掲げられておりまして、その導入拡大は、カーボンニュートラルの実現に向けた重要な柱の一つであります。

先日、ＥＵ各国の大使と意見交換をした際に、「宮崎における再生可能エネルギーの取組は？」と何人かから聞かれました。再生可能エネルギーへの取組から、その土地の特徴を知ろうとする、そういう姿勢が感じられたところでありまして、改めて本県の恵まれた環境を生かして、もっともっと進めていく必要があるということを改めて感じたところであります。

県では、2030年度の再エネ導入目標を360万キロワットとしておりまして、その達成に向けては、本県の恵まれた自然環境を生かし、特に太陽光発電の導入を拡大していきたいと考えております。

このため、個人や事業者を対象とした太陽光発電設備や蓄電池の導入支援に取り組むとともに、県としても率先して、昨年度は県庁７号館や延岡総合庁舎に、今年度は県プールや都城総合庁舎等に、太陽光発電設備の導入を行っているところであります。

温室効果ガスを排出せず、地域資源を活用できる再エネは、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上につながることから、導入拡大に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○二見康之議員　計画目標と県の導入支援の内容を考えますと、2030年度の目標達成は、大変厳しいものがあるんだなと思います。

先日、担当の方に、今360万キロワット中の288万キロワットが導入できている、72万キロワットが足りないという状況だと思うんですが、例えば、太陽光発電で仮に50万キロワットを導入する場合、どれくらいの面積が必要なんだろうかということをお聞きしました。

環境省の平成21年度の調査において、太陽光発電の単位面積当たりの出力が0.0667kW／㎡であるんですが、15平方メートル当たり１キロワットと設定されているということは、50万キロワット導入するために必要な面積は幾らでしょうか。750万平米、750ヘクタールということらしいです。

これは参考までにということで、今、整備している山之口運動公園が約24ヘクタールなので31個分、住宅用太陽光発電であれば、主流となる５キロワットの場合は10万戸分、あくまで概算的な話なんですけれども、相当な面積が必

要だということです。先ほど申し上げた都城の荒廃農地面積が850ヘクタールぐらいということなので、こういった使われなくなったところとか、接続の問題だったり、いろいろあると思うんですけれども、県の土地を有効活用していくためには、そういう視点からの検討も必要なのかなと思います。

できることなら、国が取り組んでいく方向性に、本県が持っているポテンシャルを引き出せるような支援策を求めていく必要があると思いますので、まず、宮崎県として、我々としては、地域のあらゆる形をよく理解することが大事なのかなと。

先日の洋上風力については、0.7を下回っていたということかもしれませんが、それはあくまで宮崎の気候的なもの、地形的なものであって、であれば、何が強みなのかをしっかり訴えていく必要があるんだろうと思います。

では次に、県の収入事務について伺います。

県へ手数料や申請料、登録料等を支払う場合、県収入証紙を購入して納付することが多々あります。山口議員が６月定例会において、この収入証紙の廃止について質問されており、現在、検討中との答弁でありましたが、その後、作業は進んでいるのでしょうか。

ほかの都府県や政令市においては、既に廃止しているところもあるようですし、本県では、公金収納の多様化を進めるということだったと思いますが、キャッシュレス決済などが進む現代社会において、かえって事務作業が複雑・多忙にならなければいいなというのも少し心配します。

ただ一方で、証紙の販売場所が限定的であることや、高額な収入証紙の場合は、在庫がないケースもあるとお聞きしております。現状として、選択肢が増えることは、利便性の向上につながるものであると思います。

証紙収納を含めた公金収納方法の多様化への取組について、現在の状況を教えてください。

○会計管理者（米良勝也君）　本県の公金収納は、金融機関窓口での現金収納をはじめ、収入証紙や口座振替によるもののほか、一部の手数料等においては、納付書によるコンビニ収納やスマートフォン決済なども行っております。

また、現在、県民のさらなる利便性向上を図るため、電子申請と連動した収納やＱＲコードによる収納の拡大、行政窓口でのキャッシュレス決済など、様々な収納方法の導入について、全庁的に検討を進めております。

今後も引き続き、収入証紙の在り方も含め、さらなる公金収納方法の多様化に向けて、関係部局と連携を図りながら取り組んでまいります。

○二見康之議員　お聞きしますと、証紙は、県警本部が担っているところで多く扱われているというふうに伺いましたが、会計管理者がおっしゃったように、いろんなところの情報を集めながら、その効率化に向けて取り組んでいくということですので、どんどん要望していただければなと思います。

次に、教育長に伺ってまいります。

学校における熱中症対策です。

６月議会でも伺いましたが、あのときは、いわゆる暑熱訓練――暑さに対する体の生命維持装置を機能させるという視点からの質問でしたけれども、今回は、外部的環境から熱中症を防ぐ取組について伺いたいと思います。

今年の夏は異常なほどの暑さでした。体温を上回る気温の日が続くなど、これまでに経験したことのない夏となりました。

そのような中、部活動などに関わる方々からの話の中で、運動中における飲物や体を冷やす氷が必要だということで、製氷機の整備や、体育館などでは、夏は風が吹かない、熱が籠もってしまうということで、空気を循環させる大型扇風機を整備してほしいという声を幾つか伺っております。

これは小中学校の話も含んでいるんですけれども、今回は、熱中症対策における県立学校の設備機器の整備状況並びに今後の対応について、どのように考えているのかお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　県立学校における熱中症対策につきましては、予防策や発生時の対応等をまとめた「学校における熱中症対策ガイドライン」に沿って取り組んでいるところであります。

議員から御指摘いただきましたとおり、体を冷やしたり空気を循環させたりすることは、熱中症対策の一つとして効果的な対応であり、現在、県立学校50校のうち、製氷機は46校、大型扇風機は49校に整備されております。また、指定避難所となっている33校には、スポットクーラーも整備されております。

気候変動による高温リスクが高まる中、子供たちが安全で安心な学校生活を送るために、熱中症対策の設備機器を整備することは重要でありますので、今後とも、各学校の実態と要望を踏まえながら整備を進めてまいります。

○二見康之議員　お聞きしますと、製氷機は、家庭科室とか保健室にあるものを活用したり、大型扇風機は、コロナ対策で整備されたというふうにお聞きしました。また、スポットクーラーは、指定避難所ということで、危機管理課のほうで整備していただいたものも多いようです。ただ、今後は、その使用実態、学校の規模にもよるでしょうし、部活動の種目も関わってくるでしょうし、もっと学校現場のほうから、十分なのか、不足しているのか、よくよく情報を聞いてあげる必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ＰＴＡについて伺います。

先日、岡山県のＰＴＡ連合会が解散するとの報道がありました。単位ＰＴＡの脱会が続き、運営が成り立たない事態になったそうです。12月で事業を終了し、日本ＰＴＡ全国協議会から脱会、文部科学省によりますと、県レベルのＰＴＡ組織が解散するのは、全国で初めてだそうです。

2008年度には、県内21団体全てが加盟していたそうですが、2023年度末に５団体が離脱し、2024年度、今年度には５団体だけになっていたようです。加盟団体の減少に伴い、県ＰＴＡ連合会の収入も減少し、１人当たり30円だった年会費を2016年度には130円に値上げし、その後も事務局の人件費を抑えるなど経費節減に努めておられたそうですが、来年度、2025年度は赤字が見込まれるということで解散を決めたようです。

ＰＴＡ広報紙の作り方研修会や事例共有の大会の開催、県教育委員会への要望活動が、県ＰＴＡ連合会の主な活動のようですが、解散後は、岡山県の教育委員会が県ＰＴＡ連合会の役割を補完していこうという方向のようです。

各学校単位で児童生徒の保護者と教職員でつくる任意団体のＰＴＡですが、学校行事の運営サポートとか研修会への参加など、その存在意義、活動の意味が問われているのではないかと感じます。

私も子供の小学校や中学校で役員をしたりして活動していますが、それは就学している子供

のよりよい学習環境につながればという思いからであります。

それぞれの学校において、また、市や県など全国の連合会、協議会においても、会員から信頼されるＰＴＡが組織されることを願うところでありますが、まずＰＴＡという組織がどのように設立されてきたのか、今後を考えるに当たっても大事なことかなと思います。どういった意味で、どういった必要性があってＰＴＡができたのか、この経緯と役割についてお伺いしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君）　ＰＴＡは、昭和22年、戦後の教育民主化の流れを推進するため、当時の文部省が全国に対し、その設置を奨励したことが始まりであります。その３年後には、全国のほとんどの小・中・高等学校にＰＴＡが結成されました。

ＰＴＡに関して、私の経験を振り返りますと、子育て中は、保護者としてＰＴＡの様々な活動や研修に参加し、子供と共に成長する機会をいただきました。また、校長であった際には、活動を通して信頼関係をいただき、よりよい学校運営のために御意見や御協力をいただき、心強いものがありました。

このようにＰＴＡには、保護者と教職員が共に学び合いながら、子供たちの健全育成を図るという重要な役割があると考えております。

○二見康之議員　給食についても、今、行政のほうが負担したりするところも増えていますけれども、もともとは給食そのものがなかったわけですよね。貧しかった頃の日本で、学校に弁当を持っていくことができない子もたくさんいたという話も聞きますし、だからこそ子供たちが健全に成長できる栄養環境を整えるためにも、国と保護者といいますか、国民との間での合意ができたというか、そのかけ橋となったのがＰＴＡなんだろうなと思ったところでした。

今現在、公立学校の組織だけじゃなくて私立学校もあるし、特別支援学校のＰＴＡもあるというふうに伺っております。それぞれの組織で課題は異なると思いますが、共通する課題、そして必要な取組もあると思います。

先日、雑誌を読んでいたら、中村学園大学の客員教授である占部賢志先生のＰＴＡについて書かれた記事がありましたので、御紹介します。

岡山県のＰＴＡ連合会が解散するとの報道。単位ＰＴＡの脱会が続き、運営がままならぬ事態になったそうだ。今後も同様の動きが予想される。

かつてＧＨＱなどの影響下に、保護者と教師をつなぎ、学校施設の充実や教科書無償化、給食実施、学校保健の確立などに貢献してきたＰＴＡ活動。日教組がストライキを打って学校現場を放棄すれば、子供の学ぶ権利を犠牲にするなと果敢に声を上げ、バイクの「３ない運動」（免許を取らせない、買わせない、乗らせない）にも精力的に取り組んだものだ。

昭和のＰＴＡには勢いがあったが、平成以降は次第に形骸化の一途に見える。深刻な児童虐待死が起きた直後の当該地ＰＴＡのホームページをのぞいて愕然としたことがある。全国のニュースで連日報じられているのに、ＰＴＡとしての声明もなければ事件の概況も伝えない。アップされていたのは、小中学校の会員によるバレーボール親睦大会の報告記事。ＰＴＡ不要論があちこちから出てくるはずだ。

しかし、今の世の中で、大人同士が利害を

抜きにして結集できるのはＰＴＡぐらい。何しろ800万の会員を擁する巨大組織。応分の予算もある。これを根本から刷新して一から出直す。旧来のしがらみは全て排除。学校改善、ひいては地方創生の牽引力としたい。そのために従来の学校種別ごとのフラットなＰＴＡは解体して、幼小中高の縦軸連携の組織とする。

現実の地域社会を見よ。我が家は中学生、隣は保育園児、お向かいは小学生に、その隣は高校生。我々はそうした向こう三軒両隣の環境で暮らしているのだ。これを生かさない手はない。町内会ごとのＰＴＡを組織化する。園児や児童生徒ももちろん連動して、異年齢グループを編成。小学生の間にいじめが起きれば、中高生が解決に介入することもあろう。年長が年少をしつけるシステムだ。

という内容でありました。いきなりその組織をがらっと変えることは難しいんだろうなと思いますが、年長者が年少者をしつけるシステムというのは、まさしく薩摩藩の郷中教育だと思います。

また、先月、私の地元の妻ケ丘地区で、まちづくり協議会の方々が中心になって「ふれあいまつり」というものが開催されました。コロナ後の昨年から復活したイベントなんですけれども、地元の中学生が自主的にボランティアを申し出て、イベントを手伝ってくれていました。

司会や受付、また小さな子供たちを遊ばせるブースの作成・運営など、園児や小学生の相手も見事にこなしておりました。もちろん実行部隊のおじいちゃん世代の方々との交流もできており、子供たちの成長の可能性を広げていくためには、実際に体験・経験する場を私たち大人が提供していくことではないかなと思ったところです。

ＰＴＡの在り方も同じではないかと思います。活動の内容や会費の使われ方など、これからの時代に即したＰＴＡの在り方について、どのようにお考えなのかお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　全国的にＰＴＡの会員数は、少子化の影響により、年々減少しております。また、任意団体であることや活動に対する負担感から、ＰＴＡの未加入や役員の成り手不足などの問題が見られるようになってきました。

このような中、本県の小中学校の保護者の加入率は99.6％と高い割合を維持しており、現在、新入生保護者や教職員への加入に関する丁寧な説明や各種会議のオンライン化、活動希望者が立候補するエントリー制の導入など、時代に即したＰＴＡ活動も行われてきております。

県教育委員会といたしましては、活動の内容や会費の使われ方など、ＰＴＡの在り方が問われるようになったことを好機と捉え、よりよい組織や活動となるよう協議する場を設けるなど、宮崎に合った魅力あるＰＴＡ活動づくりを支援してまいります。

○二見康之議員　今度、県のＰＴＡ大会に行ってこようかなと思っているんですが、そこでいろんな研修とか講演とかあって、行った我々はいい勉強になったなとか思うことが多いんですよね。だけど、それを地元の単位ＰＴＡの保護者の方々にどう伝えていくのかというところが大きな課題なんじゃないかなと思います。

そこら辺の理解が進めば、全国だろうが地区だろうが県だろうが、そこに所属している意義について理解があれば、会費についてもちゃんと使われているんだなと、信頼関係を構築できるように、それぞれのステージにおいて会員を

大事にするようにしていく必要性があるなと、私もそれをしないといけないなと思ったところであります。

次に、教育におけるウェルビーイングについて伺います。

国の教育振興基本計画にうたわれていますウェルビーイングという考え方ですが、世界各国の子供たちの傾向として、ほかの国に比べまして、日本の子供は、今の自分の現状に満足しているというような自己肯定感や、自分にしかできないことを見つけて成し遂げるという自己実現の数値が極めて低いという結果が出ております。

これまでの教育の在り方も一つの要因になっていると思われますが、今後の教育の在り方を考えていく上で、県教委はウェルビーイングについて、どのように考え、取り組んでいくのかお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態を示す概念として、国の教育振興基本計画のコンセプトの一つに位置づけられております。

県教育委員会では、このコンセプトを踏まえ、自己肯定感や自己実現に加え、殊に利他性や他者との協働など、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指し、本県ならではのウェルビーイングを、子供、教師、そして学校・地域・社会に向けて定義し、教育活動全体を通じて各施策の取組を進めているところであります。

今後とも、一人一人の状況やニーズに応じたよりよい教育環境を提供しながら、ウェルビーイングの向上に取り組んでまいります。

○二見康之議員　子供たちの心身の健全性や充実につながることを意識して、その方法とかを考えていただければと思います。

先日、私の地元の地区のＰＴＡ研修会として、「学校の「当たり前」をやめた。」という本でも有名な元麹町中学校校長の工藤勇一先生の講演会をリモートで開催いたしました。

講演の中で、これからの教育において、子供たちの主体性、当事者性を失わせないことが大事であると。これは、自己決定を促し、自律を促すことが重要である。そのためには、大人や教師が様々なことを決めつけてはいけない。例えば、子供がけんかをしていた場合、「けんかは駄目だ。やめなさい」と言って止めるのではなく、「なぜけんかになったの？」「何が嫌だったの？」「また同じことをやりたい？」「どうしたい？」「何か手伝ってほしいことはある？」というような質問形式で対話し、答えは子供に出させるということでした。

今、学校現場では、このような取組が始まっていると思います。また、子育て中の親としては、子供との接し方について、大きな気づきをいただきました。このような教育方法の変化により、子供たちのウェルビーイングが育ってくれることを願うところです。

次に、タブレットの活用について伺います。

新型コロナ禍により、急速に整備が進んだ学校現場におけるタブレット端末ですが、同時に、この活用方法など、先生方におかれましては、大変な御苦労があると思います。しかし、子供たちの学び方の変化にしっかり対応していただきますようお願いします。

このタブレット端末によって、情報の検索・収集が簡易になり、その情報の分析・まとめをする、そして、それを発表・表現することが容易になりました。つまり、学習過程において、

インプットからアウトプットまでを一連の流れとして、効率よく取り組むことができるようになり、授業参観に伺ったときも、小中学校において、このような授業が行われておりました。

先日、宮崎東高校の通信制の生徒発表をお聞きしたんですけれども、テーマが「日本国民はなぜ戦争に賛成したのか」で、日露戦争や第一次世界大戦時における当時の社会情勢や福沢諭吉や徳富蘇峰、夏目漱石などの論調や考え方の違いを調査して、国民がどのような考えを持ったのか、まとめておりました。

すごいことですよね。自分の過去を振り返ったとき、歴史を学ぶときは、ただ暗記するだけだったんですけれども、学ぶに当たって、一番大事なことを今の子供たちはやってのけているんだということを伺いまして、この生徒はすばらしいなというのと、それを指導される先生方にも深く敬意を表したいと思います。これもタブレット端末の活用の一例だと思います。

ほかにも、例えば宿題の効率化、既に分かっている生徒にとっては無駄であり、分からない生徒には重荷であるということで、宿題を廃止したのがその工藤先生でした。理解できていないところを重点的に学ぶことができるシステムを利用すれば、効率的に学習することも可能になるでしょうし、また学習の理解の進み具合によって、それぞれの学力に応じて学ぶことができるようになります。

今後、このタブレット端末について、県教育委員会では、授業などにおいて、どのように活用して取り組んでいくのかお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　現在、県内全ての公立学校で、学習用タブレット端末を、課題解決のための情報収集や、自分の考えを友達と共有すること、学習したことをまとめ、表現することなどに活用しております。

また、小中学校におきましては、教科書の二次元コードから読み取った動画やデジタル教科書による学習内容の確認、理解度に応じたデジタルドリルなどの活用をしております。

さらに、高校におきましては、小中学校で学んだスキルを発展的に活用し、探究活動などで、実験データの分析や遠隔地との共同研究などに取り組んでおります。

このように、公立学校においては、個に応じた学習や協働的な学びの実現に向けた効果的な活用を進めております。

○二見康之議員　今まで日本人というのは、自分の意思を表現すること、相手を推しはかって黙っておくことが美徳みたいなのがあったわけなんですが、そうじゃなくて、違いをしっかり理解して意見を言うことができる、そういったことにつながってくるのかなというふうに思います。外国とのディスカッションとか、そういったものにもつながりますよね。

学び方の多様化、効率化、そして思索の深化、学習の効率の向上など、本当に活用の可能性はたくさんあると思います。その一つとして、ディスレクシアなどの学習障がいのある児童生徒への対応があるかと思います。失読症、いわゆる読むのが苦手なタイプ、書字障がい、いわゆる書くのが苦手なタイプ、ほかにもＡＤＨＤや発達障がいなど、現在増えている様々な障がい――でも、これを障がいと言っていいのか、その子の個性と言ったほうがいいかもしれません――のある子供たちの学び方において、最適な方法により学ぶことができるようになったわけです。

これら学習障がいのある児童生徒への対応を県教育委員会ではどのように考えているのかお

伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　読み書きに困難を伴うディスレクシアなど、学習障がいのある児童生徒は、主に小中学校の通常の学級に在籍しておりまして、これまでは、支援員が児童生徒の横につくなどして、障がいの状態に応じた支援を行ってまいりました。

タブレットが導入された現在は、例えば、文字を読むことが困難な児童生徒が、読み上げ機能を利用して文章を音声で聞いたり、文字を書くことが困難な児童生徒が、ノートを取る代わりに黒板の文字をカメラ機能で撮影したりするなど、より自立した学習ができております。

県教育委員会といたしましては、タブレットを有効に活用するため、教職員に対する研修と児童生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

○二見康之議員　この間、子供を病院に連れて行ったときに、ＮＨＫの番組を見ていたら、タブレットを使っている生徒が１人だけいて、周りの子供たちに、何であの子だけ特別なんだと言われるんだけれども、その子は読むのが苦手だと、文字が大きく見えたり小さく見えたりする障がいを持っていたというようなことで、それはクラスの中でいじめにつながらないような番組だったわけなんですが、やっぱり周りの理解というのも必要になってくるんだろうと思います。これは子供たちだけじゃなくて、我々大人、保護者、先生方、一体となって取り組む必要があると思います。

最後に、次年度の事業の中に、収入事務について新たな取組がばっと出てくるのを期待して、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野﨑幸士副議長　以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、12月２日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時44分散会

12月２日（月）

令 和 6 年 12 月 2 日 （ 月 曜 日 ）

午前10時０分開議

出　席　議　員（37名）

２番	渡　辺　正　剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
３番	永　山　敏　郎	(県民連合立憲)
４番	工　藤　隆　久	(公明党宮崎県議団)
５番	荒　神　　稔	(宮崎県議会自由民主党)
６番	福　田　新　一	(　同　)
７番	本　田　利　弘	(　同　)
８番	山　内　いっとく	(　同　)
９番	山　口　俊　樹	(　同　)
10番	下　沖　篤　史	(　同　)
12番	黒　岩　保　雄	(　同　)
13番	濵　砂　　守	(　同　)
14番	脇　谷　のりこ	(親　和　会)
15番	松　本　哲　也	(県民連合立憲)
16番	山　内　佳菜子	(　同　)
17番	今　村　光　雄	(公明党宮崎県議団)
18番	坂　本　康　郎	(　同　)
19番	二　見　康　之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日　高　博　之	(　同　)
21番	後　藤　哲　朗	(　同　)
22番	佐　藤　雅　洋	(　同　)
23番	日　髙　陽　一	(　同　)
24番	安　田　厚　生	(　同　)
25番	内　田　理　佐	(　同　)
26番	川　添　　博	(　同　)
27番	図　師　博　規	(無所属の会　チームひむか)
28番	前屋敷　恵　美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井　本　英　雄	(自民党同志会)
30番	岩　切　達　哉	(県民連合立憲)
31番	重　松　幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂　口　博　美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山　下　　寿	(　同　)
34番	外　山　　衛	(　同　)
35番	武　田　浩　一	(　同　)
36番	丸　山　裕次郎	(　同　)
37番	中　野　一　則	(　同　)
38番	山　下　博　三	(　同　)
39番	野　﨑　幸　士	(　同　)

欠　席　議　員（１名）

11番	齊　藤　了　介	(宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

知　　事	河　野　俊　嗣
副　知　事	日　隈　俊　郎
副　知　事	佐　藤　弘　之
総合政策部長	重黒木　　清
政策調整監	田　中　克　尚
総　務　部　長	吉　村　達　也
危機管理統括監	児　玉　憲　明
福祉保健部長	渡久山　武　志
環境森林部長	長　倉　佐知子
商工観光労働部長	川　北　正　文
農政水産部長	殿　所　大　明
県土整備部長	桑　畑　正　仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山　下　栄　次
会　計　管　理　者	米　良　勝　也
企　業　局　長	松　浦　直　康
病　院　局　長	吉　村　久　人
財　政　課　長	池　田　幸　優
教　育　長	黒　木　淳一郎
警　察　本　部　長	平　居　秀　一
監査事務局長	坂　元　修　一
人　事　委　員　長	佐　藤　健　司

事務局職員出席者

事　務　局　長	小　牧　直　裕
事　務　局　次　長	海　野　由　憲
議　事　課　長	菊　池　　博
政策調査課長	西久保　耕　史
議事課長補佐	松　本　英　治
議事担当主幹	弓　削　知　宏
議事課主任主事	上　園　祐　也

◎　一般質問

○野﨑幸士副議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、荒神稔議員。

○荒神　稔議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。県政へつなぐ自由民主党、都城市選出の荒神稔でございます。本日は、現行の健康保険証の新規発行が終了となる12月２日でもあります。

それでは、短歌の一つも歌えませんが、魂を入れて、通告に従い質問いたします。

世界気象機関（WMO）によりますと、温室効果ガスの平均濃度が17年連続で過去最高を更新していると言われています。このままのペースで地球温暖化が進み、永久凍土が融解すると、蓄積された有機物が分解され、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが放出されることにより、気候変動をさらに加速化させることが懸念されております。国連は、今世紀末までに世界の平均気温は最大で3.1度Ｃ上昇するとの見通しを発表し、さらなる対策の必要性を訴えました。

我がふるさと都城市の平均気温も、40年前の15.8度Ｃから昨年は17.17度Ｃと上昇傾向で、異常気象や健康被害などのリスクが年々高まっていることを市民へ周知されています。

一方、時代の移り変わりの中で、私たちの魂が抜け殻にならないことを念じ、地方こそ成長の主役とし、農林水産業の持続的発展のためにも、変わらなくてはいけない中山間地域における問題等の一端をお尋ねいたします。

まず、日本一挑戦プロジェクトの取組状況と今後の進め方について、壇上より知事にお伺いして、以後の質問は、順次、質問席からお尋ねいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。お答えします。

日本一挑戦プロジェクトは、県勢を次なる成長・飛躍へつなげるため、子育て環境や農林業、スポーツ環境という本県の強みが生かせる３つの分野で日本一を目指す取組であり、この３年間で関連施策を重点的・集中的に展開することとしております。

子ども・若者プロジェクトでは、結婚支援コンシェルジュの配置、男性育休の取得促進や不妊治療費の補助など、出会い・結婚や子育て支援等の充実・強化を図っております。

また、グリーン成長プロジェクトでは、全国初の再造林推進ネットワーク設立や、それと一体となった再造林補助の大幅なかさ上げなど、循環型林業等の強化に取り組んでおります。

さらに、スポーツ観光プロジェクトでは、スポーツ施設の高質化とともに、総合相談窓口の開設など世界水準の合宿大会の誘致に向け、新たな取組を進めております。

これらの事業展開に当たっては、プロジェクトチームと意見交換を重ね、全庁的に進捗を把握するとともに、来年度に向けては、さらに実効性を高める施策の構築を指示しており、引き続き力強くプロジェクトを推進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○荒神　稔議員　御答弁ありがとうございます。

日本一挑戦プロジェクトの着実な推進のために、若者・女性を重視した人口減少対策の強化と持続可能な未来に向けた基盤づくりでは、これまでにない取組を含むものと明記してあるこ

とからお尋ねいたします。

みやざき結婚サポートセンターについて伺います。

2023年度の全国の婚姻数は48万9,000余の組数で、90年ぶりに50万組を割ったとあります。

みやざき結婚サポートセンターにおける会員数や成婚数などの状況と会員数増に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　みやざき結婚サポートセンターにおける令和６年10月末時点の会員数は、男性が464名、女性が402名の合計866名となっております。

結婚支援の実績としましては、平成27年８月の開設からこれまでの９年間で、約5,300組のお引き合わせを行いまして、交際につながりましたのは約2,000組、そして成婚まで至りましたのは156組となっております。

また、会員数の増加を図りますため、今年度は、20代と30代限定での入会登録料半額キャンペーンや、民間の結婚相談所などと連携した個別の相談会、会員が相談しやすくなるよう本センター内に個室をつくる改修などに取り組んでおります。

○荒神　稔議員　海外のインドでは、今でもお見合い結婚がほとんどで、そのお見合いも、双方の両親が、家庭環境、価値観等も含め、お互い子供たちの将来が幸せであることを願い、決めるそうです。また、離婚もほとんどないと語られています。

次に、不妊治療費支援事業の取組についてお尋ねいたします。

国は、こども未来戦略として、児童手当の拡充、高等教育費の負担軽減や保育の充実などに取り組まれていますが、2023年の合計特殊出生率は全国平均1.20であり、人口を長期的に維持するには2.07が必要とされ、将来の地方が「静かなる有事」として消滅可能性自治体を指摘され、今後の社会保障制度維持の困難さと担い手不足等が懸念されています。

それでは、不妊治療費支援事業の取組状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　不妊治療費支援事業は、体外受精などの特定不妊治療を受けた方に対しまして、保険適用後の自己負担額について上限９万円、また保険診療と組み合わせて実施されました先進医療に対しまして、上限10万円を助成するものであります。

県では、市町村や医療機関などに対する事業の周知と利用促進への協力依頼を行っておりまして、昨年度の助成件数は、11月からの５か月間で605件、今年度は10月末の時点で940件となっております。

今後とも、事業の効果を検証しながら、関係機関と連携して、不妊治療を受けられる方々への支援を行ってまいります。

○荒神　稔議員　次に、ゼロカーボン社会実現についてお尋ねいたします。

国は、2013年度を基準に、温室効果ガスを2030年度までに46％削減することを目指し、本県は50％を目指す計画ですが、ゼロカーボン社会実現に向けた2030年度の削減目標達成に対する知事の思いと取組についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　気象庁によりますと、日本では年平均気温が長期的に上昇し、特に1990年代以降、高温となる年が増えており、中でも昨年は、年平均気温が統計開始以来、最も高い値となり、これには地球温暖化が影響しているとされております。

地球温暖化による様々なリスクは、先ほど議

員からも御紹介いただいたとおりでありますし、今後さらに気象災害のリスクが高まり、私たちの暮らしにも大きな影響を及ぼすおそれがありますことから、温室効果ガスの削減は、将来世代に対する我々の責務であると考えております。

このため県では、削減目標の達成に向けたロードマップを作成し、太陽光発電設備や蓄電池等の県有施設への率先導入をはじめ、個人や事業者を対象とした太陽光発電や省エネ設備の導入支援など、脱炭素の推進に取り組んでいるところであります。

ゼロカーボン社会の実現に向けては、家庭や事業所において、一人一人が自分事として取り組むことが重要でありますので、さらなる意識の醸成を図り、必ず実現させるという強い思いを持って取り組んでまいります。

○荒神　稔議員　温室効果ガス削減には、太陽光発電や省エネ設備の導入支援等に取り組み、また、一人一人が自分のこととして取り組むことが重要であるという内容の答弁でした。

次に、ＥＶ（電気自動車）等の導入促進に向けた県の方針、取組について伺います。

脱炭素社会の実現に向けて、ＥＶ等の導入促進を図ることが必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　本県は、人口1,000人当たりの自動車保有台数が全国７位と多いことから、脱炭素社会の実現に向けては、家庭や事業所において、環境性能に優れたＥＶ等の電動車への転換を図ることも有効な取組の一つであります。

このため県では、県内事業者を対象とした充電設備等の設置補助や、運送事業者に対するＥＶの購入補助を行うとともに、県の公用車においても、電動化が可能な車両について、率先して電動車の導入を進めております。

また、国においても、グリーン成長戦略により、自動車の電動化や充電インフラ等の整備を進めておりますので、国の取組状況を踏まえ、引き続き、ＥＶ等の導入に向けた機運醸成や普及促進を図ってまいります。

○荒神　稔議員　先ほども申し述べました、一人一人のこととして、今からは一般用の充電スタンド設置の促進を図ることも必要だと思います。

県の担当課の話によりますと、県公共施設等への一般用の充電スタンド設置については、現在のところ計画がないという説明でございました。知人にもＥＶ購入を勧めますが、まだ充電スタンドの設置箇所が少ないため不安があり、購入に進まない理由の一つでもありました。

政府は、2035年までにガソリン車の新車販売を禁止することを目指しています。都城市の環境政策課では、業者との連携協定に基づき、中山間地域も含め、今年度15施設32基を設置されたことから、今後、大変役に立つんじゃないかなと思います。県の充電設備設置計画に期待して、次の質問に行きます。

脱炭素に向けた取組についてです。

産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」についてお尋ねいたします。

昨年の杉丸太生産量は、本県が33年連続日本一であり、再造林日本一を目指すには、木材の需要拡大が必要不可欠です。

木材の需要拡大を図るためには、まず、県が率先して取り組むべきと考えますが、県有施設など建築物の木造化・木質化の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　県では、宮崎県木材利用促進条例及び基本方針において、県有施設への県産材の活用をうたっており、副知事をトップとする庁内の委員会において、全庁的に木造化・木質化の取組を推進しております。

近年では、県総合運動公園の屋内走路や新県体育館において、県外企業が特許を持つ特殊な工法ではなく、県内で生産可能な一般流通材を使用した木造トラスを採用するなど、県内企業が施工できる工法での木造化に取り組んでおります。

また、木造マイスターや林業・木材産業の関係者が連携する「みやざき木の建築推進協議会」においては、こうした県の事例も参考に、保育園や商業施設など民間建築物の木造化・木質化に取り組んでいくこととしております。

○荒神　稔議員　保育園や商業施設など民間建築物の木造化・木質化に取り組む内容でありました。

提言として、宝くじの社会貢献広報事業がありますことから、コミュニティー活動の集会施設整備等にも木造化・木質化が推進される取組も必要と私は思っています。

一方、2025年、来春は花粉が大量に飛散するおそれがあると、気象会社が発表されています。森林・林業白書では、杉人工林の伐採や花粉の少ない苗木への植え替えの加速化により、花粉の発生源となる杉人工林を10年後に２割減らすという目標が語られています。

二酸化炭素の吸収量を増やすには、30年、40年後の将来を見据えた森林の育成の取組が必要だと思っております。

それでは次に、森林の集積・集約化について、どのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　森林を適切に管理していくためには、経営意欲のある林業事業体への所有権移転を進めるなど、森林の集積・集約化を図っていくことが重要であります。

このため県では、これまで市町村が行う森林経営管理制度の取組を支援するとともに、今年度からは、林業事業体が森林を取得する際の不動産登記費用の一部を、市町村と連携して支援する取組を進めております。

また、えびの市では、森林を手放したい所有者の情報を、承諾を得た上で林業事業体に提供し、所有権移転につなげる取組も行われています。

県としましては、こうした事例の共有や森林経営管理制度の推進など、市町村と連携を図りながら、今後とも森林の集積・集約化に取り組んでまいります。

○荒神　稔議員　市町村と連携して、森林経営管理制度の推進等に取り組む内容でございました。

それでは次に、地籍調査の取組についてお尋ねいたします。

所有者不明土地の解消狙いで、今年４月から土地など不動産の相続登記が義務化されました。

このことを踏まえ、地籍調査事業は、土地を動かす上で一番重要な基礎となるものであります。一日も早い調査の完了が必要なことから、本県における地籍調査の現状と取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　地籍調査の県全体の進捗率は、令和５年度末で74％であり、市町村別では、三股町をはじめ、11町村で完了

しております。現在、宮崎市をはじめ、15市町村で実施しておりますが、完了していない調査区域の約７割が、山間部などの林地に集中している状況であります。

このため、効率的に林地の調査を進める新たな取組として、航空機やドローンなどを用いて測量し、図面上で境界確認を行うことができるリモートセンシング調査を推進しており、これまでに５つの市町村で実施したところです。

県としましては、必要な予算を国に要望するとともに、新たな技術や手法を取り入れながら、市町村や関係機関と連携し、地籍調査を進めてまいります。

○荒神　稔議員　地籍調査は、災害発生時の早期復旧・復興や公共事業の効率化にも欠かせない事業ですので、関係市町村と連携して、早急に進めることを期待しておきます。

次に、畑地かんがい用水ダムの小水力発電推進について伺います。

都城盆地土地改良区について少し紹介します。国営・県営事業で造成された畑地かんがい施設を長期にわたり適正に維持管理し、安定的な水供給の確保に努めるために、受益農家の皆さんで組織される都城盆地土地改良区が、平成20年２月８日に設立されました。組合員数は約8,500人、受益面積約3,900ヘクタール、県内最大規模の土地改良区であります。

また、木之川内ダムの小水力発電開発について紹介しますと、九州農政局都城盆地農業水利事業所において、過去に小水力発電の採算性検討から始まり、県はもとより、九州電力等との度重なる協議から、宮崎県企業局が今年度、都城市と都城盆地土地改良区に木之川内ダムにおける小水力発電開発の可能性について意向確認を行うとともに、過去に実施されましたポテンシャル調査の再評価を行っておりますが、今後の計画に向けた考えを企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君）　御質問の木之川内ダムは、過去に地元の土地改良区におきまして、小水力発電の開発を検討されましたが、送配電線につなぐ系統連系の費用負担が大きいことから、開発を断念した経緯があると伺っております。

しかし、昨年度、系統連系に関する規制緩和が行われ、コスト縮減の可能性が出てきたことから、今年度、企業局においてポテンシャルの再評価を行っているところです。

その結果、事業性があると判断された場合、まずは地元による開発の意向を再度確認することとしておりますが、その意向がない場合には、企業局の経営状況やカーボンニュートラルに向けた政策等を踏まえながら、当局として対応できるか具体的に検討してまいります。

○荒神　稔議員　具体的に検討されることに感謝いたします。

それでは次に、中山間地域の少子高齢化による課題についてお伺いいたします。

食料・農業・農村基本法が制定された1999年以降、農業者は減少し、耕作放棄地は増え、食料自給率は下がり、中山間地域では、少子高齢化により、担い手不足や将来の農地等の管理を懸念する相談が年々増えている現状であります。

中山間地域では担い手が減少し、遊休農地面積が県全体で令和４年は約1,500ヘクタールあると聞いております。都城市の令和５年の遊休農地面積は、農地面積１万3,058ヘクタールに対して、555ヘクタールと伺いました。

中山間地域において、農地の遊休化を防止す

るために、企業参入により担い手を確保することが重要と考えますが、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　中山間地域では、担い手の減少に加え、農地が分散し、条件が不利な場合も多いことから、農地の遊休化が懸念されております。

このため、中山間地域をはじめとする担い手が不足する地域においては、企業等の地域外の担い手を呼び込むことと、担い手が参入しやすい農地を準備することが大変重要であると考えております。

県では現在、市町村が主体となった企業参入の受入れ体制の検討や、農業会議等と連携した企業参入フェアへの出展など、誘致活動に積極的に取り組んでいるところです。

また、農地バンクが農地を一定期間、保全管理した上で、法人等に貸し出すスタンバイ農地事業にも取り組んでおり、担い手と農地の取組を一体的に進めながら、農地の利活用を推進してまいります。

○荒神　稔議員　国営・県営事業で畑地かんがい整備されている優良農地を、遊休化させないことが最も重要ではないかと私は思っております。県では、県下の畑地かんがい整備農地の遊休農地等の面積を把握されていませんでしたので、今後、把握されるよう要望しておきます。

昨年４月に始まった農地や宅地などの相続土地国庫帰属制度では、申請件数の中で、農地の申請が４割を占めて最多であったと報じられています。相続放棄が年々増え、2022年は、全国の家庭裁判所で過去最多の26万余の件数が受理されております。農地価格は、田畑とも29年連続の下落続きであるようです。

それでは、土地改良区施設設備等の老朽化により、電気料金の高い賦課金で耕作されている巣立土地改良区の問題解決として、土地改良区の今後の施設管理について、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　土地改良区の施設については、老朽化が進む中、組合員の減少・高齢化などにより、維持管理が難しくなってきております。

お話のありました巣立土地改良区についても、担当者が10月に現地に赴き、施設の調査を行うとともに、改良区の皆様から直接意見をいただいたところです。

県としましては、土地改良区を支援するため、関係機関が行う施設点検などに対して技術的助言を行うほか、施設の更新に係る事業を提案するとともに、多面的機能支払交付金による施設の長寿命化などを推進しております。

今後も市町村などと連携し、土地改良区や農家の意向に寄り添いながら、施設管理の負担軽減を進めてまいります。

○荒神　稔議員　土地改良区の農家の意向に寄り添い、施設管理の負担軽減を進める内容だったと思います。

一方、農水省は、食料・農業・農村基本計画の策定に向け、環境保全や農村振興の課題では、高齢化に伴い、草刈りや水路管理等の共同活動が難しいことを踏まえ、農業インフラを維持するために新たな仕組みが必要と語られています。

このことから、全ての土地改良区に新たな取組を検討していただいて、次に、本県の工業・農業・福祉等の職業系専門高校等における県内就職についてお伺いいたします。

子ども・若者プロジェクトを強化するために柱に据えたのが、若者・女性を重視した人口減

少対策の強化であります。

工業・農業・福祉等の職業系専門高校等における県内就職率及び就職した高校生の第１次産業への就職率について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　宮崎労働局が公表している、令和５年３月末時点の県内の高校別の就職者数に係るデータを基に算出しますと、工業・農業・福祉等の職業系専門高校等における県内就職率は、令和５年３月卒の生徒で62.5％となっております。

また、文部科学省が公表している、令和５年５月１日時点の学校基本調査によりますと、令和５年３月卒の県内高校生で就職した者のうち、第１次産業である農業、林業、漁業に就職している割合は1.8％となっております。

○荒神　稔議員　第１次産業である農業、林業、漁業に就職している県内の割合は僅か1.8％であり、第１次産業の今後の担い手不足等を再確認いたしました。

それでは、地元で即戦力が期待できる県立の職業系専門高校における自動車学校への入校時期について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　多くの県立高校におきましては、就職や進学などの進路実現のため、学業を優先し、また、進路指導の時期を確保するため、校則等において自動車学校への入校時期を定めております。

今年度の調査によりますと、県立の職業系専門高校での入校時期は、10月が２校、11月が10校、12月が３校となっており、ここ数年来、自動車学校への入校時期を早めてきております。

自動車学校への入校条件や入校時期は、校長の判断により、各学校の状況に応じて定めておりますが、生徒の実情を踏まえて、不利益を被ることがないよう柔軟に対応しております。

○荒神　稔議員　柔軟に対応するという内容だったと思いますが、やはり本県は交通体制の乏しい県でございますので、第１次産業等で即戦力となる人材の確保が求められることや、また、教習所より、教習所の受入れ体制や働き方改革についての要望等が提出されると聞いております。そのような中で、柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

次に、本県の孤独死の現状と独り暮らしの高齢者への取組についてお伺いいたします。

孤独死、孤立死について、今年１月から６月に自宅で死亡した一人暮らしの人は、全国で３万7,000人余であります。そのうち、65歳以上が２万8,000人余の76.1％だったと報じられています。

県警の令和５年における65歳以上の独り暮らしの方の検視件数は531件で、令和元年の380件に比べて約４割増加し、10年前の1.7倍と言われています。また、県内の65歳以上の独居世帯は、2005年の４万7,000人余りから2020年では７万人余りで、1.5倍であるようです。

今後の社会づくりとして、独居高齢者を支える仕組みが必要不可欠なことから、人口減少と同時に、高齢者の独居世帯が増加の一途である現状を踏まえ、中山間地域の独り暮らしの高齢者に対して、どのような支援が行われているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　独り暮らしの高齢者は、全県的に増えておりますけれども、特に中山間地域では、高齢化の進展も早く、独り暮らしの高齢者に対する生活に係る様々な支援が、今後ますます重要になると考えております。

このような中、市町村では、生活支援コー

ディネーター等によりまして、買物や通院など、高齢者の日々の困り事を地域で解決する共助の仕組みづくりが行われておりますほか、県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会と連携して、高齢者の日常生活支援や身元保証等を行うための検討を進めております。

近年、高齢者の生活支援等のサービスを行う民間事業者が増加していることなども踏まえまして、今後、県としても、県社会福祉協議会での検討状況などを参考に、必要な支援の在り方を研究してまいります。

○荒神　稔議員　部長答弁の内容は、やはり理想であり、現状では大変厳しいものがあろうかと思っております。

日本は、これまで家族依存型福祉国家と呼ばれ、介護・育児などで家族の役割が大きいとされてきましたが、家族の形の変化で、人口問題研究所によりますと、約40数年前の1980年では、夫婦と子供の家庭が42.1％、一人暮らしが19.8％、2020年では、夫婦と子供の家庭が25.2％、一人暮らしが38％、2050年の推計では、夫婦と子供の家庭が21.5％、一人暮らしが44.3％と推計されています。１世帯の家族人数が９年後には初めて２人を下回るとの推計もお聞きします。

中山間地域では、高齢者が高齢者を支援している現在において、独り暮らし高齢者の日常生活での不安について意見が一番多かった内容は、「健康や病気のこと」が約６割、次に「寝たきりや体が不自由になり、介護が必要な状態になること」が約４割でした。高齢者は、それぞれ不安を抱きながら生活されております。

そのような状況の中で、中山間地域の県管理道路についてお伺いしますが、県管理道路において、地域住民が草刈り等のボランティア活動を行うに当たり、この活動を支援する制度について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　県管理道路におきましては、地元住民の皆様が行うボランティア活動への支援として、平成22年度より道路愛護活動支援事業を実施しております。

具体的には、協定を締結した団体による草刈りや植栽帯の管理、花植え、道路のごみ拾い等の活動に対して、活動奨励金や清掃用具の支給などを行っており、現在225団体に登録いただいております。

今後とも、県庁ホームページや広報紙への掲載等、さらなる周知に努め、道路愛護の機運醸成を図るなど、県民との協働による「美しい宮崎づくり」に向けた沿道景観の保全に取り組んでまいります。

○荒神　稔議員　先ほど申しましたように、中山間地域は高齢化が進み、かつてはいろいろとボランティア制度もあったわけですけれども、今回の質問は、高齢者の対応を重視していただきたい、そして、道路管理ができない状況も迫っているという内容でございました。

それでは、高齢者の独り暮らし解決や後継者育成のために、中山間地域の農振除外についてお伺いいたします。

家族が県内にいても、そのつながりが機能していなくて、中山間地域では、若者の流出により、高齢者の見守りや地域の伝統行事や農地管理等の活動が困難な現状です。

若い世代が地域に居住することで解決でき、高齢の親元に寄り添うため新築計画をしても、農振法が厳しくあり、農地を守るために農振法が必要であるということは十分理解しておりますが、遊休農地が増え続ける現在において、条件付でも、時代とともに状況に合った法律の一

部改正をしてほしいという地域の声があります。また、農地が違法転用され、原状回復がほとんどなく、追認許可された事例が多くあると聞いております。

年老いた親の面倒や地元に住みたい若い世代の方々、あるいは独り暮らしで寂しい思いをしている高齢者の「家族が近くにいたら安心できる」という地域の声を、２年前、都城市議会で、中山間地域に居住する高齢者のささやかな願いから、意見書を賛成多数で提出した経緯もあり、今回こうしてお尋ねするものです。現在の農振法、昭和44年制定の農業振興地域の整備に関する法律の一部改正を望む声であります。

農用地区域からの除外に関する要件緩和が必要と考えますが、県が要件を緩和することはできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　農用地区域内の農地を転用目的で除外するには、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を全て満たす必要があります。

これらの要件は、農業の最も基礎的な生産基盤である優良農地の確保を図る等の観点から、全国一律で定められたものであり、県の裁量で緩和することは難しいと考えております。

一方で、希望する農地の除外ができない場合でも、近隣の農地では可能な場合もあるため、まずは、除外の判断を行う市町村に対して、十分に相談していただくことが重要と考えております。

県としましても、市町村からの農振除外の協議に当たりましては、引き続き、関係法令にのっとり、案件ごとに計画の内容や立地の状況等を丁寧に確認し、適切に対応してまいります。

○荒神　稔議員　このことは、過去に県議会でも多くの議員が質問されています。法律改正の問題ですので、県の裁量で緩和することは難しいという答弁内容であります。このことは理解しておるわけですけれども、農地を守る決まりよりも、農地を遊休化させず、農地を耕作して農地活用を守ることが大切だと私は思います。地域からの農振法一部改正の必要性の声を、今後も機会があるたびに要望してまいります。

それでは次に、華やかな質問をしてまいります。宮崎国スポ・障スポについてです。

まず、宮崎国スポ・障スポのイメージソングについてお伺いいたします。

県民が様々な場面で耳にし、親しんでいただけるよう、教育委員会や市町村等との連携を図り、計画的に普及を進めるとのことを確認しておりますが、イメージソングを普及させるために、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　大会イメージソング「ひなたのチカラ」は、宮崎国スポ・障スポに向けて徐々に機運を盛り上げていくために、段階的・計画的に制作・普及を進めております。

具体的には、昨年６月に歌詞、10月に曲といったように順次公募を実施し、今年７月の正式な開催決定を受けた９月の実行委員会の設立のタイミングに合わせて、市町村長や各団体の代表者等約300名の前でお披露目を行いました。

私は、この曲は、まさに「ひなた」のような明るさ、元気が伝わる華やかな曲でありまして、キャッチーなメロディーも含めて、とても親しみやすい曲に仕上がっているのではないかという印象を受けております。

先月は、宮崎、延岡、都城の商業施設において、大会の開催決定イベントの実施に合わせ、

多くの皆様に生演奏をお聞きいただくとともに、新たに制作したイメージソングのダンスと体操等を公開したところであります。現在、学校の体育などの授業や運動会、イベント等、様々な場面で活用されるよう取り組んでいるところであります。

さらに、カラオケでの配信準備も進めておりまして、３年後に向け、市町村や関係団体と一層連携しながら、県民の皆さんが様々な場面で耳にする機会を計画的につくり、親しんでいただくことで、大会の本番に向けて機運醸成につなげてまいります。

○荒神　稔議員　知事がおっしゃったとおり、私もすばらしい歌だなと、全ては歌えませんが、ワンフレーズぐらいはというふうに考えているんですが、ただ、県民がそのようになるには、耳にすることが大事なことでありまして、県では電話の取次ぎのときに流れるが、県の出先機関のほうでは、まだ浸透していないような感じです。やはり３年後ですから、早い、遅いじゃなくて、早いほど、今、知事のおっしゃったように、機運は高まるのかなと思っております。３年後に向けて、県民の機運醸成につながるような計画的な取組を期待しております。

それでは次に、山之口運動公園内に整備中の新陸上競技場のネーミングライツについて、教育長にお伺いします。

前回２月の答弁では、命名権の効果が最大限に発揮できるよう、令和６年度に速やかに準備を進めるということでありました。

今月完成し、来年４月に供用開始予定の新陸上競技場については、今年６月から、県のホームページなどでスポンサー企業の募集が行われたかと思います。

今回の募集に当たっては、県所管の新陸上競技場に加え、都城市が所管する補助競技場や運動公園全体にもネーミングライツが導入されるとお聞きしております。公園全体や各施設それぞれの愛称を、県と市が協働して募集を行ったと聞いておりますが、いよいよ県陸上競技場の完成も間近に迫ってきたところでございます。

ネーミングライツの選定の状況について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　県有スポーツ施設におけるネーミングライツ制度は、施設の安定的な運営の確立、県民の皆様への良好なスポーツ環境の提供や「スポーツランドみやざき」の推進に大きく寄与しております。

県山之口陸上競技場のスポンサー企業につきましては、都城市が所管する補助競技場等とともに、今年６月から募集を開始し、県ホームページや新聞、テレビ、ラジオでの告知、企業への訪問等を行ってまいりました。現在、候補企業と調整を継続しているところであり、今後、有識者による選定委員会等を経まして、年明けには決定することとしております。

○荒神　稔議員　県の陸上競技場と都城市の補助競技場等に名称が取り入れられるという説明でありました。年明けに決定されるという答弁でしたので、すばらしい年明けが来るのかなというふうに期待しております。

次に、陸上競技場完成に伴う式典・イベント開催計画についてお伺いします。

県陸上競技場の供用開始に伴い、どのようなイベントが開催されるのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）　来年４月の陸上競技場の供用開始に当たりましては、地元都城市や施設の利用団体等の関係者を招いて、テープカットやネーミングライツ企業

の命名権証授与などを行うオープニングセレモニーを開催する予定です。また、セレモニー終了後には、県民向けの見学会を開催し、地域の方々にも、競技場への理解を深め、親しみを持っていただきたいと考えております。

本施設は、日本陸上競技選手権大会が開催可能な第一種陸上競技場の検定を来年２月に受ける予定であり、収容人員は約１万5,000人で、ナイター設備も備えた本県を代表する新たな施設になることから、全国にＰＲできるよう、宮崎国スポ・障スポの開催だけでなく、ラグビーの国際試合等、大規模大会の誘致に向け、関係部局や都城市、競技団体等と連携してまいります。

○荒神　稔議員　次に、宮崎国スポ・障スポ開・閉会式の交通対策についてお伺いします。

民間推計によりますと、トラック運転手が2030年度に全国で36％不足すると発表されております。本県は41％の不足が見込まれています。県内の個人タクシーも10年前から約50人減少し、人材不足が課題と言われています。

地域の声として、国スポ・障スポの参加者が安心して開・閉会式に参加できるよう、今後どのように輸送・交通対策に取り組まれるのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお尋ねいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）　国スポの総合開・閉会式は、一般的に定員が設けられた事前申込制となっており、宮崎国スポにおける参加者の輸送交通対策については、これまで輸送手段ごとの輸送量推計をはじめ、様々な調査を行ってまいりました。

今年度は、それらの調査結果に基づき、選手等を宿舎から輸送する計画バスや観覧者等を臨時駐車場から輸送するシャトルバス、ＪＲの活用等を組み合わせた輸送計画の策定に取り組んでおります。

また、臨時駐車場の必要台数を確保するため、近隣の土地所有者への協力依頼を進めておりますほか、議員御指摘の2024年問題によるドライバー不足やバス確保の課題に対応するため、九州各県のバス協会を訪問し、協力要請を行ったところです。

今後も、安心して開・閉会式に参加してもらえるよう、円滑な輸送・交通対策を計画的に進めてまいります。

○荒神　稔議員　申込みが必要ということで、混雑もある程度緩和されるのかなと思っております。万全に万全な「宮崎のおもてなしの心」での開催を願っています。

それでは次に、志に勇気を持ってお尋ねいたします。天皇陛下の都城島津邸御訪問についてお尋ねいたします。

都城島津家を少し紹介しますと、約670年前、1352年12月12日に、鹿児島から私のふるさと都城市山田町中霧島にある薩摩迫の地に移られ、ここからが都城島津の始まりです。

昭和天皇皇后両陛下は、昭和48年４月８日に小林市で行われた全国植樹祭の祭典終了後、山之口県老人特別養護ホームから16時15分に島津邸に到着され、翌９日に西都城駅から御用列車で帰京されております。「民間人の家庭にお泊まりになるのは珍しい」と言われた島津邸への御宿泊でありました。

皇后陛下は、島津宗家とも親戚関係にあること、島津久厚氏の夫人と両陛下の第１皇女、照宮成子様が学習院の同級生ということもあり、決まったらしいと書き記されてあります。

御来県が期待される天皇皇后両陛下の御視察において、都城島津邸を御訪問していただきたいのですが、知事のお考えをお聞かせくださ

い。

○知事（河野俊嗣君）　国民スポーツ大会は、天皇皇后両陛下が地方にお出ましになる地方行幸啓の一つでありまして、総合開会式への御臨席のほか、競技の御覧や地方事情の御視察が恒例となっております。

御紹介いただきましたように、同じく地方行幸啓の一つである全国植樹祭が昭和48年に小林市で開催された際、昭和天皇皇后両陛下は都城市にある現在の都城島津邸に宿泊されており、両陛下がお泊まりになった部屋や浴室、休憩室、御使用になった道具類が保存されております。

県としましては、天皇皇后両陛下が御来県いただける場合には、大会に伴う日程等も踏まえながら、御覧になられる競技や御視察先について宮内庁に提案するとともに、万全の体制でお迎えできるよう準備を進めてまいります。

○荒神　稔議員　県議会でも、県北の高千穂、県西の高原、小林、いろいろと要望が上がっております。やはり都城からも一声出そうと思って、今回お尋ねいたしました。

今回は、中山間地域の高齢者の日常生活において、農地等の管理や福祉行政に対して血税を用いなくても、過去の家族制度らしきものが存在していたら、土地の所有者不明や独り暮らしの高齢者の支援、孤独死等の事案もないのではないかと思って、私は質問しました。また、地域の声も私の考えと同じでございます。地域の声を県政につなぐ役割として、今回の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○野﨑幸士副議長　次は、山内いっとく議員。

○山内いっとく議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。自由民主党、都城選出の山内いっとくです。宮崎の未来をつくるため、地域・福祉・教育の視点で、県民から届く声を県政へと届けていきたいと思います。

本日の目的は、テーマを「人口減少時代を生き抜く」として、人口減少対策、子ども・若者プロジェクト、安全・安心の宮崎に関する質問を通して、日本一生み育てやすい県を推進してまいりたいと思います。

まず、人口減少対策についてですが、宮崎県はいよいよ103万人を切る人口となってきました。宮崎県内の自治体の人口減少政策を見てみると、地域活性化、若者の移住支援や結婚・子育て支援などを行っているところが多く見られます。さらに、地域の魅力を発信するための観光振興や農業・特産品のＰＲ活動も行われ、地方創生に取り組んでおられます。

宮崎県は、自然環境や温暖な気候を生かしながら、住みやすい地域づくりに取り組んでおり、これらの政策が効果を上げることが期待されております。

今回は、自然増、自然減、社会増、社会減の視点から質問してまいります。

まず、自然増についてです。

出生率が上がらない要因としては、教育などに多額の費用がかかる中、若い世代の所得が少なく、子供を産んで育てる展望が持てないことなどが指摘されております。一般的に、子供１人を大学卒業まで育てるための費用は、約2,000万円から3,000万円かかると言われております。

青森県は、全ての小中学校で10月１日から給食費が無償化されると発表しました。青森と宮崎では、人口、面積、人口密度、年間予算など同じような状況であり、青森県ができて宮崎県ができないことはないと考えます。

子育て世代の当事者としては、無償化は大変ありがたいものと考えます。物価も上がり、可

処分所得が増えない中、子育て費用の負担軽減の声は大きくなっております。日本一生み育てやすい県を目指す上で、子育てに関する負担軽減に取り組むべきだと考えます。

そこで質問いたします。子育て費用の負担軽減の認識を知事に伺います。

以降の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

日本一生み育てやすい県を目指すためには、子育てに関する経済的負担を軽減することが大変重要であると認識しております。

県がこれまで実施してきた「結婚・子育て意識調査」でも、半数以上の方が子育てに関して不安や負担を感じており、その理由としては、子育てにお金がかかることが最も多く挙げられております。

そのため、県としては、病児保育の無償化やおむつの定額利用の支援など、地域の多様なニーズに対応するとともに、医療費や給食費など、子供がひとしく受けるべき行政サービスについては、国による全国一律の実施を要望しているところであります。

また、こうした幼少期の負担にとどまらず、高等教育における負担も大変大きいものがあろうかと考えております。

今後とも、国や市町村との連携の下、子育て世帯をはじめとした県民の皆様に寄り添いながら、子育ての負担を軽減する取組の充実に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○山内いっとく議員　負担軽減の取組充実に期待しております。

東京や大阪では、習い事に対して助成しております。私の長女になりますが、塾に行かずに国立大学へ進学してくれたし、また長男は、当時月謝500円のレスリング教室で運動させてもらいました。また、放課後児童クラブなどには行かず、近所で遊んだり、公民館行事に参加するなど、学校外の子育て費用はあまりかからず育ってくれました。「子供が多くて大変でしょう」と言われることもありますが、１人でもやはり子育ては大変だと思うところです。

逆に、子供が多いからこそ助かった部分もあります。例えば、うちの幼児のお風呂は小学生が入れてくれたり、子供だけで遊んでくれたり、子供が多いからこそ楽な面もありました。格安の習い事や無料で遊べる場等をまとめた情報提供なども行うよう提言したいと思います。

次に、自然減対策としては、医療の充実を行い、健康寿命の増進が主だと思いますが、健康的に暮らしていくためにも、重層的に支援していくことが重要です。

重層的な支援は、令和元年度以降、全国200か所以上で展開されたモデル事業を踏まえ、令和３年度から重層的支援体制整備事業として、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方をサポートするための体制をつくる事業が展開されております。

本県の重層的支援体制整備は、令和７年度に13自治体を目標とし、令和５年度で４自治体が整備されております。

そこで質問いたします。重層的支援体制整備の現状と目標達成に向けた取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　重層的支援体制整備事業につきましては、地域福祉支援計画において、令和７年度の目標実施数を13市町村と掲げる中、今年度において、移行準備段階

も含め、計13の市町村が取り組んでおりまして、おおむね順調に進んでおります。

実施市町村との意見交換におきましては、支援機関同士のネットワークが拡大したことで、生活困窮やひきこもりなど複合的な事案に対しまして、ワンストップでの対応や効果的なアウトリーチが行えるようになり、一定の成果が出ているとお聞きしております。

県では、来年度、地域福祉支援計画の改定を予定しておりますので、地域の実情を踏まえながら、事業を実施する市町村の拡充や効果的な取組について検討してまいります。

○山内いっとく議員　26市町村のうち、13自治体が取り組んでおり、また、一定の成果が出ているということで安心しました。そして、新たに拡充していくということですので、残り13自治体に関しても、必要なところにはしっかりと支援をお願いしたいと思います。

また、自然減の一つに自殺があるかと思います。自殺対策は本県でも取り組んでおられますが、昨年度の本県の自殺率はワースト２位と、全国と比較して厳しい状況です。

そこで、各県の自殺対策計画などを比較してみました。自殺総合対策大綱では、ゲートキーパーの養成が示されています。しかしながら、本県の計画には、ゲートキーパーという言葉が、「相談機関へ繋ぐ「ゲートキーパー」の役割を周知する」というところと、あともう１か所の２か所しか出てきません。

自殺率の低い鳥取県や徳島県では、ゲートキーパーの養成に関して、言葉が10か所以上出てきます。また、神奈川県の計画の中には、ゲートキーパーという言葉が85か所出てきます。ゲートキーパーの育成不足が、全国よりも自殺率が高い結果となっている可能性があるのではないかと考えます。

そこで質問します。本県のゲートキーパーの養成人数と今後の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、相談機関へとつなぎますゲートキーパーは、自殺予防において重要な役割を担っております。

県では、平成24年度以降、自殺対策行動計画に基づき、ゲートキーパーの養成を市町村と連携しながら進めておりまして、昨年度は、医療介護や理容・美容に従事する方など、約4,300人に研修を受講いただいております。

また、「ひなたのキズナ声かけ運動」を通しまして、県民一人一人がゲートキーパーの役割を理解し、悩んでいる人に寄り添う気持ちを持ってもらえるよう周知を図っているところであります。

今後とも、市町村や関係団体と連携して、現在の取組を継続的に実施することにより、ゲートキーパー研修の拡充や普及啓発に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員　約4,300人が研修を受講ということで、想像より多いなと思ったところでした。ぜひ今後も進めていただきたいと思っております。

次に移りますが、社会減を少なくし、地域の持続可能な発展のためには、地元愛を育むことは不可欠です。

富山県では、「14歳の挑戦」「17歳の挑戦」という取組が行われており、中学生、また高校生が、地域の様々な仕事や活動を体験するプログラムです。主に中学２年生が対象で、地域の企業や団体で実際に働くことで、仕事の価値や地域の特性を学びます。１週間のうち５日間

丸々、職場体験しているということです。

このプログラムの目的は、若者が自分の進路や将来の仕事について考えるきっかけを提供することで、富山県の県内就職率は94.1％となっているようです。

そこで質問します。将来、地元で働きたいと思う子供の育成につながるキャリア教育の取組を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君）　県教育委員会では、令和４年に宮崎県キャリア教育ガイドラインを改定し、「ふるさとを想い、主体的に社会参画する人材の育成」を掲げ、各学校では、子供たちが地域に貢献する喜びや働く意義を実感し、自分の生き方を考えることができるキャリア教育に取り組んでおります。

中学校においては、地域で受け継がれている行事に参画する活動や、地元の企業で実際に働く活動、また地域の大人からふるさとで暮らす魅力を聞く活動などの学習に取り組み、地元で働きたいという思いにつながっております。

そのため、今後も県のキャリア教育支援センターを中心に、市町村とも連携し、地元企業の魅力や、そこで働く人の願いを感じられる取組を推進してまいります。

○山内いっとく議員　ぜひ進めていただきたいと思います。

宮崎県内の企業の魅力を多くの方に知っていただくことを目的に、県内企業の情報を掲載した「ワクワクＷＯＲＫ！宮崎2022」が刊行されています。

本冊子では、県内企業200社の事業概要やアピールポイント、社員からのメッセージを掲載しています。また、社会人１年生へのインタビューなど、リアルな職場を知ることができる企画のほか、就職活動に役立つ情報が満載です。

そこで質問します。「ワクワクＷＯＲＫ！宮崎」を県内の若者に広く見ていただくための取組状況を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君）　企業ガイドブック「ワクワクＷＯＲＫ！宮崎」は、高校生や大学生、一般求職者等に対し、県内企業の概要や魅力を発信することを通して、企業理解や県内就職促進を図ることを目的として、毎年約6,500部を作成しております。

本ガイドブックは、県内の高校・大学や商工団体等に広く配布しており、様々な場面で参考資料として有効に活用されております。

また、大学生や一般求職者等を対象とした県の就職説明会等での配布に加え、電子版を県ホームページにも掲載しており、広く県民の方々が閲覧できる環境を整備しています。

今後も教育委員会等と連携しながら、「ワクワクＷＯＲＫ！宮崎」を通した県内企業の魅力発信に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員　令和７年度の重点施策の一つとして、若者・女性が生き生きと活躍できる環境づくりがあります。

人口減少問題の課題の一つは人手不足であり、労働人口が少なくなる中、宮崎県の産業構造は、農業をはじめとする第１次産業に依存する部分が大きく、若者、特に女性の県外流出が大きな課題となっております。

10年ほど前には、農業ギャルやスーツで農業を行う姿などが話題になったこともあり、農業がきらきらしておりました。

そこで質問します。若者や女性にとって魅力ある産業づくりの今後の取組を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　人口減少が進む中、若

者や女性はもとより、１人でも多くの方々に県内企業を選んでいただくためには、安心して働き、将来にわたって発展する力強い産業づくりに取り組むことが大変重要であります。

このため県では、本県の強みであります農林水産業の振興をはじめ、地域経済を支える中小企業・小規模事業者への支援の充実や、産業の高付加価値化・成長産業化に向けたフードビジネスやスタートアップ企業の育成、産業のデジタル化の推進等を図るとともに、今後の成長が期待されます半導体関連産業の積極的な誘致などにも取り組んでおります。

また、これらの基盤となる人材を育成するため、若手社員から経営者層まで、各階層に応じた講座を実施するほか、若者や女性が働きやすい労働環境や柔軟な働き方に対する支援、また働きやすい職場「ひなたの極」の認証など、様々な取組を展開しております。

今後とも、経済団体や支援機関、大学等と連携しながら、魅力的な産業づくりを進め、若者や女性に選ばれる宮崎を目指してまいります。

○山内いっとく議員　県債収支を見ましても、農畜産業が本県の強みでありますが、加工業が弱く、赤字となっておりますので、新たなフードビジネスの展開に期待しております。

また昨年、台湾政府の招聘事業において、全国若手政治関係者が25人招待され、その中の１人として、私も台湾に行かせてもらい、台湾政府の外交部や経済部などの方々と意見交換をさせてもらったところです。そのときにも、ＴＳＭＣには約1,000社の関連企業があり、そこに着目してくださいと言われましたので、今後、半導体関連産業の積極的な誘致にも期待していきたいと思っております。

そして、社会増のためには、ＵＩＪターンの移住政策がありますが、特に若者のＵターンを増やすべきではと考えます。

宮崎県出身の大学生が地元にＵターン就職するかどうかは、地元への愛着や家族とのつながり、生活安定といった要因と、都市部でのキャリアチャンスや高収入を求める気持ちとのバランスによって決まります。宮崎県では、Ｕターン就職を支援する施策が充実しているものの、産業構造の違いや都市部の魅力も影響し、多くの学生がＵターンと都市部での就職のどちらを選ぶか悩むのが現状です。

高校生の約半数が普通科で進学する状況がある中、高校生の県内進学率だけではなく、本県出身の大学生のＵターン率も重要かと考えます。

そこで質問します。本県の県外大学進学者のＵターンに関する現状を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君）　国の学校基本調査によりますと、令和５年３月卒の県内高校生で、県外の大学に進学した生徒数は約3,200人となるなど、毎年多くの高校生が卒業を機に転出しております。

県では、こうした大学生のＵターン就職を促進するため、県外大学に進学する生徒の保護者のうち、希望する方に対し、県内企業等の情報提供を行うなど、様々な取組を行っております。

一方で、県外に転出した高校卒業者については、その後の状況把握が困難であるという実情もあります。

議員御指摘のＵターン者の割合等の把握については、重要な視点であると認識しておりますので、今後、他県における調査事例の情報収集等を行いながら、課題として研究してまいりま

す。

○山内いっとく議員　課題として研究していくということですので、一歩前進かなと思います。Ｕターン政策の成果を見る上でも、大学卒業後のＵターン状況というのは必要ですので、ぜひ調査を進めていただくよう提言したいと思います。

Ｕターンしたくなるための学校教育に重要な要素として、地域理解の深化、地元企業との連携、地域課題への取組、コミュニティー活動への参加、進路指導の充実などがあります。この中の進路指導において、宮崎に全国や世界で活躍している企業や個人の方がいますが、その情報をすぐに引き出せる手段がなかなかないなと考えているところです。

地元の進学先や職業の選択肢を明確にし、地元でのキャリア形成の可能性を考えるサポートを行うことのできる教員、地元の企業を知っている教員が少ないと考えます。

就職支援として、県内を７エリアに分けて、エリアコーディネーターがおられるようです。宮崎で働くことの魅力を、エリアコーディネーターからも伝えていただきたいと考えます。

そこで質問します。就職支援エリアコーディネーターのこれまでの取組と普通科高校に対する就職支援について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君）　就職支援エリアコーディネーターにつきましては、平成28年度に６名配置し、令和４年度より１名増員して、現在、県内７地区に７名配置しております。

具体的な取組として、各地区における就職促進や早期離職防止を目的に、進路指導担当者と地域の産業関係団体代表者による会議を開催しております。また、小まめに地元企業を訪問し、企業情報や卒業生の就業状況等を学校に提供しております。

普通科高校への就職支援につきましては、県内企業の魅力を知ることは、大学等卒業後の本県での就職につながることから、地元企業による企業説明会や職業講座等の企画を実施しております。

今後とも、コーディネーターを活用した県内就職促進の取組を積極的に推進してまいります。

○山内いっとく議員　ぜひコーディネーターには、県内企業の魅力を全ての高校生に伝えていただきたいと思います。

また、過去の知事の答弁では、県は、経済的な豊かさとお金には代えられない価値が調和した、新しい豊かさへの挑戦に取り組んでおられるとのことでありますが、それがなかなか目に見えないところでしたけれども、例えば「宮崎暮らしの魅力を語ろう！」という宮崎の豊かさをＰＲするよい資料がつくられておりました。

この資料の中には、宮崎の日本一のものや意識調査の結果などがあり、結婚・子育て・生活に関して、子育てのしやすさ（全国３位）や将来の夢や目標を持っている小学生（全国２位）のことなどが載っておりました。

東京都との給料の差や生活費の差などのことは「みやざき移住ガイドブック」に掲載されております。ひなたの出逢い・子育て応援運動の一つだと思われますが、ライフデザイン事業には、仕事や結婚・家庭、ワーク・ライフ・バランスなどを学生に考えさせる資料もあります。

さらに、先ほどの「ワクワクＷＯＲＫ！宮崎」も含め、いい資料等が多くありますが、つくって終わりではなく、今、宮崎で暮らしている子供・若者にしっかりと伝わるように活用していただくことを提言したいと思います。

次に、子ども・若者プロジェクトについて伺ってまいります。

このプロジェクトは、日本一生み育てやすい宮崎を目指しております。先ほどとかぶりますが、少子化の要因の一つに、社会的価値観の変化があります。現代の若者は、結婚や出産に対する価値観が変化しており、必ずしも結婚や子供を持つことを人生のゴールと考えていない人が増えています。自分のライフスタイルや趣味、キャリアを優先する人が増え、結婚や出産を後回しにする傾向があります。

本県では、ひなたの出逢い・子育て応援運動を始めましたが、まず、子育てが楽しいことが伝わっていないと感じます。

そこで質問します。ひなたの出逢い・子育て応援運動推進会議の子育て応援部会の各委員から出た意見を踏まえ、「子育てが楽しいと感じられるみやざき」づくりに向けた今後の取組を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　子育てについては、楽しさや喜びを感じると同時に、様々な苦労や悩みもあるものであります。家族などの協力を得たり、働きやすい環境が整うことで、本来の楽しさをより実感できるようになるものと考えております。

これまで、子育て支援の意見交換等を行う子育て応援部会では、職場での子育て世帯への理解や、男性の育児休業取得の促進が必要などの御意見をいただいたところであります。

これらを踏まえて、働きやすい職場「ひなたの極」の認証などに加えて、新たに、企業向けライフデザインセミナーの開催や、男性の育児休業を推進する企業等への奨励金支給などに取り組み、共働き・共育てしやすい環境づくりを進めてきたところであります。

「子育てが楽しいと感じられるみやざき」の実現のためには、子育ての不安や負担の軽減により、その楽しさを実感していただくことが重要でありますので、引き続き、県民の皆様の声にしっかり耳を傾けて、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員　子育ての苦労は、共働きによる家事・育児の時間や経済の負担があります。私事になりますが、自分で朝５時に起きて御飯を作り、子供が起きる前に出て、寝た後に帰ってくる生活を行っておりましたら、ある日、子供から「パパ、今度いつ来るの」と言われました。そのときには、毎日帰ってきているのになと思ったところでした。

また逆に、子育ての楽しさの実感としましては、子供の寝顔で癒やされ、元気な挨拶に勇気をもらい、想像しない言動で笑い、子供の成長で感動する。自分が人生で一番輝いているときが、子育て中の今なのかなと感じているところです。ぜひ子育ての楽しさを県と共に届けていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、ひなたの出逢い・子育て応援運動は、子ども・若者プロジェクトの取組の一つとして実施されております。この運動の出逢い応援部会委員として、高校生及び大学生の４名が参画し、若者の意見を今後の出会い・結婚支援の施策等に生かすこととしております。

また、応援部会委員としては、企業等が参加していると伺っております。昨年度の一般質問でも聞きましたが、子供や若者の政策への意見反映を期待しているところです。

そこで質問します。ひなたの出逢い・子育て応援運動推進会議の出逢い応援部会における学生委員からの意見内容と、その後の県の取組

を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　16名の委員から成ります出逢い応援部会では、高校生３名、大学生１名、計４名の学生に委員として御参加いただき、情報共有や意見交換、取組提案などを行っております。

これまで学生委員からは、「若い世代への情報発信はＳＮＳの活用が有効」あるいは「婚活イベントは、同じ趣味の人が集まる内容だと安心して参加できる」などの御意見をいただいております。

このような意見も踏まえて、今年度から新たに、出会い・結婚支援に係る県公式のインスタグラムやＬＩＮＥを開設して情報発信を強化いたしますとともに、キャンプやスイーツ作り、ゲームといった趣味をテーマにした参加しやすい大規模な出会いイベントの開催などに取り組んでおります。

○山内いっとく議員　今後、参加しやすい大規模な出会いイベントがあるのかなと思うところです。相当期待しています。また、マッチングアプリでの出会いのほうが成立しやすいというデータもあるようですので、うまく連携しながら進めていただきたいと思うところです。

今年度、県は「少子化要因見える化ツール」を発表されました。今後期待しているところです。調べてみると、「子育て環境日本一」を目指している京都府が、全国初でツールを作成しているようです。

子供の出生や転入出の状況、結婚・子育てを取り巻く環境は、地域によって異なることから、それぞれの実情に応じた実効性のある少子化対策を推進することが重要です。そのため、このツールの目的は、市町村における少子化対策の検討を支援することとなっております。

そこで質問します。「少子化要因見える化ツール」を活用した市町村支援の取組状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　「少子化要因見える化ツール」は、昨年度、県内市町村ごとの合計特殊出生率の特徴や、結婚・子育て環境について、比較可能で客観的なデータを用いまして、統計学の手法により分析し、その状況を分かりやすく示したものであります。

今年度、まず、全ての市町村を対象とした説明会を開催いたしまして、本ツールの内容や活用方法などを共有した上で、個別支援を希望する市町村を募集いたしました。

現在は、応募のありました宮崎市など４市町について、本ツールの作成に携わった少子化対策の専門家が複数回直接訪問し、各市町に設置されたプロジェクトチームとともに、地域の実情に応じた対策の構築に向けて検討を重ねているところであります。

○山内いっとく議員　各市町に設置された庁内横断的なプロジェクトチームと共に検討を重ねているところで、今後の活用が進んでいるということで、期待していきたいと思っております。

次に、こども計画について伺ってまいりたいと思います。

現在作成中であるこども計画は、子供施策に関する事項を定める計画であり、地方公共団体が子供施策に関する事項を定める計画を一体として策定することで、区域内の子供施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとすることなどが期待されております。

成果指標には、合計特殊出生率だけでなく、「将来の夢や目標に向かって頑張っていると思

うこどもの割合」、「安心してこどもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる県だと思う人の割合」が入ることになりました。

そこで質問します。今回策定するこども計画において、３つの総合成果指標を定めた意図を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　こども計画につきましては、子供・若者の幸せの実現を主眼に置きつつ、子育て当事者においても、子育てを楽しいと感じられる宮崎の実現を目指して、「すべてのこども・若者の夢や希望が叶い、幸せの輪が広がる宮崎づくり」を基本理念に策定を進めております。

この基本理念を踏まえ、まずは子供・若者の視点を重視し、置かれた状況にかかわらず、全ての子供・若者が夢や希望を持ち、その実現に向けて取り組める環境にあるかを測る指標を第一に掲げております。

また、子育て当事者の安心感や楽しさなど、子育ての満足度を測る指標を２番目に置いております。

さらに、県政の最重要課題である少子化対策に取り組んでいく観点から、合計特殊出生率も引き続き指標としております。

私は常々、子供は地域の宝であり、未来を築いていくのは子供たちであると考えております。

おとどい、「学校発明くふう展」の表彰式がありまして、学校単位では、都城市の志和池小学校が最優秀賞の表彰を受けて、最高賞である知事賞を受けたのも志和池小学校の５年生でありましたが、応募された作品を見ていて、本当に豊かなアイデア、また思いやりにあふれた子供たちが育っている、その姿を実感することができて、すばらしいことだなと手応えを感じたところであります。

これからも子供たちが幸せに暮らせる宮崎の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

○山内いっとく議員　今知事に答弁いただきました「学校発明くふう展」、うちの息子も賞をもらったことがありまして、日弁連の賞でしたが、大変子供たちにとってもよかったなと思っているところです。ぜひ子供たちが幸せに暮らせる宮崎の実現をお願いしたいと思っております。

こども計画の素案の概要を見てみますと、知事の答弁でもありましたが、基本理念が「すべてのこども・若者の夢や希望が叶い、幸せの輪が広がる宮崎づくり」とあり、そのためには、子供を真ん中に置いて考えることが重要だと考えます。

また、子供の多くは６歳から18歳まで学校に通っており、「すべてのこども・若者の夢や希望が叶い、幸せの輪が広がる」ためには、児童生徒や教育委員会などの意見が大切だと考えます。

しかしながら、県のこども計画策定に当たり、意見を聞くことになっている子ども・子育て支援会議の委員に、ＰＴＡや先生、児童生徒等の学校関係者は入っていない現状があります。

そこで質問します。小中高の学校関係者の意見反映の状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　こども計画は、誕生前から乳幼児期、学童期、思春期を経て青年期に至るまでの長い期間を対象としておりまして、それぞれのライフステージにおける関係者の視点を取り入れていくことが必要であります。

議員御指摘のとおり、子ども・子育て支援会

議の委員には学校関係者は含まれておりませんけれども、策定に当たりましては、教育委員会も含め、全庁一丸となって検討を進めているところであります。

また、今年度公募いたしました「こどもわけもん政策モニター」である約700人の子供たちからも直接意見を伺い、計画に反映してまいります。

○山内いっとく議員　こどもわけもん政策モニターの意見をぜひ我々にも見せていただきたいと思うところです。

公立・私立、様々な学校がありますが、それぞれ特色ある教育を行っております。公立学校は教育委員会が所管し、私立学校は総合政策部が所管しており、教育機関同士でも十分な議論がされているでしょうか。

高校に通う子供の３割から４割は私立学校に通学しており、私立学校に通う生徒も同じ宮崎の子供です。今後、少子化が進む中、宮崎の子供や若者の夢や希望をかなえる教育を行う上で、公立・私立関係なく、協議の場を充実させる必要があると考えます。

そこで質問します。本県教育の充実に向け、公立学校と私立学校がより活発な議論を行うための今後の取組を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木　清君）　近年、少子化のさらなる進行や人々の価値観の多様化など、社会情勢の変化に伴いまして、ＩＣＴ教育の充実、いじめや不登校への対応など、教育に求められるニーズも、より多様化、複雑化してきております。

このような中、公立学校と私立学校が連携しながら課題解決を図り、子供や若者の夢や希望をかなえるための教育に取り組んでいくことは、大変重要であると考えております。

これまで、公立と私立の連絡協議会におきまして、定員調整をはじめ、様々な協議が行われてきておりますが、これに加えまして、現在、より幅広い議論や情報共有を行うための意見交換の実施に向けて、必要な検討を進めているところであります。

今後とも、このような取組を通じて、公私間でより積極的な議論が行われるよう取り組んでまいります。

○山内いっとく議員　県として新たな意見交換の場をつくる、そのように理解しました。

少子化問題を解決するためには、長期的には、合計特殊出生率を向上させるための政策を策定し、将来の人口構造に対応して、持続可能な社会構造をつくるための政策を打ち出す必要があります。また、短期的には、出生数の動向をモニタリングし、地方の支援策や教育サービスを柔軟に調整することが重要です。

本県では、合計特殊出生率を重視し、日本一生み育てやすい県への挑戦として、合計特殊出生率、令和４年度の1.63から1.8台を目指し、様々な施策や教育環境の整備を行っているところです。

しかしながら、今年発表された合計特殊出生率は1.49と減少しており、目標達成は大変厳しいものとなっております。

そこで質問します。少子化の厳しい現状を踏まえ、合計特殊出生率1.8台という子ども・若者プロジェクトの目標達成に向けた今後の取組を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　本県における令和５年の合計特殊出生率は1.49で、全国２位といいながらも、これは過去２番目の低さとなっておりまして、深刻化する少子化の現状に改めて強い危機感を抱いているところであります。

また、これは全国的な傾向ではありますが、さらに日本以上に少子化が進んでいる近隣アジア諸国の状況を考えますと、また、親になる世代が急速に減少する2030年代がラストチャンスということが言われておりますと、今、何としても歯止めをかけていかなくてはならないと強い思いを抱いております。

このような中、子ども・若者プロジェクトでは、婚姻数の回復を図るため、出会い・結婚支援を充実・強化するとともに、第２子以降の希望を後押しするための子育て支援策に取り組んでおります。

今後は、これまでの取組に加えて、子育てに関する不安や負担の軽減や、次の親世代となる若者や女性の県内定着について、これまで以上に踏み込んだ対策を実施していく必要があると考えております。

令和８年までに合計特殊出生率1.8台というのは、相当高い目標であるということは認識しておりますが、結婚し、子供を持ちたいと思う若者の希望をかなえ、ひいては少子化に歯止めをかける、これは、今の世代、我々の責務であるという強い使命感の下に、市町村等とも連携しながら、全庁一丸となって全力で取り組んでまいります。

○山内いっとく議員　取組に期待していきたいと思います。

続いて、「仲間と助け合う安心・安全の宮崎」と題して質問してまいります。

まず、防災協定についてです。

内閣府は、能登半島地震における避難所運営の状況について検証されております。その中で、避難所の環境整備として、トイレ、食事、ベッド・パーティション、入浴・洗濯について言及されており、トイレカーやキッチンカー、ランドリーカーなどのことが書かれておりました。

能登半島視察では、話を伺いますと、災害時に避難所で温かい食事の要望が大きかったことや、お風呂に入れたことがありがたかったとありました。

台湾では、自治体や地域が、トイレトレーラーやランドリーカー、キッチンカーを備蓄しており、災害発生から３時間後には、テントやベッドなどが設置され、避難所が開設されるようです。また、避難所で温かい食事が提供されるようです。

避難所の環境整備に必要なものは準備したり、民間団体等と防災協定を結んだりしていくことが重要だと思います。

そこで質問します。民間企業等との災害時応援協定のこれまでの締結状況を危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　大規模災害時においては、被災者支援やインフラ復旧などの応急対策を迅速に行うため、民間企業等との連携が重要であります。

県では、例えば食料や生活必需品の提供について、大手コンビニチェーンや飲料水メーカー等と、人や物資の輸送について、県バス協会やトラック協会等と、道路やライフラインの復旧について、県建設業協会や電気・ガス事業者等と協定を結ぶなど、今年１月現在で151件の協定締結を行っております。

また今年度は、被災車両の撤去に関し九州レッカー事業協力会と、被害情報の収集に関し日本アマチュア無線連盟宮崎県支部と協定を締結しました。引き続き、民間企業等との連携を図り、災害への備えを進めてまいります。

○山内いっとく議員　アマチュア無線について

は、総務省が非常災害時等のボランティア活動などを明確化し、非常災害時から災害復旧時までの継ぎ目のない支援が期待されているとあります。

アマチュア無線の活用について、県は、昨年度、私の一般質問において、県内の日本アマチュア無線連盟宮崎県支部との連携の在り方について、引き続き研究していくとのことで、今年10月、情報連絡等の活用を目指して、団体と防災協定を結ばれました。

そこで質問します。日本アマチュア無線連盟宮崎県支部との今後の連携について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　大規模災害発生時の備えとして、多様な情報通信手段を確保することは、大変有益であると考えており、東日本大震災などこれまでの災害でも、アマチュア無線からの通報が救援活動に役立った事例があると承知しています。

同支部との連携については既に、相互の連絡体制を確認するとともに、先月の県総合防災訓練では、綾町での住民避難の状況を役場や県の本部に伝達する訓練に参加していただきました。

今後は、災害時の活用を具体的に想定し、市町村とも連携しながら訓練を実施するなど、協定の実効性を高めてまいります。

○山内いっとく議員　続きまして、強風対策について伺います。

今年度も台風による被害が出ております。安全ストック事業は、房総半島の台風被害を踏まえ、令和３年度から、国の住宅・建築物安全ストック形成事業の対象に、市町村が行う住宅の屋根瓦改修の補助事業が追加され、現在、宮崎市及び日向市が取り組んでおります。

県は、木造住宅の耐震化に重点的に取り組んでいますが、屋根の強風対策につきましても重要であると認識しており、国の交付金事業の活用について市町村に周知するとともに、新たな基準の徹底に努めているということです。そのような中、今年、宮崎市などでは、竜巻被害など大きな被害が出ました。

そこで質問します。住宅の屋根瓦の強風対策に関する取組を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　屋根瓦の強風対策につきましては、令和２年に強風に対する飛散防止に関する基準が強化されたことから、施工者に対して説明を行うとともに、宮崎市や日向市で活用されている屋根瓦の改修に対する交付金事業を、他の市町村にも周知しているところです。

また、今年７月に、宮崎県屋根工事組合連合会と災害時の応急修理に関する協定を締結しており、８月の台風災害で災害救助法が適用された宮崎市では、この協定に基づき、復旧に向けた取組が行われております。

今年は台風第10号の竜巻や日向灘における地震などが相次いだことから、引き続き、耐震対策に加え、強風対策についても、交付金事業の活用の周知に努めてまいります。

○山内いっとく議員　竜巻被害に対して、協定に基づき対応されたとのことですが、修理は年明けになるところもあるそうです。災害前に強風対策を行う必要性があると考えるところです。

続いて、地域の安全といえば警察であり、現在、高岡署や都城署の整備計画が進められ、県民の関心が高いところです。

都城においては、都城志布志道路の完成も近づき、利便性のよいところへの移転整備の声が

多くあります。

整備計画の状況としては、令和４年２月に、令和９年度に都城警察署、令和11年度に高岡警察署の供用開始と説明がありました。しかしながら、昨年度末に高岡警察署の国富町への移転が発表され、都城署の状況を市民・県民から聞かれることが多くあります。

そこで質問します。都城警察署建て替え計画の遅延理由を警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君）　警察署につきましては、治安基盤及び防災活動拠点としての機能を十分に発揮できる施設であることが必要だと考えております。

都城警察署の建て替えにつきましては、警察署建替調査事業の結果や人口動態、あるいは犯罪や交通事故の発生件数などの治安情勢、さらに過去の災害状況などを総合的に判断し、複数の候補地を選定の上、慎重に検討を行っておりますけれども、候補地の選定が難航し、高岡警察署よりも決定が遅れている状況です。

現在、来年度予算措置に向けて調整中であり、建て替え計画を引き続き進めているところであります。

○山内いっとく議員　土地選定に関して難航したとのことですが、粘り強く交渉したのか、価格を検討したのか、安易に結論を出していないか、気になるところですが、明言されなかったことは非常に残念に思います。議論を深めるためにも、しっかりと情報を県民に対して出していただきたいと思うところです。

続きまして、特殊詐欺についてです。

県内で確認された特殊詐欺による被害額は、令和３年は約6,340万円、令和４年は約１億3,600万円と年々増加しており、危機感を持ちました。また、意外と現役世代もチェーンメールなどのフェイク情報に惑わされる現状もあり、高齢者以外の方への対応も必要と感じ、昨年６月に質問したところです。

しかし、令和５年は約３億5,808万円と、さらに被害は大きくなっております。今年９月末の被害者の年齢を見ますと、65歳以上は28％に対して、40歳代から65歳未満の方は51％と大きな割合になっております。

県警としても、ホームページに手口などがまとめられておりますが、もっと見やすく、また情報にたどり着けるよう周知を図っていただきたいと思います。

そこで質問します。本県の特殊詐欺被害防止対策を県警本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君）　特殊詐欺の主な被害防止対策でございますが、まず、コンビニエンスストアに高齢者等が電子マネーの購入目的で来店した際には、全て110番通報をするようお願いしておりまして、その際、警察官が駆けつけて、購入をやめるよう直接説得して、被害防止を図っております。

次に、金融機関では、高額払戻者等に対し、詐欺被害の有無を確認するチェックシートを活用した声かけをお願いし、被害が疑われる場合には警察官が臨場しております。

今後も防犯メール等を活用したタイムリーな情報を発信するとともに、県警ホームページにつきましても、最新の手口を分かりやすく掲載するなど、より被害防止に活用できる内容とし、あわせて、ホームページの周知も図ってまいります。

○山内いっとく議員　闇バイトも大きな問題となり、ネットから情報を得ることの多い若者にとって、信頼ある情報を得ることが難しくなってきております。怪しいと思ったら県警のホー

ムページを見て分かる、相談できる、そのようなホームページになってほしいと思っているところです。

最後に、「食の環」プロジェクトについて伺います。

25年ぶりの食料・農業・農村基本法の見直しにおいて、食品アクセスの確保の考え方が明記されました。

具体的には、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取組を政府として推進していく必要があるとされ、食品ロス削減や食品寄附促進に加え、食品アクセスの確保に向けた取組を、関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるようにしていくことになります。本県は、食料自給率や農業産出額は全国トップクラスです。

そこで質問します。「食の環」プロジェクトに対する県の考えを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　食は、農林水産業や商工業のほか、健康、福祉、環境、教育など様々な分野に関連し、私たちの暮らしの基本となるものであります。

一方で、経済的な理由や高齢化、過疎化などにより、十分な食料を確保できない食品アクセスの問題が顕在化しているほか、食品ロスの削減は、ＳＤＧｓに掲げる世界共通の課題となっております。

御紹介いただきました「食の環」プロジェクトは、こうした課題への対策を共通のロゴマークを使用して一体的に発信する取組であり、行政はもとより、民間への広がりも期待されているものであります。

私がつらつら考えますに、このプロジェクトというのは、霞が関や地方自治体における役所の縦割りを打破しようというところに力点が置かれていて、一般国民は少しぴんとこない部分もあるのかなというふうには思いますが、いずれにせよ、県では、食育・地産地消の推進や子ども食堂への支援、食品ロス削減対策等に取り組んでおりまして、これらを共通のロゴマークで効果的に発信することにより、改めて県民の機運醸成や取組の拡大が期待できるものと考えております。

今後、本県の強みである食に関する取組の一つとして、民間や他県の動向も注視しながら、「食の環」プロジェクトへの参画について検討してまいります。

○山内いっとく議員　全国に先駆けて「食の環」プロジェクトを推進して、ファーストワンを目指してはどうかと考えます。ぜひ宮崎のモデルをつくってほしいなと思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

○野﨑幸士副議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後１時０分再開

○濵砂　守議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、こんにちは。

この前、県の職員たちと一緒に昼飯を食べに行ったんですね。蔦屋というところがあるでしょう。あの下のレストランに３人ばかり連れて食事をしようと行ったんです。そのとき、テーブルが空いていなくて、たまたま大きなカウンターのところに座っていたら、そこに知事

さんが一人かばんを抱えて入ってきて、我々の横にちょこんと座って、私もびっくりしましたけれども、県の職員もびっくりです。「先生が呼んだんですか」と言うから「私は呼んでないよ」と話し、「お一人ですか」と聞いたら「はい」と言って、誰も知事さんと気づいていないんですね。私は、この人は自我がないんじゃないのかなと思ったぐらい、あのときは本当に感心した。

また、もう一つあるんです。実は２年前の知事選挙のときに、最終日に帰陣式をやるでしょう。その帰陣式に私も参加したわけです。選挙カーで帰ってきますよね。それで、江藤代議士と２人で降りてきたんです。最初に、その江藤代議士の話が始まったんです。何を言うかというと、どうもつまらないというか、そんな言い方を江藤代議士がするわけです。どういうことかというと、最終日は、御存じのように、我々は「最後のお願いです」とかなんとか言って、金切り声を上げて叫ぶんですけれども、知事は相変わらず淡々として冷静だと言うんです。それがやっぱり江藤代議士から見ると、何となく物足りないということだったんです。

しかし、逆に私はこの男はちょっとすごいなと。人がそれこそ熱狂しているときに一人冷静でおられるというのは、なかなかあり得ないことだなと。みんなが熱狂しているときに冷静であるというのは、指導者の要件だと私は思うんです。冷静であれば指導者になれるというわけじゃないんだけれども、その要件の大きな一つではないかなと思うわけであります。

知事は、指導者の要件として、どんなことを考えておられるか、お聞かせ願えたらと思います。

それと、ついでにもう一つ、今、組織が発展していくためには、心理的安全性が必要だということがよく言われておりますが、部下たちの心理的安全性について、知事はどのように考えておられるのか、捉えておられるのか、ひとつお聞かせ願えたらと思います。

壇上での質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

まず、指導者の要件、すなわちリーダー像についてであります。

リーダーに求められる在り方というのは、その時代により、組織により、様々であろうかと考えておりますが、現在の知事に求められるリーダー像とは、将来に向けたビジョンや戦略を明確に示し、ぶれることなく着実に実施していくこと、実現していくこと、そして、その結果に対してしっかりと責任を持つことであると考えております。

私はこれまで、徹底した現場主義と県民の皆様との対話と協働を基本姿勢として県政運営に当たっておりますが、知事就任以来、新燃岳の約300年ぶりの噴火や地震、台風、大雨などの相次ぐ自然災害への対応、状況に応じた難しい判断の連続であった新型コロナ対策とそこからの再生など、様々な困難や課題に真正面から取り組んできたところであります。

現在、急速に進む人口減少をはじめ、激変する国際情勢や温暖化による地球環境への影響など、先行きが不透明で予測困難な時代を迎えておりますが、県民の皆様が安心と希望を持って暮らすことができる社会づくりに向け、強いリーダーシップの下、先を見据えた施策を展開し、宮崎の発展のために全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、私の立ち居振る舞い等も含めて、様々な御指摘をいただきました。しっかり受け止めて、いかに思いを伝えるかということに、これからも意を用いてまいりたいと考えております。

次に、心理的安全性についてであります。

社会環境が大きく変化し、将来の予測は困難な中において、多様化・複雑化する行政ニーズに的確に応えていくためには、職員一人一人が自分の意見を持って前向きにチャレンジし、持てる力を最大限発揮できる職場環境を築くことが重要と考えております。

そのため、県庁におきましても、職員が自由闊達に議論を交わし、お互いに尊重し合える風通しのよい組織風土の構築に努めております。

また、これもリーダーの在り方というものが極めて大きな影響を与えるものと考えておりますので、私自身も、レクチャーや協議など職員と接する場面においては、意見にしっかりと耳を傾け、対話することを心がけております。

また、私の考えや思いを職員間のグループウェアで共有したり、時には勤務時間外に様々な職員と飲食を共にしながら意見を交わすなど、オープンなコミュニケーションも図っているところであります。

日頃より、県職員の頑張りには大変感謝しているところでありまして、今後とも、職員が挑戦意欲を持って積極的に発言や行動ができる、心理的安全性の高い職場づくりを目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員　ありがとうございます。

次は、失われた30年と財政均衡論についてお伺いします。

財務省によりますと、「日本政府の財政赤字はＧＤＰの250％にも達している。１人当たり1,000万円以上の借金をしている。これは子孫に借金として残すことになるので大変だ。プライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化しなきゃならない」というのが財務省の主張であります。例えてみると、500万円の年収のある人が退職間際に２億円の借金をした、そうすると、もしかすると子供たちに借金を残すことになるんじゃないかと、それと同じようなことであります。

しかし、その人がほかに預金あるいは建物・土地とか、２億円以上の資産を持っていたらどうなるのか。結局、その２億円の借金は何も問題はないということになる。これと同じことが国についても言えるんじゃないかと。

国の資産がどのくらいあるのか調べてみると、ほとんど問題ない。それどころか、これは高橋洋一さんという人が言っていることですけれども、日銀というのは日本政府の子会社のようなものだから、連結決算してもいいんだと、連結決算すれば、ほとんどとんとんだというふうに言っているんです。結局、財政は危機的状況でも何でもない。こんな単純なことをどうして財務省は分からないのか。分かっていて恐らく文句を言っているんじゃないかと私は思うのであります。

この失われた30年というのはデフレであります。デフレというのは、需要と供給からすると、需要が足りない、供給が多過ぎるという状況であります。もっと言うなら、物よりもお金のほうが価値があるということであります。ですから、結局、民間の企業はお金を出したがらない。つまり内部留保が増えているわけです。内部留保が500兆円ですよ。それを出したがらない。じゃ需要を喚起するためにどうすればいいのか。これは国がやるしかない。

1930年代の大恐慌は、やっぱりデフレだったんです。そのときにやったのが、有名なルーズベルトのニューディールであります。それこそ大規模な財政出動をやったわけであります。それでこの恐慌から立ち上がった。これは有名な話であります。今、日本に必要なのは、このニューディールなんです。

ところが、日本の場合は、バブルがはじけたときも、その後のリーマンショックのときも、ちょぼちょぼしか出さないのです。東日本大震災のときも、この前の侵攻のときもちょぼちょぼしか出さないものだから、デフレから脱却できない。それどころか、ちょぼちょぼのその部分だけ借金がたまる。こういう現状であります。なぜ出し渋るのかというと、その根底には常に財政均衡論があるからであります。

世界は、日本のようになってはいけないということで、リーマンショックのときも、今度の新型コロナ禍のときも、大規模な財政出動を行いました。そのためにデフレから免れたのであります。

私は、ある飲み会で、国土交通省の幹部とこれについて話し合ったことがあります。副知事は国土交通省出身ですが。その幹部の方お二人に聞くと、「今どき世界でプライマリーバランスを言っている国は日本だけですよ」と言うんです。しかし、なぜそれを財務省に言えないのか。財務省の権限が強いんですね。もしそんなことを言ったら予算を絞られる。だから言えないんです。しかし、これを誰も言わなかったら、失われた30年が40年になる、50年になってしまうかもしれない。

一県会議員ですけれども、私もどうしてもこれは言わないとしようがないだろうということでやっておりますし、もし知事にこれを聞いても、知事も「そうです。財政均衡論は間違っています」とは絶対言わないことは分かっているんです。しかし、ここは聞かせてください。知事、どう思いますか。

○知事（河野俊嗣君）　バブル経済の崩壊後、リーマンショックをはじめ、東日本大震災やコロナ禍など、度重なる苦難・困難を経て、我が国経済は、政府によりますと、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めているとされております。

財政規律の在り方については様々な議論があると承知しております。デフレ下や大規模災害時など、国内需要が不足している局面では、思い切った財政出動も重要でありまして、いわゆるアベノミクスも、このような認識の下、大胆な金融政策、機動的な財政政策を伴う経済政策として進められたものと認識しております。

国におきましては、デフレに後戻りせず、今後も「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現を目指すとしておりますので、私としましても、こうした政府の経済政策を注視しますとともに、その在り方についても認識を深めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員　ありがとうございます。

ＭＭＴというのに一つ触れたいと思います。

ニクソンショックという、アメリカが金本位制から離脱したときは1971年だったんです。そのとき私は、ちょうどスイスのチューリッヒで皿洗いのバイトをしておりました。そうしたら、スイスは金融国ですから大騒ぎなんです。何だろう、どうなるんだろうと思って、私も文藝春秋を取り寄せて中身をいろいろ読んでみたら、ともかく今後、金本位制から脱却したアメリカは、輪転機をがらがらがらがら回して幾らでもドルをつくり出す、世界はどうなるか分か

らないというようなことが書いてありました。

なるほど、金本位制から離れたらお金を幾らでもつくっていいのか、じゃお金というのはどういうものなんだろうか、私はずっと不思議だったんです。

それで、４～５年前に、ＭＭＴ（モダン・マネタリー・セオリー）、日本語では現代貨幣理論ともいうんですが、これを読んで、なるほどなと私は感心したわけであります。皆さん方も、民間にあるお金を税金で集めて、その税金で行政をやっていると思っているでしょう。これでは違うと言うんです。お金が先にあると思っているでしょう。間違いだと言うんです。政府が予算を立てる、それを執行するときに民間に支払わないといけない、それがお金だと言うんです。要するに、借用書みたいなものだというのがＭＭＴの考えです。

西郷札というのがあるでしょう。西郷軍は、物資を買わないといけない、集めないといけないというので、西郷札を出してやっていた。あれは結局、中身は借用書です。それと同じだと言うんです。お金というのは借用書、ですから、日本政府が借用書を出せば出すほど、結局、国民の資産はたまるということになるとＭＭＴでは言うわけです。だから、そういう考え方からすれば、プライマリーバランスだろうと、単式簿記だろうと、そんなのは何も関係ないというわけです。

でも、ＭＭＴが本当に正しいかどうか、はっきり言って私の頭ではよく分かりません。実際、主要経済学の中では、これはまだ受け入れられておりません。だけど、どうもこの世界はＭＭＴで動き始めている気配がする。というのは、日本がこんな250％の債務を抱えておりながら、日本の国債はびくともしない。どうもこれはＭＭＴが正しいんじゃないかと、みんな思い始めている。

そして、大切なことがある。基軸通貨です。御存じのように、今、世界の基軸通貨はドル、その次はユーロなんです。その次はどこだと思いますか。実は日本の円なんです。基軸通貨があるということは、簡単に言うと、自分のお金でいろいろ貿易ができるということ、それがＭＭＴ理論に非常にマッチするんです。それを狙っているのが実は中国だということであります。中国はもともと中国版のＩＭＦをつくろうとしているということであります。

そういうことで、ＭＭＴを一度くらい知事に勉強してほしいなというお願いであります。知事、どう思われますか。

○知事（河野俊嗣君）　ＭＭＴ理論につきましては、これまでも国内外で様々な議論がなされておりますが、通貨発行権を有する政府が自国通貨建てで債券を発行する限りは、財政赤字の多寡にかかわらず、税収等の原資の制約を受けずに、すなわち財政均衡を意識することなく財政支出を可能とするものと、そのように認識しております。

これについては、国内外において肯定・否定の両面から様々な声が寄せられているところでありまして、理論への肯定的評価がある一方で、財政支出の規模をインフレ率のみで決定することへの疑念や、過剰な支出によって資源の浪費につながるのではないか、大規模な財政支出が民間投資の縮小を招くのではないかと。また、インフレ時には増税等により柔軟に財政を緊縮することとされておりますが、迅速かつ機動的にこのような民主的統制を働かせることがいかに難しいかというのは、歴史が証明しているところでもございます。

私もＭＭＴ理論について深く理解しているわけではない、現時点で不勉強な中での感想で御容赦いただければと思いますが、現時点では、財政規律を守るべきという基本的な考えに立っておりまして、この理論は、都合のいいところを組み合わせて、見栄えのいいパッチワークをつくったかのような、そういう印象も受けておりますし、強く批判する学者からは、恐らくフランケンシュタインのような存在にも映っているのではないかというふうに考えております。

いずれにせよ、様々な議論を闘わせて、よりよい方向を目指していくことが極めて重要であろうと考えておりますので、私も今後の専門家の議論を注視しながら、自分なりに勉強を重ねてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員　ありがとうございます。執行部の皆さんも一つＭＭＴぐらい勉強してもらえたらなと思います。

次に、「きのくに子どもの村学園」についてお伺いします。

昨年、常任委員会の県外視察で、和歌山の「きのくに子どもの村学園」を視察してまいりました。私もいろんなところを今まで視察してまいりましたけれども、本当にこれに感心したんです。

この学校は、堀真一郎さんという人がデューイとニイルの思想を基に開設した体験学習中心の学校でありまして、文部科学省の認可を受けた、れっきとした学校であります。ここでは、「楽しくなければ、学校じゃない」という標語の下に、工務店、ファーム、劇団きのくに、おもしろ料理店、じっけん工房とか、そういうプロジェクトごとにクラス分けしてあって、クラスも１年生から６年生まで縦に全部分けて、１クラスが15人ぐらいおるんでしょう、体験学習をやっている。

私たちが行ったときも、小屋を造っておりました。高学年の者たちが上で、金づちで、とんてんかん、とんてんかんやっておりました。低学年の子は、金づちや材料を渡したりしてやっておりました。聞いてみたら、何を造るかということから、材料はどうするか、設計図はどうするかとか、全部自分たちでやると言うんです。あと、ここでは先生と言わないで大人と言うんですが、じゃその大人は何をするかというと、ただ見ているだけなんです。

体験学習の合間には基礎学習というものがありまして、小屋を建てるためには計算ができなきゃならない、字も書けなきゃならない、またいろいろ本も読まなきゃならないということで、いろんな知識が必要でありますから、みんなともかく勉強するのにやる気満々なんです。

そして、今言ったとおり、１年生から６年生まで縦割りになっており、同じことを教えるわけにいかないから、大人は一人一人に違った教材を与えないといけない。何度も言うように、ここでは先生とは言わず、大人と言います。大人はそこで、その子に何が必要なのかと、じっと見ておかないといけないわけです。それは昔の寺子屋教育と同じですね。一人一人みんなに与える。

そうやって体験学習をやっていくわけですが、生徒たちはとにかく学校に来るのが楽しくてしようがない。コロナのときも休まないといけないときがあったんですが、「その分だけ夏休みを少なくしますよ」と言ったら、子供たちがわーっと、それほど学校に行きたくて楽しくてしようがないという話です。

それで、ここは中学校までなんです。小学校と中学校、今、全国に10ぐらいあるんです。と

ころが、高校はないんです。今度は普通の高校に中学校から行かないといけない。「普通の高校に行ったら大変じゃないんですか」と子供たちに聞くと、「今までは全部自分でやらないといけなかった。高校に行ったら先生が全部教えてくれる。こんな楽なことはない」と言っていました。大体みんな成績は上位のほうだというふうに言っておりました。

また、「いじめなどはないんですか」と聞いたら、「当然いじめはあります」と。そんなときは徹底してミーティングを開くと言うんです。どんな困ったことも、子供が夜、寝れないとか、そんなこともミーティングをやると言うんです。徹底してミーティングを開くことで、みんなの考え方、意見を取り入れていくということであります。週１回、必ず全校ミーティングをやるそうであります。

このためか、家に帰ってきた子供が、家で何か問題があると「ミーティングをやろう」と言うそうであります。

このように、主体性を学ぶ、それから多様性を学ぶ、また答えのない問いに挑戦する、アクティブラーニングによく似ているんですけれども、こういうものを公教育にも取り入れられないものかなという質問であります。教育長、よろしくお願いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　子供が自ら考え、話し合い、実際に行動することは、自立や社会参加に必要な力を育む上で、大変重要であると認識しております。

そのため、県教育委員会といたしましても、他県の先進的な取組について学ぶとともに、子供が学習の主体となる「ひなたの学び」を推進し、研究校を指定しております。

研究校におきましては、子供が学習内容や進め方を自ら選択し、多様な他者と協働して解決する学習が行われております。研究校をはじめ、各学校が取り組んでいる「ひなたの学び」と、御紹介いただきました「きのくに子どもの村学園」の実践は、重なる部分が大きいと考えております。

今後も、一人一人のよさや可能性を最大限に引き出しながら、持続可能な社会の創り手となる子供たちの育成に取り組んでまいります。

○井本英雄議員　ありがとうございます。

次に、オープンダイアローグについてお伺いします。

オープンダイアローグというのは、フィンランドで開発されたもので、統合失調症、うつ病、ひきこもり、不登校等に効果があると言われております。

オープンダイアローグを実践する場合、一つのチームをつくります。クライアント、患者を中心に、家族、友人のほか、医者や看護師、セラピストといった専門家で構成され、輪になってクライアントについて話し合うわけであります。参加者たちの立場は、あくまでも対等というのがオープンダイアローグの原則であります。ですから、医者は白衣を着てはいけません。また、先生という呼び名もしてはいけません。また、クライアントの意見も他者の意見も否定し合うことがあってはいけません。あくまでも対等ということであります。これをまずミーティングというんですね。

ミーティングを15分ぐらいしたら、今度は専門家たちの話合いに戻す。これをリフレクションというそうです。反省ということなんでしょう。医者とか看護師とか、専門家たちが３人おれば、その人たちに話を持っていくんです。その３人だけで、今、話し合ったことについて、

またいろいろ話し合う。こちらのクライアントや友達とか家族の人たちは、それをじっと見ているだけなんです。

そのリフレクションという会議が10分か15分ぐらいで終わったら、またこっちのミーティングに戻す。そして、今の専門家たちの話合いを基礎にして、また話し合う。ミーティングとリフレクションというのを交代交代にやるんです。それを１時間ぐらいやる。これを４～５回やると、大体みんな治っていくというんです。80％の人に効果があって、70％の人は薬が要らなくなるというんです。

なぜ治るのかというと、私もいろいろ本を読んだけれども、よく分からない。とにかく自分を客観視できるようになるからじゃないのかと言われております。というのも、これに参加したクライアント以外の人たちにも、実はどうも効果があるみたいで、今までと考え方が随分変わると言っているんです。有名な精神科医の斎藤環さんという人も、「私もオープンダイアローグに参加して、やっと精神科医になれた」と言っております。

このオープンダイアローグについて、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

また、不登校の支援にも有用だと思われますので、教育長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　私も２年前に議員からお話を伺って、興味を持って本を読ませていただいたことがございます。

２名以上の治療チームと本人、家族、それから関係者が同席した状態で、対話を中心に治療を進めていく心理療法の一つであると理解いたしました。

この対話実践に必要とされている様々な要素というのは、介護あるいは福祉、そういった現場で行われる対人援助に必要とされるケースワークの原則と共通する部分もかなりあるなと感じたところであります。

また、ひきこもり支援では、家族や本人の話を聞いて、背景にあります思いを理解しようと努めて、その上で少しずつ信頼関係を構築して、支援のゴールというのは、支援者が決めるのではなくて、本人の意向に沿って決めていくということになります。そういったプロセスに、私、専門的なことまで詳しくは分かりませんが、この支援過程にオープンダイアローグが有効であると言われるようですけれども、何となく理解できるような気がするところであります。

○教育長（黒木淳一郎君）　議員から御紹介いただきましたオープンダイアローグにつきましては、私は今回、初めて学ばせていただきました。

現在、学校では、生徒の自立を促す方法の一つとして、複数の生徒が対等な立場で自由に発言し、どの発言も否定しないといった、お互いを認め合う取組を行っております。この取組は、不登校を経験した児童生徒に対しましても、共感的な人間関係を築く力の育成につながっているとの報告を受けております。

したがいまして、複数の人との対話を重視したオープンダイアローグの手法につきましては、将来、児童生徒に社会とのつながりを持たせるという意味におきまして、不登校支援の参考になるものと考えております。

○井本英雄議員　この答えをもらって私もびっくりしました。オープンダイアローグそのものも既に実践しておられるということでありまして、本当にそのとおりであります。ありがとうございます。

このオープンダイアローグは有効であるということは分かってきたのでありますが、何しろみんなが一斉にそろわないといけない、そしてまた時間もかかる、おまけに保険も利かないということで、なかなかこれを実践できないという障害があります。何とかこれを形あるものにしていただけないかと思うのでありますが、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　オープンダイアローグを日本に紹介しました、先ほど出ました斎藤環氏によりますと、フィンランドで４年間トレーニングを受けられた医師でも、オープンダイアローグの国内での実践においては、慎重に事例を選んで、試験的になされているということでございました。

また、支援を必要とする方々の心身の状態によりましては、慎重なアプローチを必要とするケースもあるとお聞きしておりまして、オープンダイアローグの実践に当たっては、一定の知識や技術の必要性があるように理解しております。

まずは、関係者の方々に、オープンダイアローグを活用した対話的支援方法について関心を持っていただき、知見を深めていただくことが必要であろうかと思っております。

○井本英雄議員　どうもありがとうございました。

それでは次に、鹿児島県警のメディア捜査についてお聞きいたします。

この事件のてんまつは皆さん御存じだと思いますが、簡単に説明しますと、鹿児島県警の元部長が内部告発をしようとして、ネットメディアに情報を送ったことが情報漏えいに当たるとして、メディアの家宅捜索に入って、そして、その証拠を基に、部長が逮捕されたという事件であります。

情報漏えいに当たるかどうかについては、既に刑事事件として公判中でありますので、こちらについて、私は何も申し上げることはありませんが、私が問題としたいのは、鹿児島県警がメディアに家宅捜索に入って情報源を差し押さえたことが、憲法21条、報道の自由、表現の自由に抵触するのではないかということであります。

今回のように、取材源が明らかになれば、今後、情報を提供する者がいなくなるおそれがあります。自身の立場を危うくしてまで、社会公正のために内部情報を公にしようとする人がいなくなるからであります。

最高裁も2006年の判決で、「取材源の秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有する」として、ＮＨＫ記者の取材源秘匿の権利を認めております。そんなことで、公権力も強制力をもって取材源を開示させるようなことは控えてきた経緯があります。今回の行為は、そうした慣例を毀損するものであると私は思います。今回のように、報道機関を捜索し、押収した資料を基に公務員を逮捕した事例はないのではないかなと思います。

また、今回の事件について、大手の報道機関があまり取り上げないことに私は疑問を感じております。今回の対象は、ネットメディアという本当に弱小のメディアでありますが、これがアリの一穴となって、表現の自由、報道の自由が侵害される可能性があります。

私は学生時代、２年間、世界を放浪したことがありますが、南アメリカのボリビアと中東のアフガニスタンで、何も悪いことをしたわけじゃないんですが、警察に捕まったことがあり

ます。そのとき感じたことは、ともかく後進国は人権無視、人権保護なんていうのはないということでありました。日本は先進国であり、人権は守られていると言われますが、これも先人たちの御苦労の上にあることであります。これを私たちはこれからも守っていかなければならないと思っております。

鹿児島県警のメディア捜索差押えは憲法の表現の自由及び報道の自由を侵害しているのではないかと思いますが、本部長の御意見をお聞かせください。また、宮崎県警は、このような場合、人権にどのように配慮しているのかお聞かせください。部長、お願いいたします。

○警察本部長（平居秀一君）　１つ目のお尋ねにつきましては、他県警察の捜査の内容についてコメントする立場にありませんので、回答を控えさせていただき、２つ目のお尋ねについてお答えいたします。

本県警察におきましては、逮捕や捜索差押え等の強制処分は、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき、その要否や可否を適正に判断し、実施しております。

さらに、捜査の心構えなどを定めた国家公安委員会規則である犯罪捜査規範の第２条第２項及び第３条に規定のとおり、捜査を行うに当たっては、個人の基本的人権を尊重し、かつ公正誠実に捜査の権限を行使するとともに、警察法、刑事訴訟法などの法令や規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないよう、最大限の配慮をいたしております。

○井本英雄議員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、用水路上の道路崩壊についてお聞きいたします。

延岡市に下三輪町というところがあります。ここは、実は私が今、住んでいるところなんですが、そこに県道が走っておりまして、その県道に穴が空いたんです。そうしたら、下に、川から田んぼに水を引く用水路が走っていた。そこに穴が空いたものですから、県のほうは、水利組合にそれ相応の負担をしろと言ってきたわけです。それで、私と工藤議員の２人で土木事務所に行ったけれども、どうもらちが明かない。結局は部長のところまで行ったんですけれども、やっぱり同じことを言うんです。

どういうことかというと、彼らの言い分はこうなんです。水利組合は、国有地の中に水利権として用水路を占有しているんだと、占有しているあなたたちも、占有物に対しては管理義務があるんですよと、だから、壊れた分だけ負担してくださいと、こういう理論なんです。

私はえーっと驚いたんです。一体何のために水路の上に蓋をしたのか。車を通すためじゃないのか。用水路として水を通すためだけだったら、何も上に蓋をすることはない。開口したままでもいいわけです。蓋が壊れたのは車が通ったせいじゃないのか。もし維持管理しろと言うなら車を通さないのが一番いい。私は絶対水利組合が負担すべきじゃないと主張したんです。

というのは、延岡市には、岩熊井堰というのが五ヶ瀬川の上のほうにありまして、そこから用水路が市内を、それこそ西から東にずっと10本ぐらい通っているんです。今、蓋が全部かぶせてあるんです。その上に国道も走っているし、県道も走っているし、市道も走っている。いずれまたこれと同じような問題が起きるんじゃないか。そのときに、これを先例としてもらっては困る。だから、絶対認めてはいけないと私は主張したわけであります。そうしたら、何か月間かほったらかしにされましたけれど

も、県土整備部のほうも、予算を早く執行しないといけないのか、結局こちらの負担なしでやっていただきました。

めでたし、めでたしでありますけれども、決着はついていないんです。それで、今日このような質問をするわけであります。このような事例においては、道路管理者が費用を負担すべきではないかと思うのでありますが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　道路敷内に埋設されました用水路の復旧につきましては、事前に協議を行い、復旧方法を定めております。

その際に、水路の構造や埋設位置等の個別の事情から水路管理者による復旧が困難であると認められる場合は、道路構造物として、道路管理者が復旧を行うこととしております。

しかしながら、過去に設置された用水路の中には、時間の経過とともに、復旧について事前の取決め等が不明なものがあり、対応に苦慮する事例も見られます。このような場合につきましては、水路管理者をはじめ、関係者の意見を伺った上で、埋設された経緯、用水路の形状、状況などを個別の案件ごとに総合的に判断し、どちらが復旧を行うかを決定することとしております。

○井本英雄議員　よろしくお願いいたします。

最後に、地元の課題について、るる質問したいと思います。

経営体育成基盤整備事業というらしいですが、その沖田地区の進捗状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君）　経営体育成基盤整備事業の沖田地区につきましては、受益面積131ヘクタールにおいて、高収益作物への転換やスマート農業の推進を図るため、圃場の区画拡大や、農道、用排水路の整備を行う計画としております。令和２年度の事業採択以降、基本計画や換地計画の策定を進め、このうち、換地計画の同意取得を終えた地域においては、順次、実施設計に着手しています。

現在、実施設計が完了した一部地域については、工事に伴う地元との作付に関する調整が整い、今年度中の工事発注に向けた準備を進めているところです。

今後とも、市や土地改良区など関係機関と連携しながら、早期完成に向けてしっかり取り組んでまいります。

○井本英雄議員　よろしくお願いします。

次に、安賀多通線構口工区と平原工区の進捗状況及び構口工区の完成時期について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　安賀多通線は渋滞対策や通学路の安全確保のため、南延岡駅前交差点付近から北側の970メートル区間を構口工区として、南側の840メートル区間を平原工区として整備を進めております。

構口工区は、用地取得が完了しており、下水道を管理する延岡市や電線管理者などと調整を行いながら、拡幅工事を実施しております。

また、平原工区は、現在、測量や設計などを実施しており、今後、取得する用地の調査を予定しております。

構口工区の完成時期は、予算の確保や管理者間の工事調整の影響が大きく、見通すことは困難ですが、引き続き早期整備に向け取り組んでまいります。

○井本英雄議員　よろしくお願いいたします。

次に、国道10号延岡南部地区――土々呂地区の渋滞対策について、県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　国道10号延岡南部地区は、延岡市－日向市間で唯一の２車線区間となっており、これまでに渋滞対策として、交差点での右折レーンの設置や信号機の表示時間の調整などが実施されてきましたが、依然として、朝夕を中心に渋滞が発生している状況にあります。

このため、先月も、市長会や町村会と共に、国土交通省、財務省に対し、将来の※２車線化を見据えて、部分的な道路改良などを行うよう要望したところです。

県としましては、引き続き、国や地元自治体と連携し、様々な機会を通じて、対策の実現に向けた協議を進めてまいります。

○井本英雄議員　ありがとうございます。議会のほうも本当にやらないといけないと思います。よろしくお願いします。

それから次に、長浜・方財海岸の保全における取組状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　長浜・方財海岸につきましては、これまで五ヶ瀬川河口の導流堤において、袋詰め玉石によるかさ上げ工を実施し、延岡新港では、海岸から港へ流れ込む砂を抑制するために、防砂堤の整備を進めております。

また、延岡新港のしゅんせつ土砂を用いた大瀬川河口周辺の養浜を引き続き行っており、昨年度は、国が掘削した五ヶ瀬川の堆積土砂を長浜海岸の浜崖箇所に活用したところです。

さらに、今年度は、定期的に行っている測量の結果を用いて、海岸一帯の砂の移動状況を解析する予定です。

今後とも、専門家の意見を伺うとともに、地元の皆様との意見交換会を行いながら、関係機関と連携して、砂浜の保全に取り組んでまいります。

○井本英雄議員　よろしくお願いします。

それで、地元の人たちは、ぜひとも知事に来ていただいて意見交換会をしたいと言っておるんですが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君）　長浜・方財海岸につきましては、令和元年12月に直接、私も地元の代表者から御意見を伺ったところでありまして、地元の皆様にとりましては、切実な課題であると受け止めたところであります。これを踏まえて、担当者から取組状況を確認し、今、部長が説明しましたような内容について、丁寧に地元の皆様に説明するよう指示をしたところであります。

また、令和４年５月には現地に赴き、海岸の状況も確認しております。砂浜の保全には、長期的に砂の移動状況を把握することが重要でありますので、海岸の専門家に意見を伺いながら、測量や調査などの取組を続けているところであります。

これまでも意見交換会を定期的に開催しておりますので、今後、機会を見て、地元の皆様の御意見を伺いたいと考えております。

○井本英雄議員　よろしくお願いいたします。

最後に、延岡市が救急医療への活用を検討している「空飛ぶクルマ」について、県の受止めを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　「空飛ぶクルマ」は、都市部での送迎サービスや、離島・山間部での移動手段などへの利活用を期待されておりまして、国内外で機体の開発が行われております。

2025大阪・関西万博では、来場者を乗せて運ぶ商用運航が計画されておりましたけれども、

※ 218ページに訂正発言あり

機体の安全性の証明に係る手続に時間を要し、デモ飛行のみを行う予定と伺っております。

県としましては、救急医療への活用を考えました場合、機体の性能、導入や運航に要する費用などについて不明な部分も多いことから、国全体での実用化の動向も踏まえつつ、延岡市の今後の取組を注視したいと考えております。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　先ほどの国道10号の答弁の中で、誤って「将来の２車線化」と申し上げましたけれども、正しくは「将来の４車線化」でございます。ここで訂正いたします。

○井本英雄議員　本当にありがとうございました。私も時間が足りないんじゃないかと随分急いでしゃべったせいか、ちょっと時間が余ったぐらいでありました。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○濵砂　守議長　次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕（拍手）　県民連合立憲、立憲民主党の岩切達哉でございます。本議会16人目となります。これまでの各議員の数多くの質問の中で、広範な県民の課題、願いに対して、しっかり取り上げて、それに対して、執行部が十分な答弁をされているところに接しまして、改めて敬服しておるところであります。何より先ほどベテランの見識に触れることができました。任期中にあと２～３回聞きたいというふうにも思ったところでありますけれども、執行部はそう思っていないかもしれません。私もしっかり務めさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

それでは、通告に基づき質問に入ります。

知事は来年度予算編成方針において、社会減を抑える取組を重点施策とする方針とされました。私は、人口減少対策、社会減対策のために、魅力ある就労、働きやすい職場環境を用意することが大変重要であると訴えてきた一人として、その方面の取組強化を強く願うところであります。

知事自身、脇谷議員の質問に、社会減対策には魅力ある雇用が大事と答弁されました。まさに、宮崎県で働き、生活していく何人にとっても大事な課題でもあります。

県内企業のほとんどは中小企業であって、４万9,000社余り、被雇用者44万人ということで、魅力ある雇用実現は、大きな視点での取組が必要になると思います。

まずは、この「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」を予算編成方針に特に取り上げられた知事の社会減対策に対する問題意識について、最初に伺いたいと思います。

さらに、商工観光労働部長に伺います。

県内企業の賃金水準向上に、公的な支援、取組が欠かせないところであります。そこで、直接に賃金水準の向上を支えるために、国が準備する業務改善助成金を活用する以外に、賃金引上げを支援するものはないのかを調べますが、係る具体的な施策を発見することはできませんでした。国の制度に加え、県での上乗せ、横出しの支援事業はないのか、部長に伺います。

壇上から最後に、2023年３月に、県内の高校卒業生9,129人のうち、1,489人が県内就職したと学校基本調査にありました。高校卒業時に就職を選択する比率は、卒業生の25％ということで、全国７位の高い比率にあります。このうち、県内に就職するのは63.8％ということで、これが1,489人でありまして、この地元就職率は全国44位であります。

就職希望率が高いということが、進学を諦めるような家計が背景にあるとすれば、それはそ

れで課題になるところですが、それは今回取り上げておりません。

後日議論することといたしまして、いずれにいたしましても、就職希望者のうち、県内就職率は低いという中で、全国平均の地元就職率である82％という数字を目標にしていくとしたら、あと何人分の就職先が必要なのでしょうか。そして、その人数分の就職先は県内に確保できるものなのか、県内就職率を引き上げるために、どんな努力が私たちに求められると考えるのか、教育長に伺いたいと思います。

以下の質問は質問者席より行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。若者・女性を重視した社会減対策の強化についてであります。

私は就任以来、人口減少問題を県政の最重要課題と捉え、地方創生の取組をはじめ、様々な対策を講じてまいりましたが、出生数や合計特殊出生率は過去最低水準に落ち込むなど、少子化・人口減少の進行は一層加速しております。

一方で、全国的にも高い出生率や第２子以降の出生割合等は本県の強みであり、これらをさらに伸ばすため、現在、子ども・若者プロジェクトを本格展開し、結婚・子育て支援や男性の育児参加の促進等に努めております。人口戦略会議や将来世代応援知事同盟サミットでも重要な視点という指摘がありましたように、本県においても改めて、流出の著しい若者や女性の県内定着を図ることが不可欠であるとの思いを強くしたところであります。

このため、来年度の重点施策においては、若者・女性の視点に立った社会減対策を柱の一つに掲げ、若者や女性が生き生きと活躍できる環境づくりを強化することとしたものであります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（川北正文君）〔登壇〕お答えします。中小企業の賃金引上げ支援についてであります。

若者や女性の都市部への流出が進み、県内中小企業の人材不足が続く中、企業の魅力を高め、その活性化を図るためには、働きやすい職場環境の整備はもとより、賃上げの実現が大変重要であると認識しております。

このため県では、国の業務改善助成金制度の活用について広く周知しているほか、生産性向上のための設備投資や新事業展開などによる稼ぐ力の強化、また、適正な価格転嫁の実現に向けた機運の醸成など、賃上げに向けた支援施策を積極的に行っております。

本県の賃金水準は、全国と比較すると、いまだ厳しい状況にありますが、今後とも、国や関係団体等と連携して、持続的な賃上げにつながるよう、しっかりと支援してまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕　お答えします。県内就職率引上げの取組についてであります。

令和５年３月末の高校生の県内就職者数は、議員からも御紹介がありましたように1,489名であり、御指摘の約２割増えた場合は1,914名となり、425名分が必要となります。その時点で、県内企業からは4,405名分の求人がありましたので、就職先の受入れの数としては十分と受け止めております。

また、平成27年３月に県内就職率が54.0％と過去最低を記録し、県議会でもその改善を取り上げていただきました。その改善に向けて、就職支援エリアコーディネーターによる学校と企業の結びつきの強化や、宮崎労働局や関係機関

等と連携した企業見学会、インターンシップ、企業説明会等の取組を進めた結果、県内就職率は年々上昇してまいりました。

今後とも、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実を図りながら、宮崎を支える人材の育成に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員　御答弁それぞれありがとうございました。特に教育長におかれましては、県内企業からの求人、その半分ほどであるという状況が分かりました。そのこと自体も大きな問題というふうにも認識するところであります。

この県内就職率の問題は、例えば県内の9,000人余の高校生が全てにおいて豊かで、そして十分な学力を持っていて、いずれもが大学等に進学されるとすれば、県内、また県外を含めて就職される方の数が減る。そういう理屈の中での率でありますので、トータル的に宮崎県の若者たちという視点でこの問題を捉えて議論していかなきゃならないと思うところであります。

さて、総合政策部長に伺いたいと思います。

宮崎大学にある産業人財育成プラットフォームが今年３月に提出された報告書、「若者の県外流出要因等調査の結果について」を拝見いたしました。若者は、大学卒業者も高校卒の若者も、まず就職先の選択理由に、給与水準を第１の理由としていましたけれども、この内容を読まれて、取り組むべき課題をどう捉えているか、担当部長としての所見を伺いたいと思います。

○総合政策部長（重黒木　清君）　この調査は、若者の就職に対する価値観や就職活動の状況等を把握することを目的に、県内外の学生や社会人、企業を対象に実施されたものであります。調査結果によりますと、若者が就職先を選ぶ際に重視するのは、給与水準に加え、働きやすい職場環境の整備であり、人材確保のためには、各企業において、これらを充実させることが大変重要であると考えております。

また、大学生等は、主にインターンシップを就職活動に活用していることから、県内企業の取組を強化していくことが大きな課題であると認識しております。

このため、産学金労官で構成する産業人財育成プラットフォームにおきまして、これらの課題を共有し、若者の県内定着に向け、県内企業の処遇改善を促すとともに、インターンシップのさらなる強化など、連携した取組を進めてまいります。

○岩切達哉議員　最初の質問は、社会減対策を来年度、大きな方針とされる予算編成方針の問題でございます。その方針に従って施策を検討するに当たっては、一度県外の大学や専修学校等に進学した若者が、宮崎県に戻って就職することを促進するということだと思います。

宮崎県に戻ってきて就職する実態を把握するという点については、大事なポイントと考えますが、今日午前中の山内いっとく議員の質問と重なりますけれども、実情の把握について、取組に対する商工観光労働部長のお考えを伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（川北正文君）　本県においては、毎年多くの若者が県外の大学・企業等へ進学・就職しており、社会減の大きな要因となっております。

県では、こうした若者のＵターン促進を図るため、ＳＮＳ等を活用した県内企業の情報発信や県内外での就職説明会の開催、総合相談窓口の設置、また、県内でのインターンシップ等への参加に要する交通費等の一部補助など、様々

な取組を行っております。

一方で、県外に転出した若者については、その後の状況把握が困難であるという実情もあります。

議員御指摘のＵターンに関する実態を把握することは、社会減対策につながる重要な視点であると認識しておりますので、今後、他県の調査事例の情報収集等を行いながら、課題として研究してまいります。

○岩切達哉議員　教育長、そしてまた、各部長から御答弁いただきました。

宮崎県では、20歳代の結婚が多く、第３子、第４子を産んでいただいていることが出生率を高くしている一方で、第１子出生率は全国よりも低く、マイナスになっているという特徴を持っているとのことであります。要は、若年女性が県外に出ていっているので、数が少ないことが課題という指摘でございます。

女性に宮崎県に残っていただく、またＵターンしていただくために、地域に働きたいと思う職場をつくること、若者の男女を問わず、正規雇用の場をつくることが大事だと私は思うところです。若者の処遇改善、これ以上、都市部との格差を拡大させない、また少しでも格差が縮むように施策を打たなければなりません。

石破内閣も、春闘での賃上げを要請するとか、地方創生事業については、その視点を大事にというふうに求めておられます。そのように、大事なのは、直接に県内における賃上げ、給与水準向上の努力と考えます。

徳島県は、最低賃金を大幅に引き上げることで有名になりましたけれども、知事の活躍があったと伺いますし、その徳島県では、中小企業に賃上げ原資を補助しているということであります。

知事に伺いますけれども、来年度予算編成において、魅力ある就労、働きやすい職場環境を用意する目標で、どのような事業に取り組むのか、御答弁いただければと思います。

○知事（河野俊嗣君）　出会い・結婚、子育て支援の充実に加え、若者・女性の社会動態を改善することが、少子化・人口減少対策において極めて重要でありまして、改めて、自然減・社会減の両面から、重層的に対策を講じる必要性を強く認識しております。

若者や女性が本県を離れる背景には、個人の価値観はもとより、地方においては生きづらさも感じるというようなところ、さらには進学や就職の選択など、様々な要因が絡んだ問題でありまして、複雑に絡み合っているそれらの課題を解決するためには、多様なアプローチによる息の長い取組が必要となります。

現在、来年度当初予算に向けて、子育て中の職員等の意見も取り入れながら、安定的な収入の確保や多様な働き方の実現につながる産業の振興、魅力ある雇用の創出をはじめ、移住・定住の促進、若者や女性の活躍に向けた機運醸成など、あらゆる観点から部局横断的に事業構築を進めているところであります。引き続き、市町村や企業、関係団体等と一体となって、若者や女性に選ばれる宮崎づくりに全力で取り組んでまいります。

○岩切達哉議員　知事が展開されております子育て支援、結婚支援、そういった側面では十分に取り組んでいただいているという意味で伺っておりますし、尊重させていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように、県内と県外との給与水準を見て、若者が県外を選んでいる。そのことが人口流出につながっている。彼らが言うには、第１の理由は給与水準だ

とアンケートで答えていらっしゃいます。

過去からその議論はあったんですけれども、それに対して具体的な施策が取られてきたかというと、この間、不十分であったと言わざるを得ません。企業に対し、賃金の課題で直接関与することの困難さがあるというふうには思います。でも、人口減少対策上、ほっておけないという状況になりました。

先ほど徳島の例を取り上げました。若者・女性に県内に残っていただければ、活力も生まれますし、経済も動く。若者が物を買う、次世代を育む、地域を支えるなど、公が一定の支援をすることで得られる効果、地域創生に貢献する投資効果があると強く思うところでありますので、ぜひ来年度の施策について、しっかりと取り組んでいただきますようお願いすると同時に、期待を申し上げたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。高等特別支援学校のことを伺います。

平成31年に当時の四本教育長に高等特別支援学校の質問をして、はや６年が経過いたしました。高等特別支援学校とは何かをしっかり御理解いただいた上で、保護者の皆さんや子供たちには選択いただきたいと思いますが、周知について、どのように行われていますでしょうか。

また、令和８年度の開設に向けて、今の段階で募集要領や選考方法など、どう定めているのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君）　高等特別支援学校は、知的障がいの生徒を対象とし、高等部のみを設置する特別支援学校であります。

周知につきましては、県のホームページに動画や学校説明資料を掲載するとともに、県内４地区６会場で学校説明会を開催したところであります。

募集定員や選考方法等につきましては、令和７年度７月に入学者募集要綱において告示する予定であります。

募集要綱の告示後は、入学を希望する生徒に適切な進路指導が実施されるよう、各学校及び関係機関等へ丁寧な説明を行ってまいります。

○岩切達哉議員　この高等特別支援学校は、令和８年度、そして令和９年度と順次スタートしますけれども、開校前から期待は高いところであります。

知的障がいの程度が軽度である生徒が企業就労を目指して学ぶ高等特別支援学校において、宮崎県では、どのような教育、運営を予定するのか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君）　高等特別支援学校では、各教科に加え、農業や福祉などの専門教科を学ばせることとしております。

また、学校での学習と企業での実習を繰り返す、デュアル教育システムの導入を検討しております。

さらに、交流や共同学習を推進し、近隣の高校と計画的に行事や学習を行い、互いの理解を深めていく共生社会を目指してまいります。

○岩切達哉議員　実は、特別支援学校の高等部を卒業する子供さんの保護者から、高校卒業資格が得られないんですよということで、高等特別支援学校を宮崎にもという希望があったというのが６～７年前の話なんですけれども、今、設立が準備されている高等特別支援学校においても、高校卒業資格というものは、カリキュラムの関係上、ないということを伺いました。

そういうものだということを十分に理解いただいて、その上で選択していただくということを重ねてお願いしたいと思いますし、高等特別支援学校を卒業するお子さん方、就職されてい

く子供たちが身につけた力を、企業にしっかりと受け止めていただけるように、これから準備いただくということをお願いしたいと思います。

ところで、現在、知的障がいのある者への技能や職業習慣等の習得が目的とされている、県立産業技術専門校高鍋校販売実務科がございます。高等特別支援学校との役割分担について、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君）　高等特別支援学校は、卒業後の一般就労につながる専門教科等を学び、職業的自立を目指してまいります。

また、県立産業技術専門校高鍋校販売実務科は、知的障がい特別支援学校の卒業生等が、職業訓練を希望する場合や離職した場合の学び直しの機会として入校している状況にあります。

○岩切達哉議員　それぞれがそこに存在しておりますので、役割分担をしっかりとお願いしたいと思います。

話題を替えまして、次に、県立高校の配置の問題でありますけれども、宮崎県立高等学校教育整備基本方針（中間見直し）の素案報告が今議会でなされることになっておりますが、その検討されてきたものについて報告いただきたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君）　県教育委員会では、今年度、外部有識者等から構成される学校教育計画懇話会や産業教育審議会等で御意見を伺いながら、方針改定の素案を作成しております。

主な検討状況といたしましては、少子化が進む中、中学校卒業者数の見込みを踏まえた各地区の募集定員の見通しが今後４年間も適切であるか、また、学科等の方向性においては、今、学校で研究しているその在り方や特色ある教育活動が反映されているか等を検討しております。

今後はパブリックコメントを実施し、その御意見を踏まえながら改定を進めてまいります。

○岩切達哉議員　高校は高等学校というぐらいでありますので、十分な子供の数、生徒の数が必要な場所だと思うところであります。長い時間の議論が必要になる課題もありますので、ぜひそういった点については、早めに問題提起いただければというふうにも思うところでございます。

続いて、青少年の教育施設ですが、県北にあります、むかばき青少年自然の家は、現在、予算をかけて大改修が行われていると伺いますけれども、その目的と、改修を経てどのような活用を予定しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　むかばき青少年自然の家は、開所から41年が経過しまして、老朽化によります外壁のひび割れや塗装の劣化、屋内の雨漏りなどが見受けられますことから、施設の長寿命化を図り、利用者の安全を確保するため、現在、外壁の改修等を行っております。

改修後もこれまでと同様に、行縢山の登山ですとか天体観測ドームの活用などで、施設周辺の豊かな自然環境を生かした特色あるプログラムを用意いたしまして、青少年を中心とした多くの県民に利用していただきたいと考えております。

○岩切達哉議員　県内に３か所あります青少年自然の家については、その在り方について、９月議会の決算特別委員会の厚生分科会で熱心な議論があったと伺っております。

青少年自然の家は、全国的には減少しつつあ

るという状況と承知しておりますが、その在り方をどう検討していく予定なのか、お聞かせいただきたいと思います。

加えて、過去の私からの質問で、支援学校児童生徒の利用も可能となるよう、バリアフリーの対策も求めたところでありますけれども、どこまで進捗しているか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　青少年自然の家につきましては、９月の決算特別委員会の分科会におきまして、教育や施設の管理など幅広い観点から、施設の在り方について検討するよう御意見をいただいたところです。

県としては、現在の指定管理期間であります令和10年度までの間に方向性をまとめる必要があると考えており、今後、具体的なスケジュールを立て検討してまいります。

また、施設のバリアフリー化につきましては、青島では階段昇降機の設置、むかばきでは身体障がい者用風呂の脱衣室改修、御池では段差解消のためのスロープ改修などを行っておりまして、施設ごとに可能な範囲で順次進めているところであります。

○岩切達哉議員　引き続き御議論いただきたいし、議会への丁寧な報告もお願いしたいというふうに思っております。

次の課題でございます。労働者支援、関連する子育て支援について質問させていただきます。

最初に、建設業界において、働き方改革、総労働時間の抑制の視点から、週休２日制の導入が進行しています。建設業に従事する労働者の賃金について、日当制で計算されることがあると存じております。週休２日制の進捗によって収入減少にならないようにすることが求められているところでありますが、現在の取組実態を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　建設産業が持続的に発展していく上で、現場労働者の処遇改善や週休２日などの働き方改革の取組が大変重要であります。

日給制労働者の収入維持については、現場労働者の処遇改善等を目的として、年間を通した工事量の安定を図る施工時期の平準化に取り組んでいるところです。また、公共事業従事者の賃金の実態を調査し、12年連続で設計労務単価を引き上げており、受注者に対しては、現場労働者の適切な賃金水準の確保や引上げを文書で要請しております。

今後とも、関係団体と連携して、日給労働者を含む建設産業従事者の処遇改善に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員　建設業界では、現場が遠方であれば、家を出る時間も早い傾向にあります。同様に、早朝出勤が求められたり、交代勤務職場など、あらゆる職業において、労働者の就労時間は定型的ではなくなっています。

このような状況下で、労働者への子育て支援の課題でありますけれども、保育所の利用に際し、保育時間の開始・終了時間に関しての実情はどうなっているか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　県内の保育施設では、おおむね朝７時から夕方６時までの11時間を標準的な開所時間としておりまして、その後さらに保護者の就労状況等に応じた延長保育を実施しております。

現在、保育士の確保に各施設とも非常に苦労しておりまして、特に朝夕の時間帯は厳しい状況にあると伺っております。

このような中で、朝７時以前の保育については、現在、ニーズも不透明であり、保育士等を配置し、子供を受け入れることは、非常にいろいろな課題が多いと認識しております。

○岩切達哉議員　課題が多いんですね。でも、現場はそういうふうに労働者の勤務時間が変化している。

私の実体験として、父子家庭のお父さんが、建設現場に８時までに行かないといけないということで、６時半に保育所にお連れする。私の連れ合いがそこの職員だったものですから、聞きますと、保育園長が特にその方だけということでお預かりしていたというような話を聞きました。いろんな境遇の方がいらっしゃると思いますけれども、どうしても労働者の勤務時間というのは今多様になっておりますので研究いただきたいのと、もちろんお話にあったように、保育労働者の問題も当然一緒に検討しなければならない、このように思うところであります。

実は、その保育所と同じように、小学生低学年において、出勤時間が早い保護者の都合で朝の登校時間が早い児童にどう対応しているかという課題であります。集団登校の待ち合わせ場所で過ごしている児童がいたり、学校の門の前で待っている児童がいるなどの状況を聞いたところです。

「朝の居場所」という言葉が出始めました。朝の居場所を確保すべき時代ではないかという問題提起もいただきました。また逆に、帰宅が遅い労働者の存在もありまして、日本一生み育てやすい県への挑戦に当たって、この養育者の悩みをどう支えるか、福祉保健部長に認識を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　小学生の居場所の確保につきましては、現在、授業の終了後から親が帰宅するまでの夕方のニーズが非常に大きいことから、市町村が中心となって、放課後児童クラブの拡充を進めております。

一方で、朝の時間帯に特化した取組は、現在実施しておりませんけれども、地域において子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方を結びつけるファミリーサポートセンター事業を活用することで、朝、子供を預けている事例もあると伺っております。

それぞれの家庭に応じて子育て支援を充実していくためには、企業や地域も含めた社会全体で応援する観点から、対応を考えていくことが大切だと感じております。

○岩切達哉議員　ありがとうございます。

次に、昨年度に児童相談所が受理した虐待相談件数は1,791件で、高止まりの状況という答弁を９月議会でいただいたところです。高止まりで、なかなか減少しない、なくならない虐待ですけれども、今日もどこかで子供が泣いている、そんな数字であります。本当に心が痛みます。

虐待対応と同時に、虐待の防止の強化が絶対に必要ということで、12月に入りましたが、11月は児童虐待防止推進月間でございました。どのような取組が実施されたか伺った上で、昨今の虐待に関する部長自身の現状認識と、虐待件数削減の取組を福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　児童虐待防止月間におきましては、児童相談所と警察が合同で立入調査等の訓練を実施いたしまして、迅速な虐待対応について確認するとともに、メディアやイベントを通じた広報啓発を行いました。

また、児童相談所の児童虐待相談対応件数

は、近年、高止まりの状況にありますため、虐待の未然防止や早期発見・早期対応が重要であると認識いたしております。

このため県では、広く県民を対象とした体罰によらない子育ての推進に向けた研修や、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知徹底を行いますとともに、市町村が実施する乳児全戸訪問事業等への支援や市町村こども家庭支援センターの設置促進などに取り組んでおります。

○岩切達哉議員　子供が亡くなることもあるのが虐待でありまして、2022年度、虐待で亡くなった子供の数は、こども家庭庁の集計では、全国で72人ということであります。

宮崎県内では、2018年に発生した虐待死が最後と伺いますけれども、これは、予期せぬ妊娠の結果から、生まれたばかりの子供が犠牲となった事件であります。

実は、今年度施行の改正児童福祉法で、妊産婦等生活援助事業が都道府県の事業に位置づけられました。この2018年の事件の経験を踏まえて、妊娠を誰にも言えず悩んでいるなど、そういう方がいれば、しっかり支えることが大事という内容になりますが、宮崎県における妊産婦等生活援助事業の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　当時の検証報告書では、若者への相談窓口の周知ですとか、周囲の大人が気づき、必要な支援につなげられる地域づくり、教育機関と連携した性教育が重要といった提言がございました。

県では、予期せぬ妊娠等に限定したものではございませんけれども、性教育シンポジウムの実施、相談窓口カード等によります広報啓発や相談対応のほか、学校の性に関する指導の充実などに取り組んでおります。

また、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供を行います妊産婦等生活援助事業は、本県では、今年開設されました母子生活支援施設での実施が想定されますけれども、まだ開設して間もないため、まずは今後の運営状況を確認するとともに、既に実施しております他県の取組等についても把握に努めてまいります。

○岩切達哉議員　１件でも起きたらいけない、そういう考え方で虐待の防止・削減に御努力いただきたいと思います。

子育て支援に関連して最後の質問ですが、病児保育・病後児保育の体制について伺いたいと思います。

県の資料では、市町村事業が35施設、施設側の自主事業が24施設とあります。これで病児保育・病後児保育の体制は十分なのかということを伺いたいと思います。

そして、市町村の事業として行う施設と、施設自ら行う自主事業というのがありますけれども、その違いは何なのかを知りたいという点と、もしかして、実施主体は市町村なものですから、財政状況次第で市町村事業と各施設の自主事業というふうに分かれているのか、そういった点について、福祉保健部長から御説明いただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　病児保育事業は、子供が病気になった際や回復期に、家庭での保育が困難な保護者に代わりまして、保育士や看護師などが配置された保育所や病院の専用スペース等で、一時的に子供を預かる事業でございます。

本県では、市町村からの委託により実施するものを市町村実施施設、それ以外のものを自主事業施設といたしております。

なお、市町村実施施設において、どの程度の量のサービスを提供するかにつきましては、当該市町村が利用見込量を勘案し、決定しているものと認識いたしております。

○岩切達哉議員　県としての認識は、各市町村が利用見込量を勘案して提供量を決めているという理解だというのは致し方ないとは思うんですけれども、現実に、市町村事業、そして自主事業という存在がある。35と24ですから、それもほぼ数的には遜色ない。つまりは、市町村がこれで十分と言ってしまうと、自主事業がどんどん量が増える可能性もあるし、市町村に予算をつけていただければ、自主事業というケースは減っていく。そういう構図なら、そこに何か課題があるんじゃないかなとも思うんですね。

現場の保育士さんたちは、幼稚園、保育園、病院は必要だからこそ、頑張って今準備いただいているというふうにも理解できる課題でありますので、一度しっかりと見ていただいて、市町村の御努力もあると思いますけれども、予算が足りないからということであれば、そこに何がしかの工夫をお願いしたいと思っています。

次に、職員の採用、労働条件について伺いたいと思います。

職員採用に努力いただいているところですが、人事委員会のほうでは、秋試験とか特別枠という告知を出していらっしゃいます。

人事委員会委員長に、秋試験とか特別枠などの意味、これまでとの違いなど、また、そのような試験の結果、採用状況の変化について伺いたいと思います。

○人事委員長（佐藤健司君）　秋の時期に行う試験を秋試験と言っておりますが、この試験は今年から実施しております。この試験では、春試験で確保できなかった採用困難な技術系職種や一般行政社会人を対象に実施しておりまして、採用予定数27人に対して、58人が受験しております。

また、民間企業等で広く採用されている試験方式を導入した特別枠試験は、令和２年度から実施しており、今年度は新たに、畜産、林業の職種を加えたところです。

近年、職員採用試験全体の受験者数は減少傾向にあり、特に技術系職種は、合格者が採用予定数に達していない職種もあるなど、厳しい状況が続いておりますが、人事委員会としましては、今後とも一層、試験制度の見直しや効果的な情報発信を行うなど、一人でも多くの受験者の確保に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員　人事委員会委員長に続けて伺いたいと思います。

県職員の定年延長が始まりまして、退職した上での賃金労働条件については、この間の制度の変化で、賃金の差や労働条件の差があることについて、２月議会で委員長に問題意識を伺いました。答弁では、国の給与制度のアップデートを見守るということだったところであります。

今年の2024人事院勧告では、指摘しました課題について改善があったのか、御答弁をいただきたいと思います。

○人事委員長（佐藤健司君）　今年の国の人事院勧告では、給与制度のアップデート、いわゆる制度の見直しの中で、再任用職員の給与等の勤務条件につきまして、これまで支給されていなかった住居手当や特地勤務手当などの、人事異動の円滑化に資する手当を新たに支給することとされました。

県職員の60歳以降の働き方につきましては、再任用職員、または会計年度任用職員として勤

務するなど、様々な選択肢がございますが、任用形態の違いにより、給与等の勤務条件に差が生じていることを認識しております。

人事委員会としましては、今後とも、国や他の都道府県の動向を注視し、給与制度の在り方について研究してまいります。

○岩切達哉議員　60歳以降も働いていただくということを前提に制度が変わってきた状況の中で、いろいろ御苦労もおありだと理解はするんですけれども、人事委員会として、また任命権者とも御議論いただきながら、特に働く者の間で差を感じさせるようなことにならないように御尽力いただきたいと思います。

さて、人事委員会勧告につきましては、知事と職員団体との話合いもあって、条例改正案が出されるというふうに承知しておりまして、内容についても尊重する立場でございます。

国の人事院勧告に関連して、知事の認識をお尋ねしたいと思います。

今年、人事院勧告で、市町村ごとの区分で定めていた地域手当について、その支給率を都道府県単位に定めることとしました。

この制度は、都市と地方の給与水準の違いを反映するという理屈で、2006年から始まったもので、全国一律の賃金表を大幅に引き下げた上で、それによって得た原資を地域手当とするものでありました。この手当の創設の結果、東京23区は宮崎よりも２割高くなるなど、都市との格差を明確にし、地方の人材確保に影響が出る結果となったと私は思うところであります。

多くの大学が都市に集中しており、卒業して公務員となるにも、東京なら20％も賃金が高いことが約束され、都市に人材が集中するのは当然の結果でありました。

導入される前年まではなかった制度でありました。当時、公務員人件費抑制の声を受けて、しゃにむに導入されたと認識しています。

人材確保に努力する幾つもの自治体では、国の制度以上にパーセンテージを上げて支給し、人材確保競争に負けないようにしてきたという状況もあって、今回、都道府県単位になったと伺っているところであります。

このたび、若者の県内就職を促進する、たとえ県外で学んだとしても、宮崎に戻って就労してもらいたいという知事には、地域手当という都市と地方の格差を固定化させる制度はなくしていくように、国に求める必要があると考えるところであります。

国への働きかけを求めたいと思いますが、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君）　この地域手当につきましては、平成18年４月から、東京都などの民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して支給されている手当であります。

その創設の背景としましては、公務員の給与に地域の民間賃金をより反映させるため、平成17年の人事院勧告において、年功的な給与上昇の抑制等が必要とされ、その具体的な方策の一つとして、従来の俸給水準の引下げを行った上で、民間賃金に応じて地域間調整を図る当該手当の創設が必要とされたものであります。

本県におきましても、人事委員会から、民間の給与状況等を調査の上、国と同様に給料表の引下げや地域手当の導入などが勧告され、当時、その勧告に準じた見直しを行ったところであります。

地方公務員の給与は、地方公務員法の情勢適応等の原則により定めることが求められておりますので、勧告を尊重した本県の給与制度は、県民の理解を得られる適正な制度になっている

ものと考えております。

○岩切達哉議員　東京でお勤めの方が、２割高いもの、２割の手当をもらっていて、もし地方に、宮崎に異動されたら、３年間保障するという流れになっています。３年もすれば、また東京に戻られるので、要は、東京の官僚の皆さんは、ずっとその高いものをいただけるという制度だと私どもは思っております。

基本的に宮崎は地域手当はないわけですので、ベースとなる賃金のみ。それを見て、東京の若者たちが、宮崎がいいか、東京がいいかという選択をするとすれば、それなりの結論が出てくる実態があるということを申し上げたい。ぜひ、そのことについては、知事も問題意識を持っていただきたい、そのように思うところであります。

次の問題です。

獣医師確保については、丸山議員から御指摘がありました。獣医師は毎年、必要数を満たさず、平成28年度がピークで、176人いた獣医師は現在153人、23人の減であります。畜産を支える体制がつくられていないばかりか、崩壊寸前という状況で、畜産の生産力が向上しても出荷できなくなる状況は避けなければならないと思います。

獣医師確保、畜産を支える体制づくりについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　獣医師につきましては、学生の小動物分野への就職志向が強く、全国的に公務員獣医師の確保が厳しい状況にあります。

このため県では、インターンシップの受入れ、ＰＲ動画の配信等による県職員獣医師の魅力発信に加え、業務の効率化など職員が働きやすい職場環境づくりを進めております。

また、今年度は、初任給調整手当の全国最高額への引上げや、修学資金制度における高校生等を対象とした地域枠の創設に加え、小中学生などへのキャリア教育にも力を入れております。

また、国に対して、公務員獣医師の安定確保に向けた取組の強化と支援を繰り返し要望しているところであり、今後とも、獣医系大学や学生への働きかけを強化するなど、県職員獣医師の確保に積極的に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員　獣医師以外にも、各種産業を支える技術者の採用については、先ほど人事委員会委員長の御答弁にもありましたけれども、大変厳しい。知事には責任を持って対応いただきたい状況というふうに認識しております。

土木技師、畜産技師、農業土木技師、林業技師など、獣医師同様に技術系職員が職員採用の募集予定人員を満たしていない状況が続いておりますが、今後どのように確保していくのか、対応について、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君）　技術系職員につきましては、それぞれの専門性を生かし、危機事象等発生時の対応や、主要産業である農林水産業をはじめ、様々な産業の振興を図るため、重要な役割を担っており、その人材の確保は、県政推進の根幹に関わるものと考えております。

しかしながら、近年の職員採用試験において、競争倍率が低下するとともに、一部の職種では採用予定数が確保できないなど、大変厳しい状況にあります。

このため、受験者確保に向け、人事委員会等と連携し、試験制度の見直しや高校・大学での説明会への参加、インターンシップの受入れなど、積極的な採用活動を展開しているところで

あります。

また、職務に関連する公的資格の取得支援など、職員の意欲と資質の向上につながる取組や、テレワークや時差出勤など柔軟な働き方を推進し、魅力ある職場をつくり、積極的に発信していくことで、将来の県政を担う人材の確保に努めてまいります。

○岩切達哉議員　悩ましい問題について御答弁いただいて、ありがとうございました。

言いにくい話ですけれども、例えば林業職や農業職の皆さんがそこにいらっしゃってもいいんじゃないかという思いを、県庁の中でも伺うことはございます。そういったトータル的な技術系職員へのアプローチを、知事としても常々お考えいただけたらありがたい、そのように思うところであります。

先日、熊本県に行きまして、たまたまでありますが、えびの市に接するあさぎり町にある県立高校の先生にお会いし、そこには農業土木科があることから、宮崎県の公務員試験を検討いただくようにお願いしたところであります。その高校からは、宮崎県庁に林業技師として何人か就職しているというようなお話でありました。県外にも目を向けて対策をお願いしたいと思います。

次に、警察本部長に伺います。

闇バイトによる強盗事件多発の世情があります。世間には不安が広がっていると認識しております。闇バイトに応募する若者たちに、社会の貧困という問題がのしかかっているとの報告も見たところであります。

いずれにいたしましても、非正規雇用、多額の学資という借金、孤独・孤立、順風でない生きざま、その隙間に入り込む一度に稼げるよという誘惑、本当に社会の分断、貧困の課題に取り組む必要は大きくなっていますが、それはそれとして、まずは、このような闇バイトという表現は変えてほしいということを本部長に伺いたいのです。不法バイト、犯罪バイト、こういうふうに呼称を変えることが必要じゃないかと思います。闇バイトという表現は、その有害性を的確には表現していないと私は思うんです。本部長には、警察庁などと協議して、より問題の本質理解が進むよう、呼称の変更を求めてほしいと思います。

また、隣県熊本では実施するということですが、直ちに県内大学・高校を訪問していただいて、生徒に対する啓発に力を入れてもらいたいと思いますが、取組についてお聞かせいただきたいと思います。

○警察本部長（平居秀一君）　警察では、いわゆる闇バイトに応募すると、重大な犯罪に加担させられ、取り返しのつかない結果を招くことを、防犯メールや地域安全情報等により広報啓発しております。

特に、高校生や大学生に対しては、情報モラル教室やサイバーセキュリティカレッジなどで、闇バイトはアルバイトではなく犯罪行為であり、闇バイトへの応募をきっかけに、犯罪組織から自身や家族への脅迫を受け、犯罪の実行役として都合よく利用されている実態など、より具体的な情報を発信しております。

また、私が県内の大学で講義を行う機会がありますので、その際、闇バイトに安易に応募することのないように、強く注意喚起を行うことにしております。

○岩切達哉議員　いま一度、申し上げますが、隣の熊本県は、全高校に警察官が行って啓発を行うということでありますし、今、本部長からもありました、犯罪行為なんだと。ぜひ取組を

いただきたいと思います。

次は、信号機に地名表記を求める質問でございます。

宮崎市内の交差点には交差点名の表示が少ないという御意見を、バス運転を専門とされる方からいただいたところであります。

宮崎市内の国道10号は、有名なのか分かりませんが、大工町交差点とか、また国道269号の起点となっている宮崎病院西の交差点にも地名表記はございません。また、事故多発で有名になりましたが、江平交差点にも地名表記はございません。国道220号は、中村五差路と私どもは呼んでいますけれども、そこにもございません。県外に比べて少ないという意見は確かなように思います。

観光宮崎という立場からも対策が必要ではないかと思いますが、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　交差点名標識などの案内標識は、安全で円滑な交通の確保はもとより、道路利用者の利便性を向上させる上で大変重要であります。

県管理道路の交差点名標識は、観光関係者などの意見を聞きながら、国が定めた設置基準に基づいて、主要な交差点に設置しております。さらに近年は、より分かりやすい案内となるよう、交差点の表示を観光地名称に変更することや、外国人旅行者向けに英語表記を追加することにも取り組んでおります。

県としましては、国スポ・障スポを見据え、さらなる利便性向上を図るため、関係機関との連携をより一層深め、全ての利用者に分かりやすい案内標識の整備に努めてまいります。

○岩切達哉議員　最後の質問になります。

時差式信号機について、十字路であるのに時差式となっている場所では、信号青表示時間が短い側で右折待ちの車両が、目の前の信号が赤になって、交差点から脱出しようと慌てて発車することがあります。対向車線も赤だと車の運転手は思うものですが、時差式であることで対向車は止まってはくれない。そういう危険なところがございます。

このような状況もありますので、十字路での時差式信号はやめて、右折信号を追加することが適当ではないかと思いますが、警察本部長の所見を伺いたいと思います。

○警察本部長（平居秀一君）　時差式信号につきましては、右折車線が確保できない交差点などにおいて、信号機に時差式信号と記載した表示板を掲げる運用を行っております。

時差式信号の交差点につきましては、随時見直しを行っており、右折車両が減少した交差点においては、時差式の運用をやめておりますほか、新たに右折車線が確保できた交差点においては、時差式の運用に変えて、右折矢印信号を設置する事業を計画的に行っております。

○岩切達哉議員　信号に従って事故に遭うのはばからしいと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を全て終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濵砂　守議長　以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時44分散会

12月３日（火）

令 和 6 年 12 月 3 日 （ 火 曜 日 ）

午前10時０分開議

出　席　議　員（36名）

２番	渡　辺　正　剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
３番	永　山　敏　郎	(県民連合立憲)
４番	工　藤　隆　久	(公明党宮崎県議団)
５番	荒　神　　稔	(宮崎県議会自由民主党)
６番	福　田　新　一	(　同　)
７番	本　田　利　弘	(　同　)
８番	山　内　いっとく	(　同　)
９番	山　口　俊　樹	(　同　)
10番	下　沖　篤　史	(　同　)
12番	黒　岩　保　雄	(　同　)
13番	濵　砂　　守	(　同　)
14番	脇　谷　のりこ	(親　和　会)
15番	松　本　哲　也	(県民連合立憲)
17番	今　村　光　雄	(公明党宮崎県議団)
18番	坂　本　康　郎	(　同　)
19番	二　見　康　之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日　高　博　之	(　同　)
21番	後　藤　哲　朗	(　同　)
22番	佐　藤　雅　洋	(　同　)
23番	日　髙　陽　一	(　同　)
24番	安　田　厚　生	(　同　)
25番	内　田　理　佐	(　同　)
26番	川　添　　博	(　同　)
27番	図　師　博　規	(無所属の会　チームひむか)
28番	前屋敷　恵　美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井　本　英　雄	(自民党同志会)
30番	岩　切　達　哉	(県民連合立憲)
31番	重　松　幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂　口　博　美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山　下　　寿	(　同　)
34番	外　山　　衛	(　同　)
35番	武　田　浩　一	(　同　)
36番	丸　山　裕次郎	(　同　)
37番	中　野　一　則	(　同　)
38番	山　下　博　三	(　同　)
39番	野　﨑　幸　士	(　同　)

欠　席　議　員（２名）

11番	齊　藤　了　介	(宮崎県議会自由民主党)
16番	山　内　佳菜子	(県民連合立憲)

地方自治法第121条による出席者

知　　事	河　野　俊　嗣
副　知　事	日　隈　俊　郎
副　知　事	佐　藤　弘　之
総合政策部長	重黒木　　清
政策調整監	田　中　克　尚
総　務　部　長	吉　村　達　也
危機管理統括監	児　玉　憲　明
福祉保健部長	渡久山　武　志
環境森林部長	長　倉　佐知子
商工観光労働部長	川　北　正　文
農政水産部長	殿　所　大　明
県土整備部長	桑　畑　正　仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山　下　栄　次
会計管理者	米　良　勝　也
企　業　局　長	松　浦　直　康
病　院　局　長	吉　村　久　人
財　政　課　長	池　田　幸　優
教　育　長	黒　木　淳一郎
警察本部長	平　居　秀　一
代表監査委員	川　野　美奈子
人事委員会事務局長	田　村　伸　夫

事務局職員出席者

事　務　局　長	小　牧　直　裕
事　務　局　次　長	海　野　由　憲
議　事　課　長	菊　池　　博
政策調査課長	西久保　耕　史
議事課長補佐	松　本　英　治
議事担当主幹	弓　削　知　宏
議事課主任主事	青　野　奈　月

◎　議案第23号から第33号まで追加上程

○濵砂　守議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託でありますが、お手元に配付のとおり、知事から議案第23号から第33号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第23号から第33号までの各号議案を一括上程いたします。

◎　知事提案理由説明

○濵砂　守議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、２点御報告を申し上げます。

１点目は、高病原性鳥インフルエンザの発生についてであります。

本日、川南町で約３万4,500羽を飼養する肉用鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

国の特定家畜伝染病防疫指針では、判定後24時間以内を目安に殺処分を、72時間以内を目安に埋却を完了することとされており、昨日19時、まだ疑い事例が確認された段階でありましたが、県対策本部会議を開催し、あらかじめ初動防疫の対応等について確認し、全庁挙げて迅速な対応を図るよう指示したところであります。今朝７時、疑似患畜であると確認されたことを受け、現在、国に加え、ＪＡグループ、県建設業協会、川南町をはじめとする多くの団体・企業等の御協力をいただき、約120名態勢で発生農場の防疫措置を行っております。

また、今朝８時25分より、江藤農林水産大臣をはじめ、農林水産省の関係者とオンラインで会談を実施し、これまでの対応状況を報告し、情報共有を図ったところであります。江藤大臣からは、児湯郡という一大畜産地帯での発生であり、緊張感を持って迅速な封じ込めを徹底してほしいとの指示がありました。

県におきましては、本日11時より、畜産関係団体等を招集して緊急防疫会議を開催し、改めて発生防止対策の徹底を図ってまいります。

今シーズンは、全国で過去最も発生が多かった令和４年度に匹敵するペースで発生しており、これまでに今回を含め、10道県12事例の発生が確認されております。

まずは徹底した防疫措置を迅速に進めるとともに、引き続き、関係団体等と緊密に連携し、農場へのウイルス侵入防止対策のさらなる強化を図るなど、危機感を持って発生を防止するための取組を進めてまいります。

２点目は、都城志布志道路の全線開通についてであります。

先月、都城インターチェンジー乙房インターチェンジ間が来年２月15日に、また、志布志インターチェンジー志布志港間が同じく３月23日に開通するとの発表が、国土交通省と鹿児島県からそれぞれなされ、いよいよ都城志布志道路約44キロメートルの全線が開通することとなりました。

宮崎自動車道都城インターチェンジと志布志港が一本の高規格道路で結ばれ、鹿児島県との広域的な道路ネットワークが充実することによ

り、農畜産業の振興や、南海トラフ地震などの大規模災害時における救急救命活動等に大いに寄与するものと大変うれしく思っております。

また、都城市街地を通過する交通が分散され、交通渋滞の緩和による定時性や速達性の向上、交通事故の減少につながることも期待されます。

これまで御尽力いただきました県議会の皆様をはじめ、国土交通省や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

今後とも引き続き、人流や物流を支え、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの整備に取り組んでまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案しました議案は、国の令和６年度補正予算に対応するもの、並びに、県職員、市町村立学校職員及び特別職の給与改定を行うものです。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計395億5,161万2,000円、特別会計375万7,000円、公営企業会計が12億7,055万2,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,193億6,208万7,000円となります。

今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金６億7,078万5,000円、国庫支出金185億6,763万1,000円、繰入金54億9,907万7,000円、諸収入７億3,331万9,000円、県債140億8,080万円であります。

続きまして、一般会計補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明いたします。

今回、国の補正予算に係る国土強靱化対策等の費用を措置しており、道路や河川、砂防、港湾等の整備、土地改良や農地防災、造林や治山などの公共事業を行うこととしております。

なお、国の経済対策に伴う公共事業以外の事業につきましては、国の補正予算の詳細が明らかになった段階で、その内容を精査し、改めて補正予算を編成してまいります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第31号及び第32号は、県職員及び市町村立学校職員の給与を改定するため、関係条例の改正を行うものです。

議案第33号は、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、関係条例の改正を行うものです。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明しました。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○濵砂　守議長　知事の説明は終わりました。

◎　一般質問

○濵砂　守議長　ただいまから一般質問に入ります。まず、工藤隆久議員。

○工藤隆久議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。公明党、延岡選出の工藤隆久です。今回も県民の皆様からの意見、また自身の政治課題について質問させていただきます。通告に従い質問いたしますので、知事をはじめ、関係部長には明快な答弁をお願いいたします。

私は、議員になる前より、できるだけ美術館には通うように心がけておりました。多様な感性に触れることで、自身の感性を磨き、また、何よりも美術館での時を忘れるほどの作品に出会えることの感動は、何事にも比較できない、すばらしい体験だと思っております。

昨年は山下清展、今年は平山郁夫展を鑑賞してきました。また、テオ・ヤンセン展に行った

めいっ子は、ダイナミックに動く展示に大変感動しておりました。

常々、美術館は多様性を育み、自己肯定感を培う場としては非常に有効であると考えております。自己の感性で芸術に触れ、そこにイエスもノーもない、また他者の感性に触れることができる、すばらしい教育の場です。他県においては、不登校児童等に美術館を鑑賞してもらう取組などがあるようです。

そこで、美術館を活用した教育に関する知事の思いをお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

優れた美術作品は、時を越え、国や地域を越え、また言葉をも越え、いつの時代であっても人々に感動をもたらすことができるものであります。子供たちがじかに優れた美術作品に触れることは、より豊かな感性と創造性を育む上で大変重要であると考えております。

私もよく美術館を訪れますが、この夏も、県立美術館で開催されましたテオ・ヤンセン展に行ってまいりました。テオ・ヤンセンは、現代のレオナルド・ダ・ヴィンチと呼ばれる造形作家でありまして、彼の作品はプラスチックチューブやペットボトルなど、身近な素材で作られたビーストと呼ばれる巨大な造形作品であり、風の力を受けて、まるで生き物のように歩行する実演が美術館内でも実際に行われたところであります。

子供たちが、オランダから海を越えてやってきた巨大な作品を見て驚いたり、そして実際に動かして、その仕組みに感動している姿を目の当たりにして、美術作品の持つ力、そしてその価値や普遍性を改めて実感したところであります。美しい絵や彫刻などを見てしみじみ芸術や美術の美の力に浸る、これも魅力的でありますが、生き物やロボットのように工作物が動く、また、自分の力で動かすことができることに、きっと子供たちもわくわくしたに違いないと考えております。

また、美術館の出口には、その小さな模型が置いてあって、うちわで風を起こしてそれを実際に動かすことができる、私も夢中になって、これをやったりしておりましたし、そこで競争などが行われていたところであります。

美術に関して申しますと、私は、高校時代の美術の先生が繰り返し「センスを磨け」ということを言われたことを非常に覚えております。適切な栄養を取ることによって体をつくるのと同じように、一流の美術作品を見ること、触れること、体験すること、そのことによって心の栄養にもなり、また自分自身を磨くことができる。今になってみれば、その言葉の意味も分かるわけでありますが、幼い子供たちも含め、そういったことを意識する前から、自然に優れた美術作品と出会う機会を提供し、様々なものを吸収して伸びていく、その環境を我々大人の責任でつくっていく必要があると考えておりまして、美術館を活用した教育を一層進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

美術館こそ、自己肯定感を見失いがちな児童生徒に有意義な場であると感じております。もちろん不登校生徒に限らず、違う世界、感性を知る、すばらしい教材です。

そこで、県立美術館を活用した教育における県の取組を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　美術作品を自分の

目や体で直接捉え、よさや美しさなどを主体的に感じ取ることは、子供の感性を豊かにし、豊かな情操を培うことにつながると考えております。

県内の各学校では、県立美術館の収蔵作品が印刷されたアートカードを用いたり、郷土の画家・瑛九や国内外の名画の映像を視聴して、作品の印象を伝え合い、認め合うなどの鑑賞を楽しむ学習を行っております。

また、「旅する美術館」として、県内の市町村に美術館の収蔵作品を届け、親子で本物と触れる機会をつくるなど、子供から大人まで美術に親しむ機会を設けております。

今後、このような美術館と学校が連携した取組を各学校にも広く発信し、県立美術館を活用した教育活動に積極的に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

今後とも、宮崎県の子供たちに芸術に触れていただき、様々な感性を知り、また磨いてもらいたいと思います。

愛媛の県立美術館では、鑑賞教育の一環で教育支援センターを訪問したところ、人前で発表したことがない生徒が自分の感想、物語を語ったりと、ふだんの生活とは違う体験をすることで心を開いたと感じた、自分を表現させる手助けができたと研究発表しておりました。ぜひ訪問先に教育支援センターもどんどん取り入れていただきたいと思います。

ここで、文部科学省が出している不登校の定義を確認したいと思います。不登校児童生徒は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものであります。

また、子供には、教育を受ける義務はありません。教育を受けさせる義務は一次的に親ないし親権者が負うものであります。これは憲法上の規定であります。そして、教育を受ける権利は子供に対して保障されております。その社会的側面として、国、地方自治体は教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負っております。不登校児童生徒は、行きたくても行けない児童なんです。それに対してどう教育環境を整えるか、その責務は国、自治体にあります。

次の世界をつくるのは子供たちであります。全ての子に教育の機会をつくることを目的に、不登校問題をはじめ、教育について質問していきたいと思います。

先日の質問への回答の中で、「個に応じた具体的な支援を行うこととされた国の生徒指導提要を共有し、全ての教職員に共通の理解を図るように指導した」とありました。他県の事例においても、担任をはじめとする教師への研修を通じての取組が基本でありました。

そこで、不登校に関する教員研修はどのような内容なのか、また、今年度新たに行っている内容を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　各学校では、校内研修において、不登校傾向の児童生徒の理解や支援の在り方等について、全教職員で共通理解を図っております。

また、県教育研修センターでは、不登校支援の基本的な考え方から、スクールカウンセラー等の活用方法や各種関係機関との連携の在り方まで、職能に応じた研修を実施しております。

さらに、今年度より全ての県立高校で、新たに配置したスクールソーシャルワーカー等を活用した研修を実施するとともに、小中学校で

は、37校の研究指定校において、不登校をテーマとした研究に取り組んでおり、今後、その成果等を広めていくこととしております。

今後も、校内外の研修の充実を通して、教職員の不登校への対応力向上に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

世間では担任ガチャなどという言葉がありますが、どの先生でも、個に応じたきめ細やかな対応ができ、共通認識の下、組織的に不登校児童に対応できるようにお願いいたします。

今回は外しましたが、カウンセラーの確保についても、臨床心理士が少ないワースト３に入る宮崎県にあって、工夫していただければと思います。

小中学校で不登校でも、高校には進学したいという生徒、また親も多いと考えます。福岡県では、不登校だった生徒を対象とした高校が来年度開校予定です。宮崎県としては、多様化学校が延岡市、宮崎市に設置予定ではありますが、高校はありません。今年度から、不登校であった子供たちに自己申告制度を設けて、進学時への配慮をしているとのことであります。すばらしい取組であると思います。

不登校であった子たちが全日制の高校に通えるのか。進学指導は、その子の希望など個別対応ではあると思いますが、単位制である通信高校への進学もしっかりと入れていただく必要があると思います。

そこで、県立高校の通信制課程が、不登校経験のある生徒の進学先として役割を果たしているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　通信制課程は、単位制の利点を生かした学び直しや分割履修ができ、学習者が自分のペース、生活スタイルに合わせて学べることから、様々な入学動機、進路希望、背景を持つ生徒が在籍しておりまして、不登校経験のある生徒も共に学んでおります。

そのような中、生徒一人一人の多様なニーズに応えた丁寧なレポート添削や個別の進路指導など、きめ細かな教育に取り組んでおります。

また、県教育委員会といたしましては、通信制課程には、スクールカウンセラー等のほか、生徒相談支援員も加えて配置するなど、より生徒に寄り添う支援を行っております。

今後とも、通信制課程の役割を大切にし、多様な教育ニーズに対応してまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

通信制に対する世の中の認識が、まだまだ悪いと感じております。偏見なく通えるような風潮をつくっていけたらと思います。

他県では、不登校児童生徒を出さないために、不登校予備軍の予防に力を入れているところがありました。大学の教育学部と連携して、４月から６月までの出席日数をデータ化し、夏休み明けの不登校につながる生徒の洗い出しを行い、早めに対応する。また、ＩＣＴ化で１人１台タブレット端末がある中、朝登校した際に今の気持ちを絵文字で選ぶようにし、泣き顔マークとか不満顔マークを押した子には、それとなく担任や仲のよい先生が触れ合っていくなどの取組がありました。また、４月、９月に個別相談を実施する高校など、早め早めの対応で不登校にならない取組の重要性を改めて感じたところであります。

そこで、新たに不登校を生まないために、小学校段階からの未然防止の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君）　国の調査では、不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあり、特に

小学校の増加率が高く、本県も同様であることから、学齢の低い段階からの未然防止の取組を進めることが重要であると考えております。

本県では、小学校段階から「ひなたの学び」に基づいた分かる授業づくりに取り組むとともに、児童生徒の望ましい行動を認めて伸ばすスクールワイドＰＢＳや、児童生徒が互いに支え合うピアサポート活動等を通して、学校が安心して学べる場所となるよう取り組んでいるところであります。

県教育委員会といたしましては、今後、外部の専門家を交えて、様々な取組の効果を検証するとともに、好事例の提供や研修等を行い、不登校の未然防止の取組が充実するよう学校を支援してまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。私も今後研究し、ソフト面など、お金がかからず、すぐに実行できるものについては情報共有していきたいと思います。

次に、障がい者問題について触れたいと思います。今日12月３日は国際障害者デーということでございますので、大変意義深く感じているところでございます。

重症心身障がい者の親の会に「守る会」という全国組織があります。私たち家族も所属しております。

最近、亡くなった方の葬式に行った際に、悲しいことをお聞きしました。それは、父親が亡くなった際に、障がい者ではない長女から、「私の遺産相続分はしっかり頂く。これであなたたちと縁は切る。障がい者の妹の介護は一切しない」と言われたとのことでございます。

これからは、家族に頼ることなく地域で障がい者を見ていく必要性はあると思いますが、一番身近な家族が、逆に障がい者に対して嫌悪することになっております。障がい者がきょうだいにいると、やはりその子の介護が中心となった生活になります。私は愛されていないと感じるきょうだいがおります。

そこで、障がい者本人に対するケアはもとより、親、きょうだいに対してのケアも必要であります。県の親、きょうだいへの支援は、どのように行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　在宅の重症心身障がい児等の生活は、身近な存在である家族の支えによるものが大きくて、きょうだいを含む家族の暮らしにも目を向けた支援が重要と考えております。

このため県では、障がい児の保護者やきょうだいが少しでもふだんと異なる時間を過ごすことができますよう、短期入所等の一時預かりのサービス拡充に取り組んでおります。

また、障がい児の家族会が行う療育キャンプへの助成等により、きょうだいを含めた家族間交流を促進しておりますが、近年は様々な支援団体の間でもきょうだいへの支援の視点が少しずつ浸透しており、県としても、活動例の紹介を行うなどによりまして、その輪を広げてまいりたいと考えております。

○工藤隆久議員　ありがとうございました。

医療的ケア児支援法第５条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する」となっております。この理念は、全ての障がい者の家族に共通した課題だと思います。

ある女性の育った家庭は、脳性小児麻痺の兄の生活が中心だった。子供の頃から兄のおむつ

を替えたり、車椅子の介助をしてきた。自分が我慢するのは当たり前だと思っていた。でも、本当は寂しかった。大人になってから気がついた。今でも自分のことを後回しにする癖が抜けないと振り返っております。

また、障がい者の兄弟姉妹でつくる当事者の会「きょうだいの会　わたぼうし」、これは豊見城市というところにあるんですけれども、代表によれば、きょうだい児には、成人後も自己肯定感が育めず、アルコール依存に陥るなど、苦しむ人が多いと語っております。県には、今後の課題として、ヤングケアラーもそうですが、きょうだいに対しての支援を考えていただきたいと思います。

次に、さきの議会の一般質問で、日中一時支援の宮崎県においての地域格差を例示し、質問したところ、コーディネーターの全市町村への配置、地域の関係機関との情報共有、個別のケースに応じた支援計画の調整をしていくとの答弁がありました。

他県では、医療的ケア児支援センターを中心に、コーディネーターの配置にとどまらず、コーディネーターを通じて、現状の把握、助言、コーディネーターの養成研修を定期的に行う等の取組があります。

そこで、コーディネーターの配置状況、地域格差をなくす取組、またどのような運営をしているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　在宅の重症心身障がい者等への支援につきましては、現在、21の市町村で、医療・保健・福祉・教育など各分野の担当者が集います協議の場を設けておりまして、支援に関する情報共有や連携による地域支援体制づくりが進められております。

また、18の市町村でコーディネーターを配置しまして、重症心身障がい者等の日中の居場所に関する調整や保護者への訪問、さらに避難計画策定のための聞き取りなど、個別のニーズに寄り添った支援を行っております。

こうした取組は、まだ始まって時間もたっておらず、地域によって取組やスキルに差がありますことから、県では、市町村と連携しながら、コーディネーターの養成やスキルアップ研修等による支援体制のエリア拡大と底上げを図ってまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

ぜひ、県内の事例を市町村と共有して、障がい者に寄り添った支援をしていただければと思います。まだまだ個別対応ができていないと感じております。個別避難計画も作成されていないような状況です。いつ来るか分からない災害、また、自分が亡くなった後のことを日々悩みながら苦しんでおられる親御さんのためにも、早急な支援体制の確保、エリア拡大をお願いいたします。

次に、ひきこもり問題についてお伺いいたします。

ひきこもりサポーターの打合せに参加しましたところ、本年度でサポーターの育成などのひきこもり支援事業の一部が打切りになるとお聞きしました。

これまでのひきこもりサポーター養成研修など、宮崎県独自の取組は、大変にすばらしいものであると感じております。

そこで、これまでのひきこもり支援事業での成果、ひきこもりサポーターの育成数、活動内容を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　ひきこもりサポーターにつきましては、昨年度までに養成研修を受講された309名のうち、172名の方に登

録いただいております。

県では、市町村支援アドバイザーを全市町村に派遣しまして、サポーターの方々が市町村で活躍していただくための助言や好事例の共有を行っております。

また、昨年度は、活動内容についての研修や意見交換を行いますサポーターミーティングを保健所圏域ごとに開催いたしまして、延べ85名の方に御参加いただきました。

今年度は、地域イベントでの啓発活動や家族会の運営スタッフとして参加いただくなど、市町村において、サポーターの活躍の場が広がっております。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

自分もサポーターミーティングには参加させていただきまして、そこでこの話をお伺いしました。ある就労支援施設の方の話なんですけれども、デイケアを受けていたお母さんが、いよいよ歩けなくなったので、入所しなければいけない状態になり、家を訪問し、荷物整理をしていたところ、一人暮らしであると思っていたら、ひきこもりの息子さんがいたと。いわゆる8050問題の現場であったと思います。市の協力もあり、就労支援施設での自立支援を受けることができるようになったとお聞きしていますが、やはりひきこもりの方は、身近にいると感じております。

人口比でいくと、潜在的には１万2,000人近くいるとされるひきこもりの方に対して、今後、県内全域に支援が届くよう、県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　市町村ひきこもり支援体制整備サポート事業によりまして、市町村内での連携支援体制がつくられ、また、全ての保健所圏域においてサポーターが登録されるなど、市町村におけるひきこもり支援の基盤づくりが進んでおります。

この事業は、今年度で終了いたしますけれども、今後は、市町村職員や御登録いただいたひきこもりサポーターに対する実践研修を実施いたしまして、スキルアップや支援者間の連携推進に取り組みますとともに、県のひきこもり地域支援センターによる市町村への助言などの支援を行っていくこととしております。

○工藤隆久議員　県から、ひきこもりサポーターの管理などが市町村に移行されるとお聞きしております。ひきこもり問題の管轄は基礎自治体であり、また解決も地元のあらゆる既存のサービスを使って解決していくことになりますから、基礎自治体内での連携が非常に重要になってくると思います。ここで県との関係が終わりではなく、自治体同士の横の連携、また事例、施策の共有など、今後とも、県の指導をよろしくお願いいたします。

次に、林業についてお伺いいたします。

林業関係者に会いますと、話題は決まって出口戦略です。いつまで木材の価格が今のままで維持できるのか。少子高齢化の中、住宅戸数の減少、資材が高騰し、住宅建造の坪単価も上昇しております。さらに金利が上昇、さらに建てにくい状況が続くと思われます。その中、材木の値段だけ値切って安く済まそうとする流れがあるそうです。

このような状況の中、県としてはどのような出口戦略を考えているのか。近年の新設住宅着工数や床面積が減少しているとお聞きしますが、県産材の出口対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　本県の平

成30年の新設住宅着工戸数は6,708戸、１戸当たりの床面積は88平方メートルでしたが、令和５年には着工戸数が5,929戸、床面積は83平方メートルまで減少しており、住宅分野における木材需要は縮小傾向にあります。

このため県では、民間の住宅フェアにおける県産材住宅のＰＲや県産材利用に積極的な工務店を認定する取組など、住宅分野の出口対策を進めつつ、木造建築の高度なスキルを持つ建築士を育成し、店舗など木材利用の進んでいない非住宅分野における需要拡大に努めております。

また、県外消費地における商談会の開催や海外での構造材、内装材のプロモーションなど、高付加価値製品の新たな販路の開拓にも取り組んでおります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

材木の値段が安定してこその林業だと考えております。もうかる林業、先が見える林業となるよう、よろしくお願いいたします。

先日、カーボンニュートラル推進対策特別委員会で、経産省の九州経済産業局からＪ－クレジットの説明を受けました。その中で、認証活用の熊本県小国町の事例で、熊本県の県有林を使ったＪ－クレジットの取組が紹介されており、Ｊ－クレジットで稼いだ資金でさらに森林整備を推進しているとお聞きし、視察してきました。

熊本県では、Ｊ－クレジットを使って、企業、首都圏の自治体とつながりをつくっておりました。小国町においては、規模が少ないながらも、様々な企業とつながり、まちおこしにつなげておりました。また、つながった企業と林業の機械化などの取組をしており、成果を発揮しておりました。

宮崎県では、カーボン・オフセットのイベント、キャンプなどに企業アピールとして使い方は様々できますし、県内企業のカーボン・オフセットへとまだまだ需要があり、林業県として宮崎県のアピールにつながると感じております。

宮崎県においては、門川町で行っているところ、2010年以来行っておりません。県有林におけるＪ－クレジットの取組状況と今後の方向性について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　県では、門川県有林において、1,175トンのクレジットの認証を受け、これまでに276トンの販売及び譲渡を行っており、その収益の243万円を間伐などの財源として活用しております。

そのうち、昨年、ダンロップフェニックストーナメントの大会事務局が協賛金でクレジットを購入し、大会運営で排出されるCO_2をオフセットするとともに、森林整備へとつなげるスキームがユニークな取組と評価され、林野庁主催のコンテストで優秀賞に選ばれております。

今後ますます脱炭素の取組に対する社会的な関心が高まり、取引の拡大が期待できることから、関係部局とも連携し、企業の情報収集等に努め、引き続き、販売促進に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

Ｊ－クレジットは、多くの造林地を抱える我が県としては、非常に有意義な活動であり、カーボンニュートラルの鍵となる活動であると思います。また、述べましたが、ストーリーをつくって販売することにより、企業とつながり、まちおこしに、また地元の自治体の盛り上げにつながる活動であると思います。

アメリカの最大手の企業は、データセンター

をカーボンニュートラル化できる地域に、また水資源がある地域につくりたいと言っておりました。カーボンニュートラルが企業誘致につながる時代になってきております。ぜひ、今後も進めていただき、市町村が有する市有林、町有林、村有林でも行えるように、事例の共有をお願いしたいところでございます。

次に、防災関連についてお伺いしたいと思います。

災害はいつ起こるか分かりません。自宅での避難は頭に入っていても、勤務先、営業現場での避難、また県として進めているキャンプ誘致に来られた方、インバウンドで来られた方、観光客などにもしっかりと避難していただく必要があると思います。

そこで、県民をはじめ、観光客など誰もがどこの場所にいても迅速に避難できる取組が必要だが、避難意識を向上させる県の考えを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　自然災害はいつ、どこで発生するか分からず、置かれた状況の中で、それぞれが自ら判断し、安全な場所に迅速に避難することが重要であります。

このため県では、県民への防災講座や、県外からの旅行者も含め、ホームページ、ＳＮＳ等で災害に関する情報提供を行っておりますが、その中で、現在地から避難場所までのルートを案内するスマートフォンのアプリを紹介しております。

また、今年度、南九州ファミリーマート及びＪＴと連携し、周辺の避難所情報や啓発動画に誘導するＱＲコードを、県内約120か所のコンビニ設置の灰皿に掲載する取組を行ったところであります。

外国人向けには、県内在住者に対し防災セミナーや防災パンフレットで情報提供を行い、旅行者等に対しては、県の多言語ホームページで情報提供を行うとともに、災害発生時には、外国人サポートセンターにおいて相談対応等を行っております。

今後とも、市町村や関係機関とも連携し、誰もが災害時に迅速に避難できるよう取り組んでまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

県民、県に来られた方に安心して過ごしていただくためにも、必要な取組であると思います。宮崎空港に降り立った際、先ほど説明があったＱＲコードが読み込めるように貼り出すなど、さすが宮崎県、防災意識も高いなと観光客に言われるような取組をお願いしたいと思います。関西圏では、電柱にＱＲコードが貼ってあって、いつでも読み込めるようになっているそうです。ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、避難をする際に、どの道を通っていくのかをシミュレーションし、日頃から備える必要があります。どの道が通れるのか、どの道が壊れやすいのか、渋滞になるのか、情報を知る必要があります。それは、水害、地震、津波等によって違ってくるのは当たり前です。避難路の確保を県民に実行していただくためにも必要なことであります。

そこで、県管理道路において、大雨など災害に備え、事前に通行を規制する箇所の考え方及びその周知方法について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　県管理道路につきましては、大雨や台風などの異常気象により土砂崩れや落石等の危険があるため、災害が発生する前に、あらかじめ通行を規制する区間

を指定しております。

現在、山間部を中心に、県内全域で49路線65区間を指定しており、規制を行う基準につきましては、台風の襲来が予想される場合や、事前に定めた降雨量を超えた場合としております。

このような危険箇所を地域住民や道路利用者に広く周知する方法につきましては、今後、県庁ホームページや案内看板などの活用を検討してまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

県道だけではなく、市道、国道と連動して考える必要があると思います。

同様に、災害時の信号の取扱いについても質問しようと思いましたが、県、市ともに規制区域が決まっていない中では、県警として避難の妨げとなるから動きようがないとの話でございました。この質問は県土整備部の管轄なのか、危機管理課ではないかとは思いますが、国、市町村と連携していただき、県民に予見可能な情報が提供できるようお願いいたします。

日向灘沖地震のとき、私も県庁にいました。津波注意報が解除になりまして、帰宅の途に就きました。大変な渋滞に巻き込まれ、５時間近くかけて延岡に帰り着きました。津波、地震の際は、近くの避難所への徒歩避難が原則でありますが、要支援者は車を使って避難することもあります。ですが、実際に車を使っての避難ができるのか。皆が車を使ってしまっては、避難もままならないのではないかと思います。

ある医療的ケア児の家族は、家族会議で、息子と父親は避難する、母と障がい児童は避難せずに死のうと決めているとの話をお伺いしました。まだ自治体との個別避難計画が作成されていない段階での話ではあると思いますが、このような悲惨な話が出てきている。本当に車での避難が必要な方に、渋滞などのハードルが少なく、安心して避難していただくためにも、自動車の避難はしない、例外的に高齢者、障がい者等が使用するとの徹底が必要であると考えます。

そこで、津波発生時の徒歩避難の原則、例外をどのように周知しているのか、県の取組を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　津波からの避難方法は、地域防災計画等において、地震による道路の損傷や渋滞、交通事故等が発生するおそれがあるため、自動車ではなく、徒歩を原則としておりますが、要支援者が避難する場合などは、徒歩避難の例外としております。

県や市町村では、ホームページやパンフレット、ハザードマップ等で徒歩避難の原則の周知を図っているほか、要配慮者の避難方法の確認を行うため、津波被害の想定地域において、市町村や関係機関と連携して、個別避難計画の作成を進めるとともに、県総合防災訓練等で実際に避難訓練を行う等の取組に努めております。

県としましては、引き続き、市町村等と連携しながら、災害時の避難対策に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

周知は、大変に難しい問題ではあると承知しております。先ほどの話などをお聞きしますと、質問せずにはいられない問題だなと感じております。

私自身も、今回、知事と同じく防災士養成講座を受講し、無事合格できました。今後、防災士としても、しっかりこの問題については県民の方に訴えてまいりたいと思います。

勤務先での避難はもとより、実際に災害が起きた際に、自社をどのように復興していくの

か、会社を立て直していくのか、日頃より検討する必要があります。南海トラフ地震を想定しますと、沿岸沿いに企業、工場が多い我が県においては、喫緊の課題であると思います。

そこで、県内企業のＢＣＰ策定状況と、策定率向上に向けた県の取組を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　令和６年の県内企業のＢＣＰ策定率は、民間会社の調査によりますと、18.1％であり、全国平均の19.8％を下回っております。

県ではこれまで、商工団体等と締結しました「宮崎県ＢＣＰ策定支援に関する協定」に基づき、啓発セミナーの開催等に取り組んできましたが、本年８月の大規模地震の発生を受け、９月補正予算で、本県独自のＢＣＰひな形の作成や災害対策設備の導入支援にも取り組むこととといたしました。

ＢＣＰの策定は、災害時における従業員等の安全確保をはじめ、中核となる事業の継続や早期復旧を図る上で大変重要でありますことから、県としましては、引き続き、関係団体等とも連携し、ＢＣＰ策定率の向上に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

ＢＣＰ策定を通じて避難意識が向上するとともに、また関連会社との日頃よりのネットワークづくりの意識向上にもつながると思います。

船舶での輸送も多い我が県にあっては、港に製品が集約され、丸太などが海岸沿いに並べられております。これが津波などで内陸に流されないようにする対策は企業努力であると、昨年、委員会で答弁を受けましたが、企業が地域への被害拡大を少なくする観点も入れていただければと思います。ぜひ、策定率100％を目指して進めていただければと思います。

雨が降るたびに山から土砂が流れてくる、伐採をしたからじゃないか、林地開発、太陽光パネルを設置したからではないか等の意見を近隣住民からいただくことが多いです。林地開発が進むと、今までの山林貯水と違って、下流に流れてくるのは明らかであります。

そこで、太陽光発電など林地開発許可において、水害防止を図るために、県はどのように審査を行っているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　林地開発の許可に際しては、森林の持つ「災害の防止」「水害の防止」「水源の涵養」「環境の保全」の４つの機能が損なわれないことを基準として審査を行っております。

このうち、水害の防止については、台風等の豪雨に伴う開発地からの排水により、下流の地域で洪水が発生しないよう、十分な能力を持つ調整池や水路等の防災施設が適正に計画されていることなどを審査しております。

また、開発期間中は、規模に応じて定期的に現地確認を行うとともに、工事の完了後も確認のための調査を実施しており、今後とも、水害の防止をはじめとする森林の持つ公益的機能が損なわれることのないよう、林地開発許可制度を適切に運用してまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

開発後に下流域で洪水が発生しないように指導されているのがよく分かりました。完了後の管理も重要になってくると思います。ぜひ市町村と連携して、治水対策を継続して行っていただければと思います。

さきの延岡市をはじめ、県北での大雨の際に、山から多くの土砂が流れてきました。やは

り想定外をなくす、さらなる細かい検査も必要になってくると感じております。引き続き、想定外をなくす厳密な審査をお願いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

私の姉、妹は関東地域に住んでおり、年に１～２度、子供を連れて帰郷します。そのときに子供が発熱したりして病院にかかることがあります。いつもは財布を持って小児科に行く習慣がありませんが、宮崎に帰ってきたときは財布を持っていくことになります。

ある地元の女性から、正月に小学生の娘が発熱し、夜間救急にかかり、様々な検査をし、また精算ができなかったため、２万円近く預けてきたとの話を伺いました。

医療費助成は市町村がやるものであり、また、子供に対する医療費の助成は、国が一律に行うべきとの県の立場も分かりますが、ＵＩＪターンを進め、また日本一生み育てやすい県を目指す宮崎県として、これでＵＩＪターンが進むのか。帰郷した親が、やはり宮崎県で育てたいと思うのでしょうか。

そこで、自治体間で子供の医療費の地域格差が生じていることについて、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　医療費に対する助成など、子供たちがひとしく受けるべき行政サービスについては、居住する自治体の財政力によって差が生じることは好ましくないと考えております。

このため、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりについては、国において全国一律での実施を図るよう、全国知事会等を通じて要望を行っているほか、本県単独でも、「みやざきの提案・要望」の中で、強く要望し続けているところであります。

国においては、「こども未来戦略」に基づく子供・子育て施策の抜本的強化に取り組まれているところでありますが、全国一律の医療費助成制度の創設についても、引き続き、あらゆる機会を通じて働きかけを行ってまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。大変に答えにくい答弁であったと思います。県民の地元の声として言わせていただきました。

自治体によっては、コンビニ受診が増えるから助成金をやらないとかいうふうな地域もあると思いますが、そのようなモラルの問題と子育て支援とは別次元のものであると考えています。市町村自治体で今後、医療費助成が進むように、我が公明党としてもしっかりと進めてまいりたいと思っております。

次に、中小企業が多い中、子育て、介護等での急な欠勤、早退に対しての理解がなかなか進んでいないと感じております。

確かに様々な制度があり、育児休業制度、介護休業制度が整えられていますが、どれだけ宮崎で働く人に利用されているのか。シフト制で仕事をしている人に話を聞くと、自分で交代要員を探さないといけないだとか、所長に相談したら注意をされたという現状をお聞きします。ましてや、専門業種、重機オペレーターなどはどうでしょうか。その人がいなかったら現場が止まってしまいます。

県の取組として「仕事と生活の両立応援宣言」を進めていますが、雇用者とともに従業員に共同で宣言してもらうなどの取組をしてはどうか。

そこで、「仕事と生活の両立応援宣言」の内容については、経営者と従業員が共に進めていけるような工夫が必要であると考えますが、県

は、どのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君）　県では、企業の経営者の方に働きやすい職場づくりへの具体的な取組を宣言していただく「仕事と生活の両立応援宣言」の登録を行っており、今年11月１日現在、登録企業は1,576社となっております。

登録企業においては、県が交付した宣言書を社内へ掲示するとともに、経営者にあらゆる機会を通じて従業員へ周知していただくことで、職場全体の機運醸成や制度利用への理解促進が図られるなど、経営者と従業員が一体となった取組につながっているものと考えております。

また、企業名や宣言内容については、県ホームページや広報紙への掲載も行っており、引き続き、これらの取組を通して、県内企業への制度の周知を図り、働きやすい職場環境づくりを促進してまいります。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

さきの議会でも、看護師の方の事例を説明しましたが、看護師の方が、子育てができないから看護師を辞め、今はコンビニでバイトしているとの事例を紹介させていただきました。経営者だけがやる気があっても、労働管理者、また従業員の方が権利として使えるという認識が非常に重要だと思います。意識改革を県としてもしっかり進めていただければと思います。今後とも、両立できる仕事場の広がりに対しての取組をよろしくお願いいたします。

次に、入郷、日向市では、産婦人科の病院が１つしかありません。また、経営が厳しいとお聞きしております。市町村で補助を得てどうにか運営している状況であるとお伺いしております。

確かに地域周産期保健医療体制をつくり、安心して出産できる体制をつくることが、まず第一の県の役割ではあると思いますが、地域の産婦人科への支援は市町村で行うべきです。しかし、地域の病院があってこその体制でもあります。このままでは、県北においては、出産は全て県立延岡病院で行うことになりかねません。それで日頃の県立病院としての経営ができるのか、不安が残ります。

そこで、分娩取扱医療機関が減少する中、支援が必要であると考えるが、県の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　産科開業医の高齢化や後継者の不足によりまして、分娩取扱医療機関が減少していく中、地域で安心して子供を産むことができる環境を整備することは、大変重要であると認識いたしております。

そのため本県では、周産期の医療圏を４つのブロックに分けまして、各圏域の中核的な医療機関であります周産期母子医療センターを中心に、周産期医療に対応できる体制を整備いたしております。

また、分娩取扱施設への支援といたしまして、医師及び助産師へ分娩手当を支給しております分娩施設に対しまして、手当支給額の一部を補助いたしております。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

分娩取扱医療機関、産婦人科が地元でなくならないような取組を市町村と連携して、今後ともよろしくお願いしたいと思います。どう病院を残していくか、検討もお願いします。

次に、児童福祉施設等についてお伺いいたします。

児童養護施設で育った子について、日頃より親元を様々な事情で離れ、施設で暮らすことに

より、本来家庭で学ぶ料理、洗濯、清掃といった家事や、また家計のやりくりをしている親の姿に触れることがないまま卒園することになり、家計の仕方を知らないままになり、生活困難に直面することがあります。

施設においては、様々な工夫がされ、また、卒園後もフォローする取組があるとお伺いしておりますが、まだまだ人材不足でなかなか進められていない状況にあるとお伺いしているところでございます。

そこで、児童養護施設などへの入所児童に対して、施設退所後の金銭管理等の教育が必要であると思いますが、自立支援についてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　施設に入所しています児童が、施設を退所しました後に、自立して生活するためには、お金の使い方や食事の作り方など生活スキルを身につけさせることが大変重要であります。

このため施設におきましては、児童の自立を見据え、お小遣いの管理などの日常的な生活指導に加えまして、施設内で一人暮らしを体験させたり、調理員と一緒に弁当を作ったりするなどの支援を行っていると伺っております。

また、県では、施設退所者等を対象といたしました社会的養護自立支援拠点におきまして、自立した者の相互交流の場の提供や相談援助等を行っております。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

施設で育つと、親の姿を見られなくて、お金がないとか、今日の食べ物をどうするとか、家計のやりくりを見ていないので、大変厳しいと。また、施設に帰れば、食事が３食提供されて、やってもらうのが当たり前だという環境に慣れている。その中でなかなか自立につながっていないと。

そうしますと、いろいろな支援もしていただいていますが、施設としては、人が足りないので、なかなかそこまで進まないという現状もお聞きしております。次の時代を担う児童がしっかりと巣立ち、自立できるように、よろしくお願いいたします。

次に、施設で育てることが悪いことでは決してないと思いますが、やはり家庭で育てるというのが一番いいと思います。全国には４万2,000人の、親元で暮らせず、公的な責任の下、社会的養育を受けている子がいます。

施設では、多数の共同生活のため、家庭での暮らしを知らず、また、私だけを見てくれる大人の存在を知りません。自己肯定感が低くなり、基本的信頼関係の獲得が難しくなります。そうすると、自分が家庭を持つと、どう子育てしていいのか分からないという、子育てが難しい状況になってしまいます。

私の知人に、施設で暮らし、今年の春卒園した子がいましたが、いつでも相談に来ていいよと言っておりましたが、全く相談することがなく、有り金も使い切り、10日間水だけで暮らしておりました。共通の知人が訪問し、助かりましたが、真っ先に相談する親がいない人にとって、社会的なつながりだけではなく、家庭的なつながりの必要性を強く感じたところでございます。

そこで、里親委託について、本県の現状と取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　本県の令和５年度末の登録里親数は148世帯で、そのうち31世帯に35人の児童を委託しております。また、里親等委託率は11.5％で、全国と比較しまして

低い状況にございます。

里親委託の同意を得る際に、「他人の子供になってしまうのではないか」といった不安や誤解を訴える実親も多いことから、県では、資料等を用いて丁寧な説明に心がけているところでございます。

また、県民に向けた里親制度の普及啓発のため、県が設置しております里親普及促進センターを中心に、市町村との共同によるイベントの実施やテレビ等のメディアを活用した広報も行っております。

○工藤隆久議員　ありがとうございます。

今後も里親制度が広まるよう、私自身ももっと勉強して、しっかり広報してまいりたいと思います。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濵砂　守議長　次は、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕（拍手）　日南市選出、自由民主党の黒岩保雄です。傍聴席の皆様、インターネットを御覧の皆様、今日は私の質問に関心を寄せていただき、心からお礼を申し上げます。

今日は会場に、いきいきロード日南女性の会の役員の皆様、そして日南市議会の方もいらっしゃるようでございます。

今日は、これまで私に寄せられました御意見、御要望などを中心に、災害対策、漁業及び農業の振興、学校給食の充実などの６項目を取り上げます。私に要望や意見を寄せていただいた方々に、県議会の一般質問でテーマにするので傍聴に来てほしいとお願いしたところ、年末で忙しいので無理と言われました。恐らくインターネットの中継で見ていただいているものと信じ、質問を行います。

今年は、元旦に能登半島地震が発生し、国民の正月気分は一変、突然発生する地震の怖さとすさまじさを改めて知ることになりました。こうして幕を開けた今年は、本県においても、８月８日の地震、８月下旬の台風第10号及び10月下旬の大雨など大きな被害をもたらす災害が発生し、２名の貴い命が失われました。

師走を迎えた今も、屋根にブルーシートを張り修理を待つ人、裏山が土砂崩れを起こし雨が降るたびに不安で眠れない人、ビニールハウスが浸水し今シーズンの収穫ができない人など、いろいろな苦難を抱えておられる方々が多くいます。そして、今なお宮崎市で29世帯の方々が避難生活を送りながら不便な日々を送られている。こうした方々に、この場をお借りし、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、本年10月１日に石破政権が誕生し、先般、第２次石破内閣も誕生しました。農林水産大臣には、本県２区選出の江藤拓衆議院議員が就任し、宮崎県の農林水産業の振興はもとより、日本の力強い農林水産業の確立に大いに期待いたしております。

石破総理は国会の所信表明演説などで、「地方こそ成長の主役」と述べ、地方創生の取組を再起動させると表明しております。地方にとっては大いに期待するところでありますが、一方では、年収の壁の引上げの議論が行われており、地方自治体の税収及び地方交付税の減などが懸念されています。

また、海外に目を向けますと、米国では、来年１月にトランプ大統領が就任することになり、関税の引上げや地球温暖化対策の影響が懸念されるなど、本県をはじめとする地方自治体においても様々な影響があると考えています。

このように期待と懸念が交錯し、先行き不透

明な状況の中、知事は宮崎県の発展を担うトップリーダーであることは言うまでもありませんが、全国知事会の中でも強い発言力を持っており、先見性と行動力が求められる時期が到来いたしました。

そこで、知事として、こうした石破政権の誕生や米国大統領の交代といった政治の変化をどのように受け止め、対応されていくのかお伺いいたします。

また、本県における新年度の予算編成方針が示され、現在、その作業が行われておりますが、政治の先行きが不透明な中、令和７年度当初予算編成にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねいたします。

以降は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

まず、石破政権誕生や米国大統領交代への受け止めと対応についてであります。

今年10月に誕生した石破政権には、不透明感を増す世界情勢の中で、的確に国のかじ取りを担っていただくとともに、これまで農林水産大臣や初代の地方創生担当大臣を経験された総理のリーダーシップの下、急速に進む人口減少問題をはじめとする様々な内政面の課題についても、地方の実情を踏まえた施策に取り組んでいただくことを期待しております。

一方で、現政権は、政策ごとに与野党間での調整が必要となる部分連合の状況下にあり、法律や予算の成立に時間を要するなど、不安定な政権運営になることも予想されますことから、本県におきましても、これまでと同様の見通しを持って県政運営を行うことが難しくなるものと認識しております。どのようなプロセスを経て政策決定や合意形成がなされていくのか、しっかりと注視しつつ、適時適切に地方の声を届ける必要があると考えております。

また、米国大統領選挙では、自国主義を主張するトランプ氏の再任が決定し、各国への関税引上げを明言するなど、安全保障や経済対策、地球温暖化対策をはじめ、国際情勢が大きくさま変わりすることが見込まれ、我が国や地方に対しても多方面で影響が及んでくるものと危機感を持っております。

また、これに加えて、ＥＵの中核的存在であるドイツやフランスにおいても政治情勢が不透明感を増してきておるところでありまして、日本の果たす役割というものもこれまで以上に大きくなるものと考えております。

私としましては、今後の国際情勢や国政の動きを常に注視しつつ、全国知事会の地方税財政常任委員長としての立場も最大限活用し、本県をはじめ、地方において必要な財源の確保や施策の実現に全力で取り組むとともに、将来世代への責任を念頭に、人口減少対策や回復基調にある本県経済のさらなる発展、県土強靱化などの重要課題に的確に対応してまいります。

次に、令和７年度当初予算編成に向けた取組についてであります。

政府は、６月に策定した「骨太の方針2024」において、地方の一般財源総額を今後３年間、実質的に今年度と同水準に維持するとの考えを示すとともに、10月には「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、地方創生の交付金倍増を打ち出すなどしており、地方を重視した取組に期待しているところであります。

一方、現在、国において、年収の壁の引上げやトリガー条項の凍結解除など、国・地方の税収減が懸念される議論がなされているところであり、交付税や国庫支出金等の依存財源が歳入

の約６割を占める本県に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

このため、本県の来年度予算編成に当たりましては、国の当初予算や税制改正大綱、地方財政計画が示される年末に向け、あらゆる機会を通じて、地方財源の確保を国へ強く求めるとともに、日本一挑戦プロジェクトや人口減少対策、持続可能な未来に向けた基盤づくりなど、県政の重要課題に的確に対応していくための予算を編成してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○黒岩保雄議員　知事が言われますとおり、年末に向けて、国は税制改正、予算編成、そして地方財政計画の策定などの作業を行いますので、時期を逃さず、財源確保などの地方の声をしっかりと強く届けてほしいと思います。また、地方創生の再起動に当たりましても、全国の地方自治体の先頭を走る気概を持って取り組んでほしいと思います。

次に、災害対策に関する一連の質問です。

本年は、地震、台風、大雨など大きな被害をもたらす災害が発生しました。こうした災害では、これまでの災害対策等により成果があったもの、例えば木造住宅の耐震化による倒壊防止、河川の改修による河川の氾濫の減少など、これまでの取組が一定の効果をもたらしているのではないかと考えられるものもございます。

一方で、住民の方々からは、避難情報の伝達や避難行動支援などについて様々な意見が寄せられたほか、南海トラフ地震臨時情報の受け取り方にも差があったように思います。こうしたものを検証しながら、さらなる防災対策に資していかなければならないと考えております。

そこで、今年発生した地震や台風災害等により明らかになった課題と今後の対応について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　今年は、特に日南市におかれては、地震、台風等で大きな災害に度重なる被害を受けられたところでありまして、改めてお見舞いを申し上げます。

まず、初めての発表となりました南海トラフ地震臨時情報に関して、臨時情報の仕組みや住民等が取るべき行動が十分に理解されておらず、周知・広報に課題があったものと考えております。

今後、国が進めている検証の状況も踏まえながら、自治会や学校等への出前講座、市町村、防災士への啓発セミナーの実施など、県民や事業者への啓発に向けた取組を進めてまいります。

また、台風第10号では、宮崎市に災害救助法の本適用を行いましたが、突風・竜巻による住家被害の認定については、基準上、浸水被害の場合と比較して、被害の程度が低く算定されると考えられることから、今後、被害認定基準の見直しについて、国に要望してまいります。

近年、自然災害が激甚化・頻発化している状況がございます。私自身も先日、防災士の合格認定をいただいたところでありまして、しっかり関係者と連携しながら、自分自身も改めて防災への思いというものを強く、また活動していく必要があると考えておるところでありますし、今回の災害を教訓として、ハード・ソフト両面において、さらなる対策に万全を尽くしてまいります。

○黒岩保雄議員　私も昨年、防災士に合格しまして、満点ではございませんでしたが、知事が満点だったのかどうか、また後日教えていただきたい。どうぞそういった教訓を次に生かしていただきたいと思います。

地震の際に、避難場所の位置は分かるものの経路が分からない、車で逃げようとしたら、避難場所の駐車スペースが十分でなかったなどの事例がありました。先ほど工藤議員も取り上げましたが、避難は徒歩が原則でありますけれども、円滑な避難を促すためにも、自主防災組織単位の避難訓練は重要であります。市町村と連携して、この訓練もさらに充実させてほしいと思います。

また、地震がお盆に差しかかる時期と重なり、宿泊などのキャンセルが相次ぎ、観光事業者には大打撃となりました。本年９月の補正で取り組む観光みやざき緊急誘客事業の効果を検証してまいりたいというふうに考えております。

次に、山林の伐採が活発に行われている中、その跡地の残材や集材路の処理などは、その後の災害発生を防止する上で重要でありますが、今回の台風で、土砂や残材が、道路、人家、そして農地に流入いたしました。このように、山林崩壊などで農地に土砂や流木が流入した場合の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　山林崩壊などにより農地に流入した土砂や流木につきましては、それが最大24時間雨量が80ミリ以上といった一定の規模を超える異常な天然現象により生じたもので、国から示された要件を満たす場合は、国庫補助の農地農業用施設災害復旧事業の対象となります。

この事業は、農地所有者の申出により、市町村が実施主体となって対応することになります。

なお、国の要件を満たさない場合は、各市町村の単独事業などを検討することとなります。

○黒岩保雄議員　結局は農地の所有者が、市町村からの補助、もしくは全額手出しで除去しなければならないということでございますので、流出が起こる前に実効性のある指導が必要だというふうに考えます。

また、山肌がむき出しになった伐採跡地の周辺に住む住民の方々は、大雨が降るたびに大きな不安を抱いておられる。こうした林地残材の流出に対する住民の不安をなくすため、県ではどのような対応を行っているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　林地残材は、大雨の際に流出して災害の要因となるおそれがあるため、適切に処理することが大変重要であります。

このため県では、伐採事業者に対し、枝条や残材をできる限り搬出することや、やむを得ず現場に残す場合は、分散して、流出防止のくいを設置することなどの注意事項を整理したガイドラインを作成し、研修会や伐採パトロール等を通じて、その遵守を指導しております。

今後も、住民が不安を抱えることのないよう、市町村等と連携しながら、適切な林地残材の処理について指導を徹底するとともに、早期の森林化を促すため、グリーン成長プロジェクトの取組を通じて、再造林を推進してまいります。

○黒岩保雄議員　指導を徹底していただけるということで、ありがとうございます。

特にこれまでは、誤伐や盗伐防止も兼ねて、伐採前及び伐採中にパトロールをされていたようでございますが、今後は伐採作業の終盤や伐採後のパトロールも検討するなど、さらなる指導の徹底をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、近年は気候変動による水災害の激甚

化・頻発化が見られ、この対策として、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水の取組が国で始まっております。県が管理する河川の流域治水の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　流域治水については、県内58水系の全てで、あらゆる関係者が行う対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を令和４年度までに策定し、取組を進めております。

現在、流域全体で水害を軽減させるためのハード対策として、広渡川水系などにおいて、河川の掘削や堤防補強などをより一層加速化するとともに、ダムの事前放流や農業用ため池の活用、森林整備などを実施しております。

また、住民の避難を促すためのソフト対策として、県が管理する478河川の全てで浸水想定区域図を作成することとし、昨年度までに約４割が完成しております。

今後とも、国や市町村、地域住民等と連携を図りながら、流域治水対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員　全ての水系でプロジェクトが策定されているということをお聞きしまして、安心いたしました。

また、各水系で設置されております流域治水協議会は、関係する官公庁で構成されているようでございます。このプロジェクトの特徴は、住民も参加する協働型であるということでございます。これまで被害者や要望者であった住民等も役割を担い、地域ぐるみで災害の被害を抑えようとする取組で、県内では田んぼダムの実証なども始まっております。さらに機運が高まるよう、プロジェクトの充実をお願いいたします。

あわせて、国はこの流域治水の取組の中で、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動する、水害の自分事化を推進しております。

さらには、その自分事化につなげるため、全国にある災害の状況を伝える施設や教訓を伝承する活動を「ＮＩＰＰＯＮ防災資産」として認定する制度を本年５月に創設し、９月には第１回の認定として22件が決定されました。九州では、熊本県の「熊本地震　記憶の廻廊」や「雲仙岳災害記念館」など４件が認定されています。県内には、川添博議員がいつも紹介される外所地震を伝承する供養碑などもあります。認定を受ける取組を行ってはいかがでしょうか。

今年の水害の際には、土砂崩れ、道路冠水など多くの被害が各所で発生しました。このため日南市でも、日南土木事務所、南那珂農林振興局、日南警察署をはじめ、関係者の皆様が懸命に対応や対策に当たっていただいている姿を目にいたしました。尽力されている関係各位に心からお礼を申し上げます。

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、関係住民の方や自治会長などから、行政による復旧ができないかとの相談を受けます。自己の財産は自己で守るというのが原則でありますが、当事者からすれば、当然、行政が復旧してくれるものと思っているのが大半でございます。

このため、市町村や県の担当者は、現場確認を行い、各種事業の採択基準に照らし合わせて事業採択の判断を行いますが、不採択となった場合に納得される住民は少ないところであります。こうしたことから、地域住民のうち、例えば自治会長、自主防災組織、防災士の方々などに、事前に採択基準を周知し、理解を深めてい

くのはどうでしょうか。

そこで、県土整備部が実施しております土砂災害の防止等に向けた啓発の中で、急傾斜地の崩壊による災害復旧事業等の採択基準の周知を行うことはできないか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　近年、豪雨等による自然災害が激甚化・頻発化しており、毎年のように県内各地で急傾斜地の崩壊が発生しております。

急傾斜地の崩壊により被害を受けた場合は、原則、土地の所有者が対応することとなりますが、被害の規模や施設の有無などの条件によっては、県や市町村が復旧を行うこともあります。

土砂災害については、これまで自治会や地元住民を対象に、その危険性や避難行動などの啓発を行ってきたところですが、今後は、災害復旧事業の内容や採択基準等についても、チラシやホームページなどを活用して、分かりやすく周知してまいります。

○黒岩保雄議員　今後は、災害復旧事業の内容や採択基準について分かりやすく周知いただけるということで、よろしくお願いしたいと思います。

あわせて、住民の皆さんは、災害対応が治山事業なのか、急傾斜地崩壊対策事業なのか、農地農業用施設災害復旧事業なのか、さらに、相談先は県なのか、市町村なのか分かりません。要は、林地対策、農地対策、人家対策など様々な視点での対策が考えられるため、そうした事業の採択基準を一つにまとめたものがあると、さらに住民の皆さんの理解は深まると思います。

このためには、県の部をまたぐ作業とか市町村との連携が必要となりますが、ぜひ検討していただきたいと思います。関係部長の皆さんは、頭の中でどこの部署がやるんだろうというふうにお考えかもしれませんが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

ところで、県が想定する南海トラフ巨大地震における県内の被害は、死者１万5,000人、建物の全壊が８万棟で、その倒壊による死者は3,000人としています。全国の中でも木造住宅の割合が高い本県では、その耐震化が急がれます。

こうした中、県においては、昭和56年以前に建築された県内の木造住宅の耐震化率を令和７年度には90％にするという目標を定め、市町村が行う木造住宅の耐震診断や耐震工事の補助事業を実施しています。この耐震化率の目標を達成するために耐震改修が必要となる住宅の戸数を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　本県の住宅の耐震化につきましては、宮崎県建築物耐震改修促進計画におきまして、令和７年度末の耐震化率90％を目標としております。

この目標を達成するためには、推計で約１万2,500戸の耐震改修が必要となります。

○黒岩保雄議員　この１万2,500戸は、令和３年度から令和７年度までの計画期間中の目標戸数だというふうに思っております。

それでは、耐震化への取組状況と目標達成の見込みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　県では、国や市町村と連携して、平成17年度から木造住宅の耐震化への支援を行っており、令和５年度末までの実績は、耐震診断が3,071戸、耐震改修工事が649戸となっております。

この取組のほか、耐震性が不足する住宅の建

て替え等により、耐震化率は、平成15年の69％から令和２年度には84％と着実に向上してきましたが、令和７年度末の耐震化率90％の達成は非常に高い目標であると考えております。

県としましては、能登半島地震や日向灘における地震による県民の防災意識の高まりを捉え、市町村との連携をさらに強め、啓発活動や補助制度の周知、必要な予算の確保など、耐震化の目標達成に向けて積極的に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員　令和７年度までに、今後、１万2,500戸の耐震改修を行うことを目標としておりましたが、これまでに649戸を耐震改修できたということでございます。そういう中でも、令和７年度末の耐震化率90％達成は難しいというようなニュアンスでございました。

これは、住宅の所有者が高齢であること、補助の実施主体が県ではなく市町村であること、さらには役場に建築技師がいない場合があるなど、様々な理由で事業が進まないというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、3,000人の死者が想定される建物倒壊は、死者の発生に加え、住宅をなくし、災害関連死につながることも考えられますので、部長が言われるとおり、積極的な取組をお願いいたします。

次に、漁業の振興でございます。

本年の近海カツオ一本釣り漁業の漁獲高で、南郷漁協所属の漁船である竜喜丸が２年連続の日本一となりました。本年のカツオ漁の漁獲量、取引価格はともに好調で、県内のほかの多くの漁船も昨年を上回り、関係者の表情も明るくなっています。様々な面においてカツオ一本釣り漁業を支援していただいている県をはじめとする関係各位に感謝申し上げますとともに、今後もこうした状況が継続するための取組は行っていかなければならないと考えています。

カツオの漁獲量を高めることについての対策はなかなか難しいところでありますが、取引価格の点については、魚食普及などの取組を充実させれば、まだまだ伸びる要素はあるというふうに思います。

こうした中、鹿児島県では、鹿児島どれカツオのＰＲに力を入れ、福岡市などで認知が広がりつつあると伺っています。日本一の漁獲高を誇る本県におけるカツオの消費拡大についての取組を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　本県の近海カツオ一本釣り漁業は、30年連続で漁獲量日本一を誇り、日本農業遺産に認定されるなど、本県の代表的な漁業であることから、カツオの消費拡大を図ることは大変重要であります。

このため県では、関係団体が取り組む「宮崎初かつおフェア」を支援しており、メディアでのＰＲ活動や飲食店が連携した「かつお炙り重」の提供、スーパーにおける販売促進キャンペーンが行われております。

また、課題である県外への販路拡大のため、今年度は、宮崎県漁業協同組合連合会が取り組む冷凍カツオたたきの関東方面への販売を支援してまいります。

県としましては、今後とも関係団体と連携し、引き続きカツオの県内外における消費拡大を進めてまいります。

○黒岩保雄議員　県外への消費・販路拡大が課題であるという認識を持っていただいているようでございます。冷凍カツオのたたきの普及をよろしくお願いし、カツオを食べることが少ない日本海側の地域においても、機会を見つけてフェアなどのＰＲ活動の検討もよろしくお願い

します。

続いて、こうした漁業の継続のためには、漁港の周辺に漁船の修理、メンテナンスなどを行う造船所や鉄工所などの存在が欠かせないところであります。後継者不足などの理由でこうした事業者が減少傾向にあり、漁業者の多くが将来に不安を感じておられます。

そこで、漁業の経営継続のためにも、漁業を支える造船所などの関連事業者の経営継続が重要と考えますが、県の認識を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　漁業者の減少や経営力低下等に伴い、本県の造船関連事業者は減少傾向にあると考えております。

このような中、建造から数十年が経過した漁船が増えており、漁船の更新の必要性が高まっていることから、本県におきましては、国が創設した漁船リース事業を活用した漁船建造が増加しており、これに伴い、県内の造船関連事業者の受注も一定程度増えているものと考えております。

県といたしましては、今後とも円滑に漁船が建造されるよう、関係団体と連携し、漁船リース事業や漁業近代化資金の活用の推進に取り組むこととしており、このことが本県漁業を支える造船関連事業者の経営にも資するものと考えております。

○黒岩保雄議員　仕事の受注増加が見込まれるリース事業に期待するということでございます。

このリース事業は、カツオ漁業をはじめとする漁業者が自ら新たな漁船を造ることについて、材料費や人件費などのコスト高や最新鋭機器の価格上昇などにより困難な状況になっているため、漁船をリースする事業が普及していると認識しておりますが、本県における漁船リースの活用状況と課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　漁船リース事業は、国が認めた漁業団体等の事業者が漁船を取得し、漁業者にリースする取組で、国が事業費の２分の１を支援しております。

本県では、宮崎県漁村活性化推進機構が事業者として取り組んでおり、事業が創設された平成27年度から昨年度までの実績は92件であります。

一方で、この事業は補助の上限額が３億円とされており、また、事業の活用が１経営体で１回限りとされているため、例えば新船建造の費用が10億円を超える大型のカツオ一本釣り漁船や、複数の漁船で操業するまき網経営体では、自己負担が大きくなることが課題であります。

このため県では、これらの制度の見直しについて国に要望しているところです。

○黒岩保雄議員　この補助の引上げにつきましては、漁協の組合長からも強く上げてくれという話がありまして、ただ、県としては今、真剣に取り組んでいただいているということでございますので、今後も知事を先頭に、国に強く働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

ところで、県内の漁港の土地は、一部は市町村や漁協の所有もありますが、多くは県の管理地であります。こうした漁港には、放置艇やテレビ、冷蔵庫のほか、自動車などの不法投棄された廃棄物が散見されます。

そこで、漁港における放置艇や不法投棄された廃棄物への対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　漁港内に放置されている船舶については、所有者の調査を

行った上で、漁協に所属している漁船の場合は漁協を通じて、それ以外の場合は直接連絡を取って、撤去するよう指導しているところです。また、不法投棄された船舶以外の廃棄物については、地元漁協の協力を得ながら速やかに回収し、廃棄物として処分しております。

しかしながら、所有者が不明である放置艇や大型家電などの廃棄物については、処分費用がかかるなど課題もあることから、実情に応じて、売却も含めて様々な処分方法を検討するなど、今後とも、市町や地元漁協と連携しながら適切に対応してまいります。

○黒岩保雄議員　船の所有者探しも大変だというふうにお伺いしております。廃棄物は年末に多くなると伺っておりますので、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

次に、農業の振興です。

第１次産業の特徴として、農林水産物の出荷や水揚げなどの際に、その価格は売手側ではなく、買手側が決めるという点があります。せっかく苦労されて出荷や水揚げしたものがいいものであっても、その時々の相場によって安い値段になったりします。生産や操業にかかるコストが高騰している昨今において、その経費を価格に転嫁できない第１次産業の多くが厳しい経営を迫られています。

こうした中、本年６月の食料・農業・農村基本法の改正により、合理的な価格形成について規定され、農産物の価格転嫁に向けた動きが始まっておりますが、国及び本県での取組状況について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　改正食料・農業・農村基本法に規定された食料の合理的な価格形成の実現には、農産物の生産コストを見える化し、流通業者や消費者等にコストを考慮した取引の理解を得ることが重要であると考えております。

このため国では、野菜や米などのコスト指標づくりに着手するとともに、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みの法制化を検討していると承知しております。

県におきましては、価格形成などに関し、私が主催しまして、農業分野の生産・流通・販売の関係者と意見交換会を実施しているほか、県内の商工・農林業団体等と「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、県内事業者を対象に、研修会や価格転嫁の実態調査等を実施しております。

県としましては、農業者が未来に希望を持てる農業となるよう、実効性のある価格形成の仕組みづくりを国に強く要望するとともに、生産性と持続性の両立した本県農業の実現にしっかり取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員　県内の商工や農林業団体等と協定を結び、取組を行っておられるということについては、大変すばらしいなというふうに思います。

また、国が法制化を検討する中で、合理的なコストを考慮する仕組みがどのような形で出来上がるのか、私としても非常に関心があります。知事におかれましては、まさに実効性のある取組となりますよう、国への要望をお願いしておきます。

あわせて、この仕組みが農業にとどまらず、漁業など他の第１次産業にも反映できるよう、様々な視点での取組もお願いいたします。

さて、私は宮崎牛が大好きで、ミヤチクオンラインショップの会員です。しょっちゅうは買えませんが、家族の祝いがあるときなどは大体焼き肉になります。そして、ミヤチクとハロー

キティがコラボしたレアな丼も持っています。

県産牛の枝肉相場が低迷しており、この影響で子牛価格も下落しています。県産牛に関する質問は多くの議員が取り上げておられるところでありますが、和牛の生産から肥育の最終出口である枝肉価格の低迷について、県はどのように分析しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　枝肉価格は、令和４年１月以降、長期にわたって低迷しており、主な要因としては、物価上昇を背景とした消費者の生活防衛意識の高まり等により、価格帯の高い和牛の肉を中心に、牛肉消費の減少が続いていることと考えております。

今後につきましては、枝肉価格は市場の取引において様々な要因により形成されるため、先行きを見通すことは困難でありますが、現在の社会情勢等から、予断を許さないと考えております。

枝肉価格の低迷は、肥育経営の悪化、ひいては子牛価格の下落により繁殖経営にも大きく影響することから、引き続き、枝肉価格の動向について注視してまいります。

○黒岩保雄議員　物価上昇等の影響による消費者の生活防衛意識の高まりから、牛肉全体の消費が豚肉、鶏肉にシフトしているということでございますが、これが一時的なものなのかどうかという点でありますとか、また、輸入肉より、サシはありつつも、ほどよい赤身のあか牛の需要が高まっているというふうにも聞いております。本県も肉質の改良には取り組んでおられるところでありますが、価格低迷の詳細な分析などについて引き続き取り組んでいただき、より効果的な対策につながることを期待しております。

続いて、県は昨年度及び本年度の補正予算におきまして、宮崎牛の消費拡大の予算を計上し、取組を行っておられるところでありますが、和牛肥育農家からは、県内の各地で開催される各種祭り、イベントに合わせて、もっと宮崎牛を食べていただく機会や販売する機会を増やし、広く県民に宮崎牛のＰＲや消費拡大を図ってほしいという声がございます。

そこで、現在、県内における宮崎牛の消費拡大にどのように取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君）　県ではこれまで、「おいしさ日本一」の称号を冠に、関係団体と連携し、焼肉フェスタの実施やテレビ、ＳＮＳ等での情報発信、小学校での食育活動など、様々な取組を通じて、県内における宮崎牛の消費拡大を図ってまいりました。

このような中、昨今の枝肉や子牛の価格低迷を受け、県内での消費をさらに促進するため、令和６年２月補正予算では、各地域での宮崎牛のふるまいなどのイベントを、本年９月補正予算では、先日販売がスタートした割引券つきの宮崎牛ガイドブックの作成など、ＪＡ等が行う取組を支援しております。

県としましては、ＪＡグループや市町村等で構成する「より良き宮崎牛づくり対策協議会」などとしっかり連携しながら、今後の消費拡大の取組を検討してまいります。

○黒岩保雄議員　祭りでの宮崎牛の販売につきましては、とても人気があるというふうに聞いております。県民がもっと宮崎牛のよさを知り、全国に広げていただく機会になるほか、肥育農家の方々は、その場で消費者の方と意見交換しながら、顔を突き合わせながら話ができることについても、非常に励みに思っておられま

すので、こういった機会をさらに増やすための検討もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、学校給食の充実に移ります。

県の教育委員会がまとめました「令和５年度学校給食の現況」によりますと、令和５年５月１日現在で、県内の361の市町村立及び県立学校で実施され、８万6,117人の児童生徒に給食が提供されています。毎日食べる給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達や食育の推進に資する大事なものであります。

こうした中、給食を提供する関係者にとっては、給食の食材が高騰している昨今、大変な御苦労があると思います。

そこで、市町村における児童生徒１人当たりの学校給食費の現状と、摂取エネルギーにおける国の基準量及び県の摂取量について、教育長にお尋ねします。

○教育長（黒木淳一郎君）　令和５年度の県内の市町村における学校給食費の平均月額は、小学校で4,000円から5,040円、中学校で4,500円から5,700円と市町村によって違いが見られます。

また、児童生徒１人当たりの摂取エネルギーについては、県が実施した調査において、小学校では、国の平均基準量650キロカロリーに対して、県の平均摂取量は587キロカロリー、中学校では、国の平均基準量830キロカロリーに対して、県の平均摂取量は734キロカロリーとなっております。

県の平均が国の平均を下回っているのは、食べ残しや欠席者による残食量を減じてエネルギーを算出することとなっているためであります。もとより、質や量についても十分保たれているものと考えております。

○黒岩保雄議員　提供している給食のカロリーにつきましては、基準は満たしておりますが、食べ残しなどで摂取量が足りていないという現状が分かりました。

また、給食費も市町村間で２割程度の金額差があるということが分かりました。給食費に差がありますのは、食材の調達コストなどの違いでありまして、質や量に差があるということではないというふうに思っています。

また、摂取カロリーには大きく影響しないということでありますが、子供の楽しみの一つであるデザートについても、物価高騰等により提供回数が減っているというふうに聞いています。この摂取カロリーのデータは、令和５年６月と11月のそれぞれ５日間の調査結果の数字でございますので、今年の物価高による影響が現れていないか、本年度の調査結果も注視してまいりたいと思います。

こうした給食は、学校の設置者である国、県及び市町村、または学校法人が実施するものでありますが、市町村の学校給食に対して県はどのような役割を担っておられるのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（黒木淳一郎君）　県教育委員会といたしましては、県の規則にのっとり、国や関係部局からの情報や県が実施する学校給食等に関する調査結果の提供、学校給食行政担当者対象の会議の開催等、学校給食が適切に実施されるよう様々な取組を行い、指導・助言も行っております。

また、安全・安心な学校給食の提供のために、市町村の調理場への衛生管理に関する立入調査も実施しているところであります。

さらに、学校給食の献立づくりや食材選定などの業務を担う栄養教諭等は県が市町村に配置していますことから、県において研修会等を実施し、その資質向上に努めております。

○黒岩保雄議員　給食の献立づくりや予算の範囲内に収まる食材の選定などを行う栄養教諭等への研修のほかに、実施状況の調査や取りまとめ、指導・助言を行っておられるということでございます。

物価高騰が続くものの、年度途中で給食費の引上げは困難である中、年度当初に定められた給食費の範囲内で食材を選定することは、大変な御苦労があるというふうに聞いております。

また、全国的に学校給食費無償化の動きが見られ、本県でも10の市町村で無償化がされています。これにより保護者の負担軽減などが図られている一方で、保護者が給食費を負担しなくなったことで、学校給食に対する関心が薄れることを危惧する声があります。

給食費の無償化により、その経費の全額を市町村が負担するとなりますと、予算の関係上、今後、食材、人件費、設備などの経費の抑制が図られる可能性も考えられます。また、市町村ごとに食材の確保に要するコストに違いがあり、給食の内容によっては摂取カロリーに差が生じることを危惧しています。

こうしたことを踏まえ、県内市町村における学校給食の質や量について、県としてどういうふうに考えているのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（黒木淳一郎君）　学校給食の質や量につきましては、法に示された学校給食実施基準に基づき、児童生徒の実態や地域の実情等も踏まえ、各市町村において適切に運用されているものと認識しております。

県教育委員会といたしましては、行政担当者対象の会議や栄養教諭等の研修において、献立の作成や給食の提供について指導や助言を行っております。

今後とも、日常的な相談対応も含め、市町村や栄養教諭等と連携しながら、学校給食が充実したものとなるよう努めてまいります。

○黒岩保雄議員　県が踏み込んだ指導はできませんが、例えば学校給食の内容を保護者が知る機会の創出を促進するということでありますとか、調理現場の状況をよく把握しておられる栄養教諭等の御意見や声が市町村に届いているかどうかということを注視し、必要に応じて指導するようにお願いしたいと思います。

次に、安心な地域づくりについてでございます。

みやざきシニアパスは、65歳以上の県民を対象に、宮崎交通の路線バスが１乗車200円で乗れるＩＣカード型の乗車券で、昨年10月から宮崎交通が県の補助を受けて実施されています。いつも「年は取りたくないものだ」と言う私の知り合いは、このシニアパスの話をするときだけ「早く65歳になりたい」と言います。

高齢者の間で好評を博しているこのシニアパスについて、利用状況と県としてどのように評価しているのかを総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（重黒木　清君）　みやざきシニアパスは、昨年10月のサービス開始後、本年10月末時点でのカード申込み件数が約２万5,000件となり、宮崎交通の路線バスにおける利用回数は約38万回と、多くの高齢者に御利用いただいております。

また、昨年から運転士不足等の影響により、運行本数の減少等がある中ではありますが、宮崎交通からは、路線バスの今年度上半期の利用者数は昨年度と同程度であったと伺っております。

利用者の約５％がシニアパスの利用であるこ

とから、シニアパスにより高齢者の利用促進が図られたものと考えております。

○黒岩保雄議員　日南や都城、西都市など、比較的距離の長い運行区間での利用が多いというふうに聞いております。利用者の５％がパスを利用しているようだということでございますが、まだまだ周知が行き届いていないのではないかというような気がいたしております。

続いて、多くの高齢者から事業を継続してほしいとの声があり、来年度もみやざきシニアパスを継続すべきと考えておりますが、県の考えを総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（重黒木　清君）　シニアパスにつきましては、高齢者の利用促進により、バスの利用が回復基調となってきたことから、県としましては、コロナで疲弊した地域交通の再生・活性化を図るという事業の所期の目的を一定程度達成したものと考えております。

一方、御利用の高齢者から好評をいただいているため、バス事業者におきまして、事業継続や同様の企画乗車券の提供について検討されているとお伺いしております。

県では、現在、バス利用促進協議会におきまして、市町村やバス事業者等と連携し、「バスを一度でも使ってもらうためのきっかけづくり」等を基本的な方向性に定め、新たな利用促進策を検討しているところであり、地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするため、引き続き利用促進に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員　そもそもシニアパス支援の目的は、物価高における高齢者の交通機関の利用を促進し、新型コロナで疲弊した地域交通の再生・活性化を図るというものでありました。

国は今の臨時国会で補正予算を提出する予定で、その中で、物価高の克服として、低所得世帯向け給付金や電気・ガス料金負担軽減などの予算を盛り込んでいます。

こうした中、シニアパスが所期の目的を一定程度達成したという見解には疑問が残ります。また、１年半の実施期間でバス事業者が効果の検証が十分にできているのか、今後、同様の企画乗車券をバス事業者が独自に継続できるのか、不透明であります。

補助事業には終期があるのは当然でございますが、バス事業者と十分な意見交換を行い、今回の事業がしっかりと次の事業へと移行できるタイミングであるかなどを再度精査していただくように強く要望しておきます。

さて、日南市では、吐血や下血の専門的な治療ができる医療施設がないため、本年度上半期の吐血・下血傷病者の救急搬送では、搬送件数の約７割を宮崎市内の医療施設に管轄外搬送しておりますが、その搬送先の確保に苦慮しております。このため、日南市と串間市の消防本部が合同で、宮崎市の医療関係団体に対し、円滑な受入れについて要望しておりますが、解決に至っておりません。

このように圏域内で受入れが困難な救急搬送の場合に、広域での救急搬送を円滑に行うため、県ではどのように取り組んでいくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君）　県では、傷病者の救急搬送や医療機関による受入れを適切かつ円滑に行うため、消防機関や医療機関などで構成するメディカルコントロール協議会において協議を行い、傷病者の状況に応じた消防本部ごとの搬送先医療機関を定めております。

具体的には、二次医療圏内を中心とした搬送先のほか、傷病者の搬送時に受入れ医療機関が速やかに決まらない場合に備え、広域的な搬送

先もあらかじめ整理しております。

救急体制の確保は大変重要でありますので、引き続き、メディカルコントロール協議会において救急搬送状況等の情報共有を行うとともに、適宜、搬送先医療機関の見直しを行うなど、救急関係機関の連携強化を図ってまいります。

○黒岩保雄議員　日南市では、圏域内の専門医師が不在となったことで、急激に搬送が困難になりました。絶えず搬送先医療機関を見直し、協議会の機能が果たせるように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、こうした救急搬送に限らず、二次医療圏内において対応が困難な疾病についてどのように対応していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　本県の入院医療におきましては、７つの二次医療圏を基本としながら、がんや脳卒中、周産期医療など、５疾病６事業及び在宅医療の分野ごとに医療資源の配置状況等を考慮した医療圏を設定いたしております。

しかしながら、専門の医師がいないなど、疾病によりましては、圏域内での対応が困難なケースもありますので、圏域の枠を超えた連携体制を構築いたしまして、柔軟に対応していく必要があると考えております。

県といたしましては、引き続き、医師の養成・確保に取り組みつつ、地域医療構想調整会議等において、医療機関の役割分担や圏域同士の連携の在り方等について議論を重ねながら、医療提供体制の確保に努めてまいります。

○黒岩保雄議員　最終的には、医師不足や偏在、こういったものが大きなポイントであるということは認識しております。広域で連携し、柔軟に対応していただきたいと思います。

最後の項目の県職員の働き方改革でございます。

ＳＮＳなどの広がりにより、個人に関する様々な情報が入手できる昨今、プライバシーの保護が問題となってきています。県では、職員の保護の観点から、名札を名字だけにするなどの対策が取られてきていますが、こうした中、現在の県の職員名簿の作成状況について、総務部長及び教育長にお尋ねいたします。

○総務部長（吉村達也君）　県職員の名簿としまして、宮崎県職員録があります。職員録には、知事部局、企業局、病院局、教育委員会など各種委員会等の職員の所属、職名、氏名などが記載されております。

また、発行部数は7,100部で、誰でも購入できますが、購入者の約７割が県職員、約３割が市町村や企業・団体となっております。

○教育長（黒木淳一郎君）　県教育委員会作成の職員名簿である宮崎県教育職員録は、教育委員会事務局職員及び公立学校職員の所属、職名、氏名などが記載されております。

配付先は、教育委員会関係各課等と各県立学校、知事部局の関係課や県議会事務局などに電子データで送付しております。なお、県民の皆様への販売等は行っておりません。

○黒岩保雄議員　警察本部につきましては、非公開というふうに聞いております。教育職員録は関係者のみの配付で販売はなし、県職員録は販売と、取扱いがまちまちになっているということでございます。

開かれた県庁の推進と職員のプライバシーの保護は悩ましいところでありますが、職員名簿は一定の範囲内では必要と考えます。ただ、利用目的も問わず広く販売することについては、

考慮が必要ではないかと考えます。職員録がカスハラや犯罪等に利用されることも懸念されますが、現在の活用状況と併せて、県の考えを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君）　宮崎県職員録は、職員間だけでなく、市町村や企業・団体からの県への連絡、問合せ、各種申請窓口の確認など、業務に関係する様々な場面で活用され、定着しております。

これまでのところ、職員録が職員を名指しして攻撃するカスタマーハラスメントや職員名をかたった犯罪に利用されたとの報告は受けておりません。

一方で、議員御指摘のとおり、職員の安全面や想定外の使用がなされないよう注意は必要であることから、職員録によって職員や県民が不利益を生じていないか、注視してまいります。

○黒岩保雄議員　職員録に限らず、県庁から発せられる様々な情報を得て、職員のプライバシーの侵害のほか、犯罪に巻き込まれる、または実名が犯罪に利用されるおそれがないかなど、実態を注視し、適切な対応をお願いいたします。

今回は、様々な県民の皆さんの御意見を反映した質問をさせていただきました。河野知事は、今期の任期の折り返しを迎える時期に参りました。新年度予算は、財源確保など厳しい環境にある中ではありますが、河野カラーを色濃く出し、県民にさらに希望の光を与えるものとなりますように期待して、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濵砂　守議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時０分再開

○濵砂　守議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、こんにちは。中山間地のひなた、佐藤雅洋です。私が最終の19人目であります。疲れの出る時間でありますけれども、もう少し御辛抱ください。

本日は、県庁から一番遠い西臼杵をはじめとする多くの皆さんに傍聴においでいただいております。さらに、古事記、日本書紀の中に記されておりますアマテラスオオミカミのお隠れになった天岩戸を御神体としてお祭りしている天岩戸神社の佐藤永周宮司をはじめ、責任役員５名の皆さんにもおいでいただいております。誠にありがとうございます。

天岩戸神社は、古事記、日本書紀には、アマテラスオオミカミが弟のスサノオノミコトの乱暴に怒り、天岩戸に籠もられたことが記してあり、その天岩戸を祭る神社と伝えられています。御神体である天岩戸は西本宮から拝観することができます。そして、岩戸川を挟み、対岸に東本宮があり、東本宮はアマテラスオオミカミをお祭りしています。皆さんもどうぞ御参拝ください。必ずや御利益がございます。私もアマテラスオオミカミの御加護の下、質問させていただきます。

皆さん、フォレストピア宮崎構想（森林理想郷）を懐かしく思いますか。「伝統とは、燃え盛る炎を守ることであり、燃え尽きた灰を崇拝することではない」。私は11名の県議の皆さんとともに、10月19日、五ヶ瀬中等教育学校の30周年記念式典に出席しました。これは、その式

典の際の生徒代表、金丸直拓生徒会長の挨拶の冒頭であります。すばらしい挨拶でしたので、一部紹介させていただきます。

伝統とは、燃え盛る炎を守ることであり、燃え尽きた灰を崇拝することではない。オーストリアの作曲家グスタフ・マーラーはこのように述べています。この学びの森で30年間守られてきた炎とは何か。そして、次の10年に向け、残していくべき炎とは何か。この問いが今、私たちに与えられています。どこまでも続くかのような五ヶ瀬の森の緑の美しさ、急峻な谷川の流れが轟く、うのこの滝の力強さ、農作業で日焼けした地域の人々の笑顔、いつも私たちを見守ってくださっていることへの安心感、世界農業遺産に認定されたランドスケープが生み出す豊かな農作物、見上げる星の輝き、そのような学びの一つ一つが世界をつくり出す調和の重要性を私たちに気づかせてくれるのです。私たちを見守り、育んでくれる自然、そして地域の人々に支えられたこの地、第二のふるさとと言える場所で、私たちの人生は真の豊かさに満たされています。

そのような学びの森の在り方とは裏腹に、世界は他者への寛容さを失い、殺伐とした場に変化しつつあるように思います。双方が独自の正義を掲げて衝突し、自分たちの利益を最大化しようとして分断を余儀なくされる世界。自由な言論の場であったはずのインターネット上の空間は誹謗中傷にあふれ、勝ち組、負け組という言葉は珍しいものではなくなりました。世界がこのような危機的状況にある今、現状を打破する新たな価値の創造が求められています。学びの森の豊かさに育まれ、他者への敬意を基盤とする私たちの野性味と冒険心こそが新たな価値を創造する鍵になるのではないかと思うのです。

私たちはまだまだ弱く、未熟な存在です。私一人の理想は恐らく理想で終わってしまうでしょう。しかし、私たち学びの森で学ぶ全ての人間が願う理想は、よりよい世界を構築する原動力となると信じています。濃厚な人間関係と地域とのつながりの中、他者への理解と敬意、そして真の豊かさを学び、新たな価値を創造するために、多角的かつ俯瞰的な視野を開くこの学びの森の伝統を、次の10年に向け、発展的に継承していくことをここに誓います。五ヶ瀬中等教育学校生徒代表、金丸直拓。

見事の一言に尽きます。この教育こそがフォレストピア宮崎構想（森林理想郷）の成果ではないでしょうか。

西臼杵は天孫降臨の地、そして民俗学発祥の地として、多くの神話・伝説の史跡とともに、野山の至るところに神祠や野仏が祭られています。八百万の神への人々の信仰は厚く、刈干切唄、ひえつき節といった日本を代表する農業労働歌など、独特の農林文化が息づくとともに、農林業を通じて育まれた地域連帯の中で、長い伝統を持つ様々な神楽が今の時期は大切に伝えられております。これらの農林業と伝統文化は、日本の原風景として重要であるだけでなく、その環境下で育まれる人づくりを含め、世界的に見ても極めて貴重なものです。

いまだ地元では、多くの皆さんから支持されているフォレストピア宮崎構想（森林理想郷）は、西臼杵地域などの中山間地域の振興に寄与したと考えます。

そこで、その後の世界農業遺産や祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの認定が地域の活性化

にどうつながっているのか、松形県政でフォレストピア構想を支えた日隈副知事に伺います。

次に、危機管理について伺います。

国道218号は、九州中央部を東西に横断する道路であり、宮崎県北地域と熊本方面を結ぶ唯一の緊急輸送道路であります。災害発生時に被災者の避難や、救急活動人員や物資等の緊急輸送を円滑に行うための路線として、南海トラフ地震発生時における宮崎県北部、大分県南部地域の想定被災者数約14万人を支援する重要な役割を担っています。また、大雨等による災害発生時に、国道218号の代替道路として機能する自動車専用道路であります。

しかし、いまだ脆弱な道路であり、耐震対策も終わっていない区間があり、平成28年以降、３件の死亡事故が起きており、また災害による通行止めも、３時間以上が15件、12時間以上が７件、１日以上が４件といった具合であります。一日も早い九州中央道全線開通が望まれます。

国土交通省延岡河川国道事務所をはじめ、関係者の御努力で整備は進んでおりますが、平底ー蔵田間は計画段階評価に入ったばかりであり、早期の事業化が強く求められております。

先日、県議会防衛議員連盟で熊本の第８師団に新たに着任された徳永勝彦師団長を表敬訪問しました。豪雨災害、南海トラフ時の災害対応について意見交換をさせていただきました。その中で、多数の人員及び資機材をどのようにして短時間に求められる災害場所へと輸送するのか、移動させるのかが大きな課題であるとのことでした。

そこで、自衛隊、国土交通省、建設業協会等の関係機関との連携について、危機管理統括監に伺います。

石破政権が発足しましたが、その船出は波乱の幕開けとなりました。石破首相は日本の独立、平和の維持を保てるのか。地方創生関連交付金を当初予算ベースで倍増するということによる地方創生をどうするのか。多くの期待が失望となりかねない状況になってきました。

地方税財政常任委員長の河野知事の見解は先日までの質問答弁で聞かせていただきましたが、今回、江藤拓代議士が農林水産大臣に再就任しました。大変うれしいことでありますが、知事として今回の大臣再就任をどう捉えているのか伺います。

あわせて、江藤農林水産大臣の再就任は、本県農業及び林業の課題解決の大きな後押しとなると思いますが、県の考えを、環境森林部長、そして農政水産部長に伺います。

ここまでを壇上の質問とし、以下は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。江藤農林水産大臣就任への受け止めについてであります。

第２次石破内閣の江藤農林水産大臣におかれましては、第４次安倍内閣での農林水産大臣をはじめ、政府や党において数多くの農林水産関係の要職を歴任され、これまでも農水産物の輸出拡大や生産者の所得向上などに御尽力いただいてまいりました。

国内外で将来への不透明感が増す中、食料安全保障や持続可能な農林水産業の確立が国の最重要課題となるこの時期に、農業政策のエキスパートとして、満を持して農林水産大臣に再登板されますことを、とても心強く思います。

今朝も、大変お忙しい中ではありますが、８時25分と早い時間から、川南町での高病原性鳥インフルエンザの発生を大変心配してくださ

り、オンラインで意見交換の機会を設けていただき、国としっかり連携して対応していくことの確認をすることができ、大変ありがたく思っているところであります。

農林水産業に携わる皆様が夢と希望を持てるよう、畜産業をはじめとする本県の農林水産業のさらなる振興に力強い御支援をお願いするとともに、今後も豊かな経験と卓越した手腕を存分に発揮していただき、我が国、そして郷土宮崎の発展のため、一層活躍いただくことを心から期待しております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（日隈俊郎君）〔登壇〕　お答えいたします。フォレストピア宮崎構想の取組を踏まえた高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産、また祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの認定を活用した地域の活性化についてであります。

お話にありましたフォレストピア宮崎構想は、高千穂、日之影、五ヶ瀬、椎葉、諸塚の３町２村をモデル圏域とし、森林の恵みの下、人間性回復の森林の理想郷を整備していこうという壮大なプロジェクトでありました。その構想の中で、学びの森の中核施設として、五ヶ瀬中等教育学校が建設されました。平成６年に開学、今年で30年目を迎えたというところであります。お話にありました生徒会長の金丸直拓君の挨拶、大変すばらしい決意表明であったと思います。

御質問の２つの世界ブランドは、地域の伝統的な農林業、人々の営みや伝統文化、そして地域固有の自然環境が世界的に認められた貴重な地域資源であります。

これらの世界ブランドにおいては、認定を契機に、地域活性化の取組を進めており、エコツーリズム等の地域資源を活用した魅力発信、特産品ブランドの創出や農泊を通じた関係人口の拡大などが図られてきております。このような取組を地元関係者と一丸となって行うことで、いずれの地域においても観光客が訪れるようになり、地域経済活動の活性化の動きも見られるようになってきました。

これらの世界ブランドは県民の宝であり、今後、認定10周年の節目を迎えることから、地域住民や市町村、企業・団体等と連携しながら、国内外への情報発信を強化し、交流人口の拡大につなげていくことで、この地域の活性化に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（児玉憲明君）〔登壇〕　お答えします。南海トラフ地震に備えた関係機関との連携についてであります。

南海トラフ地震が発生した場合、道路などのインフラが寸断され、甚大な被害が予想されるため、関係機関と連携した迅速な応急対応が必要となります。

このため県では、総合防災訓練において、南海トラフ巨大地震を想定した実動型の訓練として、自衛隊による救助活動やヘリを活用した情報収集、国土交通省による移動型の衛星通信設備、いわゆるＣａｒ－ＳＡＴによる映像伝送、県建設業協会による道路啓開訓練等を行うとともに、訓練の実施に至るまでの協議を通して、顔の見える関係づくりを構築しております。

また、県が行う図上訓練や関係機関が行う独自の訓練にも双方が参加し、連携を深めております。

今後とも、大規模災害に備えた関係機関との連携強化を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（長倉佐知子君）〔登壇〕　お答えします。江藤農林水産大臣の再任と本県林業についてであります。

江藤大臣の就任会見では、森林・林業分野について、2050年カーボンニュートラル等の実現に向けて、森林の循環利用や再造林対策など、川上から川下までの取組を総合的に進めていくと表明されました。

県では、グリーン成長プロジェクトが目指す再造林率日本一に向け、県民の皆様と産学官が一丸となって取り組む宮崎モデルの構築を進めておりますが、「伐って、使って、植えて、育てる」という好循環の実現にはまだ課題も多く、より一層の取組が必要であります。

このような中、本県の実情を熟知されている大臣の再任は大変心強く、持続可能な森林・林業・木材産業の確立を図る上で、大きな後押しになるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（殿所大明君）〔登壇〕　お答えします。江藤農林水産大臣の再任と本県農業についてであります。

江藤大臣は就任会見において、食料安全保障の確保などを掲げた改正食料・農業・農村基本法の理念を実現するため、法に基づく基本計画をしっかりと策定すること、また、農業構造転換のために必要な予算を確保し、強い生産基盤の確立や人材確保を図ることを表明されました。

さらに、持続的な食料供給を可能とするため、合理的な価格形成の仕組みの法制化などを進めると発言されております。

本県農業が、担い手の減少に加え、長引く物価高騰、子牛価格の低迷などに直面する中、本県の実情を熟知されている大臣の再任は大変心強く、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向けて、大きな後押しになるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員　御答弁それぞれありがとうございました。

それでは、本県の基幹産業であります農業、その中でも大変重要な畜産振興について伺います。

西臼杵地域の農業を支える和牛繁殖農家は、長引く子牛価格の低迷で大変弱っています。早期の対策を打ってくれとの悲痛な声がかなり聞こえてきますが、長引く子牛価格の低迷について、どのように認識し、肉用牛対策にどのように取り組んでいるのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　飼料価格等の高止まりが続く中、令和６年度の子牛価格は、近年で最も下落した昨年度を下回る水準で推移しており、肉用牛経営はこれまでにない危機的な状況にあると認識しております。

このため県では、各地域で農家や関係機関との意見交換を行い、９月補正予算において、現場の厳しい実情や意見を反映した母牛更新等への支援や県産牛肉の消費拡大策を緊急的に講じるなど、従来のセーフティーネット対策等を含め、総合的な支援に取り組んでおります。

あわせて、国に対しても、全国の肉用牛主要産地と連携して、支援強化に向けた要望を行ったところであります。

今後とも、現場の声をしっかり受け止め、農家に寄り添いながら、肉用牛経営の安定に向けた支援に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員　現場の声をしっかりと受け止め、農家に寄り添うとの部長の答弁、ありがとうございます。

次のような声が私のところには届いています。競り市での子牛の値段は県外種雄牛の種の子牛のほうが高い傾向にある。また、２世代前

や３世代前に県外の種が入ると高い価格になるのは分かっているが、県が県内種雄牛を推奨するので、一般農家は逆らわず交配し、安値で販売してしまっている。逆に力のある農家、余裕のある農家は県外種雄牛を自力で交配して、高い価格で売っている。宮崎牛の系統を目指すのはよいが、今のやり方では子牛価格の安値が続き、農家は潰れてしまう。

農学栄えて農業滅ぶ。宮崎牛栄えて農家が滅びます。理想よりも、農家に金を取らせることを目指すべきです。言い換えれば、宮崎牛より農家経営ファーストに転換しないと、角を矯めて牛を殺すことになる。県はブランド第一ではなく、農家に金を取らせることを第一にすべきだ。ブランドの確立は農家が潤ってゆとりあるときに目指してほしい。経営が行き詰まり、農家は追い詰められている。ＪＡなど金融サイドでの破綻処理もうわさされている。早急に軌道修正と対策支援をお願いします。これが現場の声であり、畜産農家の悲痛な訴えです。

数年前の子牛価格上昇の折、若手経営者たちに、畜産クラスター事業の名の下、多くの資金で牛舎を増設する事業がありましたが、高千穂家畜市場の子牛価格が、高値時期の約90万円から、間近では約半分の50万円の値段になった今、支払いが困難で、餌代さえ払えない状況にあると私は聞いております。事業を進める若手経営者の責任だけではないと考えますので、関係団体がしっかりと支援し、子牛価格が安定するまでは支払いをしばらく猶予するといったような支援が必要ではないかと考えます。

そこで、肉用牛での畜産クラスター事業の実施状況と、経営環境が厳しい中で事業を活用した農家に対し、県はどのような支援をしているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　肉用牛農家が規模拡大等を図るため実施する畜産クラスター事業は、平成26年以降、県内では218件、うち西臼杵地域では、その約３割に当たる63件が実施されております。

しかしながら、子牛価格の低迷や資材高騰等により、当初計画に比べ収支が悪化するなど、事業実施農家の経営は大変厳しい状況にあります。

このため県では、ＪＡ等と連携し、経営状況を細かく分析するとともに、飼養管理の見直しなど、生産性向上やコスト削減への助言を行っております。

また、国は金融機関に、畜産農家に対する貸付金の返済条件変更など柔軟な対応を求めており、県も同様の依頼を行ったところであります。今後も現場の実情にしっかり寄り添いながら、農家経営の安定に向けて取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員　ありがとうございます。今こそ農家が生き残るための柔軟な対応を要望いたします。

今年も稲刈りの時期が終わりました。10月は雨が多く、稲刈りは大変でありました。また、後のわらの片づけも終わらず、畜産農家は干しわらの保管・備蓄に影響を来しているようであります。

稲作農家にとっては、水田は大変大事なものであり、宝箱であります。しかし、残念なことに、全国の水田利用量は減っているようであります。

そこで、県及び西臼杵地域における水田利用の状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　農林水産省の統計によりますと、令和５年の本県の田の面積

は、畦畔を除いて、３万1,700ヘクタールであります。

このうち、約72％の２万2,800ヘクタールが水田として利用され、主食用米や加工用米、ＷＣＳ用稲などが作付されています。

残りの8,900ヘクタールは、飼料作物や露地野菜、施設野菜等の作付のほか、遊休化している田もあると考えております。

また、西臼杵地域の田の面積は、同じく1,463ヘクタールで、このうち約64％の935ヘクタールに主食用米やＷＣＳ用稲が作付されており、残りの528ヘクタールは、露地野菜や飼料作物等の作付や、遊休化している田もあると考えております。

○佐藤雅洋議員　今後は、遊休化している田を生かす取組を要望いたします。

食料安全保障の観点から、全国における米の在庫や本県における生産の状況、今後の安定生産に向けた取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　農林水産省によりますと、令和６年６月末の主食用米の民間在庫量は153万トンで、調査を始めた平成11年以降、最も低い水準となっています。

また、本県の主食用米の生産量は年々減少しており、11月に公表された今年の見込みは５万9,600トンと、前年に比べ2,100トン少なくなっております。

このような中、今年度は全国的に米が品薄となったことから、県としましては、主食用米を安定的に生産し、県民に供給することが重要であると考えております。

このため、今後も農家への技術指導や作業効率化を支援するとともに、高温下でも品質が優れ、かつ食味がよい品種の導入を進めるなど、主食用米の安定生産に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員　中山間地域振興について伺います。

中山間地域にとって、とても有効であり、大変重要な中山間地域等直接支払制度は、令和７年度から次期対策が始まるとのことですが、次期対策における主な変更点について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　10月に開催された次期対策の説明会において、国から示された案の主な変更点は３つであります。

１点目は、交付金の基本部分の満額交付の要件が、将来の農地活用の戦略策定から、草刈り等を複数の集落で連携して行う活動計画の作成に変わることであります。

２点目は、営農以外の集落活動を支援するための加算などが廃止される一方、新たに集落のネットワーク化に向けた取組やスマート農業の取組に係る加算が設けられることであります。

３点目は、交付対象となる農用地について、これまでは農振農用地区域内にあるものとされておりましたが、これに地域計画区域内であることが要件に加えられることになっております。

○佐藤雅洋議員　この制度は大変ありがたい制度なのですが、中には、高齢化により担当責任者が決まらず取組が続けられない、交付金の支払い時期が遅いため対応できないなど、中山間地域等直接支払制度に対しての様々な悩みを聞きますが、次期対策における県の推進の考え方について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　中山間地域の人口減少や高齢化が進む中で、集落の農用地の維持管理を支える本制度は、大変重要となっております。

しかしながら、地域においては、のり面の草刈りなどの共同作業や会計事務処理等が困難となるケースが見られるほか、市町村の交付金の支払い時期が集落のニーズと一致しないケースがあることも認識しております。

このため県では、次期対策において、複数の集落で労働力等を補完し合う仕組みづくりに加え、会計事務処理の共同化や受託体制の構築を進めるなど、集落協定の広域化の取組を強化するとともに、支払い時期も含め、制度が適切かつ効果的に運用されるよう、市町村へ助言を行ってまいります。

○佐藤雅洋議員　交付金の８割を７月と10月に分けて支払い、残り２割を２月に支払うと大変効果的な活動ができるとの要望を受けております。市町村への適切な支払い時期等の助言をよろしくお願いします。

次に、農業用電力について伺います。

先日、地元高千穂町岩戸の畑中小水力発電所の完成式典に参列しました。６年の月日を経て完成の運び。地元の皆様の熱意、またそれを支えていただいた高千穂町及び町議会の御支援、さらには設計・施工に携わった技術者の皆様の御尽力のたまものであり、厚く敬意を表します。

売電収入は町内の農家負担の軽減や地域活性化に活用されると聞いておりますが、同様の取組が西臼杵地域、さらには県内各地に広がっていくことを期待します。

農家の減少、高齢化により、のり面の草刈りや水路の泥上げ、田の水回りなどに大変苦労しており、今後ますます難しくなることが危惧されます。今回の小水力発電は、不利と思われる地形を生かしたアイデアであり、西臼杵管内では揚水ポンプなどの遠隔操作の事例も増えておりますし、例えば隣り合う２枚、３枚の田んぼを１枚にするなどの小規模な基盤整備や自動給水栓の実証などにも取り組んでいます。

今回の小水力発電整備などの地域の実情に合ったきめ細かな農業農村整備事業をはじめ、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などの様々な事業・制度を利用して、山間地域の農業・農村の維持・発展を支援することが必要であります。

そこで、農業水利施設を利用した小水力発電に関する取組状況と今後の展開について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君）　用水路や農業用ダムなどの農業水利施設を利用した小水力発電は、地域資源を生かした有意義な取組であり、現在、県内で14か所が稼働しています。

本年５月から運転を開始した高千穂町の畑中小水力発電所では、売電収入を用水路などの維持管理に充てることで農家負担の軽減を図ると聞いております。

一方、小水力発電の整備には、水を落とす高低差や安定した水量などが必要であることに加え、建設に係る費用負担が大きいことなどが課題となっております。

このため、これらの課題に対応した事例も参考にしながら、整備を行う事業主体への支援を行うなど、今後とも、市町村をはじめとする関係機関と連携し、小水力発電の推進に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員　近年、日本における豪雨災害は頻度や規模が拡大しており、甚大な被害をもたらしています。日本のどこかで激甚な豪雨災害が毎年のように発生しています。

そこで、防災・減災に寄与する可能性の高い田んぼダムに水をためると、私の計算では、宮

崎県内で１億トンためられます。これは上椎葉ダムを上回る水量であります。

中山間地域の急傾斜地の棚田における田んぼダムは大変有効かと考えますが、県の認識と取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君）　中山間地域において、大小の水田が階段状に広がり、美しい農村風景を形成している棚田は、急傾斜地が多いことから、田んぼダムに取り組むに当たっては、雨水をためることによる農作業や作物等への影響に加え、畦畔の補強などの検討が必要であります。

このため、農作業や作物等への影響については、現在、県内３か所で行っている実証圃場の調査結果を踏まえ、また、畦畔の補強などについては、多面的機能支払交付金等の活用を念頭に、棚田における田んぼダムの取組について検討を行い、中山間地域の貴重な財産である棚田を維持・保全する取組を支援してまいります。

○佐藤雅洋議員　ありがとうございました。

次に、県道緒方高千穂線及び県道日之影宇目線について伺います。

両路線は、災害時の復旧や復興を支える命の道として大変重要な役割を担うとともに、沿線の豊富な森林資源を生かした木材産業や、大分県と宮崎県の両県をつなぐ観光産業などの地域振興を支える大変重要な道路であります。

しかし、急峻な地形を縫うように通っており、未改良区間も多いことから、車の離合が困難な状況となっております。また、近年の激甚化・頻発化する豪雨災害により大きな被害を受け、各所で交通が途絶するおそれがあります。

特に中山間地域の道路は住民にとっては生命線であり、災害が発生した道路は速やかに復旧いただくことは大変重要でありますが、地域の方々からは、近年の豪雨を受け、自分たちも孤立するかもしれないといった心配の声をいただいております。このような切実な声を聞きますと、速やかな災害復旧に加え、災害に強い道路を整備することが極めて重要であり、ひいては、これらの整備が地域振興にもつながるものと考えます。

そこで、県道緒方高千穂線及び県道日之影宇目線の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　※熊本県との県境をまたぐ２つの路線は、沿線住民の安全で安心な生活はもとより、産業活動等を支える大変重要な路線であります。

まず、県道緒方高千穂線では、上岩戸工区として、上岩戸大橋付近の約※20メートル区間の測量や設計を進めております。

次に、県道日之影宇目線では、赤石２工区として、日之影キャンプ場付近の約900メートル区間で、幅員が狭く、見通しが悪い箇所の改良工事を進めているほか、石垣の村付近の約700メートル区間においても、赤石３工区として、本年度から調査設計に着手したところです。

県としましては、地元の皆様の協力をいただきながら、今後とも必要な予算の確保に努め、早期整備に向け、取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員　熊本県ではなく大分県ですね。

次に、商工業振興について伺います。

商工会は、会員がお互いの事業の発展や地域の発展のために活動を行う団体です。小規模事業者にとってはなくてはならない存在です。

しかし、商工会の事務局体制の強化による質の高い支援体制の構築及び市町村をはじめとす

※ 278ページに訂正発言あり

る関係機関との連携強化による地域経済の維持・活性化を図るとの目的の商工会事務局体制強化事業も来年で終了するようでありますが、県は商工会に期待される役割をどのように捉え、どう支援していくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　商工会は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の身近な支援機関としての役割をはじめ、様々なイベントの開催や運営など、地域振興事業の重要な担い手として多大な貢献をいただいており、特にコロナ禍のような厳しい状況にあって、しっかりと地域を支えていただき、地域にとって欠くことのできない団体だと認識しております。

このため県では、商工会に対しまして、事務局長や経営指導員の設置に要する経費等について支援を行うとともに、事務局長の設置基準を満たさない商工会におきましては、市町村と連携してコーディネーターを配置することにより、事務局体制の維持・充実を図っております。

これらの支援により、事業者に対するきめ細かな経営指導が可能となっているほか、事業承継やＩＣＴ活用の推進など、多様化する経営課題への対応も進んでまいりました。

県といたしましては、今後とも、市町村等と連携を図りながら、商工会がその機能を十分発揮いただけるよう、必要な支援を見極め、取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員　ありがとうございます。商工会の重要性を十分認識され、引き続き必要な支援を行うとの力強い知事の答弁をいただきました。会員の皆様にとっても、県がしっかりと商工会のことを考えているとの安心感が伝わると考えます。コーディネーター配置の支援事業を引き続きよろしくお願いいたします。

人手不足が顕著な地域においては、今後、外国人労働者が必要になると考えられます。本県における外国人労働者の国籍別及び産業別の推移を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君）　県内の外国人労働者は、宮崎労働局によりますと、10年前の平成26年で1,885人だったものが、令和５年では7,021人と過去最高となっております。

国籍別では、平成26年は中国が最も多く、全体の57.4％を占めており、次いでインドネシア、フィリピン、ベトナムの順でしたが、令和５年はベトナムが最も多く全体の36.2％、次いでインドネシア、フィリピン、ミャンマー、中国、ネパールの順となっております。

また、産業別では、データの残っている平成28年は製造業が最も多く、農林業、教育等支援業の順となっていますが、令和５年は製造業、農林業、次いで建設業の順となっており、特に割合が増加した建設業の労働者数は、平成28年と比べて約11倍の760人となっております。

○佐藤雅洋議員　先日の福田議員の質問では、渡久山部長より、「近年は県内に外国人受入れ事業所が増加しているが、外国人受入れ制度の複雑さにより受入れをちゅうちょする事業所がある。その解消のため、県では、今年度より外国人介護人材マッチング支援事業を実施しているところです」との答弁がありました。

ほかの業種でも、その受入れ制度の複雑さのため、受入れを諦める傾向にあります。町村も窓口を開き、相談体制の充実を図りたいとの声ですが、外国人材の受入れについて、小規模企業を含む県内企業の支援にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　人口減少が進み、国内

外において外国人材獲得競争が激化する中で、外国人材の受入れ・定着を図るためには、本県の魅力を広く発信するとともに、これからますます人数の増加が見られるということも想定しながら、仕事や暮らしのサポートや相談支援体制の充実など、受入れ環境の整備を進めることが重要であると考えております。

このため県では、農業や介護などの分野において、海外の大学等と連携した人材確保や事業者とのマッチング支援などの取組を進めるとともに、外国人サポートセンターによる多言語での相談対応や情報提供に取り組んでおります。

このような中、今後ますます外国人材の確保が重要になるため、受皿となる企業等の増加に向け、小規模な企業を含む県内企業に対する相談体制の充実や受入れ手続に係る支援の強化など、市町村や関係団体とも連携して進める必要があると考えております。

今後は、本県産業を担う人材として多くの外国人材を受け入れ、定着につなげるため、他県の取組を参考にしながら、県内企業に対する新たな支援体制の構築など、必要な取組を検討してまいります。

○佐藤雅洋議員　県内どの市町村に行っても外国人や企業が相談できる体制づくりを要望いたします。

林業振興についてです。

ＦＩＴ制度開始後、多くの木質バイオマス発電所が稼働しており、燃料となる原木の安定的な調達に懸念の声も聞かれる中、細島港に日向バイオマス発電所が操業を開始したとのことですが、全く情報を確認できません。現在の状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君）　日向バイオマス発電所は、輸入したヤシ殻と木質ペレットを主な燃料とし、国産木質チップを補助的に使用する５万キロワット級の大規模発電施設であります。

木質バイオマス発電所については、近年、相次いで新設されており、既存の木材需要者との間で原木調達の競合が懸念されることから、県では、県内全ての発電所に対し、ＦＩＴ認定に係る燃料調達計画の遵守を呼びかけております。

中でも、日向バイオマス発電所は規模が大きく、適正な燃料調達がなされるか心配する声も多いため、県では、先月、同発電所の調査を行い、現時点で計画どおりの燃料調達が行われていることを確認したところです。

今後とも、計画に即した適正な燃料調達が行われるよう、その動向を注視してまいります。

○佐藤雅洋議員　県内全てのバイオマス発電所が順調に発電できることを願います。

先日の丸山議員の質問では、みやざき林業大学校では104名が学び、99名が県内林業事業体に就業し、山村地域の活性化に貢献している、さらに木育の推進が重要であり、知事も会長を務めるみやざき木づかい県民会議を中心に、幼少期からの木育の強化や将来の職業選択を見据えた高校生向けの木育の充実を進めるとの答弁を確認しました。

しかし、いきなり林業大学校で１年学び、そして林業職に就くのではなく、その前の高校でも林業に対する学びを深めるべきと考えますが、全国と本県の高等学校における林業に関する学科の設置状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　全国の高等学校におきましては、林業科、森林科学科などの名称の学科が、９つの道県、14の学校において設置

されております。また、35の府県、58の学校で林業に関する科目が開設されております。

本県におきましては、昭和34年に高千穂高校の林業科、平成２年に宮崎農業高校の林業科、平成21年に日南農林高校の森林科学科、平成26年に高鍋農業高校の農業科林業専攻を、入学希望者の大幅な減少や学科改編等に伴い、それぞれ募集停止にしております。現在は、門川高校で林業に関する科目を開設しております。

○佐藤雅洋議員　私は、森林・林業を取り巻く状況の変化は今新たなステージに入ったと考えます。本県の農業系高校において、林業に関する学科を再度設置することはできないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君）　今後も、本県の農業系高校において、林業に関する学科を単独で設置することは、これまでの経緯を踏まえますと、難しいと考えております。

しかしながら、「農業と環境」という科目の中で、森林に関する学びは全ての生徒が履修しており、学科はないものの、例えば、高千穂高校や高鍋農業高校では、シイタケの原木栽培に取り組むなどの学びを継続しております。

県教育委員会といたしましては、本県のすばらしい森林資源の魅力を伝え、林業後継者の育成につながるよう、関係機関や林業大学校とより一層の連携を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員　時代に合わせ、林業学科設置のための良策を要望いたします。先人が残した森林資源を生かした職業の魅力を、将来を担う子供たちに伝えましょう。

教育振興について伺います。

県立高等学校教育整備基本方針を本年度見直すとのことでありますが、高千穂高校の今後の方向性について、教育長はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君）　高千穂高校につきましては、世界農業遺産に認定された地域と連携・協働した学びを魅力として、令和７年度から全国を対象とした生徒募集を行い、県外からの生徒と県内の生徒が切磋琢磨する環境を充実させることで、さらなる魅力づくりを目指しているところであります。

西臼杵地区でも、今後、中学校卒業者数の減少が見込まれていますが、県教育委員会といたしましては、高千穂高校の専門学科を含めた現在の学びを維持しつつ、多様な学びを展開しながら、時代のニーズに応じたよりよい教育環境を提供していきたいと考えております。

○佐藤雅洋議員　ありがとうございます。現在の学びの維持を明言いただきました。引き続き変わらぬ高千穂高校への御支援を要望いたします。

県の市町村対抗駅伝について見てみますと、「子供から大人まで幅広い年齢層が参加する宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が、県庁前楠並木を発着点とする12区間39.2キロメートルの宮崎市内周回コースで、競技力向上や競技人口拡大とともに、市町村間の交流を通した地域活性化につながることを目的として開催されます」とありました。

しかし、今回はコースの変更があるとのことですが、宮崎県市町村対抗駅伝競走大会の歴史と意義について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君）　市町村対抗駅伝競走大会につきましては、昭和34年から行われてきた県駅伝競走大会を「口蹄疫からの復興と再生」を合い言葉として、平成23年に現在の形にリニューアルした大会であり、来年１月の開催で15回目を迎えます。

この大会は、宮崎日日新聞社、宮崎陸上競技協会の主催の下、県庁前楠並木通りを発着とし、小学生から50歳以上の男女が幅広い世代で、市町村の代表としての誇りや、ふるさとを愛する気持ちを１本のたすきでつなぐ、宮崎ならではの大会であると認識しております。

また、宮崎の新春を彩る風物詩としても定着しており、世代間の交流や地域の活性化にも貢献する、子供たちへの教育効果も大きい、大変意義深い大会であると考えております。

○佐藤雅洋議員　ありがとうございました。

私も、子供たちへの教育効果も大きい、大変意義深い大会であると考えます。

そこで、警察本部長に伺います。宮崎県市町村対抗駅伝競走大会の開催場所が木花運動公園に変更となった背景と経緯についてお聞かせください。

○警察本部長（平居秀一君）　道路交通法上、道路を使用するマラソンや駅伝大会などについては、管轄する警察署長の道路使用許可が必要となります。

そのため、マラソンや駅伝大会などの主催者等から道路使用許可申請についての事前相談があった場合、警察としては、計画の内容を吟味し、交通の安全と円滑が確保できる計画であるかどうかを確認いたします。具体的には、交通事故や著しい交通渋滞などのトラブルが発生するおそれのある計画となっていないかを確認いたします。

この点、市町村対抗駅伝競走大会については、毎回、住民からの苦情や運営上のトラブルがあるほか、警備員等の不足によるコース内への一般車両の流入など、交通の安全と円滑が十分確保されない危険な状況が発生しております。

そのため、来年の市町村対抗駅伝競走大会に係る道路使用許可申請についての事前相談があった際に、主催者側に対し、交通の安全と円滑を確保するため、万全な警備体制の確保や、沿道住民や沿道の商業施設等への説明を行うよう指導しました。今回のコース変更は、そうした警察からの指導を踏まえ、主催者側が判断したものと認識しております。

○佐藤雅洋議員　ありがとうございました。

県内各町村長の声であります。

選手にとって区間賞を目指すなど、モチベーションとなる大会であるので、同じコースで実施し、歴史・伝統を積み重ねることで、青島太平洋マラソンのような重みのある大会に成長、そして定着してほしい。

楠並木通りをスタート・ゴールとして市街地を走れることは選手の喜びや誇り、思い出となり、目標になるのではないか。

選手からすると、規制されたまちなかの一般道を走ることができる唯一無二の大会であり、一般道を規制してまで実施することこそ県を挙げて実施している感覚があり、大会の重みを実感でき、選手として特別感を体感できるのではないか。

子供たちにとって大きな一つの目標であり、楽しみにしている。小学生は県庁前楠並木スタートでの競い合いを、高校生などは楠並木の直線での最後の勝負でのゴールをイメージし、懸命に練習している。

青島太平洋マラソンも基幹道路を使用するが、駅伝大会だけ使用できない明確な理由がはっきりしない。周回コースだと周回遅れも出る可能性があるので、トップと下位の順位の区別が困難になることで、応援する側も順位が混乱する。各市町村もそれぞれの町村で駅伝大会

を一般道で実施しているので、影響が波及し、駅伝ができなくなることを懸念する。

３年後の国スポ・障スポの本県開催に向け、機運醸成、競技力向上を図る必要がある。当然守るべきルールは守った上で、これまでどおり一般道での開催が望ましい。

大事なのは、何のための、誰のための大会なのか。地域のまとまり、ふるさとを思う心を育む大会、県庁前で県民の自覚を高める大会。

これが町村長の声であります。

どうぞ警察本部長のリーダーシップで、主催者側とよく協議、そして指導され、次回は子供たちのためにも、県庁前楠並木で発着、スタート・ゴールで行われるよう、御尽力をお願いいたします。伝統とは、燃え盛る炎を守ることです。県民の心が灰にならぬようお願いいたします。

最後に、懸案の国スポ・障スポ大会の天皇行幸についてであります。

令和９年（2027年）、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会が「紡ぐ感動　神話となれ」のスローガンの下、開催されます。私は11月25日、日本のひなた宮崎国スポ高千穂町実行委員会設立総会、第１回総会に出席しました。神話と伝統の町・高千穂であり、剣道の町・高千穂、そして県内有数の観光地高千穂町では、国スポに向け、そしてまた本日おいでの天岩戸神社の佐藤宮司、責任役員の皆様も、天皇来訪に向け、着々と準備を進めておられます。

そこで、国民スポーツ大会で御来県が期待される天皇皇后両陛下の御視察において、県北地域、中でも、皇室ゆかりの地である天岩戸などの天孫降臨の地、高千穂町を訪問していただきたいと考えますが、知事の考えを、天岩戸の中まで届くような御答弁をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君）　天皇皇后両陛下は、今年開催された佐賀国スポにおいて、１泊２日の日程で総合開会式へ御臨席されたほか、バレーボール競技を御覧になられた後、地域住民が観光客等に地酒を提供する交流施設を視察されております。

また、昨年の鹿児島大会では、同様の日程で、総合開会式の後はフェンシング競技を御覧になられ、そして農産物の生産加工会社を視察されております。

昭和54年に本県で開催された前回国体では、昭和天皇が３泊４日の日程で、宮崎市で実施された馬術、体操、ホッケーや、新富町で実施されたウエイトリフティングの各競技を御覧になられたほか、天岩戸と同じくゆかりのある宮﨑神宮や西都原古墳群などを視察されております。また、高千穂町で実施された剣道競技については、寛仁親王殿下が御覧になられております。

県としましては、天皇皇后両陛下が御来県いただける場合には、大会に伴う日程等も踏まえながら、御覧になられる競技や御視察先について宮内庁に提案するとともに、万全の体制でお迎えできるよう準備を進めてまいります。

○県土整備部長（桑畑正仁君）　先ほどの県道の整備の御質問に対する答弁の中で、誤って「熊本県との県境をまたぐ」と申しましたが、正しくは大分県でございます。

同じく、上岩戸工区につきまして、20メートル区間と申しましたが、正しくは40メートル区間です。おわびして訂正いたします。

○佐藤雅洋議員　県土整備部長、大丈夫であります。

高千穂町には、初代天皇である神武天皇の祖

母、トヨタマヒメを祭った山で日本百名山の一つ、祖母山があります。熊本、大分、本県高千穂町岩戸から五ヶ所高原にかけての県内最高峰の山であります。荘厳な天皇家由来の山、まさに日本の聖域とも言われています。

天皇陛下には、開会行事後、都城や西諸を回っていただき、延岡を経由し、日之影町でなぎなた競技、高千穂町で剣道競技、五ヶ瀬町で相撲競技を観戦後、天岩戸神社などの高千穂の神社を参拝していただく。そして、神武天皇も手を合わせた祖母山を拝みながら、阿蘇くまもと空港に向かうルートもなかなかよいのではないかと思われます。

天皇皇后両陛下が車で移動される際には、沿道沿いを多くの西臼杵郡民が日の丸の小旗を振って歓迎する様子が目に浮かびます。私は高千穂だけに来てと言っているわけではありません。各地を回った後で結構ですので、初めての高千穂に必ず来てほしいと考えております。

この案を含め、宮内庁へ行幸案を強く提案していただきますようお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濵砂　守議長　以上で一般質問は終わりました。

○濵砂　守議長　次に、今回提案されました議案第１号から第33号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎　議案第22号採決

○濵砂　守議長　ここで、収用委員会委員の任命の同意についての議案第22号についてお諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第３項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第22号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎　議案第１号から第21号まで及び第23号から第33号まで並びに請願委員会付託

○濵砂　守議長　次に、議案第１号から第21号まで及び第23号から第33号までの各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日４日から９日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時３分散会

12 月 10 日（火）

令和６年12月10日（火曜日）

午前10時０分開議

出席議員（37名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
６番	本田利弘	（同）
７番	山内いっとく	（同）
８番	山口俊樹	（同）
９番	下沖篤史	（同）
11番	黒岩保雄	（同）
12番	渡辺正剛	（同）
13番	濵砂守	（同）
14番	脇谷のりこ	（親和会）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	山内佳菜子	（同）
17番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	日高博之	（同）
20番	後藤哲朗	（同）
21番	佐藤雅洋	（同）
22番	安田厚生	（同）
23番	日髙陽一	（同）
24番	内田理佐	（同）
25番	川添博	（同）
26番	荒神稔	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野﨑幸士	（同）

欠席議員（１名）

10番	齊藤了介	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎　議席の一部変更

○濵砂　守議長　これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第５条第１項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎　常任委員長審査結果報告

○濵砂　守議長　本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

まず、議案第１号から第21号まで及び第23号から第33号までの各号議案、並びに請願第８号から第12号までの各号請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、川添博委員長。

○川添　博議員〔登壇〕　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外10件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和６年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第１号は、令和６年台風第10号災害対策及びその他必要な経費について措置するもので、18億4,900万円余の増額となっております。

次に、議案第23号は、国の令和６年度補正予算（第１号）のうち、国土強靱化等の公共事業に係るもの及び職員等の給与改定に係るものに要する経費について措置するもので、395億5,100万円余の増額となっております。

両議案を合わせた歳入財源の主なものは、国庫支出金192億900万円余、県債146億9,900万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,193億6,200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で１億1,300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は213億3,900万円余となります。

総務部の補正予算は、一般会計で３億6,100万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,426億9,200万円余となります。

また、宮崎国スポ・障スポ局の補正予算は、一般会計で1,300万円余の増額であり、補正後の予算額は208億5,800万円余となります。

次に、東九州新幹線等調査結果についてであります。

これは、本県の新幹線整備に向けた基礎資料として、東九州新幹線の「日豊本線ルート」及び「鹿児島中央先行ルート」並びに「新八代ルート」の３ルートの調査を実施したものであります。

このことに関連して委員より、「新幹線整備は、整備計画路線に格上げされたとしても、部分開業まで約40年という長期的な事業となる。今回調査した３つのルートのうち、県としてどの方向を向いて進んでいくのか、いずれは知事が判断すべきものと考えているが、今後予定している動きはあるのか」との質疑があり、当局より、「今回の調査は県民の機運醸成が目的であり、国がどう動くか不透明な中で、期限を設定してルートを選定する予定はない。東九州新

幹線の実現を求めていく姿勢に変わりはなく、今回行った調査などを通して、早期整備に向け、引き続き国に要望してまいりたい」との答弁がございました。

当委員会といたしましては、新幹線整備に関する県民の機運を盛り上げていくためにも、新幹線が開通することによる経済効果の調査やシンポジウムの開催など、今後も議会や県民への積極的な情報提供に努めていただくよう要望いたします。

次に、災害支援物資拠点施設整備事業についてであります。

これは、県の物資の備蓄機能と国からの支援物資を効率的に配送できる機能を兼ね備えた災害支援物資拠点施設を整備するものであり、令和６年６月に完了した施設全体基本設計等を踏まえ、地盤対策や雨水排水対策等が必要になることに伴い、追加の設計を行うため、必要額を増額するものであります。

このことについて委員より、「災害支援物資拠点施設は、いつ起こるか分からない災害に備えるための、本県の物資備蓄や輸送拠点となる非常に重要な施設である。今回、追加の設計が発生したことにより、施設の整備に遅れが生じているが、その要因の分析をしっかり行っていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎国スポ・障スポに要する経費についてであります。

このことについて委員より、「国スポ・障スポ施設の整備費用が物価高騰等により増加しているが、人口減少が進む中、国スポ・障スポ後の施設の活用が大きな課題であると考えている。これらの施設を本県のレガシーとして残すために、どのような協議を行っているのか」との質疑があり、当局より、「国スポ・障スポ後の活用を見据え、プロチーム等の視察に丁寧に対応するとともに、国スポ・障スポ施設が本県のレガシーとなるよう、商工観光労働部や教育委員会と施設の活用についての協議を継続して行っている」との答弁がございました。

また、想定されている大会運営経費には、今後の物価高騰や人件費上昇などが考慮されておらず、精査はこれからとなる旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、将来にわたり有効活用される施設とするためにも、各部局や市町村との連携はもちろん、経費についてもしっかりと精査していただき、議会にも引き続き丁寧な説明をしていただくよう要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濵砂　守議長　次は、厚生常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外４件及び新規請願４件の計９件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第１号が台風第10号により被災した社会福祉施設等の復旧に要する経費として2,600万円余を、議案第23号が職員の給与改定に伴うもので２億6,500万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,360億7,900万円余となります。

次に、一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）の素案についてであります。

このことについて委員より、「この条例では、こどもの意見表明権について、どのような措置を講じているのか」との質疑があり、当局より、「一時保護施設の入所児童に対し、その意見または意向を尊重した支援に取り組まなければならないと規定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、こどもの意見表明権は、子供たちが権利の主体であることを社会全体で認識するとともに、その権利を保障し、健やかな成長を後押しするものであると考えていることから、法制度の整備を含め、子供たちが自らの意見を表明できる体制づくりに努めていただきますよう要望します。

次に、宮崎県社会的養育推進計画の素案についてであります。

このことについて委員より、「この計画は、今までとどのように違うのか」との質疑があり、当局より、「子供の利益実現のため、施設への措置が可能であっても、里親に預けることを優先する理念に基づき、計画を策定している」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「里親への委託が低迷しているのは、どのような理由か」との質疑があり、当局より、「里親を引き受ける人が少ないこともあるが、実親の里親への委託に対する抵抗も大きな要因となっている。そのため、実親に対し丁寧な説明を行い、同意を取るように進めている」との答弁がありました。

当委員会としましては、家庭養育を推進し、計画を実効性のあるものとするため、里親制度の周知と理解促進の取組をより一層進めていただくよう要望します。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うもので、病院事業費用について８億3,500万円余の増額補正を行うものであります。

次に、県立病院事業の令和６年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて委員より、「今年度決算における純損益は、33億8,900万円余の赤字の見通しだが、経営計画としては想定内になるのか」との質疑があり、当局より、「宮崎県病院事業経営計画2021の収支計画と単純比較した場合、純損益は８億1,200万円余、計画を下回っている。その要因としては、給与改定が最も大きく、加えて物価高騰が想定を超すスピードで進んでいることである。今年度の診療報酬改定は、薬価を除く本体部分が0.88％の増額改定にとどまり、物価高騰等の影響にさらされている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高齢化の進展に伴い、医療需要が増大、多様化する中、県立病院には地域のニーズに応え、適切な医療を提供することが求められていると考えておりますので、計画を適時適切に見直すなど、たゆまぬ改善により、持続可能な経営を進めていただくよう要望します。

次に、「宮崎県に対し、精神障がい者を県の

重度障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書」についてであります。

当委員会といたしましては、財政負担が見込まれるものではありますが、精神障がい者は身体障がい者や知的障がい者と同等に扱っていただきたく、当請願を採択したものであります。

当局におかれては、市町村等と連携し、実現に向けて検討していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濵砂　守議長　次は、商工建設常任委員会、山下寿委員長。

○山下　寿議員〔登壇〕　おはようございます。御報告申し上げます。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外８件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第１号が企業立地の促進やツール・ド・九州2025大会の開催準備に要する経費として8,000万円余を、議案第23号が職員の給与改定に伴う人件費として7,300万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は500億900万円余となります。

このうち、新規事業「ツール・ド・九州開催事業」についてであります。

「ツール・ド・九州」は、九州地方知事会と九州経済連合会などが一体となり、九州全体でのサイクルツーリズムの推進を図るために開催する国際自転車ロードレースであり、来年10月に本県での開催が決まった「ツール・ド・九州2025」大会に向け、コース設計や広報活動など大会開催の準備を行うものであります。

このことについて委員より、「大会に向けた準備や情報発信についてどのように行っていくのか」との質疑があり、当局より、「開催に当たり、自転車の競技別の誘致部会をつくり、関係団体との協議を深めるなどして、サイクルツーリズムの推進を行っていく。また、当日の大会状況については、解説つきでライブ放送され、その中で観光地各所の紹介も行われるため、観光の推進にも寄与すると考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「国スポ・障スポを間近にして、自転車競技も競技力を強化していく必要があるので、関係団体を巻き込んで競技力向上を図っていただきたい。また、サイクルツーリズムによる観光の推進にも努めていただきたい」との要望がありました。

次に、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、旅券発給手数料について、これまで書面申請とオンライン申請で同額の2,000円であったものを改定し、書面申請を2,300円、窓口での受付事務が不要となるオンライン申請を1,900円とするものであります。

このことについて委員より、「県内のパスポートの所持率はどのくらいか」との質疑があ

り、当局より、「県内のパスポート所持率は8.2％となっている。国際化の推進のためにもパスポートの取得率を上げることは大変重要だと認識している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今年の11月以降、国際定期便が再開・増便となったことに加え、オンライン申請が安くなることを機にパスポートの取得率を上げ、国際化を推進してほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第１号が台風第10号災害関連の経費として７億5,700万円余を、議案第23号及び第25号が防災・減災、国土強靭化及び職員の給与改定に係るものに要する経費として260億9,600万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,121億5,500万円余となります。

次に、民事訴訟事件の和解についてであります。

これは、串間市の福島港岸壁を損傷させた船主等を相手に、原状回復工事費等の損害賠償を求めた訴訟について、裁判所からの和解勧告があり、和解を受け入れるものであります。

このことについて委員より、「係留施設の使用許可条件には原状回復義務が明記されていたのか」との質疑があり、当局より、「使用許可条件に原状回復義務は明記されており、原状復旧するように戒告処分を行うなど、再三要求は行ったが、数年経過しても原状回復されなかったため、県が代執行を行い、原状回復に要した経費を請求するために訴訟を起こしたものである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後、同様の事態が発生した場合は、迅速に復旧に向けて話合いを進め、使用許可条件を遵守させ、早急に原状回復させるよう徹底していただくことを要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濵砂　守議長　次は、環境農林水産常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外４件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第１号が一般会計で５億4,500万円余を、議案第23号が一般会計で44億8,400万円余を、議案第24号が特別会計で70万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は276億2,500万円余となります。

このうち、松くい虫伐倒駆除事業についてであります。

これは、松くい虫被害が急増しているため、被害木の伐倒駆除を早急に実施し、被害拡大を防止するものであります。

このことについて委員より、「松くい虫の被

害により松林が枯れ、防風林としての機能が果たせなくなっている。毎年予算を計上して駆除事業を行っているが、抜本的な対策は検討しているのか」との質疑があり、当局より、「現在、松くい虫の駆除だけでなく、被害木の伐倒後に、抵抗性松を植栽しているが、今後は、他の樹種も検討しながら対策を行っていく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、松くい虫被害が広がる前に早期駆除対策を講じるとともに、松くい虫被害の抜本的対策のため、専門的な知見も取り入れながら、抵抗性松の植栽なども含め、優先的に実施していただくよう要望します。

次に、宮崎県産業廃棄物税条例についてであります。

このことについて委員より、「数年後に太陽光パネルの大量廃棄が懸念されるが、宮崎県は他県と比べてリサイクル率が低く、リサイクル業者の育成が必要であると思うが、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「リサイクル業者の育成は大変重要であると考えている。当条例は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進等に要する費用に充てることを目的としており、引き続き、リサイクル業者の育成や県民への普及啓発に係る取組を進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

このことについて委員より、既設盛土の調査状況について質疑があり、当局より、「県内には約6,000か所の盛土があると把握しており、災害危険区域や住宅地といった重要なところから先行して調査を実施しているところである」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「調査により危険な盛土が発覚した場合、埋め戻し等を指導した上で、許可申請に係る手数料を徴収することはできるのか」との質疑があり、当局より、「今回の手数料は新たな許可申請に伴うものが対象となる。既設盛土については、危険な箇所があった場合に指導を行い、是正していく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、違法性や危険性のある盛土等に対し、法的な部分をしっかりと固めた上で、関係機関とも連携しながら、その是正に向けて取り組んでいただくよう要望します。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第１号が一般会計で３億700万円余を、議案第23号が一般会計で46億5,400万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は484億9,200万円余となります。

次に、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置についてであります。

このことについて委員より、「養鶏農場と家畜保健衛生所の２か所で簡易検査を実施した後に防疫対策本部会議を開催しているが、農場での簡易検査後に防疫対策本部会議を開催することで、より早く防疫措置を実施することはできないのか」との質疑があり、当局より、「検査機関である宮崎家畜保健衛生所で改めて同一検体を検査する必要がある。防疫対策については、農場での簡易検査での陽性確認後、速やかに動員や資材の準備、消毒ポイントの設置場所の検討などに着手している」との答弁がありま

した。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濵砂　守議長　次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外10件及び新規請願１件の計12件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、決定いたしました。

なお、議案第20号については賛成多数により、その他の議案については全会一致、請願第12号については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うもの、及び国の補正予算を受け、県土整備部が多目的ダム改良工事の増額補正を行うことに伴い、共同施設負担金を増額するものであります。

このうち、議案第27号は電気事業会計について、収益的支出の事業費及び資本的支出で４億3,300万円余の増額を行うもので、補正後の事業費及び資本的支出の合計額は116億円余となります。

また、議案第28号は工業用水道事業会計について、議案第29号は地域振興事業会計について、それぞれ収益的支出の事業費を増額するもので、補正後の合計額は、工業用水道事業会計が４億5,600万円余、地域振興事業会計が3,100万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴い、28億5,400万円余を増額するものであり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,225億2,400万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、これまで指定管理を行ってきた宮崎県総合運動公園有料公園施設、宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場に加え、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場並びに宮崎県プールについて、指定管理者制度を導入し、令和７年度以降の指定管理者を指定するものであります。

このことについて委員より、「今回、申請者がそれぞれ１者しかいなかったことについて、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「募集期間を２か月間設定していたが、応募がなかったため、次回の公募の在り方や周知方法について検証していきたい」との答弁がありました。

さらに委員より、指定管理者候補の審査方法について質疑があり、当局より、「候補者から提出があった事業計画について、実績に基づいた内容であるのかどうかなど、選定会議において確認を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、競争性が働いていないことに強い懸念を抱いていることから、今後、施設の利活用を広げていくための企画に

配点を増やすなど、選定基準・審査項目・配点等を再考するとともに、経営的な視点を持ちながら、各種関係団体と連携して運営していただくよう要望します。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴い７億3,300万円余を増額するものであり、一般会計の補正後の予算額は306億6,500万円余となります。

次に、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用開始に伴い、免許の新規取得や更新時等のマイナ免許証に係る手数料等を新設するものであります。運用開始後は、従来の免許証とマイナ免許証の２種類となり、本人の希望により、どちらか一方、または両方を所持することも可能となります。

このことについて委員より、「新規免許取得時に、従来の免許証のみの場合が、マイナ免許証のみの場合と比べて手数料が高いのはなぜか」との質疑があり、当局より、「従来の免許証のみの場合は、新たに印刷する費用、台紙代、人件費がかかることから、マイナ免許証と比較すると高くなっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新たな手数料の新設が令和７年３月に差し迫っていることから、県民が混乱しないように、広くかつ丁寧に広報していただくことを要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濵砂　守議長　以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎　討　　論

○濵砂　守議長　これより討論に入りますが、討論についての発言時間は１人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕　おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案について、議案第１号、第６号、第20号及び第33号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第１号「令和６年度宮崎県一般会計補正予算（第７号）」については、議案第20号「公の施設の指定管理者の指定について」と関連がありますので、併せて討論いたします。

今回の補正予算（第７号）については、一般会計予算に18億4,954万円余を追加し、総額を6,798億1,047万円余とするものです。内容は、主に台風被害に対する災害復旧事業などで、県民にとって必要かつ重要な予算であることは論をまちません。

問題としているのは、債務負担行為に、県有スポーツ施設整備事業として、プール整備運営事業が追加補正されていることです。期間は令和６年度から令和21年度まで、限度額11億4,888万6,000円です。

このプール整備事業には、民間の資金を活用

するとしたＰＦＩ手法が導入され、民間事業者「ひなたメドレー株式会社」が設計、建設、運営、維持、管理を行うとされており、今議会で、このひなたメドレー株式会社を指定管理者として指定する旨の提案がなされております。指定期間は、令和７年１月から令和22年３月までと、15年３か月もの長期にわたります。

このＰＦＩについては、これまでも問題点を指摘してまいりましたが、国が法制化したＰＦＩ法の下、地方公共団体が行う公共事業にＰＦＩを導入して、民間に新たな事業と運営権を委ね、公共サービスを産業化していくやり方が位置づけられ、まさに大企業やゼネコンのための新事業づくりと言わなければなりません。

このＰＦＩ事業は、国内でも、様々な事故における責任の所在の曖昧さなども指摘されています。料金の設定をはじめ公共施設としての政策目的が損なわれ、その在り方が問われることにもなるのではないでしょうか。

暗にコスト削減をもって、また民間は事業運営のノウハウを持っているからと、ＰＦＩ事業導入で利益を目的とする事業者の意向が優先され、施設としての公共性が形骸化することが懸念されます。公が行うべき仕事を民間任せにすべきではなく、公が責任を持って行うべきであり、この指定管理者の指定についても反対するものです。

次に、議案第６号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

雇用保険法の改正に伴い、県条例の一部を改正するものです。

これまで、離職した人が、就職活動において就業手当や、離職前の賃金より、再就職後の賃金が低下していた場合に、低下していた賃金の６か月分を支給する手当として就業促進定着手当が設けられていましたが、今回の改定で、この就業手当の廃止とともに、就業促進定着手当も上限を支給残日数の20％に引き下げるなどの改定となっており、認められないものです。

次に、議案第33号「知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の特別職等の給与改定に準じて、知事や議員など、特別職の期末手当の引上げを行うとするものです。

人事院・人事委員会勧告による職員給与や手当を引き上げることは当然のことです。しかし今、異常な物価高騰が長期化する中、県民所得は伸び悩み、消費税の負担、国保税や介護保険料の引上げなど県民負担が増大する中で、個人消費の落ち込みは地域経済にも影響を及ぼしています。

こうした状況の中で、知事をはじめ特別職の期末手当を引き上げるなどは、県民の生活実態、県民感情からしても、決して好ましいとは言えません。県民の納得は得られないのではないでしょうか。今回の特別職に係る期末手当引上げの提案には賛成できません。

続いて、請願についてです。

常任委員長報告で不採択とされました、新規請願第８号、第10号及び第12号について、また、継続審査とされた請願第11号について、いずれも採択を求めるものです。

請願第８号は、現行保険証とマイナ保険証の両立を求めるものであり、第10号は、現行保険証の存続を求めるものです。

12月２日をもって、「現行（紙）の健康保険証は廃止する」とする政府ですが、現在においてもマイナ保険証をめぐるトラブルが多数発生する中で、利用率は全国でも県内でも２割にも

届いていないのが実情です。県民にも、このまま行って診療が受けられるのだろうかと、心配の声が寄せられています。

請願者は、マイナ保険証をなくせと言っているのではありません。安心して医療を受けるためにも、現行保険証とマイナ保険証の両立を願い、現行の健康保険証を残してほしいとの請願者、県民の思いは至極当然であり、しっかりと受け止め、国に届けることが県議会の役割ではないでしょうか。

第12号については、公立小中学校の教育条件の改善を求めるものです。

教職員が安心して働ける環境の整備を求め、教員定数を増やすこと、そのためにも国庫負担率を元に戻すこと、少人数学級の実現などなど、全ては子供たちの学ぶ権利を保障するためのものであり、請願者の意をしっかり受け止めるべきだと思います。

また、医療機関への財政支援や診療報酬の再改定を求めた請願第11号は、地域医療を担う医療機関が総じて厳しい経営状況に置かれる下で、県民の命と健康を守るとりでとして、地域医療や医療従事者を守るための支援を求めているものです。県民にとっても喫緊の課題と言えます。県行政にも国にもしっかり届けることが重要です。

これらの請願は、いずれも県民の安心・安全な暮らしと子供たちの学びにとって切実なものです。不採択と切り捨てず、また、継続審査と先延ばしにせず、請願者の意思を十分に尊重して、採択を強く求めるものです。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○濵砂　守議長　ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎　議案第１号、第６号、第20号及び第33号採決

○濵砂　守議長　これより採決に入ります。

まず、議案第１号、第６号、第20号及び第33号について、一括お諮りいたします。

これらの議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濵砂　守議長　起立多数。よって、議案第１号、第６号、第20号及び第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎　議案第２号から第５号まで、第７号から第19号まで、第21号及び第23号から第32号まで採決

○濵砂　守議長　次に、議案第２号から第５号まで、第７号から第19号まで、第21号及び第23号から第32号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎　請願第12号採決

○濵砂　守議長　次に、請願第12号についてお諮りいたします。

〔渡辺正剛議員退席・退場〕

○濵砂　守議長　本請願に対する委員長の審査

結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濵砂　守議長　起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

〔渡辺正剛議員入場・着席〕

◎　請願第８号及び第10号採決

○濵砂　守議長　次に、請願第８号及び第10号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濵砂　守議長　起立多数。よって、両請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎　請願第９号採決

○濵砂　守議長　次に、請願第９号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議なしと認めます。よって、本請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎　閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濵砂　守議長　次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濵砂　守議長　起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎　議員発議案送付の通知

○濵砂　守議長　次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和６年12月10日

宮崎県議会議長　濵砂　守　殿

提出者　議会運営委員長　　日髙　陽一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第２項の規定により提出します。

記

議員発議案第１号

避難所生活改善等に対する意見書

議員発議案第２号

民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書

◎　議員発議案第１号及び第２号追加上程、採決

○濵砂　守議長　ただいま朗読いたしました議員発議案第１号及び第２号の両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第１号及び第２号の両案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第３項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第１号及び第２号の両案について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎　議員派遣の件

○濵砂　守議長　次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎　選挙管理委員及び同補充員の選挙

○濵砂　守議長　次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議ありませんので、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

横田照夫氏、河野哲也氏、町元真也氏、成合修氏、以上の４名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました４名を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議なしと認めます。よっ

て、以上の４名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

亀田博昭氏、谷口真理子氏、小川真弓氏、福嶋幸徳氏、以上の４名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました４名を、選挙管理委員の補充員の当選人とし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵砂　守議長　御異議なしと認めます。よって、以上の４名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎　閉　　会

○濵砂　守議長　以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと21日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられますよう心から御祈念申し上げます。

これをもちまして、令和６年11月定例会を閉会いたします。

午前10時53分閉会

資　　料

令和６年１１月定例会日程

１９日間

月　日	曜	区　分	議　　事	備　　考
１１．２２	金	本会議	**開会** **会議録署名議員指名** **議会運営委員長審査結果報告** **会期決定** **議案上程** **知事提案理由説明**	議会運営委員会　　9:30
２３	土	休　会	（閉庁日）勤労感謝の日	
２４	日		（　閉　庁　日　）	
２５	月		（　議　案　調　査　）	**一般質問通告締切　12:00**
２６	火			
２７	水	本会議	**一　般　質　問**	
２８	木			
２９	金			**請願締切　16:00**
３０	土	休　会	（　閉　庁　日　）	
１２．１	日			
２	月	本会議	**一　般　質　問**	**議員発議案締切　17:00** **（会派提出）**
３	火		**一　般　質　問** **議案に対する質疑** **討論、採決（人事案件）** **議案・請願委員会付託**	議会運営委員会　　9:30
４	水	休　会	常　任　委　員　会	
５	木			**議員発議案締切　17:00** **（会派提出を除く）**
６	金		特　別　委　員　会	議会運営委員会 （特別委員会終了後）
７	土		（　閉　庁　日　）	
８	日			
９	月		（　議　事　整　理　）	
１０	火	本会議	**常任委員長審査結果報告** **質疑、討論、採決** **選挙管理委員及び同補充員の選挙** **閉会**	議会運営委員会　　9:30

２１５－１２０８
令和６年１１月２２日

宮崎県議会議長　濵砂　守　殿

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和６年１１月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第１号　令和６年度宮崎県一般会計補正予算（第７号）
議案第２号　令和６年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第２号）
議案第３号　宮崎県税条例の一部を改正する条例
議案第４号　使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第５号　警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第６号　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第７号　公の施設に関する条例の一部を改正する条例
議案第８号　宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第９号　宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号　工事請負契約の締結について
議案第11号　工事請負契約の変更について
議案第12号　工事請負契約の変更について
議案第13号　工事請負契約の変更について
議案第14号　工事請負契約の変更について
議案第15号　民事訴訟事件の和解について
議案第16号　訴えの提起について
議案第17号　公の施設の指定管理者の指定について
議案第18号　公の施設の指定管理者の指定について
議案第19号　公の施設の指定管理者の指定について
議案第20号　公の施設の指定管理者の指定について
議案第21号　当せん金付証票の発売について
議案第22号　収用委員会委員の任命の同意について

（文書取扱　財政課）

２１５－１２４２
令和６年１２月３日

宮崎県議会議長　濵砂　守　殿

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

議案の送付について

令和６年１１月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第23号　令和６年度宮崎県一般会計補正予算（第８号）
議案第24号　令和６年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第１号）
議案第25号　令和６年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第１号）
議案第26号　令和６年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第１号）
議案第27号　令和６年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第２号）
議案第28号　令和６年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第１号）
議案第29号　令和６年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第１号）
議案第30号　令和６年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第１号）
議案第31号　職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第32号　市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第33号　知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（文書取扱　財政課）

令和６年１１月定例会

一般質問時間割

１１月２７日（水）

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	坂口　博美	１０：００～１１：００	
2	自由民主党	丸山裕次郎	１１：００～１２：００	休憩
3	自由民主党	川添　博	１３：００～１４：００	
4	県民連合立憲	永山　敏郎	１４：００～１５：００	

１１月２８日（木）

順序	会派	質問者	時間	備考
5	自由民主党	福田　新一	１０：００～１１：００	
6	公明党	重松幸次郎	１１：００～１２：００	休憩
7	日本共産党	前屋敷恵美	１３：００～１４：００	
8	自由民主党	安田　厚生	１４：００～１５：００	

１１月２９日（金）

順序	会派	質問者	時間	備考
9	親和会	脇谷のりこ	１０：００～１１：００	
１０	自由民主党	山口　俊樹	１１：００～１２：００	休憩
１１	自由民主党	下沖　篤史	１３：００～１４：００	
１２	自由民主党	二見　康之	１４：００～１５：００	

１２月２日（月）

順序	会派	質問者	時間	備考
１３	自由民主党	荒神　稔	１０：００～１１：００	
１４	自由民主党	山内いっとく	１１：００～１２：００	休憩
１５	自民党同志会	井本　英雄	１３：００～１４：００	
１６	県民連合立憲	岩切　達哉	１４：００～１５：００	

１２月３日（火）

順序	会派	質問者	時間	備考
１７	公明党	工藤　隆久	１０：００～１１：００	
１８	自由民主党	黒岩　保雄	１１：００～１２：００	休憩
１９	自由民主党	佐藤　雅洋	１３：００～１４：００	

令和６年１１月定例会

議案・請願　委員会審査結果表

［議　案］

番　号	件　名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第１号	令和６年度宮崎県一般会計補正予算（第７号）	可決	可決	可決	可決	可決
第２号	令和６年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第２号）			可決		
第３号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第４号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第５号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第６号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第７号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第８号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第９号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第１０号	工事請負契約の締結について			可決		
第１１号	工事請負契約の変更について				可決	
第１２号	工事請負契約の変更について	可決				
第１３号	工事請負契約の変更について	可決				
第１４号	工事請負契約の変更について	可決				
第１５号	民事訴訟事件の和解について			可決		
第１６号	訴えの提起について			可決		
第１７号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第１８号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第１９号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第２０号	公の施設の指定管理者の指定について					可決

番　号	件　名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第２１号	当せん金付証票の発売について	可決				
第２３号	令和６年度宮崎県一般会計補正予算（第８号）	可決	可決	可決	可決	可決
第２４号	令和６年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第１号）				可決	
第２５号	令和６年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第１号）			可決		
第２６号	令和６年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第１号）					可決
第２７号	令和６年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第２号）					可決
第２８号	令和６年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算（第１号）					可決
第２９号	令和６年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第１号）					可決
第３０号	令和６年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第１号)		可決			
第３１号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第３２号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第３３号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	可決				

［請　願］

番　号	件　名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第８号	国に「現行保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること」についての請願		不採択			
第９号	宮崎県に対し、精神障がい者を県の重度障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書		採択			
第１０号	「現行保険証の存続を求める」意見書を国に提出することを求める請願書		不採択			
第１１号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願		継続			
第１２号	宮崎県下の公立小中学校の教育条件改善を求める請願					不採択

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和６年１１月定例会

委員会名	事件	理由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第11号　医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査･調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議 案 議 決 件 名 一 覧 表

議　案　番　号	件　　名	議　決　月　日
知事提出議案第１号	令和６年度宮崎県一般会計補正予算（第７号）	12月10日・可　　決
〃　第２号	令和６年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第２号）	〃
〃　第３号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃　第４号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃　第５号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃　第６号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃　第７号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃　第８号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃　第９号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃　第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃　第11号	工事請負契約の変更について	〃
〃　第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃　第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃　第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃　第15号	民事訴訟事件の和解について	〃
〃　第16号	訴えの提起について	〃
〃　第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃　第18号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃　第19号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃　第20号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃　第21号	当せん金付証票の発売について	〃
〃　第22号	収用委員会委員の任命の同意について	12月３日・同　　意
〃　第23号	令和６年度宮崎県一般会計補正予算（第８号）	12月10日・可　　決
〃　第24号	令和６年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第１号）	〃
〃　第25号	令和６年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第１号）	〃

議　案　番　号	件　　名	議　決　月　日
知事提出議案第26号	令和６年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第１号）	12月10日・可　　決
〃　第27号	令和６年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第２号）	〃
〃　第28号	令和６年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第１号）	〃
〃　第29号	令和６年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第１号）	〃
〃　第30号	令和６年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第１号）	〃
〃　第31号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃　第32号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃　第33号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃
議員発議案　第１号	避難所生活改善等に対する意見書	〃
〃　第２号	民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書	〃

議　員　発　議　案　等

議員発議案第１号

避難所生活改善等に対する意見書

昨今の自然災害が激甚化・頻発化する中、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震への危機意識が高まっている。そのような状況の下、災害が発生するたびに、多くの被災者が避難所で厳しい生活を余儀なくされている。被災後の心身への負担が原因となる「災害関連死」を防ぐためには、避難所の環境改善が喫緊の課題となっている。

国には、災害時の避難所環境において、被災者が尊厳ある生活を維持できるよう、国際レベルの衛生・生活環境基準の策定と自治体向けの避難所運営指針の改定が求められている。

また、避難所運営の主体が被災自治体であることから、人員や財源の確保に地域格差が生じる懸念がある。

よって、国においては、各自治体が新基準を満たす避難所を開設できるかどうかを総点検し、必要な支援を行えるよう、下記の事項を強く要望する。

記

１　避難所の環境改善および質の向上のため、トイレ、キッチン、ベッドの設置等に加え、水循環式のシャワー等の導入に対する支援を行うこと。

２　断熱性に優れた段ボールベッドについて、使用後の求償方式ではなく、平時から整備を可能とする自治体への継続的な支援を行うこと。

３　過去の大規模災害におけるトイレ事情を踏まえ、マンホールトイレやトイレカー等の整備に対する自治体への継続的な支援を行うこと。

４　福祉避難所の指定促進に向けて、資機材の充実や福祉人材の確保など、早期開設および機能強化に向けた自治体の取り組みを支援すること。

５　「災害関連死」に関して迅速な審査が可能となるよう、条例制定の推進に向けた自治体への助言を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和６年12月10日

宮崎県議会

衆議院議長	額賀福志郎　殿
参議院議長	関口昌一　殿
内閣総理大臣	石破　茂　殿
総務大臣	村上誠一郎　殿
財務大臣	加藤勝信　殿
厚生労働大臣	福岡資麿　殿
国土交通大臣	中野洋昌　殿
内閣府特命担当大臣（防災・海洋政策）	坂井　学　殿
内閣官房長官	林　芳正　殿

議員発議案第２号

民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書

民生委員・児童委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員である。住民の生活や福祉に関する相談に応じ、行政への繋ぎ役として、また高齢者や障がい者世帯、児童等の見守り役として、地域における重要な役割を担っている。昨今は防災や災害対応時にも活躍が期待されており、民生委員・児童委員は地域に欠かせない存在となっている。

令和４年度末における全国の充足率は94.5％であり、担い手の確保が課題となっている。しかし、行政機関からの様々な協力要請により活動範囲が拡大し負担感も増大しており、さらには、60歳以上の民生委員が８割を占め、高齢化による活動への影響も懸念される。令和７年12月の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の負担軽減が急務である。

また、民生委員・児童委員の活動費は自治体ごとに支給されているが、昨今の燃料費高騰や物価高を踏まえると、活動の継続、担い手確保の観点からも増額が求められる。

よって、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

１　民生委員・児童委員の役割、求められる活動内容を明確化すること。

２　民生委員・児童委員の活動費の増額に向けて、地方交付税の算定基礎額を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和６年12月10日

宮崎県議会

衆議院議長　額賀福志郎　殿
参議院議長　関口昌一　殿
内閣総理大臣　石破茂　殿
総務大臣　村上誠一郎　殿
財務大臣　加藤勝信　殿
厚生労働大臣　福岡資麿　殿
内閣官房長官　林芳正　殿

議　員　派　遣

令和６年１２月１０日

次のとおり、議員を派遣する。

１　令和６年度九州各県議会議員交流セミナー

(1)　目　　的　　九州各県議会の議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見の交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す。

(2)　派遣場所　　宮崎市

(3)　期　　間　　令和７年１月３０日（木）

(4)　派遣議員　　議会運営委員会において決定する３８名以内

請　願　一　覧　表

総　括　表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	－	－	－	
厚生	4	－	4	
商工建設	－	－	－	
環境農林水産	－	－	－	
文教警察企業	1	－	1	
計	5	－	5	

新　規　請　願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第８号	受理年月日	令和６年１１月２８日
請願の件名	国に「現行保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること」についての請願 （要旨） 国に対し、本年１２月２日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。 （理由） 政府は１２月２日から現行の健康保険証の発行を停止するとしていますが、医療現場の実態や保険証存続を求める国民の声を無視した健康保険証の廃止はやめるべきです。 厚労省の９月時点での調査ではマイナ保険証登録者のうち、病院や薬局で実際に利用している人は１３．８７％にとどまっています。また、８月３０日付けの宮崎日日新聞は「厚労省が行った現行の健康保険証廃止に関する意見公募には５万３０２８件が集まり、マイナ保険証への懸念を訴える意見が多かった」「別人情報のひも付けの誤りなどによる個人情報流出を心配する声が目立った」と伝えています。 全国保険医団体連合会（保団連）の調査では今年５月以降も全国７０％の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルが「あった」と回答しており、保団連では「トラブルを解決するためには現行の保険証を残すことが絶対に必要」と訴えています。 マイナ保険証は５年ごとの更新が必要です。更新には３ヶ月以内に役所に出向く必要があり、更新を忘れて医療機関にかかった時に資格情報が無効となり、窓口で１０割負担を求められることも起きかねません。 そもそもマイナンバーカードをつくるか、マイナ保険証として使うかは任意であると、政府は国民に説明・約束してきました。ここにきて、マイナカードの取得を事実上、強制して保険証を廃止することは拙速すぎる対応ではないでしょうか。 政府はマイナ保険証の利点を「本人の同意があれば他院で処方さ		

	れた薬など情報共有できる」と宣伝していますが、情報共有は「おくすり手帳」や「問診」で済むことです。 　こうしたことから、国民の不安に応え、医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年１２月２日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求め、国に対して意見書を提出することを請願します。
紹介議員	永山　敏郎　　岩切　達哉　　前屋敷　恵美

新　規　請　願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第９号	受理年月日	令和６年１１月２９日
請願の件名	宮崎県に対し、精神障がい者を県の重度障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書 （請願の趣旨） 精神障がい者が安心して、精神科以外の医療機関にかかることができるよう、県の重度障がい者医療費助成制度の対象を、精神障害者保健福祉手帳１級はもちろん、２級、３級を所持する精神障がい者まで、早急に拡充していただくようお願いします。 （請願の理由） 近年、「精神的」な病気は、特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約４２０万人で、国民の重要５大疾病中１位となっています。 精神疾患の程度や症状は様々で、回復にとても時間がかかります。その中には、「未就労」の方が多く、他の身体障がい者等と比べて雇用数、定着率ともに、とても低く、低い収入にもかかわらず、精神障がい者に対する自立支援医療の助成は精神科への通院のみであり、精神科以外への通院は３割負担となっています。生活原資は、わずかな障がい年金のみの場合が大半であり、医療費の３割負担が重くのしかかり、受診もままらないのが現状です。 障がい者に対する医療費助成については、市町村が実施主体でありますが、県は市町村に対し、県の定める対象者と助成金額の基準に基づき補助を行っていることから、都道府県の基準により障がい者への医療費助成を行っています。 現在、宮崎県では、県の基準によれば、身体・知的障がい者は重度障がい者医療費助成制度の対象であり、全診療科目において、１月あたりの自己負担額は、外来の場合１医療機関につき５００円、入院の場合は１，０００円となっております。 また、全国では、多くの都道府県で精神障がい者手帳２級所持者まで自己負担はなく、無料としている市町村も増えています。 精神障がい者（特に精神障がい者手帳２級、３級保持者）が重度障がい者医療費助成制度の対象となり、医療費助成を受けられるようになれば、日常の病状が改善され、就労が可能になると考えられ		

	ることから、現在の人手不足が少しでも解消されるとともに、雇用する側も税制を含め、メリットも多く、プラスになると思われます。 　障害者基本法によれば、身体障がい、知的障がい、精神障がいの３つの障がいは、すべて同等として扱われるべきものですが、精神障がい者の置かれている現状を踏まえ、精神障がい者の命や健康を守るため、一刻も早く、精神障がい者が県の重度障がい者医療費助成制度の対象となるよう、制度を拡充していただきますよう要望いたします。
紹介議員	重松　幸次郎　　下沖　篤史

新　規　請　願

	厚生常任委員会

請願番号	請願第１０号	受理年月日	令和６年１１月２９日
請願の件名	「現行保険証の存続を求める」意見書を国に提出することを求める請願書 （請願趣旨） 　政府は2023年６月に現行の健康保険証を2024年12月に廃止し、マイナンバーカードに健康保険証を一本化する法案を可決成立させました。 　しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナンバーカード（マイナ保険証）での受診によるトラブルが続出し多くの患者・国民が不安を抱えています。 　健康保険証がこのまま廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療を受ける権利を失う結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされてしまいます。 　国民・患者も医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの強制的な一本化はただちにやめて、現行の健康保険証を残すべきです。		
紹介議員	永山　敏郎　　前屋敷　恵美		

新　規　請　願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第１１号	受理年月日	令和６年１１月２９日
請願の件名	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 （要旨） 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 （理由） 厚生労働省による医療経済実態調査では赤字法人は約 25％を占めます。医療法人の施設数約４万件のうち１万件が赤字経営ですが、実態は数字以上に厳しく、資金不足のため、借入金返済に追われ、病院建て替えなどの設備投資は計画にすら手がついていない厳しい状態です。 帝国データバンク 2023 年度動向調査によると、医療機関（病院・診療所・歯科医院）の倒産は 55 件で過去最多となり、休廃業・解散が急増しています。休廃業・解散は、倒産件数の 12.9 倍となる 709 件が確認され過去最多を更新し 10 年前と比較して 2.3 倍に増えています。 このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあります。厚生労働大臣、財務大臣の折衝で、本体改定率 0.88％と決定された 2024 年度診療報酬改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容になっています。 本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし 2024 年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました。多くの医療機関から「今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晩持たなくなる」との悲痛な声があがっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域がでてくるかもしれません。地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、以下要請し、		

	実施を強く求めるものです。 　また、新型コロナウイルス感染症が５類に移行しましたが、依然として感染対策の強化は必要な状況であり、経営負担となっています。地域医療または医療従事者を守るために、県に対して財政支援を求めるものです。 （要請事項） １．医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うように、国に対して意見書を提出すること。 ２．国による診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置がない場合は、地方自治体として、医療機関の事業と経営維持のための補助金等の財政支援措置を行うこと。 ３．医療従事者に対して、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布を行い、新型コロナウイルスワクチン接種について、補助金等の財政支援措置を行うこと。
紹介議員	渡辺　正剛　　前屋敷　恵美　　永山　敏郎　　図師　博規

新　規　請　願

	文教警察企業常任委員会

請願番号	請願第１２号	受理年月日	令和６年１１月２９日

請願の件名

宮崎県下の公立小中学校の教育条件改善を求める請願

（請願の趣旨）

宮崎県下の公立小中学校の教育条件改善を求めます。

（請願の理由）

コロナ禍によって、様々な困難が学校現場に生まれました。その後、収束しつつあるとはいえ、引き続き継続している問題もあります。

また、最近特に頻繁に見られるようになった、教員未配置の改善について、必要な手立てを講じる必要もあります。特に、若者が教職を敬遠する傾向になっている事は、日本社会の未来に係わる由々しき事態です。

問題の、根本的な解決のために請願するものです。

（請願項目）

Ⅰ　宮崎県教育委員会として、以下の事を行うこと。

（１）教職員の任用は、正規採用を基本とする。

① 将来の不安なく、職務に専念できるようにする。

② 不公平感なく、職員同士が協力・助け合えるようにする。

③ 短時間勤務、変則勤務では、児童理解・共通理解が困難であるので、フルタイムを基本とする。

（２）学校間の教職員配置の恣意的な格差を作らない。

① 産休・育休等の代替の見込み数を考慮して、欠員での教員配当は調整する。

② 任意の配置となっている「加配定数」の配当は、公平を旨とする。

Ⅱ　以下の事について、国に対して意見書を提出すること。

（１）教職員定数を増やすこと。

① 教師の負担を適正なものとするため、一教師の受け持つ授業時間数を、相当なものとし、義務標準法第７条第１項第１号の「乗ずる数」を改善し、基本となる教員定数を増やすこと。

	② 「乗ずる数」から「各学校への配置数」として計算できるよう、法律を改正すること。 ③ 不安定で不公平な「加配」による、教員の「受持ち授業時間」削減ではなく、公平・公正な教員配置を実現できる①、②の方法による、基礎的定数の増を図ること。 ④ 産休や、育休の代替職員は、必ずしも臨時的任用によらず、正規任用者を充てることができるように法律を改正すること。 （２） 教職員給与費国庫負担制度をもとに戻すこと。 ① 国庫負担率を、もとの２分の１に戻すこと。 ② 非正規化を考え方として推進する国庫負担限度額政令の「総額裁量制」を、元の「定員制」に戻すこと。 学級編制基準を改善すること。 ③ 「３５人学級」を、すみやかに中学校にも実施すること。 ④ 教師の負担を適正なものにするため、一教師の受け持つ児童生徒数（同時に授業を受ける）の上限を、３０人以下とすること。 ⑤ 特別支援学級においては、６人以下とし、複数学年での編成の場合は３人以下とすること。 ⑥ 複式学級は、１４人以下とすること。 （３） 小規模学校の良さを守ること。 ① むやみな学校統廃合を進めないこと。 ② 子どもが歩いて通える学校を基本として、学区を守ること。 （４） 教育内容・教育方法の強制を行わないこと。 ① ＩＣＴ教育は、子どもの心身の発達を保障し、健康を害さないことを考えて、学校での使用時間を１時間以下とすること。 ② 非常勤対応を前提とするような、教育内容や、指導方法を採用しないこと。 ③ 教育内容や、指導方法については、学校で実際に授業を行う教員、学ぶ子ども、見守る保護者・市民の意思や希望を尊重すること。 ④ 授業時数は、子どもの発達段階に応じたものとすること。 （５） 高圧的な管理政策をやめること。 ① 学力・学習状況調査は廃止すること。 ② 教員評価と、それの賃金への反映を廃止すること。 ③ 管理的な立場となる教員の数をやたらに増やさないこと。

	＜おことわり＞この請願の趣旨は、教育条件の改善を求めるものであり、現在、学校で、臨時的任用や短時間勤務で奮闘しておられる先生方を否定するものではありません。任用制度の本来の在り方について、要望するものです。 以上。
紹介議員	永山　敏郎　　前屋敷　恵美　　渡辺　正剛

議　　事　　経　　過

月　　日	曜	区　　分	議　　事　　内　　容
11月22日	金	本　会　議	開　　会 会議録署名議員指名（佐藤雅洋議員、今村光雄議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第１号～第22号上程 知事提案理由説明
11月23日	土	休　　会	（閉庁日）勤労感謝の日
11月24日	日		（閉庁日）
11月25日	月		（議案調査）
11月26日	火		
11月27日	水	本　会　議	一般質問（坂口博美議員、丸山裕次郎議員、川添　博議員、永山敏郎議員）
11月28日	木		一般質問（福田新一議員、重松幸次郎議員、前屋敷恵美議員、安田厚生議員）
11月29日	金		一般質問（脇谷のりこ議員、山口俊樹議員、下沖篤史議員、二見康之議員）
11月30日	土	休　　会	（閉庁日）
12月１日	日		
12月２日	月	本　会　議	一般質問（荒神　稔議員、山内いっとく議員、井本英雄議員、岩切達哉議員）
12月３日	火		議案第23号～第33号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（工藤隆久議員、黒岩保雄議員、佐藤雅洋議員） 採決（議案第22号）（同意） 議案・請願委員会付託
12月４日	水	休　　会	常任委員会
12月５日	木		
12月６日	金		特別委員会
12月７日	土		（閉庁日）
12月８日	日		
12月９日	月		（議事整理）

月　　日	曜	区　　分	議　　事　　内　　容
12月10日	火	本　会　議	議席の一部変更 常任委員長審査結果報告 討論（議案第１号、第６号、第20号、第33号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第１号、第６号、第20号、第33号）（可決） 採決（議案第２号～第５号、第７号～第19号、第21号、第23号～第32号）（可決） 採決（請願第12号）（不採択） 採決（請願第８号、第10号）（不採択） 採決（請願第９号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第１号、第２号追加上程、採決（可決） 議員派遣の件 選挙管理委員及び同補充員の選挙 閉　　会

署　名

宮崎県議会議長　濵砂　守

宮崎県議会副議長　野﨑幸士

宮崎県議会議員　佐藤雅洋

宮崎県議会議員　今村光雄